

大分市の福祉と保健

令和6年度



大分市福祉保健部・子どもすこやか部

大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成 8 年 3 月 28 日
大分市条例第 2 号

（目的）

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下
の平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の
基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めること
により、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、
もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、第 4 条第 1 項に規定する施策の
推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

（市民の責務）

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の
擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第 4 条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の
振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、当該施策の総合的
かつ計画的な推進について定める基本計画及び部落差別を解消するための
基本方針その他あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する方針に基づき
行うものとする。

（実態調査）

第 5 条 市は、前条第 1 項に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、
必要に応じ実態調査等を行うものとする。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 13 号）

この条例は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

表紙

2023 大分市人権フォトコンテスト入選作品

上 段 最優秀賞	「じいじと一緒」	櫛 来 英 美 さん
下段左 優 秀 賞	「帽子なんていない」	合 澤 真 弓 さん
下段右 優 秀 賞	「おにいちゃんの背中」	親 松 榮 子 さん

大分市の福祉と保健

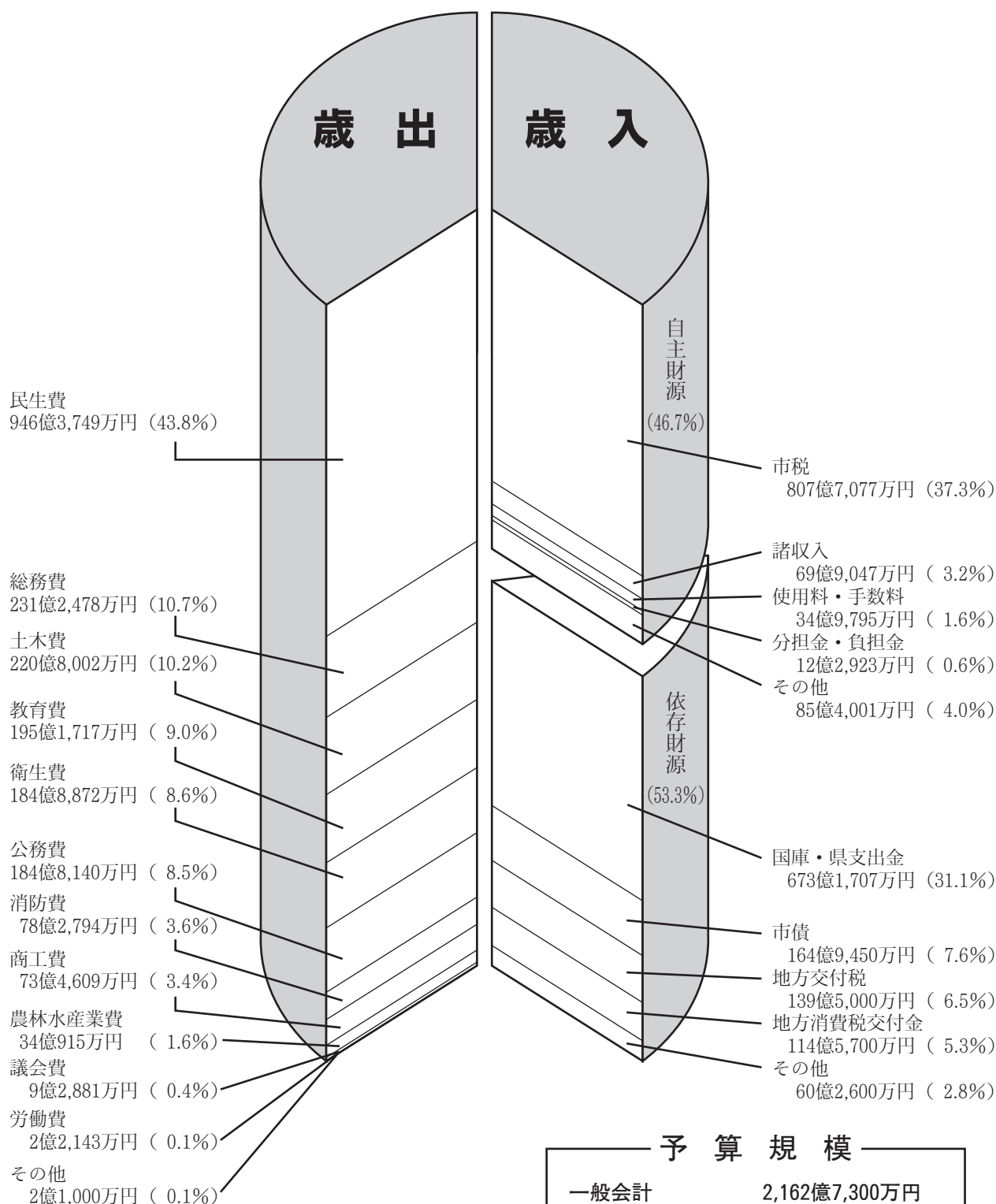
令和 6 年度

本書は、大分市の福祉・保健行政に関する取り組みについて、令和 5 年度の実績を中心に概要をまとめたものです。

多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

令和 6 年10月

令和 6 年度 一般会計歳入歳出予算
2,162億7,300万円



※数字は概数

予 算 規 模	
一般会計	2,162億7,300万円
特別会計	1,055億9,700万円
水道事業会計	188億500万円
公共下水道事業会計	271億万円
合 計	3,677億7,500万円

予算は市民一人当たりこのように使われます。

予算全体では 4 5 7, 1 3 9 円

市民福祉のために（民生費）	2 0 0, 0 3 7 円
窓口サービスのために（総務費）	4 8, 8 7 9 円
道路や住宅、公園などの整備のために（土木費）	4 6, 6 7 1 円
教育のために（教育費）	4 1, 2 5 4 円
ゴミ処理や健康を守るために（衛生費）	3 9, 0 8 0 円
火災の予防や消火などのために（消防費）	1 6, 5 4 6 円
商工業、観光などの発展のために（商工費）	1 5, 5 2 8 円
農林畜産の振興のために（農林水産業費）	7, 2 0 6 円
そ の 他	4 1, 9 3 9 円

※四捨五入の関係で総数が一致しない場合があります。

〔面積・人口・世帯数〕

人 口	4 7 3, 1 0 1 人
男	2 2 7, 4 9 8 人
女	2 4 5, 6 0 3 人
世 帯 数	2 3 1, 2 0 6 世帯
面 積	5 0 2. 3 9 km ²

（令和 6 年 3 月末日現在
住民基本台帳人口＋外国人登録人口）

目 次

福祉保健部・子どもすこやか部の機構図	1
福祉保健部職員配置状況	2
子どもすこやか部職員配置状況	6

第1章 大分市の福祉

1 高齢者福祉	10
(1) 敬老・生きがい対策	10
(2) 後期高齢者医療対策	12
(3) 生活支援対策	14
(4) 在宅高齢者介護対策	14
(5) ひとり暮らし高齢者対策	16
(6) 認知症高齢者対策	16
(7) 施設入所措置	18
(8) 相 談	18
(9) 表 彰	18
(10) 老齢年金	20
(11) 高齢者福祉関係参考資料	22
2 介護保険	23
(1) 介護保険料	23
(2) 要介護（要支援）認定について	27
(3) 介護保険給付内容	28
○要介護（要介護1～5）者が利用できるサービス	
・居宅サービス	28
・地域密着型サービス	28
・施設サービス	28
○要支援（要支援1・2）者が利用できるサービス	
・介護予防サービス	30
・地域密着型介護予防サービス	30
○要支援（要支援1・2）者・事業対象者が利用できるサービス	
・介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス	30
・介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス	30
・パワーアップ教室	30
○その他の給付	
・福祉用具購入費の支給	32
・住宅改修費の支給	32
・おむつ等介護用品購入費の支給	32
・高額介護（介護予防）サービス費の支給	32
・高額医療・高額介護合算制度	32
○食費・居住費（滞在費）の負担軽減	

・食費・居住費（滞在費）の 負担限度額認定	32
(4) 地域包括支援センター	34
3 障がい者福祉	36
(1) 障害基礎年金・特別障害給付金	36
(2) 障害者福祉手当	36
(3) 重度障害者福祉手当	38
(4) 障害者医療費助成	38
(5) 障がい者（児）福祉施策	40
(6) 点字・手話講習会	46
(7) おもちゃライブラリー	46
(8) 相談業務・手話通訳	48
(9) 援 護	48
(10) 行 事	50
(11) 障がい者（児）福祉関係参考資料	50
(12) 障がい者福祉サービス等の種類	53
4 子ども・子育て支援	54
(1) 手 当	54
(2) 子ども医療費助成	56
(3) 児童福祉相談	56
(4) 大分市親子通所事業	58
(5) 放課後児童クラブ事業	58
(6) 大分市こどもルーム事業	58
(7) 大分市子育てファミリー・サポート・ センター	58
(8) 保育所等運営事業	60
(9) 病児保育事業	60
5 ひとり親家庭支援	64
(1) 遺族基礎年金	64
(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	66
(3) 相談業務	68
(4) ひとり親家庭等医療費助成	68
(5) 母子生活支援施設運営事業	70
6 生活保護	72
(1) 保護の種類	72
(2) 本市の現況	74
(3) 扶助費別支給状況	75
7 人権・同和行政	76
(1) 講演会の開催	76
(2) 人権相談	76
(3) 大分市旭町文化センター	78

(4) 人権啓発センター	80
8 その他の福祉	82
(1) 重層的支援体制整備事業（令和6年度新規事業）	82
(2) 生活困窮者自立支援制度	84
(3) 子どもの学習支援事業	86
(4) 災害対応	86
(5) 避難行動要支援者対策事業	88
(6) 災害時要配慮者支援事業費補助金	88
(7) 遺家族援護ならびに軍人恩給に関する業務	90
(8) 基金	90
(9) 大分市多世代交流プラザ	92
(10) 大分市丹生温泉施設	93
9 民生委員・児童委員	94
(1) 民生委員・児童委員とは	94
(2) 民生委員・児童委員の活動状況	94
(3) 大分市民生委員児童委員協議会	95
10 社会福祉法人大分市社会福祉協議会	96
● 施設一覧表	
1 高齢者福祉関係施設	104
2 介護保険関係施設	106
3 障がい者福祉関係施設	107
4 児童福祉関係施設	108
5 大分市総合社会福祉保健センター	123

第2章 大分市の保健

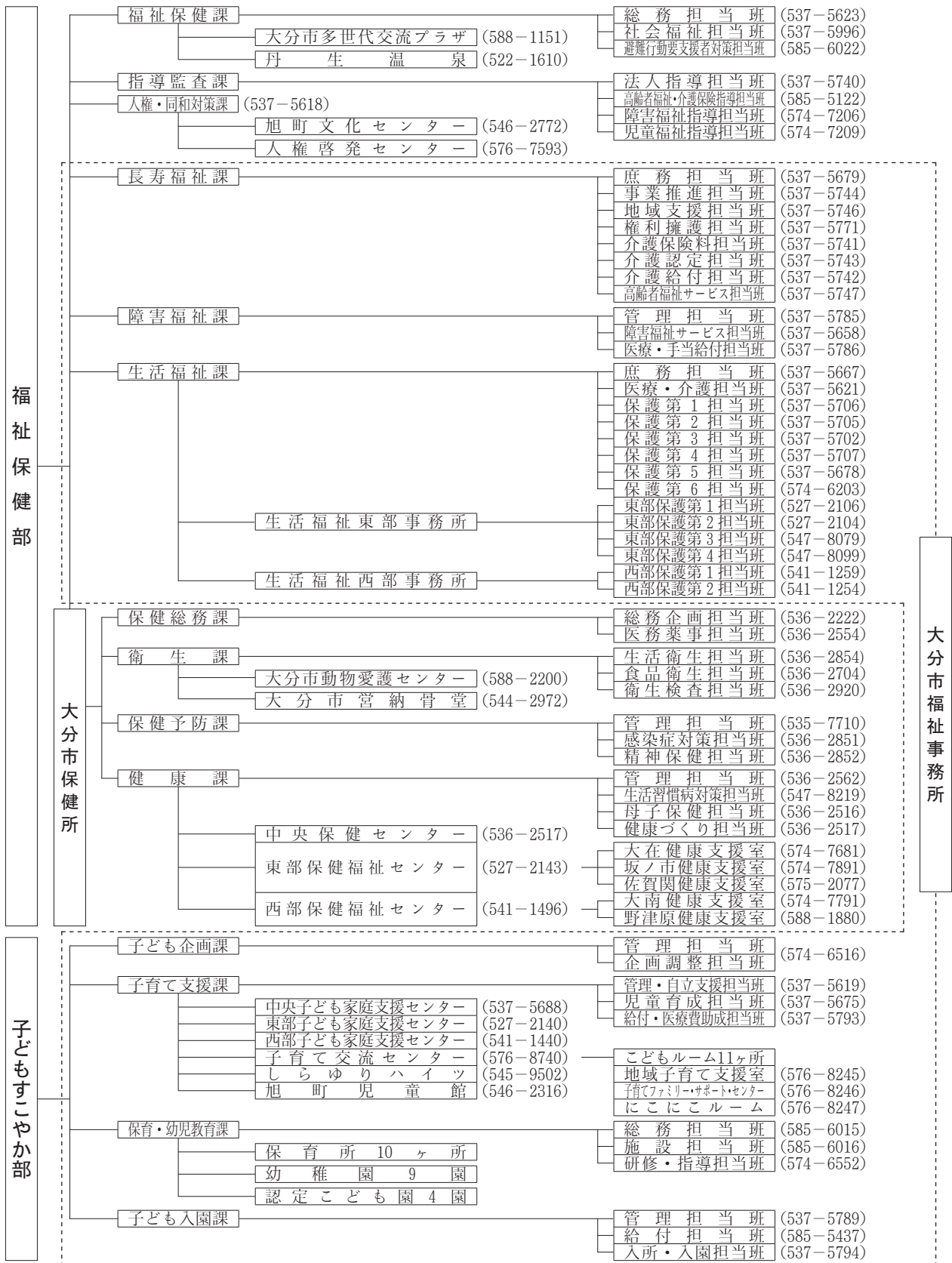
1 人口動態	128
(1) 人口等の状況	128
(2) 人口動態統計	130
(3) 出生の状況	132
(4) 死亡の状況	133
2 母子保健	141
(1) 母子保健事業の体系	141
(2) 普及啓発事業	142
(3) 保健指導事業	142
(4) 訪問指導事業	144
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）	144
(6) 健康診査事業	144
(7) 産後ケア事業	150
(8) 療育相談事業	150
(9) 医療費給付状況等	152

(10) 出産・子育て応援給付金事業	153
3 歯科保健	155
(1) 歯科保健事業の体系	155
(2) 普及啓発事業	156
(3) 歯科相談事業	156
(4) 歯科健康教育事業	158
4 健康づくり	159
(1) 健康づくり推進事業の体系	159
(2) 健康手帳の交付	160
(3) 市民健診（健康診査）	160
(4) 肝炎ウイルス検診	161
(5) 特定健康診査（特定健診）	161
(6) 特定保健指導	162
(7) がん検診	163
(8) 新たなステージに入ったがん検診の 総合支援事業	166
(9) 骨粗しょう症検診	166
(10) 胃がんリスク検診	167
(11) 健康教育	168
(12) 健康相談	168
(13) 訪問指導	168
(14) 健康アプリ「おおいた歩得（あるとく）」	169
(15) 慢性腎臓病対策	170
(16) 働く世代健康応援事業	172
(17) たばこ対策	172
(18) 健康推進員地域活動事業	173
5 栄養改善	176
(1) 食生活栄養改善推進事業の体系	176
(2) 食生活栄養改善推進事業	177
6 精神保健	181
(1) 精神保健福祉事業の体系	181
(2) 心の健康づくり対策	182
(3) 地域自殺対策	184
(4) 社会復帰対策	187
(5) 組織活動支援対策	188
(6) 関係者の資質向上	189
7 難病対策	190
(1) 難病対策事業の体系	190
(2) 特定疾患・特定医療費（指定難病）受給 者数	191
(3) 訪問相談事業	191
(4) 来所・電話相談	192
(5) 在宅療養支援対策会議	192
(6) 難病医療講演会	193

(7) 難病従事者研修会	193	(4) 依頼による検査	232
(8) 難病ガイドブックの配布	194	(5) 精度管理	233
(9) 患者会支援	194		
(10) 緊急時対応システム登録の支援	194	16 医務・薬事・免許	234
(11) 災害時要援護難病患者個別支援票の作成	195	(1) 医 務	234
(12) 小児慢性特定疾病医療費助成	195	(2) 薬 事	240
(13) 小児慢性特定疾病児童等日常生活 用具給付事業	196	(3) 免 許	241
(14) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	196		
(15) 小児慢性特定疾病対策地域協議会	197	17 救急医療体制	242
(16) 小児慢性特定疾病児童手帳の交付	197	(1) 初期救急医療体制	242
(17) 付き添い支援事業	197	(2) 第二次救急医療体制	242
8 感染症対策	198	18 各種協議会等	243
(1) 予防接種・感染症対策事業体系	198	(1) 大分市地域保健委員会	243
(2) 結核対策	198	(2) 大分市地域献血推進連合協議会	244
(3) 感染症対策	203	(3) 公益財団法人 大分県地域成人病 検診協会	244
(4) エイズ対策	206		
(5) 特定感染症対策	207	19 大分市保健所調査研究実施状況	245
(6) 予防接種事業	208		
		20 大分市保健所の概要	246
9 学生実習指導	212	(1) 沿 革	246
(1) 令和5年度実習生受け入れ状況	212	(2) 施設の概要	247
10 生活衛生	214		
(1) 生活衛生営業施設数及び立入検査	214		
(2) 温泉利用許可施設数	215		
(3) 特定建築物・登録営業所の施設数及び 立入検査	215		
(4) 水道等施設数及び立入検査	216		
11 墓地管理	218		
12 狂犬病予防	219		
13 動物愛護管理	220		
14 食品衛生	222		
(1) 食品関連事業者に対する監視指導	222		
(2) 収去検査	223		
(3) 食中毒発生状況	223		
(4) 食品の苦情・相談	223		
(5) 食品衛生思想の普及・啓発	224		
(6) その他	225		
15 試験・検査	230		
(1) 食品衛生に係る検査	230		
(2) 感染症対策に係る検査	231		
(3) その他の検査	232		

福祉保健部・子どもすこやか部の機構図

令和6年7月1日現在
() 直通電話 市外局番：097



福祉保健部職員配置状況

課名	区分	総計	職員																			備考
			職員小計	事務職(福祉)	事務職(心理)	事務職B(化学)	栄養士	保健師	看護師	助産師	調理師	医師	薬剤師	獣医師	臨床検査技師	指導主事	運転士	作業員	SSW	教諭	幼稚園教諭	児童福祉士
福祉保健課	部長	1	1	1																		
	審議	3	3	3																		
	次長	2	2	1								1										
	課長	1	1	1																		
	参事	2	2	2																		
	総務担当班	2	2	2																		
指導監査課	社会福祉担当班	7	6	3	3																	
	社会福祉協議会派遣	5	3	3																		
	避難行動要支援者対策担当班	4	3	2	1																	
	社会福祉協議会派遣	4	3	3																		
	課小計	25	20	16	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	課長	1	1	1																		
人権・同和对策課	参事	1	1	1																		
	参事補	3	3	2	1																	
	法人指導担当班	3	3	3																		
	高齢者福祉・介護保険指導担当班	5	3	2	1																	
	障害福祉指導担当班	4	4	1	3																	
	児童福祉指導担当班	7	5	3	2																	
長寿福祉課	課小計	24	20	12	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	課長	1	1	1																		
	参事	2	2	2																		
	参事補	3	3	3																		
	専門官	1	0																			
	人権・同和对策課	5	4	4																		
障害福祉課	旭町文化センター	5	2	2																		
	人権啓発センター	7	2	1												1						
	課小計	24	14	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	課長	1	1	1																		
	参事	2	2	1																		
	参事補	9	9	7	2																	
障害福祉課	庶務担当班	6	5	5																		
	事業推進担当班	9	6	6																		
	地域支援担当班	15	9	2	2																	
	権利擁護担当班	9	4	1	3																	
	介護保険料担当班	15	7	5	2																	
	介護認定担当班	66	12	9	1																	
障害福祉課	介護給付担当班	14	6	6																		
	高齢者福祉サービス担当班	9	6	5	1																	
	課小計	155	67	48	11	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	課長	1	1	1																		
	参事	1	1	1																		
	管理担当班	4	4	4																		
障害福祉課	障害福祉サービス担当班	35	15	12	1																	
	医療・手当給付担当班	30	16	12	4																	
	課小計	71	37	29	6	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	課長	1	1	1																		
	参事	1	1	1																		
	管理担当班	4	4	4																		

※SSW…スクールソーシャルワーカー

令和6年7月1日現在

再任用									会計年度																				備考
再任 用小計	事務 職	栄養 士	保健 師	獣医 師	臨床検査 技師	保育 士	幼稚園教 諭	調理 員	事務 職	建築 士	栄養 士	保健 師	看護 師	助産 師	歯科衛生 士	保育 士	歯科医 師	臨床検査 技師	社会福祉 士	介護福祉 士	相談員	支援員	調査員	作業 職	教職員 幼稚園教 諭	介護支援 専門員	臨床心理 士	視能訓練 士	
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									1	1																			
0									2	2																			
0									1	1																			
1	1								0																				
1	1	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									0																				
1	1								1	1																			
0									0																				
2	2								0																				
3	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0									0																				
0									0																				
0									0																				
1	1								0																				
0									1	1																			
0									3	3																			
2	2								3	3																			
3	3	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									1	1																			
1	1								2	1	1																		
0									6	2		1	1			1											1		
0									5	2			1	1					1										
0									8	8																			
0									54	4			3	15	1											31			
1	1								7	7																			
0									3	3																			
2	2	0	0	0	0	0	0	0	86	28	1	1	5	16	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	32	0	0
0									0																				
0									0																				
0									0																				
1	1								19	11											1	7							知的障がい者相談員(1)、障がい支援区分認定調査員(7)
0									14	11											3								聴覚障がい者相談員(1)、精神障がい者相談員(2)
1	1	0	0	0	0	0	0	0	33	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7	0	0	0	0	0	0

※()内の数字は内数

子どもすこやか部職員配置状況

課名	区分	総計	職員																			備考
			職員小計	事務職(福祉)	事務職(心理)	事務職B(化学)	栄養士	保健士	保育士	調理師	医師	薬剤師	獣医師	臨床検査技師	指導主事	運転主事	作業員	SSW	教諭	幼稚園教諭	県費負担教職員	
子ども企画課	部審議	長	1	1	1																	
	次長	1	1	1																		
	課長	1	1	1																		
	参事	1	1	1																		
	参事	2	2	2																		
	管理担当班	2	2	2																		
	企画調整担当班	2	2	2																		
課小計			8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子育て支援課	課長	1	1	1																		
	政策	0	0																			
	参事	3	3	1	1				1													
	参事	14	13	7	3	2			1													
	管理・自立支援担当班	9	4	4																		
	児童育成担当班	8	4	4																		
	給付・医療費助成担当班	35	12	12																		
	中央子ども家庭支援センター	31	20	3	9	3			3									2				
	東部子ども家庭支援センター	11	10	2	3	4												1				
	西部子ども家庭支援センター	7	6		3	2												1				
	子育て交流センター	3	2						2													
	こどもルーム11ヶ所	45	0																			
	地域子育て支援室	10	0																			
	子育てファミリーサポートセンター	3	0																			
	にこにこルーム	3	0																			
	しらゆりハイッ	12	2	1					1													
	旭町児童館	4	0																			
	県派遣	7	7		3	4																
課小計			210	84	35	22	15	0	0	3	5	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
保育・幼児教育課	課長	1	1	1																		
	政策	1	1	1																		
	参事	4	4	1					3													
	参事	16	16	1					13													
	総務担当班	8	6	6																		
	施設担当班	9	8	8																		
	研修・指導担当班	12	6	1				1	1	1					2							
子ども入園課	保育所10ヶ所	198	116						92	24												
	幼稚園9園(うち3園休園)	43	25																	25		
	認定こども園4園	95	62						32	10										20		
課小計			387	245	19	0	0	0	1	1	141	34	0	0	0	0	2	0	0	0	45	2
子ども入園課	課長	1	1	1																		
	参事	1	1	1																		
	参事	3	3	3																		
	管理担当班	7	5	5																		
	給付担当班	11	8	8																		
課小計			42	31	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子どもすこやか部計			650	371	96	22	15	0	1	4	146	34	0	0	0	0	2	0	0	4	45	2

※SSW…スクールソーシャルワーカー

令和6年7月1日現在

再任用										会計年度																			備考
再任用 小計	事務職	栄養士	保健師	獣医師	臨床検査技師	保育士	幼稚園教諭	調理員	会計年度小計	事務職	建築士	栄養士	保健師	看護師	助産師	歯科衛生士	保育士	調理員	歯科医師	臨床検査技師	社会福祉士	介護福祉士	相談員	支援員	調査員	作業員	教職員 幼稚園教諭		
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0									0																				
0									0																				
0									0																				
1	1								0																				
0									5	1														4					母子・父子自立支援員(4)
0									4	1														3					放課後児童支援コーディネーター(3)
0									23	23																			
2	2								9	2														4	3				家庭養護推進員(1)、家庭相談員(2)、DV相談員(2)、CW(3)
0									1															1					家庭相談員(1)
0									1															1					家庭相談員(1)
0									1	1																			
1						1			48								48												
0									10				2				6							2					ファミリーパートナー(7)
0									3	3																			
0									3								3												
0									10	4							5							1					公認心理師(1)
0									4	4																			
0									0																				
4	3	0	0	0	0	0	1	0	0	122	39	0	0	2	0	0	0	62	0	0	0	0	0	8	11	0	0	0	
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									0																				
0									2	2																			
0									1		1																		
4						4			2								2												
0									82								69	13											
2							2		16																		16		幼稚園専任園長(4)、補助教員(3)、一時預かり教員(9)
0									33								26	7											
6	0	0	0	0	0	0	4	2	0	136	2	1	0	0	0	0	0	97	20	0	0	0	0	0	0	0	0	16	
0									0																				
0									0																				
0									0																				
1	1								1	1																			
0									3	3																			
0									6	6																			
1	1	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	4	0	0	0	0	0	5	2	0	268	51	1	0	2	0	0	0	159	20	0	0	0	0	8	11	0	0	16	

※()内の数字は内数

第 1 章 大 分 市 の 福 祉

1 高 齢 者 福 祉

2 介 護 保 険

3 障 が い 者 福 祉

4 子 ども ・ 子 育 て 支 援

5 ひ と り 親 家 庭 支 援

6 生 活 保 護

7 人 権 ・ 同 和 行 政

8 そ の 他 の 福 祉

9 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員

10 社会福祉法人

大分市社会福祉協議会

1 高 齢 者 福 祉

(1) 敬老・生きがい対策

実施 区分	区 分	実施年月日	事 業 内 容										
	施 策												
市	長寿応援バス事業	R 元. 10. 1	市内の路線バスを利用する際、市が発行する「長寿応援バス乗車証」をバス乗務員に提示することで、定額料金で乗車することができる。										
	在宅高齢者住宅 改造費助成事業	H 6. 10. 1	介護保険の認定を受けていない高齢者とその同居者が、手すりの取り付けや床の段差解消などの小規模な工事を行う場合、工事費20万円を限度にその9割を助成する。 ※生活保護世帯については10割を助成する。										
国・市	老人クラブに 対する補助事業	S 38. 8. 1	国、市よりの補助金 ・ 1 クラブ年額 50,000円～68,000円 ・ 市連合会に690,000円と会員1人につき60円 他 市単独の補助金 ・ 市連合会に運営費 150,000円 600円×クラブ数×12月、500円×小規模老人クラブ数×12月 ・ 小規模老人クラブに年額 34,000円										
市	長 寿 祝 金 支 給	H 16. 4. 1	<table><tr><td>年齢の区分</td><td>祝 金 等</td><td>基準日</td><td>支給する期間</td><td>支給方法</td></tr><tr><td>100歳</td><td>100,000円</td><td>誕生日</td><td>誕生日後 1ヶ月以内</td><td>銀行口座振込等</td></tr></table>	年齢の区分	祝 金 等	基準日	支給する期間	支給方法	100歳	100,000円	誕生日	誕生日後 1ヶ月以内	銀行口座振込等
年齢の区分	祝 金 等	基準日	支給する期間	支給方法									
100歳	100,000円	誕生日	誕生日後 1ヶ月以内	銀行口座振込等									
市	高齢者生きがい 対 策 事 業	S 54. 7. 12	校（地）区社協が中心になって行う地域性を生かした自主的な高齢者の生きがい事業に対して補助金を交付する。										
国・県・市	地 域 ふ れ あ い サ ロ ン	H 18. 4. 1	公民館や集会所などの身近な場所において、高齢者が集い、生きがいづくりや仲間づくり、介護予防の場として交流活動を行う。										
市	生 き が い 対 応 デ イ サ ー ビ ス	H 12. 4. 1	日常生活は自立しているが、高齢により身体的に虚弱で家に閉じこもりがちの高齢者にデイサービスセンター等で過ごしていただき、要支援・要介護状態にならないよう予防するとともに、高齢者の交流の場として生きがいのある生活を送ってもらう。										
	はり・きゅう等 施 術 料 助 成	H 20. 4. 1	市の指定する施術所ではり・きゅう並びにあん摩・マッサージ及び指圧の施術を受ける際に、市が発行する「利用者証」と「助成金交付申請書」を使用すると施術料の一部が助成される。 ・ 1回につき1,100円（年度内24回まで）										
	敬老行事補助金	S 46. 10. 1	校区単位で実施した敬老行事に対し、70歳以上の高齢者の参加者数に540円を乗じた額を上限に補助金を交付する。										

条 件			利 用 者 数 R 5 年度実績	申 請	6 年度予算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
・70歳以上 ・運転免許を保有していない 65～69歳		市内居住1ヶ月以上	87,759人	長 寿 福 祉 課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	千円 269,000			単独	
65歳以上	世帯全員の所得税が非課税	新築、増改築は不可	80人	地域包括支援センター	12,000			単独	
おおむね 60歳以上		1クラブ30人以上、ただし小規模老人クラブは15人以上30人未満	247クラブ (R 6 . 4 現在)	長 寿 福 祉 課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	23,110	$\frac{1}{3}$		$\frac{2}{3}$ ただし小規模老人クラブは単独	
100歳		市内居住3ヶ月以上 市 内 居 住 者	100歳 154人	—	29,630			単独	
			45校（地）区	市社協を通じて 長 寿 福 祉 課	1,125			単独	
おおむね 60歳以上			8,923人	大 分 市 社 会 福 祉 協 議 会	29,560	25 (%)	12.5 (%)	12.5 (%)	(介護保険料金等) 50%
65歳以上		利用料180円＋ 食材費・諸経費・入浴料（各施設ごとに設定） 利用回数 月2回まで	191人	地域包括支援センター	8,000			単独	単独
65歳以上			6,227人	長 寿 福 祉 課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	71,000			単独	単独
70歳以上		市 内 居 住 者	64,383人	長 寿 福 祉 課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	37,000			単独	単独

(2) 後期高齢者医療対策

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	事 業 内 容
市 域 ・ 県 連 合	後期高齢者医療制度	H 20. 4. 1	75歳以上及び65歳～74歳で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた人の医療費を、公費（5割）、支援金（4割）、保険料（1割）で負担する。

- ・ 75歳以上の人
- ・ 一定の障がいがあり認定を受けた65歳～74歳の人

所得に応じて、医療費の自己負担の割合が変わります。

現役並み所得者
同一世帯に市民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、次に該当する人は申請により「一般」の区分と同様になり1割または2割負担となります。
・ 同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人のときは383万円未満のとき。
・ 同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合で収入額383万円以上であっても、同一世帯の70歳から74歳までの人を含めた収入額が520万円未満のとき。
病院等での窓口負担 3割

一
II
「一般」の世帯で以下のいずれの条件にも該当する後期高齢者医療の被保険者の方
1. 世帯に市民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる。
2. 被保険者が一人の場合・・・「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上
被保険者が二人以上いる場合・・・世帯内の被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上
病院等での窓口負担 2割

＜自己負担限度額（月額）＞

区分	所得要件	自己負担限度額（月額） 外来+入院 （世帯）
現役並み 所得者Ⅲ	市民税課税所得 690万円以上	252,600円+（総医療費－842,000円）×1% <140,100円>
現役並み 所得者Ⅱ	市民税課税所得 380万円以上	167,400円+（総医療費－558,000円）×1% <93,000円>
現役並み 所得者Ⅰ	市民税課税所得 145万円以上	80,100円+（総医療費－267,000円）×1% <44,400円>

＜ ＞内は、過去12ヵ月間に4月以上世帯の限度額に達するとき、4回目からの限度額です。（多数回該当）

- ・ 現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの人は「限度額適用認定証」の申請が必要となります。

一ヵ月の自己 外来（個人ごと）
18,000円または(6,000円+ (医療費－30,000円)×10%) の低い方を適用 ※3年間の経過措置 (年間上限額は、144,000円)

- ◆ 令和4年10月1日から令和7年9月30で、一ヵ月の外来医療の窓口負担割合までに抑えます（入院の医療費は対象）
- ◆ 同一の医療機関での受診については、いとなり、そうでない場合では、一ヵの差額を払い戻します。
- ◆ 配慮措置の適用で払い戻しとなる方ている高額療養費の口座へ後日自動的

・ 一ヵ月（同じ月内）の医療費が高額になった場合には、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

- ・ 高額療養費の申請は一度して頂ければ、その後は該当月ごとに自動的に支給されます。
- ・ マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。医療機関等で限度額情報が確認できれば、「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の事前申請は不要となります。ただし、長期入院に該当する場合は届出が必要です。

計算
の
仕
方

- ①限度額は、「外来」（個人ごとがある場合）を適用後に「外来+入院」（世帯ごと）を適用します。
- ②同じ世帯内に後期高齢者医療で医療を受ける方が複数いる場合は、病院・診療所・診療科の区別なく合算します。
- ③入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外となります。

条 件		対 象 者 数	申 請	6 年 度 予 算	負 担 率		
年 齢	一 部 負 担 金				国	県	市
		69,848人	国 保 年 金 課 または各支所 連 絡 所	千円 8,965,000	支援金 40% 保険料 10%	33%	8 % 8 %

般
I
現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅰ、Ⅱ以外の人
病院等での窓口負担 1割

負担限度額 (外来+入院) (世帯ごと)
57,600円
※過去12ヵ月間に4月以上世帯の限度額に達するとき、4回目からの限度額は、44,400円

日までの間は、2割負担となる方についての引き上げに伴う負担増加額を3,000円外です。

上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱月の負担額を3,000円までに抑えるため

は、高額療養費として、事前に登録され

に払い戻します。

〈高額介護合算療養費〉
医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、後期高齢者医療と介護保険の両方の自己負担を合算し、右表の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給が見込まれる人には、文書で通知します。

低所得者（市民税非課税世帯の人）	
Ⅱ	Ⅰ
世帯員全員が市民税非課税世帯の人（Ⅰ以外の人）	世帯員全員が市民税非課税で、かつ世帯収入から必要経費・控除額を差し引いた「所得」が0円となる人。（年金の所得は控除額を80万円として計算）
病院等での窓口負担 1割	

一ヵ月の自己負担限度額 (外来+入院) (世帯ごと)		
外来（個人ごと）		
8,000円	Ⅱの人	24,600円
	Ⅰの人	15,000円
	医療機関窓口で支払上限額を自己負担限度額とするためには「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示（事前申請）が必要です。	

◆ 自己負担限度額（年額）
（毎年8月から翌年7月までの間が対象）

所 得 区 分	限度額
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	141万円
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	67万円
一 般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円*

* 介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は31万円

(3) 生活支援対策

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	事 業 内 容
市	生活支援ショート ス テ イ 事 業	H12. 4. 1	介護保険対象外の高齢者等のうち見守りが必要な高齢者等を短期間預かる。 ＜実施施設＞ 特別養護老人ホーム等33ヵ所
	高齢者日常生活 用具給付等事業	H12. 4. 1	在宅の介護保険の対象とならない援護の必要な高齢者等に対し、日常生活用具の給付又は貸与を行う。 ＜給付品目＞火災警報器、自動消火器、電磁調理器 シルバーカー、入浴補助用具、腰掛便座 特殊尿器、移動用リフトのつり具の部分 ＜貸与品目＞特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器 移動用リフト、車いす、歩行器、歩行支援用具 認知症高齢者徘徊感知機器
	軽度生活援助事業	H16. 4. 1	軽易な日常の生活上の援助を行い、自立した生活の継続を支援する。
	寝具類洗濯乾燥 消毒サービス事業	H16. 4. 1	寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業を行い、在宅での自立した生活の継続を支援する。
	高齢者ファミリー サ ポ ー ト 事 業	H19. 10. 1	高齢者や高齢者を介護する家族が、地域のなかで安心して暮らせるように、援助を受けたい人（依頼会員）が、援助を行いたい人（援助会員）に報酬を支払って簡単な家事・外出の付き添い等の支援を受ける。
国・ 県・ 市	地域お互いさま 活 動 事 業	R 2 . 4 . 1	高齢者等の生活支援を行う地域住民等のボランティアが主体となって構成された団体に対し、立上げや継続にかかる運営経費にあてるための補助金を交付する。

(4) 在宅高齢者介護対策

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	事 業 内 容
国・ 県・ 市	家 族 介 護 用 品 支 給 事 業	H12. 4. 1	介護保険の認定が要介護4または5の在宅高齢者（40歳～64歳の特定疾病に該当する人を含む）を同一世帯内で介護している市民税非課税世帯の家族に対して、介護用消耗品の金券を交付する。
	家族介護慰労金 支 給 事 業	H13. 4. 1	市内に1年以上居住し、介護保険の認定が要介護4または5で、その状態が1年以上続き、その間介護保険のサービス（7日以内のショートステイは除く）を受けていない在宅の人を同一世帯内で1年以上介護している市民税非課税世帯の家族に対して、認定者1人につき10万円の慰労金を支給する。

条 件			利 用 者 数 R 5 年度実績	申 請	6 年度予算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
65歳以上 (条件により60歳以上)			3人	地域包括支援センター	千円 760			単独	
65歳以上 (品目により60～64歳)	所得税の課税状況により負担金あり (品目により基準価額の1割)		給付 59件 貸与 3件	地域包括支援センター	1,442			単独	
65歳以上の高齢者世帯	市民税非課税世帯		1,337人	長寿福祉課	25,301			単独	
65歳以上の高齢者世帯	市民税非課税世帯		135人	長寿福祉課	1,443			単独	
65歳以上の高齢者	—	利用料月～金曜日 (祝、休日を除く) 7:00～19:00 1時間当たり600円。 土・日曜日、祝日、休日、上記時間外 1時間当たり700円	年間活動件数 2,791件	大分市高齢者ファミリー・サポート・センター	7,358			単独	
		活動拠点を大分市内とし、活動範囲を小学校の通学区域以上とする5人以上の支援者で構成される団体	延べ利用者数 1,006人 実施団体数 11団体	長寿福祉課	4,500	25%	12.5%	12.5%	(介護保険料) 50%

条 件			利 用 者 数 R 5 年度実績	申 請	6 年度予算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
	市民税非課税世帯		91人	地域包括支援センター	千円 8,624	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保険料) 23 (%)
	市民税非課税世帯		2人	地域包括支援センター	800	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保険料) 23 (%)

(5) ひとり暮らし高齢者対策

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	事 業 内 容
市	愛 の 訪 問 事 業	S 51. 6. 1	乳酸菌飲料を日・祝日を除き原則として2日に1本配達して、高齢者の安否を確認する。
	生活支援ホーム ヘルプサービス	H 12. 4. 1	65歳以上の介護保険対象外の高齢者や高齢者のみの世帯及び介護保険に定める16疾病に該当しない60～64歳の要支援、要介護状態にある高齢者に対し生活援助、身体介護等のサービスを行う。
	老 人 福 祉 電 話 設 置	S 50. 3. 5	ひとり暮らしで安否の確認が必要な高齢者に電話を設置し、その設置費及び毎月の回線使用料・配線使用料・機器使用料及びダイヤル通話料(月額300円以内)の補助を行う。
国・ 県・ 市	食 の 自 立 支 援 事 業	H 16. 4. 1	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で調理困難な世帯に対し、アセスメントを行った上で栄養バランスのとれた食事を週に最高6食まで(本人負担:1食400円)届ける。
	緊 急 通 報 サ ー ビ ス 事 業	S 62. 12. 4	ひとり暮らし高齢者宅等に通報機器を貸与し、急病・事故等の際、ペンダント式の無線発信機により24時間体制の通報センターに通報され、近隣者の協力による援助体制の整備を図る。

(6) 認知症高齢者対策

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	事 業 内 容
市	生活支援ショート ス テ イ 事 業	H 12. 4. 1	認知症高齢者等で緊急保護を要する者を一時的に施設で預かる。 ＜実施施設＞ 特別養護老人ホーム等33ヵ所
国・ 県・ 市	認 知 症 家 族 介 護 支 援 事 業	H 21. 4. 1	認知症高齢者を在宅で介護している家族の悩みの相談に応じるとともに、認知症の正しい知識を身につけ、認知症に対する理解を深め、家族の精神的・身体的な負担の軽減を図る。 ＜実施施設＞ 地域密着型サービス事業所5ヵ所
市・ 民間	大 分 あ ん し ん み ま も り ネ ッ ト ワ ー ク	H 29. 1. 30	認知症などにより外出時、道に迷うおそれのある高齢者の情報を事前にネットワークに登録し、高齢者が行方不明になった場合に、企業・団体・行政が一体となって捜索に協力し、早期発見につなげられるよう支援する。

条 件			利 用 者 数 R 5 年度実績	申 請	6 年 度 予 算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
75歳以上			6,172人	民生委員より届出 長寿福祉課または 各支所、東部・西部 保健福祉センター	千円 48,000			単独	
65歳以上			96人	地域包括支援 セ ン タ ー	8,400			単独	
65歳以上	所得税 非課税		66人	長 寿 福 祉 課	2,500			単独	
65歳以上			3,959人	地域包括支援 セ ン タ ー	179,751	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保 険料) 23 (%)
65歳以上			607人	地域包括支援 セ ン タ ー	9,241	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保 険料) 23 (%)

条 件			申 請	6 年 度 予 算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他			国	県	市	その他
60歳以上			長 寿 福 祉 課	((3)生活支援対策 生活支 援ショートステイ事業に含 む)			単独	
		認知症高齢者を 在宅で介護して いる家族	各 事 業 所	千円 432	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保 険料) 23 (%)
		認知症などによ り外出時、道に 迷うおそれがあ る人	長 寿 福 祉 課 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム そ う だ 藤 の 森	184	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保 険料) 23 (%)

(7) 施設入所措置

実施区分	区 分 施 策	実施年月日	事 業 内 容
市	老人ホームへの入所措置	S38. 7. 11	環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な方が入所する。 ＜実施施設＞ 養護老人ホーム
	生活支援ハウスへの入所措置	H14. 4. 1	ひとり暮らしの方、または夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方が入所する。 ＜実施施設＞ 市内5施設 ※介護保険の認定が要支援2もしくは要介護1～5または常時医療管理が必要な方は対象外

(8) 相 談

実施区分	区 分	相 談 室 所 在	相談員数	設 置 者
県 社 協	高齢者総合相談	大分県社会福祉介護研修センター内 (明野東3丁目4番1号) TEL.558-7788	3人	県

(9) 表 彰

実 施 区 分	表 彰 名	表 彰 日
県	明 る い 高 年 賞	10月中旬（県地域福祉推進大会）
市	孝 養 賞	11月中旬（大分市社会福祉大会）
	健 康 生 き が い 賞	11月中旬（大分市社会福祉大会）

条 件			申 請	6 年 度 予 算	負 担 率		
年 齢	所 得	そ の 他			国	県	市
おおむね 65歳以上	市民税所得割 非課税		長 寿 福 祉 課	千円 206,000			単独
60歳以上	利用料等の支 払が可能な方		長 寿 福 祉 課	69,130			単独

業 務	相 談 日	相 談 窓 口
高齢者の生活全般に関する相談を受け付け、相談先をご案内します。	一般相談は火～日 専門相談は火～金 (一部予約制)	高 齢 者 総 合 相 談 セ ン タ ー

表 彰 事 項	推 薦 者	担 当
1. 65歳以上の者で、率先して社会奉仕等の地道な活動を続けていること。 2. 地域住民から敬愛されており、人格円満であること。	限定されていない	長 寿 福 祉 課
1. おおむね65歳以上の高齢者と同居し、又はこれに準ずる者で高齢者をいたわり、親子の仲が良く明るい家庭であること。 2. 地域住民に深い感銘を与え、敬愛されていること。	限定されていない	長 寿 福 祉 課
1. おおむね70歳以上の高齢者で、明るく健康で社会奉仕活動等を積極的に実行し、生きがいのある生活を実現していること。 2. 地域住民から敬愛されており、人格円満であること。	限定されていない	長 寿 福 祉 課

(10) 老 齢 年 金

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	支 給 額 (R 6 . 4 月時点)	条
				年 齢
国	老 齢 福 祉 年 金 (無 拠 出 制)	S 36 . 4 . 1	年 416,900円	明治44年 4 月 1 日以前に生まれた人で 拠出制の老齢給付を受給できない人
	老 齢 基 礎 年 金	S 61 . 4 . 1	加入可能な年数すべて 納付した場合 年 816,000円 68歳以上は 813,700円	65歳で請求 ◦ 希望者は60歳から繰上げ受給の請求 ができます。 減額率＝（繰上げ請求月から65歳到 達月の前月までの月数）×0.4％（昭 和37年 4 月 2 日以降に生まれた人） ※昭和37年 4 月 1 日以前生まれの人の 減額率は0.5％ ◦ 希望者は66歳から繰下げ受給の請求 ができます。 増額率＝（65歳到達月から繰下げ申 出月の前月までの月数）×0.7％

件 所得制限等	申請	参考事項
・本人 例：（扶養0人） 年間所得 1,695,000円 ・配偶者・扶養義務者 扶養人数によって異なります。 ・公的年金受給者 他の公的年金を受けているときは、年金の種類または年金額により併給調整されることがあります。	国民年金室 （本庁舎1階10番窓口） または 各支所 今市除く連絡所 〔異動・変更 等の受付〕	年3回支給 4. 8. 12月 ※12月は本人の申し出により11月に支給することができます。 支払 郵便局・銀行
原則10年以上、受給資格期間（保険料納付済期間と国民年金保険料免除期間など合算した期間）がある人 ※平成29年8月1日から、老齢年金を受け取るために必要な受給資格期間が25年から10年に短縮されています。	国民年金室 （本庁舎1階10番窓口） または 各支所 今市除く連絡所 〔受付は第1号 被保険者期間 だけを有して いる人のみ可 共済組合のみ の加入者は 各共済組合 その他は大分 年金事務所〕	年6回支給 2. 4. 6. 8. 10. 12月の15日 （土・日曜日、祝日の場合は前日） 支払 郵便局・銀行

(11) 高齢者福祉関係参考資料

●大分市における年齢区分別人数

1. 65歳以上（令和6年6月末日）

135,780人（28.69％）

2. 70歳以上（令和6年6月末日）

106,210人（22.44％）

3. 100歳以上（令和6年6月末日）

414人 最高齢者 109歳

※令和6年度中に100歳になる者 204人

4. ひとり暮らし高齢者実態調査登録者（令和5年10月1日）

12,025人

老人いこいの家等利用状況（1月当たり）

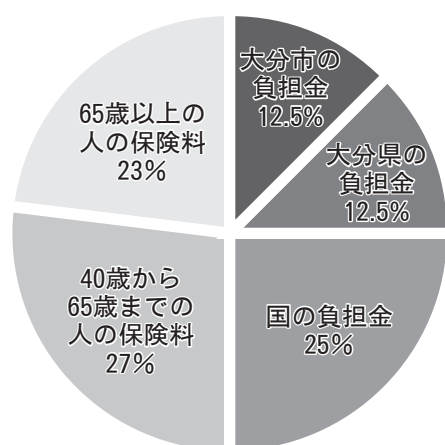
年 度		26	27	28	29	30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
鶴 崎 老 人	憩 室	200人	237人	210人	180人	188人	178人	151人	109人	237人	187人
	浴 室	105	105	78	75	61	62	52	57	57	47
大 南 老 人	憩 室	515	537	595	627	544	519	262	304	359	424
	浴 室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
坂ノ市老人	憩 室	254	242	243	216	161	159	103	65	54	79
	浴 室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
植 田 老 人	憩 室	305	314	349	342	340	300	111	117	100	141
	浴 室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大 在 老 人	憩 室	238	237	177 (4月のみ)	230	244	282	160	158	151	142
	浴 室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐 賀 関 老 人	憩 室	186	174	166	139	135	138	91	80	125	172
	浴 室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野 津 原 老 人	憩 室	100	70	109	113	115	100	48	53	69	87
	浴 室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2 介護保険

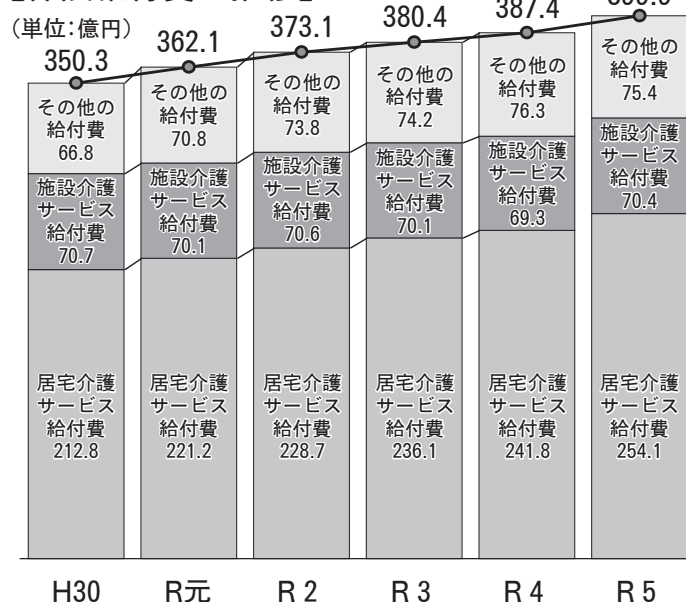
介護保険は「介護や支援が必要となったとき」に介護サービスを提供し、被保険者自身とその家族を支援するしくみです。また、「できるかぎり介護を要する状態にならないように」という介護予防にも重点を置いています。

このしくみは、介護を社会全体で支えあっていくことを目的とした「助けあいの制度」です。大分市に住所のある40歳以上の人が大分市の介護保険加入者（被保険者）となります。65歳以上の人（第1号被保険者）でサービスを利用できる人は、介護や支援が必要と認定された人です。40歳から64歳までの人（第2号被保険者）でサービスを利用できる人は、初老期における認知症や脳血管疾患など加齢が原因とされる16種類の病気（特定疾病）により、介護や支援が必要と認定された人です。

【保険給付費の財源】



【保険給付費の推移】



(1) 介護保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

大分市の65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料基準額は、令和6年度から令和8年度までの介護サービスに要すると見込まれる費用に基づき月額6,852円（年額82,220円）と定められています。

また、一人ひとりの保険料は、この基準額を基に本人の所得やその世帯の市民税課税状況等に応じて13段階に設定されます。

※保険料の基準額は、介護サービスをまかなう費用と被保険者数などにより3年ごとに見直されます。

また、低所得者の負担が重ならないように配慮されています。

令和 6 年度の年間保険料額

本人が市民税非課税	生活保護を受給している人			
	非課税世帯	老齢福祉年金を受給している人	第 1 段階	23,430円
		課税年金収入額(注 2) + 合計所得金額(注 1) が 80 万円以下の人		
		課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円を超え 120 万円以下の人	第 2 段階	39,870円
		課税年金収入額 + 合計所得金額が 120 万円を超える人	第 3 段階	56,320円
本人が市民税課税	同じ世帯に市民税課税者がいる	課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円以下の人	第 4 段階	74,000円
		課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円を超える人	第 5 段階	82,220円
	合計所得金額(注 1) が	120 万円未満の人	第 6 段階	98,660円
		120 万円以上 210 万円未満の人	第 7 段階	106,880円
		210 万円以上 320 万円未満の人	第 8 段階	123,330円
		320 万円以上 420 万円未満の人	第 9 段階	139,770円
		420 万円以上 520 万円未満の人	第 10 段階	156,220円
		520 万円以上 620 万円未満の人	第 11 段階	172,660円
		620 万円以上 720 万円未満の人	第 12 段階	189,110円
		720 万円以上の人	第 13 段階	205,550円

介護保険料の賦課期日は、毎年 4 月 1 日です。世帯の市民税課税状況は、賦課期日現在の世帯構成により判定します。ただし、年度の途中で資格を取得（65 歳到達又は転入等）した場合は、資格取得日の世帯の状況で判定します。

（注 1）「**合計所得金額**」とは、年金等の雑所得、給与所得など各種所得（各収入から必要経費等を差し引いたもの）を合計したもので、**次の各種控除を引く前の金額**のことです。

（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号）

●扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などの**所得控除**

●株式や土地・建物等の譲渡により生じた**損失の繰越控除**

※土地・建物等の譲渡所得がある場合は、特別控除後で算定します。

※第 1 ～ 5 段階の人は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除します。また、給与所得がある場合、給与所得（給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合には、給与所得と当該所得金額調整控除の合計額）から最大 10 万円控除します。

（注 2）「**課税年金収入額**」とは、老齢（退職）年金など、市民税の課税対象となる年金の収入金額です。遺族・障害・老齢福祉年金など非課税年金の収入金額は含みません。

※介護保険料は、当該年度の前年分の課税年金収入額及び合計所得金額により算定します。

① 年度途中で資格異動した場合の保険料

年度途中での資格取得

●65 歳になった場合

誕生日前日の属する月分から普通徴収で納めていただきます。前月までの保険料は第 2 号被保険者として医療保険料（税）と一緒に納めます。

●転入した場合

転入した月分から本市へ普通徴収で納めていただきます。

年度途中での資格喪失

●転出・死亡の場合

前月までの保険料を納めていただきます。なお、月割による再計算の結果、納め過ぎの場合は、後日還付します。

② 保険料を納めないでいた場合

滞納期間に応じて以下のような措置がとられます。

●保険料を 1 年以上滞納していると・・・

介護サービスを利用した時に、かかった費用をいったん全額払っていただいた上で、後日申請により本来の利用者負担との差額が払い戻されます。（償還払い）

●保険料を 1 年 6 カ月以上滞納していると・・・

上記の措置における払い戻しが一時差し止められることになります。

●保険料を 2 年以上滞納していると・・・

時効により、2 年以上前の保険料は納付できなくなるとともに、将来介護サービスを利用する際に、自己負担が引き上げられます。また、高額介護（介護予防）サービス費や、特定入所者介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

③ 保険料の減免

災害その他次のような特別な事情で保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられる場合がありますので、早めに長寿福祉課にご相談ください。

●被保険者本人、またはその世帯の生計を主として維持する人が震災、風水害、火災などの災害により、住宅・家財などに著しい損害を受け、市の定める基準に該当する場合。（なお、申請書の提出が災害が発生した日から3カ月を超えたときは、減免の対象となりません。）

●世帯の生計を主として維持する人が、長期の入院や事業の廃止、失業、農作物の不作などの理由により収入が著しく減少し、保険料の納付が困難と認められる場合。（※自己都合や任期満了に伴う退職を除きます）

●保険料の区分が第1・第2・第3段階の人、及び第4・第5段階で生活実態が第1・第2・第3段階に相当すると認められる人の内、収入が少なく生活が著しく困窮しており、次の要件①～⑤の全てに該当する場合。

①世帯全員の合計年収が市の定める収入基準以下（生活保護基準に基づく）である。なお、この基準は年齢及び世帯員数により異なります。

②同一世帯員及び生計を一とする者が全員、市民税非課税者である。

③（市民税算定上における）市民税課税者の被扶養者になっていない。

④資産等を活用しても生活が困窮している。

⑤世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下である。

④ 確定申告等の際の社会保険料控除

介護保険料は社会保険料控除の対象になります。「介護保険料領収証書」等、納めた保険料の金額がわかるものを大切に保管して下さい。

65歳以上の人の保険料の納め方

納付方法	特別徴収 (年金から天引き)	普通徴収 (口座振替または納付書による納付)
対象となる人	老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年間18万円以上の人	老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年間18万円未満の人 老齢福祉年金、恩給のみを受給している人
納付の方法	年金の支給月（毎偶数月・年6回）に天引きにより納めます。 ※本来、年金から天引きになる人でも、一定期間（6ヵ月以上）納付書で納めていただく場合があります。 ●年度途中で65歳になった ●年度途中で他の市町村から転入した ●年度途中で保険料額が変更になった ●年金が一時差し止めになった など	毎年6月に送られる納付書で6月から翌年3月までの毎月（年10回）、金融機関等で納めます。 ※納期ごとに納付書で納めている人は、口座振替を利用されると便利です。お申込みは当初納付書に同封してお送りした申込用紙に必要事項を記入して、ご希望の金融機関の窓口に提出してください。翌月末以降の納期分から口座振替が始まります。

40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方法によって決まり医療保険料（税）と一緒に納めます。

納めた保険料は、各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金を通じ、各市町村に振り分けられます。

	国民健康保険に加入している人	職場の健康保険等に加入している人
決め方	所得などをもとに国民健康保険税の算定方法によって決まります。	給与に応じて決まります。
納め方	大分市の国民健康保険税と一緒に世帯主が納めます。	医療保険料と一緒に給与から差し引かれます。 ※扶養されている第2号被保険者の保険料は職場に勤めている被保険者の負担となっているので別途納入する必要はありません。

令和5年度第1号被保険者保険料の収納状況

（単位：円）

区 分			調 定 額	収 入 額	還付未済	収 納 額	不納欠損額	収納未済額	収納率(%)
現年度分	普通徴収	現 年	888,798,850	830,119,160	514,930	829,604,230	0	59,194,620	93.34
		現年過年	7,199,950	7,032,800	29,760	7,003,040	0	196,910	97.27
	普 徴 計		895,998,800	837,151,960	544,690	836,607,270	0	59,391,530	93.37
	特 別 徴 収		8,039,681,680	8,049,187,250	9,505,570	8,039,681,680	0	0	100.00
	現年度合計		8,935,680,480	8,886,339,210	10,050,260	8,876,288,950	0	59,391,530	99.34
滞 納 繰 越 分			139,542,260	26,591,750	38,780	26,552,970	45,843,830	67,145,460	19.03
総 合 計			9,075,222,740	8,912,930,960	10,089,040	8,902,841,920	45,843,830	126,536,990	98.10

(2) 要介護（要支援）認定について

介護保険のサービスを利用するためには大分市に要介護（要支援）認定申請して、認定を受ける必要があります。

申請には、次の2つの方法があります。

○直接申請

市の長寿福祉課の窓口や各支所、東部・西部保健福祉センターで本人または家族が申請します。

○代行申請

指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設等に要介護認定の申請を依頼することができます。

事業者等が本人または家族に代わって、要介護認定申請書と被保険者証などを市の長寿福祉課の窓口提出します。

1 要介護・要支援認定者数（令和6年3月31日現在）

（単位：人）

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
5,091	3,278	6,260	3,853	2,895	3,124	2,410	26,911

2 認定申請者数

（単位：人）

年 度	申 請 区 分			
	新 規	更 新	変 更	合 計
26 年 度	6,285	16,168	1,320	23,773
27 年 度	6,125	16,627	1,288	24,040
28 年 度	6,368	16,871	1,390	24,629
29 年 度	6,791	17,228	1,494	25,513
30 年 度	6,874	15,569	1,694	24,137
元 年 度	6,672	14,895	1,761	23,328
2 年 度	7,046	11,395	2,048	20,489
3 年 度	7,148	13,672	2,344	23,164
4 年 度	7,512	14,155	2,679	24,346
5 年 度	7,802	15,086	2,616	25,504

○認定有効期間 原則6ヵ月（更新認定の場合は1年）

○更 新 申 請 有効期間満了日の60日前から更新の手続きをすることができます。

○変 更 申 請 心身の状態に変化があり、認定の見直しを希望する人はいつでも変更申請をすることができます。

(3) 介護保険給付内容

【要介護（要介護１～５）者が利用できるサービス】

項 目	内 容
・居宅サービス 訪問介護 （ホームヘルプサービス） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 （デイサービス） 通所リハビリテーション （デイケア） 福祉用具貸与 短期入所生活介護／短期入所療養介護 （ショートステイ） 特定施設入居者生活介護 （有料老人ホームなど） 居宅療養管理指導	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の家庭を訪問して、食事、入浴、排せつの介助や、炊事、掃除、洗濯といった家事など日常生活の手助けを行う。 要介護者のいる家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行う。 主治医の指示にもとづいて、訪問看護ステーションや病院または診療所の看護師、保健師などが家庭を訪問して、病状を観察したり、床ずれの手当てなどを行う。 通院が困難な人に対して理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を行う。 通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、日帰りで食事、入浴の提供や、日常生活動作の訓練などを行う。 通所リハビリテーション事業所（老人保健施設など）に通い、日帰りで入浴や食事、日常生活を送るためのリハビリテーションを行う。 家庭で日常生活を営むのに支障のある人などに、車いすや特殊寝台（ベッド）などの必要な福祉用具を貸与する。 家庭で療養する人などが、短期間施設に宿泊しながら、食事、入浴、排せつなど日常生活上の介護や医学的管理のもとでの看護、機能訓練を受ける。 有料老人ホームやケアハウスなどの入居者に、日常生活上の介護や機能訓練、療養上の援助を行う。 通院が困難な人に対して医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行う。
・地域密着型サービス 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（原則要介護３～５） 夜間対応型訪問介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	認知症高齢者を対象に、通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い日帰りで食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練などを行う。 通いを中心に、利用者の様態や選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせてサービス提供を行う。 認知症高齢者などが５～９人で共同生活を送りながら、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの日常生活の介助や機能訓練を受ける。 入所定員２９人以下の小規模な介護老人福祉施設で、自宅では介護が困難な常時介護を必要とする入所者に対し、食事、入浴、排せつなどの介護や、機能訓練などを行う。 夜間において、定期的な巡回または通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護など、日常生活上の緊急時等の対応を行う。 小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供する。 定員１８人以下の小規模な通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、日帰りで食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練などを行う。 定期的な巡回や通報により利用者の居宅を訪問し、必要に応じて介護と看護の連携したサービスを２４時間対応で行う。
・施設サービス 介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） （原則要介護３～５） 介護老人保健施設 （老人保健施設） 介護医療院	食事や排せつなどで常時介護を必要とする入所者に対し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護、機能訓練などを行う。 病状が安定し、治療よりリハビリや介護が必要な入所者に対し、在宅復帰を目指して医学的管理下での介護、機能訓練などを行う。 長期の療養を必要とする入所者に対し、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケアなどのサービスと日常生活上の介護を一体的に行う。

給 付 の 条 件	対象件数	申 請	6 年度予算 (千円)	負 担 率 (%)															
				国	県	市	介護保険料												
居宅サービス計画を作成し、支給限度額管理を行うことが必要 (単位：円／月) <table><tr><th>要介護状態区分</th><th>支給限度額</th></tr><tr><td>要介護 1</td><td>167,650</td></tr><tr><td>要介護 2</td><td>197,050</td></tr><tr><td>要介護 3</td><td>270,480</td></tr><tr><td>要介護 4</td><td>309,380</td></tr><tr><td>要介護 5</td><td>362,170</td></tr></table> ※支給限度額管理の対象サービス ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護	要介護状態区分	支給限度額	要介護 1	167,650	要介護 2	197,050	要介護 3	270,480	要介護 4	309,380	要介護 5	362,170	439,298件	指定居宅介護 支援事業所等	22,411,000	25.0	12.5	12.5	50.0
要介護状態区分	支給限度額																		
要介護 1	167,650																		
要介護 2	197,050																		
要介護 3	270,480																		
要介護 4	309,380																		
要介護 5	362,170																		
○居宅サービス計画作成対象サービスについては、支給限度額の 7 割から 9 割を上限に給付する。 ○居宅サービス・地域密着型サービス利用時の食費・滞在費は、原則として利用者の自己負担となる。 ○短期入所生活介護・短期入所療養介護利用に係る食費・滞在費は、市民税非課税世帯には負担軽減措置（負担限度額認定）がある。 ○連続した短期入所利用は、30日を限度とし、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにする。	30,504件	指定居宅介護 支援事業所等	5,722,000	25.0	12.5	12.5	50.0												
○施設介護サービス費の 7 割から 9 割を給付する。 ○施設入所に係る食費・居住費は原則として利用者の自己負担となるが、市民税非課税世帯には負担軽減措置（負担限度額認定）がある。	25,331件	介護老人福祉 施設等	7,451,000	25.0	12.5	12.5	50.0												

【要支援（要支援１・２）者が利用できるサービス】

項 目	内 容
・介護予防サービス 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与 介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護（ショートステイ） 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど） 介護予防居宅療養管理指導	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行う。 主治医の指示に基づいて、看護師などが疾患などを抱えている利用者の居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の支援や診療の補助を行う。 身体能力の低下を予防し、また回復をはかるため理学療法士・作業療法士などが主治医の指示に基づいて、リハビリテーションを行う。 通所リハビリテーション事業所（老人保健施設など）で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供する。 福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行う。 家庭で療養する人などが短期間施設に宿泊しながら、食事、入浴、排せつなど日常生活上の介護や医学的管理のもとでの看護、機能訓練を受ける。 有料老人ホームなどの入居者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を行う。 医師、歯科医師、薬剤師などが利用者の居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行う。
・地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者を対象に、通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い日帰りで食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練などを行う。 通いを中心に、利用者の様態や選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、サービス提供を行う。 認知症高齢者などが５～９人で共同生活を送りながら、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの日常生活の介助や機能訓練を受ける。

【要支援（要支援１・２）者・事業対象者が利用できるサービス】

項 目	内 容
介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス ・介護予防ホームヘルプサービス ・生活サポートホームヘルプサービス	利用者が自力では困難な行為について、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合、訪問介護員（ホームヘルパー）によるサービスを行う。 ホームヘルパーや一定の研修を受講した従事者による生活援助サービス（身体介護は除く）を行う。
介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス ・介護予防デイサービス ・元気サポートデイサービス	通所介護事業所（デイサービスセンター）で健康チェックなどの基本サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供する。 閉じこもり予防及び参加者同士の交流を図るためのレクリエーションサービスを行う。
パワーアップ教室 ・訪問型パワーアップ教室 ・通所型パワーアップ教室	リハビリ専門職による訪問指導を行う。 ＊通所型パワーアップ教室の利用者のうち必要な人に対し実施 日常生活に支障のある生活行為を改善するために、下記のプログラムを複合的に行う。（３ヶ月） ・運動機能の向上・口腔機能の向上・栄養改善 等

給 付 の 条 件	対象件数	申 請	6 年度予算 (千円)	負 担 率 (%)									
				国	県	市	介護保険料						
介護予防サービス計画を作成し、支給限度額管理を行うことが必要 (単位：円／月) <table><tr><th>要支援状態区分</th><th>支給限度額</th></tr><tr><td>要支援 1</td><td>50,320</td></tr><tr><td>要支援 2</td><td>105,310</td></tr></table> ※支給限度額管理の対象サービス ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・ 介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防通所 リハビリテーション ・介護予防福祉用具貸与 ・ 介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療 養介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護 予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防サービス計画作成対象サービスについて は、利用者の負担割合に応じて支給限度額の 7 割 から 9 割を上限に給付する。 ○介護予防短期入所利用日数が要支援認定の有効期 間のおおむね半数を超えないようにする。 ○介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス 利用時の食費・滞在費は、原則として利用者の自己 負担となる。 ○介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療 養介護利用に係る食費・滞在費は、市民税非課税 世帯には負担軽減措置（負担限度額認定）がある。 ○介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援 2 の認定を受けた場合のみ利用可能	要支援状態区分	支給限度額	要支援 1	50,320	要支援 2	105,310	61,396件	指定介護予防 支援事業所等	1,012,000	25.0	12.5	12.5	50.0
要支援状態区分	支給限度額												
要支援 1	50,320												
要支援 2	105,310												
	274件	指定介護予防 支援事業所等	23,000	25.0	12.5	12.5	50.0						

給 付 の 条 件	対象件数	申 請	6 年度予算 (千円)	負 担 率 (%)									
				国	県	市	介護保険料						
介護予防ケアマネジメントを実施し、支給限度額管理を行うことが必要 (単位：円／月) <table><tr><td>区 分</td><td>支給限度額</td></tr><tr><td>事業対象者・要支援 1</td><td>50,320</td></tr><tr><td>要支援 2</td><td>105,310</td></tr></table> ○介護予防ケアマネジメント実施対象サービスについては、利用者の負担割合に応じて支給限度額の 7 割から 9 割を上限に給付する。	区 分	支給限度額	事業対象者・要支援 1	50,320	要支援 2	105,310	46,339件	指定介護予防支援事業所等	1,154,509	25.0	12.5	12.5	50.0
区 分	支給限度額												
事業対象者・要支援 1	50,320												
要支援 2	105,310												
介護予防ケアマネジメントを実施。 ・訪問型パワーアップ教室 3,020円／1回 ・通所型パワーアップ教室 4,445円／1回を給付する。	1,721件	地域包括支援センター	45,981	25.0	12.5	12.5	50.0						

【その他の給付】

項 目	内 容	給 付 の 条 件
・福祉用具購入費の支給	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄などのための用具（厚生労働大臣が定めるもの）の購入費の支給 ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトの吊り具の部分	○指定特定福祉用具販売事業者・指定介護予防特定福祉用具販売事業者からの購入分に限る。 ○購入日時点で要介護・要支援認定が有効であること。
・住宅改修費の支給	手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修で、事前に申請して認められたものが対象 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への取替え 等	○住所地にある住宅の改修であること。 ○着工時点で要介護・要支援認定が有効であること。 ○事前に申請を行い、支給対象として確認を受けていること。
・おむつ等介護用品購入費の支給	在宅の要介護者で、日常生活のうえで常におむつを必要とするときあらかじめ市が認めた人に対して、その購入に要した費用の一部を支給 ・紙おむつ ・布おむつ ・失禁パンツ ・おむつカバー ・尿取りパッド	○年度ごとに介護用品購入費受給資格申請をして、受給資格決定を受けていること。 ○購入日時点での介護用品購入費受給要件を満たしていること。 ○支給申請には、市が指定する領収証を添付すること。
・高額介護（介護予防）サービス費の支給	居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスを利用して月ごとに支払った保険給付対象サービスの利用者負担（1割から3割）が一定額を超えた場合、その超えた分を「高額介護（介護予防）サービス費」として申請により払い戻す。	○同じ世帯に介護サービス等を利用する人が複数いる場合、表の上限額が世帯全体の上限額となる。 ※利用者負担上限額に（個人）とある場合は、世帯全体の上限額は24,600円となる。 ○給付額の減額措置を受けている期間の利用者負担額は支給の対象外
・高額医療・高額介護合算制度	世帯内の同じ医療保険被保険者の方全員が、1年間（毎年8月～翌年7月末）において支払われた医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、著しく高額となり基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する。	○医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、基準額を超えた場合

【食費・居住費（滞在費）の負担軽減】

項 目	内 容	給 付 の 条 件												
食費・居住費（滞在費）の負担限度額認定	短期入所サービスおよび施設サービスを利用する場合の食費・居住費（滞在費）については施設との契約により決定するが、市民税非課税世帯等の利用者については、申請により軽減を行い、補足的給付を行う（預貯金額等により制限あり）。	○市民税非課税世帯等 ○配偶者の市民税が非課税 ○預貯金等の合計が収入区分に応じた基準額以下であること <table><tr><th>収入区分</th><th>預貯金等の基準額</th></tr><tr><td>生活保護受給者</td><td>—</td></tr><tr><td>老齢福祉年金受給者</td><td>単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下</td></tr><tr><td>年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下</td><td>単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下</td></tr><tr><td>年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下</td><td>単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下</td></tr><tr><td>年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超</td><td>単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下</td></tr></table> ※年金収入額＝課税年金収入額＋非課税年金収入額 ※第2号被保険者は、収入区分にかかわらず、単身1,000万円、夫婦2,000万円以下 ○給付額の減額措置を受けている期間の食費・居住費（滞在費）は軽減の対象外	収入区分	預貯金等の基準額	生活保護受給者	—	老齢福祉年金受給者	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下
収入区分	預貯金等の基準額													
生活保護受給者	—													
老齢福祉年金受給者	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下													
年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下													
年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下													
年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下													

給 付 の 限 度 ・ 基 準			対象件数	申 請	6 年度予算 (千円)	負 担 率 (%)				
						国	県	市	介護保険料	
支給限度基準額 10万円／年度 利用者の負担割合に応じて基準額の 7 割から 9 割 を上限に支給する。ただし、同一年度で同一種目の 購入は不可			1,875件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	68,000	25.0	12.5	12.5	50.0	
支給限度基準額 20万円 利用者の負担割合に応じて基準額の 7 割から 9 割 を上限に支給する。			1,625件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	163,000	25.0	12.5	12.5	50.0	
支給限度基準額 最高48,000円／年度 基準額の 9 割を上限に支給			11,008件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	282,000				100.0	
(単位：円／月)			72,099件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	1,197,000	25.0	12.5	12.5	50.0	
対 象 者		利 用 者 負担段階								利 用 者 負担上限額
生活保護受給者										15,000
市民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者	第 1 段階								15,000 (個人)※
	課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下の人	第 2 段階								15,000 (個人)※
	利用者負担第 1 段階、第 2 段階以外の人	第 3 段階								24,600
市民税課税世帯	課税所得380万円未満の人が いる世帯	第 4 段階								44,400
	課税所得380万～690万円 未満の人がいる世帯	第 5 段階								93,000
	課税所得690万円以上の人が いる世帯	第 6 段階								140,100
※詳しくは長寿福祉課介護給付担当班へ			5,616件	国保年金課 または各支所	202,000	25.0	12.5	12.5	50.0	

給 付 の 基 準		対象件数	申 請	6 年度予算 (千円)	負 担 率 (%)									
					国	県	市	介護保険料						
(単位：円／日)		22,874件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	610,991	25.0	12.5	12.5	50.0						
利 用 者 負担段階	居住費 (居室の種類により異なる)								食費					
	多床室								従来型 個 室	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個 室	施設 入所	短期 入所	
第 1 段階	0								①380 ②550	550	880	300	300	
第 2 段階	430								①480 ②550	550	880	390	600	
第 3 段階 1	430								①880 ②1,370	1,370	1,370	650	1,000	
第 3 段階 2	430								①880 ②1,370	1,370	1,370	1,360	1,300	
第 4 段階	施設との契約により設定されます													
①特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の場合														
②老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の場合														
利用者負担第 1 段階……生活保護受給者・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者														
利用者負担第 2 段階……市民税非課税世帯であって、年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下														
利用者負担第 3 段階 1 ……市民税非課税世帯であって、年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下														
利用者負担第 3 段階 2 ……市民税非課税世帯であって、年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超														
利用者負担第 4 段階……市民税課税世帯														

(4) 地域包括支援センター

	地域包括支援センター名	所在地	電話番号
1	上野ヶ丘地域包括支援センター	金池町4丁目2番1号 フジタコーポ	513-5103
2	碩田地域包括支援センター	中島東3丁目1-25 プライムコート中島104	560-0437
3	王子地域包括支援センター	王子南町9番25号	544-1223
4	大分西地域包括支援センター	東八幡4丁目6組 リバーサイド91 101号	576-8282
5	南大分地域包括支援センター	羽屋4丁目1番68号 キクチテナントビル103号	573-6688
6	城南・賀来地域包括支援センター	荏隈町1丁目12番3号	545-1030
7	城東地域包括支援センター	今津留3丁目4番25号	558-6285
8	滝尾地域包括支援センター	下郡東1丁目3番15号	567-1720
9	明野地域包括支援センター	明野東1丁目1-1 あけのアクロスタウン一番街1階	529-5705
10	原川地域包括支援センター	高松1丁目2番2号 R73番館103	547-8201
11	鶴崎地域包括支援センター	北鶴崎2丁目7番7号	594-1501
12	大東地域包括支援センター	松岡5461番地1 モンベル安達103号	528-7660
13	東陽地域包括支援センター	常行450番地	524-0892
14	大在地域包括支援センター	大在中央1丁目4番13号B	528-9295
15	坂ノ市地域包括支援センター	坂ノ市南1丁目8番5号	592-6686
16	植田地域包括支援センター	上宗方590番地の10 日生第3マンション103号	542-7147
17	植田西地域包括支援センター	富士見が丘東2丁目13番3号	576-7573
18	植田南地域包括支援センター	田尻659番地	547-7886
19	植田東地域包括支援センター	宮崎1385番地1 コーポ長岡101	568-3310
20	竹中・判田地域包括支援センター	中判田1910番地の6	597-4111
21	戸次・吉野地域包括支援センター	中戸次4577番地3	586-7170
22	野津原地域包括支援センター	野津原字久保1505番地1	586-4020
23	佐賀関・神崎地域包括支援センター	佐賀関1407番地27 佐賀関市民センター1階	575-0337

職員配置	業 務
主任ケアマネジャー 社会福祉士 保健師 等	地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。地域で暮らす高齢者のみなさんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で過ごせるよう、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支援します。 ●地域ごとに設置 ・中学校区を基本として、大分市内に23ヵ所設置しています。 ●地域包括支援センターの役割 ①身体の機能や体力に不安がある人や、今の健康を維持したい人へ介護予防の取り組みの支援を行います。 ②高齢者やその家族の介護・福祉・保健・医療に関する相談を受け、必要なサービスを紹介します。 ③高齢者が安心して暮らせるよう、消費者被害等の相談を受けるほか、成年後見制度の紹介や虐待事例の早期対応をします。 ④高齢者を支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関と連携を取りながら支援します。

3 障がい者福祉

(1) 障害基礎年金・特別障害給付金

実施 区分	年金の種類	実施年月日	支給の条件
国	障害基礎年金 (拠出制)	S 61. 4. 1	1. 障がいの原因となった傷病の初診日が国民年金の被保険者期間中であるとき、または、被保険者であった人が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき（老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除く） 2. 障害認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内に症状が固定した日）以降に障がいの程度が国民年金法施行令で定める1級または2級の状態であること 【保険料納付要件】 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて2/3以上であること（令和8年3月31日以前に初診日があるときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよい。）
	障害基礎年金 (無拠出制)	S 61. 4. 1	初診日が20歳前で、障がいの程度が国民年金法施行令で定める1級または2級の状態にある20歳以上の人
	特別障害給付金	H 17. 4. 1	◆対象 ① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）などの配偶者 ※①②の人で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がいに該当する人（原則として、65歳の誕生日の前々日までに請求しなければなりません。） ※障害基礎年金や障害厚生年金などを受給することができる人は対象になりません。

(2) 障害者福祉手当

実施 区分	項 目	実施年月日	支 給 の 条						
			区 分		障がい程度の等級		手 当 の 額		
市	障害者福祉手当	S 47. 4. 1 H 18. 9. 1 改 正	身体障がい者	18歳未満	1 級 ～ 2 級		年 19,200円		
					3 級 ～ 4 級		年 15,600円		
					5 級 ～ 6 級		年 12,000円		
				18歳以上	1 級 ～ 2 級		年 14,400円		
					3 級 ～ 4 級		年 9,600円		
					5 級 ～ 6 級		年 6,000円		
			知的障がい者	18歳未満	A 1 ～ B 2		年 19,200円		
				18歳以上	A 1 ～ B 2		年 14,400円		
				精神障がい者	18歳未満	1 級 ～ 3 級		年 19,200円	
					18歳以上	1 級 ～ 3 級		年 14,400円	

所得制限	年金額 支給額 (R 6.4 月時点)	5 年度実績 (受給権者数)	請 求	参 考 事 項
な し	1 級 1,020,000円 68歳以上は 1,017,125円 2 級 816,000円 68歳以上は 813,700円	新法: 9,055人 旧法: 103人	国 民 年 金 室 (本庁舎1階10番窓口)	年 6 回支給 2. 4. 6. 8. 10. 12月の15日 (土・日曜日、祝日の場合は前日) 支払 郵便局・銀行
本人 年間所得 (扶養 0 人の場合) 全額停止 4,721,000円 一部支給停止 3,704,000円 扶養 1 人につき 原則380,000円加算	子の加算額 1・2 人目 234,800円／人 3 人目以降 78,300円／人			
あ り お問い合わせください。	1 級 月額 55,350円 2 級 月額 44,280円	48人	国 民 年 金 室 (本庁舎1階10番窓口)	年 6 回支給 2. 4. 6. 8. 10. 12月の15日 (土・日曜日、祝日の場合は前日) 支払 郵便局・銀行

件		対 象 者 数	参 考 事 項	6 年度予算	負 担 率		
所得制限	その他の必要事項	〔5 年度延べ〕 支給人数			国	県	市
本人が市民税課税の場合 支給停止	本市居住者で障害者手帳所持者。但し国の障害手当受給者および施設入所者で公的年金受給者を除く。	129人	(問い合わせ) 障 害 福 祉 課 または各支所 東部・西部保健 福 祉 セ ン タ ー 今市除く連絡所 (支給) 年 2 回 8, 2 月	千円 282,000			単独
		93人					
		30人					
		11,528人					
		12,070人					
		4,538人					
		2,054人					
		4,180人					
		942人					
		9,525人					

(3) 重度障害者福祉手当

実施 区分	項 目	実施年月日	支 給 の 条 件
国 ・ 市	特 別 障 害 者 手 当	S 61. 4. 1	著しく重度の障がい等があり、日常生活において常時特別の介護を要する方（20歳以上） ※施設入所者、3 ヶ月を越えて入院している人を除く。（条件あり）
	障 害 児 福 祉 手 当	S 61. 4. 1	重度の障がい等があり、日常生活において常時介護を要する方（20歳未満） ※施設入所者を除く。
	福 祉 手 当 （ 経 過 措 置 ）	S 50. 10. 1 (S 61. 4. 1)	重度の障がい等があり、日常生活において常時介護を要する方（20歳以上） ※施設入所者、特別障害者手当の受給者、障害年金等障がいを理由とする給付を受けている人を除く。
国	特 別 児 童 扶 養 手 当	S 37. 1. 1	目や耳や手足の不自由な児童、知的障がいや内部障がいのため、日常生活において常に介護を必要とする児童を監護している父母又は養育者に支給する。 ※監護される児童は20歳未満であること。ただし、施設入所者を除く。（条件あり）

(4) 障害者医療費助成

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	支 給 額	条 件	
				対 象 範 囲	所得制限
県 ・ 市	障害者医療費助成	S 49. 7. 1	健保自己負担分 （ただし、ひと月のひとつの医療機関等での負担額が1,000円未満の場合、助成対象外）	身体障がい者 1 級～3 級 知的障がい者 A 1、A 2、 B 1、B 2 精神障がい者 1 級	老齢福祉年金に準ずる所得制限あり

所 得 額	手 当 額	申 請	参考事項	6 年 度 予 算	負 担 率		
					国	県	市
本人 扶養 0 人のとき 3,604,000円 扶養 1 人増すごとに 380,000円を加算 配偶者及び扶養義務者 扶養 0 人のとき 6,287,000円 扶養 1 人のとき 6,536,000円 1 人増すごとに 213,000円を加算	月額 28,840円 (R6.4.1現在)	障 害 福 祉 課 または各支所 東部・西部保健 福 祉 セ ン タ ー 今市除く連絡所	銀行振替で 年 4 回支給 5 . 8 . 11. 2 月	千円 376,200	$\frac{3}{4}$		$\frac{1}{4}$
	月額 15,690円 (R6.4.1現在)						
	月額 15,690円 (R6.4.1現在)	※福祉手当の新 規受付はして いません。					
本人 扶養 0 人のとき 4,596,000円 扶養 1 人増すごとに 380,000円を加算 配偶者及び扶養義務者 扶養 0 人のとき 6,287,000円 扶養 1 人のとき 6,536,000円 1 人増すごとに 213,000円を加算	月額 1 級 55,350円 (R6.4.1現在) 2 級 36,860円 (R6.4.1現在)	障 害 福 祉 課 または各支所 東部・西部保健 福 祉 セ ン タ ー 今市除く連絡所	振替で 年 3 回支給 4 . 8 . 11月	3,700	$\frac{10}{10}$		

そ の 他	対象者数	申 請	6 年 度 予 算	負 担 率		
				対 象 者	県	市
申請により 受給者証交付	13,086人 (R 6 . 4 月現在)	障 害 福 祉 課 または各支所 東部・西部保健 福 祉 セ ン タ ー 今市除く連絡所	千円 1,319,000	身障 1 ・ 2 級 療育 A 1 ・ A 2 精神 1 級	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$
				身障 3 級 療育 B 1 ・ B 2		単独

(5) 障がい者（児）福祉施策

実施 区分	給付の種類		実施年月日	サービス名称	内 容	条
						対 象
国 ・ 県 ・ 市	介 護 給 付	訪 問 系 サービス	H18. 10. 1	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	障がいのある人等につき、居宅において、入浴や排せつ及び食事等の介護、調理や洗濯等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等を行います。	障 が い 児 知 的 障 が い 者 身 体 障 が い 者 精 神 障 が い 者 難 病 患 者 等 ※同行援護は身体障 がい者（児）のうち 視覚障がいのある 方を対象とします。
				重度訪問介護	重度の障がいがあり、常時介護を要する障がいのある人につき、居宅において入浴や排せつ等の介護、調理や洗濯等の家事、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。	
				同 行 援 護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等につき、外出時に、移動に必要な情報の提供や移動の援護等必要な援助を行います。	
				行 動 援 護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する障がいのある人等につき、行動する際の必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。	
				短 期 入 所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う人の疾病等の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人等につき、短期間入所できます。	
				重度障害者等 包 括 支 援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。	
		日中活動		療 養 介 護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の援助をします。	18 才 以 上 の 知 的 障 が い 者 身 体 障 が い 者 精 神 障 が い 者 難 病 患 者 等
				生 活 介 護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創造的活動などの機会を提供します。	
				施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。	
	訓練等 給 付	日中活動		自 立 訓 練 (機能・生活・宿泊型)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。	
				就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	
				就労継続支援 A 型 ・ B 型	一般の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	
		居住支援		共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、居住における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助をします。	
		そ の 他	H30. 4. 1	自立生活援助	定期的な訪問や障がいのある人からの相談・要請があった際に、助言や医療関係機関等との連絡調整などの必要な支援を行います。	
	就労定着支援			就労移行支援等を利用し、一般就労後6月を経過した人に対し、引き続き就労の継続を図るため、一定の期間にわたり事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。		

件		対象者数等	申 請	6 年 度 予 算	負 担 率		
所得制限	そ の 他				国	県	市
な し	被 保 護 世 帯 及 び 非 課 税 世 帯 無 料 ※ 月 額 上 限 額 あり	822人 (R 6 . 4 月実利用者数)	障 害 福 祉 課	千円 846,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		45人 (R 6 . 4 月実利用者数)		647,000			
		139人 (R 6 . 4 月実利用者数)		101,000			
		99人 (R 6 . 4 月実利用者数)		100,000			
		216人 (R 6 . 4 月実利用者数)		100,000			
		7人 (R 6 . 4 月実利用者数)		67,000			
		82人 (R 6 . 4 月実利用者数)		283,000			
		1,021人 (R 6 . 4 月実利用者数)		2,813,000			
		469人 (R 6 . 4 月実利用者数)		743,000			
		69人 (R 6 . 4 月実利用者数)		106,000			
		82人 (R 6 . 4 月実利用者数)		160,000			
		2,674人 (R 6 . 4 月実利用者数)		4,448,000			
		832人 (R 6 . 4 月実利用者数)		1,409,000			
		5人 (R 6 . 4 月実利用者数)		2,000			
		39人 (R 6 . 4 月実利用者数)		18,000			

実施 区分	給付の種類	実施年月日	サービス名称	内 容	条 象
					対
国 ・ 県 ・ 市	地域相談支援給付	H24. 4. 1	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要としている方に対して、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談やその他必要な支援を行います。	18才以上の知的障害者等 精神障害者等 難病患者等
			地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対して、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。	
	障害児通所支援給付	H24. 4. 1	児童発達支援	就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	18歳未満の障がい児 難病患者等
			医療型児童発達支援	肢体不自由児に対して、指定された医療機関において、児童発達支援や治療を行います。	
			放課後等デイサービス	在学中の児童に対して放課後や学校の休業日に施設に通わせ生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの提供を行います。	
			保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援等を行います。	
	補装具	S24.12.26	居宅訪問型児童発達支援	医療的ケア児等であって、障害児通所支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅訪問して発達支援を行います。	身体障害者手帳所持者 ・ 難病患者等
			補装具費（購入・修理）の支給	日常生活において体の不自由を補うため補装具費（購入・修理）の支給を行う。 視覚障害者安全つえ、義肢、義眼、装具類、眼鏡、車イス（電動）、歩行補助つえ（一本杖を除く）、補聴器等	
			自立支援医療の給付（更生医療）	手術などにより不自由な機能が改善される場合の医療給付を行う。 目・耳・肢体・心臓の手術、人工透析（腎臓機能障害）腎移植、肝移植等	
	自立支援医療	S33.11.26	自立支援医療の給付（更生医療）	手術などにより不自由な機能が改善される場合の医療給付を行う。 目・耳・肢体・心臓の手術、人工透析（腎臓機能障害）腎移植、肝移植等	身体障害者手帳所持者
		H18. 4. 1	自立支援医療の給付（育成医療）	障がいを除去、軽減する手術等により確実に効果が期待できる場合の医療給付を行う。	18才未満の障がい児
国・県		H18. 4. 1	自立支援医療の給付（精神通院）	精神科の病気（てんかんの方も含む）で通院している場合に、その医療費の一部を公費で負担する。	通院による治療が継続して必要な方
国・県・市		S47. 7.18	日常生活用具購入費の給付	重度の障がい者の日常生活を容易にするため日常生活用具購入費の給付を行う。 給付…特殊寝台、点字図書、視覚障害者用体重計、携帯用会話補助装置、拡大読書器、入浴補助用具、ストマ等 *用具の種類ごとに対象となる障がいの区分程度が異なります。	身体障害者手帳所持者 ・ 療育手帳所持者 難病患者等
市		H8. 6. 1	緊急通報システム	ひとり暮らしなどの重度身体障がい者が緊急の際、ペンダントボタンを押すことにより通報センターに連絡され、近隣の協力者が適切な対応をします。	身体障害者手帳1・2級所持者（おおむね18歳以上）

件		対象者数等	申 請	6 年 度 予 算	負 担 率		
所得制限	そ の 他				国	県	市
な し	な し	1人 (R 6 . 4 月実利用者数)	障 害 福 祉 課	千円 2,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		0人 (R 6 . 4 月実利用者数)					
な し	被 保 護 世 帯 及 び 非 課 税 世 帯 無 料 そ の 他 は 一 割 負 担 ※ 月 額 上 限 額 あり	758人 (R 6 . 4 月実利用者数)	障 害 福 祉 課	1,503,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		0人 (R 6 . 4 月実利用者数)		100			
		1,923人 (R 6 . 4 月実利用者数)		3,270,000			
		119人 (R 6 . 4 月実利用者数)		15,300			
		1人 (R 6 . 4 月実利用者数)		100			
本人及び配偶者の 市民税所得割額が46万円未満 (R 6 年度より18 歳未満の場合は 所得制限なし)	被 保 護 世 帯 及 び 非 課 税 世 帯 無 料 そ の 他 は 一 割 負 担 ※ 月 額 上 限 額 あり	1,089件 (延べ件数)	障 害 福 祉 課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	130,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
市民税所得割額が 23万5千円未満 ※H22年度税制改 正前の税額 ただし高額治療継 続者(重度かつ継 続に該当する方) は受給可	被 保 護 世 帯 は 無 料 そ の 他 は 一 割 負 担 ※ 月 額 上 限 あり	903人 (受給者数)	障 害 福 祉 課 または 東部・西部保健 福祉センター	800,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		163人 (受給者数)		10,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		11,253人 (受給者数)		—	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	給付については 被保護世帯無料 その他は課税状況によ り一部負担軽減あり	12,246件 (延べ件数)	障 害 福 祉 課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	155,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	設置について 市民税非課税世帯無料 市民税課税世帯は自己 負担あり	11件	障 害 福 祉 課	224			単独

実施 区分	給付の種類	実施年月日	サービス名称	内 容	条
					対 象
市		S49. 4. 1	自動車改造費補助	就労等に伴い身体障がい者が自ら所有し運転する自動車の操向装置等を改造する必要がある場合、その費用の一部を10万円を限度として補助します。 ※改造前の申請が必要です。	身体障害者手帳所持者
		S57. 4. 1	自動車運転免許取得補助	身体障がい者が1種普通自動車運転免許を取得する場合、免許取得に要した費用の%以内で10万円を限度として補助します。	身体障害者手帳所持者
国・県・市		H26. 4. 1	意思疎通支援事業	聴覚障がい者が医療機関、公的機関等で意思の伝達をするために必要な場合や、大会等の主催者でその開催について必要とする場合に派遣を行う。	聴覚障がい者及び大会等の主催者
		H25. 4. 1	盲ろう者通訳介助員派遣	視覚及び聴覚に重複障がいがある人に対して、第三者との意思疎通に係る通訳支援と移動の介助を行う。 (年間240時間を限度)	視覚障がい及び聴覚障がいの重複による障がいの程度が2級以上の人
市		S55. 6. 1	大分市障害者タクシー料金に対する助成	重度の心身障がい者にタクシー料金の割引券を交付する。 ①普通タクシー 利用券綴 (100円券 30枚 400円券 35枚) ②福祉タクシー " (200円券 50枚 400円券100枚 1,000円券 30枚) ③リフト付福祉タクシー " (500円券150枚 1,000円券 50枚) いずれか1冊 ※②③車いすを常用していること、かつ肢体不自由1・2級(上肢障害のみを除く)または内部障害1級であること。	身体障がい者 ・視覚1・2級 ・肢体1・2級(上肢のみを除く) ・内部1級 知的障がい者A1・A2 精神障がい者1級 (写真つきに限る)
		S49. 4. 1	在宅心身障害者住宅設備改造費助成	在宅の心身障がい者(児)のために住宅設備を改造する場合、その費用の2/3の額(ただし限度額まで)を補助します。 玄関・台所・便所・浴室・廊下・居室など ※改造前の申請が必要です。	身体障がい者1級～3級 (手帳の内容によります) 知的障がい者A1 A2
		S54. 6. 1	自動車運転免許取得補講料補助	身体障がい者が運転免許を取得する場合、30,000円を限度として補講料を補助します。 ※免許取得の補助対象者に限ります。	身体障害者手帳所持者
国・県・市	地域生活支援事業	H18. 10. 1	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。	障がい児 知的障がい者 身体障がい者 精神障がい者 難病患者等
			地域活動支援センターⅡ型	デイサービスとして地域における雇用が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等サービスを提供します。	
			地域活動支援センターⅢ型	地域の障害のある人等のための援護対策として、通所による援護を行っています。	
			日中一時支援	家で介護を行う人が病気など家庭における介護が一時的に困難になった場合に、施設へ預けることができます。	
			訪問等入浴サービス	居宅における入浴が困難な方に対し、入浴サービスの提供を行います。	
市			生活サポート	地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、障害者総合支援法による介護給付や訓練等給付のサービスを受けることができない場合、日常生活に関する支援を行います。	

件		対象者数等	申 請	6 年 度 予 算	負 担 率		
所得制限	そ の 他				国	県	市
特別障害者手当の所得制限 限度額を超えない者		14人 (受給者数)	障 害 福 祉 課	千円 2,100			単独
		13人 (受給者数)	障 害 福 祉 課	1,000			単独
な し	営利目的、政治的行為 及び宗教的目的を除く	1,606回 (派遣回数)	(大会主催者) 障 害 福 祉 課 (個 人) 大 分 県 聴 覚 障 害 者 協 会	10,228	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
な し	営利目的、政治的行為 及び宗教的目的を除く	262回 (派遣回数)	大 分 県 聴 覚 障 害 者 協 会	2,250	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	平成18年4月1日より、 有料道路通行料金の割引または、自動車税、軽 自動車税の減免を受けている方は、タクシー 利用券交付対象外。	普通タクシー 71,134枚 福祉タクシー 27,252枚 リフト付福祉タクシー 23,901枚 (利用枚数)	障 害 福 祉 課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	60,000			単独
市民税所得割 額が28万円未 満の世帯	自己負担あり。ただし 被保護世帯は上限金額 まで自己負担なし。	28人 (受給者数)	障 害 福 祉 課	16,000			単独
		4人 (受給者数)	障 害 福 祉 課	300			単独
な し	被 保 護 世 帯 及 び 非 課 税 世 帯 無 料 そ の 他 は 一 割 負 担 ※ 月 額 上 限 額 あり	718人 (R 6 . 4 月実利用者数)	障 害 福 祉 課	110,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		6人 (R 6 . 4 月実利用者数)		3,000			
		10人 (R 6 . 4 月実利用者数)		10,000			
		169人 (R 6 . 4 月実利用者数)		42,000			
		25人 (R 6 . 4 月実利用者数)		22,000			
		0人 (R 6 . 4 月実利用者数)		100			単独

実施区分	施策	実施年月日	事業内容	条
				対象
市	点字タイプライター貸出し	S 56. 12. 1	点訳奉仕者に貸し出す。	点字講習会を受講し、終了した人
	食の自立支援	H15. 7. 1	おおむね65歳未満のひとり暮らしの障がい者または障がい者のみの世帯等で調理をすることが困難な者に対して栄養バランスのとれた食事をとどける。	身体障害者手帳1・2級療育手帳保持者 精神保健福祉手帳保持者
	医療的ケア児・者非常用発電装置等購入費補助	R 3. 4. 1	在宅で医療的ケアが必要な方に対して、災害時にも必要となる電源を確保するため、非常用発電装置等の購入費の補助を行う。	以下の1～3のすべてに該当する方。 1. 大分市に住民票のある方。 2. 人工呼吸器等、対象の医療的ケアを要する方。 3. 大分市避難行動要支援者個別避難計画を作成中または作成済の方。
県・国・市	自立生活促進事業	H13. 4. 1	在宅の知的障がい児（者）が、住み慣れた地域で社会的自立を図るため、生活訓練を実施する。	知的障がい児（者）
市	通所施設利用者への交通費助成	H22. 4. 1	自宅から公共交通機関（JRに限る）を利用して施設に通所し、1ヶ月の交通費が基準額を超えと一部を助成する。（上限あり）	精神障がい者
	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	H22. 4. 1	発語困難等のある重度障がい者が入院した際に、医療機関へコミュニケーション支援員を派遣し、医療従事者との意思疎通を支援する。	身体障がい者
	重度障害者等就労支援特別事業	R 4. 1. 1	重度障がいのある方等の就労機会の拡大、就労継続を目的として雇用施策と連携した通勤支援及び職場等における支援を推進する。	重度訪問介護、同行援護、行動援護いずれかの支給決定を受けている者

(6) 点字・手話講習会

実施区分	種類	所在地
大分市社会福祉協議会	点字講習会 （点訳奉仕者養成講座）	J:COMホルトホール大分 4 階「ボランティアルーム」 （金池南 1 丁目 5 番 1 号）
	朗読奉仕者養成講座	J:COMホルトホール大分 3 階「福祉関係団体活動室」 （金池南 1 丁目 5 番 1 号）
社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会	手話講習会 （手話奉仕員養成講座）	大分県総合社会福祉会館（大津町 2 丁目 1－41） 大分県聴覚障害者センター（大津町 1 丁目 9－5）
社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会	盲ろう者向け通訳・ 介助者養成講座	大分県聴覚障害者センター（大津町 1 丁目 9－5）

(7) おもちゃライブラリー（大分市王子新町 5－1 大分市西部公民館同一建物内）

心身に障がいをもつ子どもたちの「みる」「きく」「ふれる」といった機能や感覚を養い、情緒の発達を促すため、パズルやブロック、ぬいぐるみ等のおもちゃを貸し出します。

開館日 月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時

休館日 毎週土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

所得制限	件 そ の 他	対象者数等	申 請	6 年 度 予 算	負 担 率		
					国	県	市
		—	障害福祉課	—			
	1食あたり400円の自己負担で週6回受給できます。	40,375食 (配食数)	障害福祉課	14,400			単独
	上限12万円、上限額を超える分は自己負担	16人 (利用者数)	障害福祉課	3,600			単独
		61人 (延べ利用者数)	各実施施設	3,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		373件 (延べ件数)	障害福祉課	2,285			単独
	被保護世帯及び非課税世帯無料その他は一割負担※月額上限有り	0人 (利用者数)	障害福祉課	120			単独
	被保護世帯及び非課税世帯無料その他は一割負担※上限あり	0人 (利用者数)	障害福祉課	2,500	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$

開 催 日 時 等			
毎週木曜日		13時30分～16時	
(9月～1月)	第2・第4金曜日	13時30分～15時30分	
入門・基礎講座(4月～3月)	毎週木曜日	18時30分～20時30分	大分県総合社会福祉会館
	毎週金曜日	10時～12時	大分県聴覚障害者センター
	毎週土曜日	10時～12時	大分県総合社会福祉会館
新規登録者講座	4月13日～3月1日	毎週土曜日	13時30分～15時30分
	4月12日～3月7日	毎週金曜日	13時30分～15時30分
必須科目(8月～11月)	土・日曜日	9時～16時	大分県聴覚障害者センター
	選択科目(11月～1月)	土・日曜日	9時～17時
			大分県聴覚障害者センター

<おもちゃライブラリー利用状況等>

年 度	貸 出 数	利 用 者 数	在 庫 数
元 年 度	102件	43人	979点
2 年 度	226件	113人	979点
3 年 度	176件	88人	979点
4 年 度	108件	54人	979点
5 年 度	50件	25人	979点

(8) 相談業務・手話通訳

種 類	所 在 地	相談 員数	業 務	相 談 日	6 年度 予 算	負 担 率		
						国	県	市
手 話 通 訳	障害福祉課	1人	来庁者への 手話通訳	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後6時	千円 2,936	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	鶴崎市民行政センター (東部保健福祉センター)	1人		毎週月・金曜日 午前10時～午後3時	2,406	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	植田市民行政センター (西部保健福祉センター)	1人		毎週火・金曜日 午前10時～午後3時				
	明野支所	1人		毎週月・水・金曜日 午前10時～午後3時				
	大南支所	1人		毎週月曜日 午前10時～午後3時				
ろうあ者相談	障害福祉課	1人	ろうあ者との 相談業務	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後6時	—			単独
精神障がい者相談	障害福祉課	2人	精神障がい者 の手続きに関 する相談	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後6時	—			単独
聴覚障がい者相談	第1・3・5週 市民相談室 第2・4週 支所出張相談	1人	聴覚障がい者 に関する相談	毎週金曜日 午前10時～午後3時	255			単独
知的障がい者相談	市民相談室	1人	知的障がい者 に関する相談	毎週火曜日 午前10時～午後3時	300			単独

(9) 援 護

実 施	援 護 の 種 類		内 容
国 ・ 県 ・ 市	身 体 障 害 者	身体障害者手帳	肢体不自由、視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく・内部障がいのある者の障害程度に応じて交付する。
		更 生 ・ 相 談	自立支援医療、施設への紹介
	援 護	援 護	・NHK放送受信料の減免 全額免除(市民税非課税世帯)、半額免除(受信契約者が世帯主で1・2級もしくは視覚・聴覚障害者) ・有料道路通行料金の割引 ・自動車税(種別割)・(環境性能割)、軽自動車税(種別割)・(環境性能割)の減免 ・所得税、市県民税の控除……特別障害者控除、障害者控除 ・心身障害者扶養共済……心身障がい者の保護者が加入後に死亡又は重度障がいとなったとき、心身障がい者に月額2万円(2口加入者は月額4万円)の年金を支給 ・JR旅客運賃、バス料金、航空運賃、船舶運賃、タクシー料金の割引
	知的障害者(児)	療 育 手 帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された者に対して交付する。
		援 護	・NHK放送受信料の減免 全額免除(市民税非課税世帯)、半額免除(受信契約者が世帯主でA1・A2) ・有料道路通行料金の割引(A1・A2) ・自動車税(種別割)・(環境性能割)、軽自動車税(種別割)・(環境性能割)の減免(A1、A2の方のみ) ・所得税、市県民税の控除……特別障害者控除、障害者控除 ・心身障害者扶養共済……身障者の場合と同じ ・JR旅客運賃、バス料金、航空運賃、船舶運賃、タクシー料金の割引
	精神障害者	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	大分県において、精神障がいと判定された者に対して交付する。
		援 護	・NHK放送受信料の減免 全額免除(市民税非課税世帯)、半額免除(受信契約者が世帯主で1級) ・自動車税(種別割)・(環境性能割)、軽自動車税(種別割)・(環境性能割)の減免(1級の方のみ) ・所得税、市県民税の控除……特別障害者控除、障害者控除 ・心身障害者扶養共済……身障者の場合と同じ ・バス料金、航空運賃、船舶運賃の割引、タクシー料金の割引

※援護を受けられる方は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所有者のうちの特定の対象者に限ります。

大分市障がい者相談支援センター

- ◆対 象 者 障がいのある人とそのご家族
- ◆内 容 障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に対し、支援が必要な場合の緊急相談や障がいに関する相談や障がい者福祉サービスの利用援助等を行う。
- ◆場 所 王子新町5番1号 大分西部公民館併設
- ◆利用方法 電話、来所、訪問による相談に、年中無休で対応
 - ◇緊急相談
 - (午前9時～午後9時 ※ 午後6時以降は緊急相談のみ、土日祝日年末年始は午後6時まで)
 - ・緊急相談専用ダイヤル「あんしんコール」(☎ 097-529-7299)
 - ◇緊急以外の相談(午前9時～午後6時)
 - ・主に身体障がいのある方 「さざんか」(☎ 097-576-8887 FAX 097-576-7554)
 - ・主に知的障がいのある方 「コーラス」(☎ 097-576-8888 FAX 097-579-6886)
 - ・主に精神障がいのある方 「きぼう21」(☎ 097-576-8889 FAX 097-546-2158)

大分市障がい者虐待防止センター

- ◆内 容 障がい者の虐待に関わる通報や届出、支援などの相談を行う。
- ◆場 所 王子新町5番1号 大分西部公民館併設
- ◆開所時間 午前9時～午後5時15分(☎ 097-585-6003 FAX 097-544-5671)
- ◆休 所 日 土日、祝、年末年始

障害者就業・生活支援センター「大分プラザ」

- ◆対 象 者 障がいのある方で就職又は生活支援を希望する方。※支援を受けるためには登録が必要です。
- ◆内 容 就業支援部門 ・離職した障がいのある方の就業に関する相談
 - ・公共職業安定所、事業主との調整等求職活動の支援
 - ・職業準備訓練をあっせんし、職業実習先との調整
 - ・就職後の障がいのある方に対する助言や事業主への雇用管理等の助言生活支援部門 ・障がいのある方の就労に関する生活上の相談や日常生活又は社会生活に必要な支援(金銭や衣食住に関することなど、家庭訪問も行います。)
- ◆場 所 金池南1丁目9番5号(☎ 097-574-8668 FAX 097-574-8667)
- ◆利用方法 電話、来所、訪問(午前8時15分～午後5時15分)

大分市成年後見センター

- ◆内 容 知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が十分でない方の権利援護を目的に、法律的に保護・支援する「成年後見制度」の利用促進を図ります。
- ◆場 所 大分市役所 第2庁舎2階(☎ 097-547-7774)
- ◆開所時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
- ◆休 所 日 土日、祝、年末年始

高齢重度聴覚障がい者生活支援訪問事業

- ◆対 象 者 市内に住所を有する60歳以上の単身の聴覚障がい者または聴覚障がい者のみの老夫婦世帯
- ◆内 容 生活支援員が対象者宅を訪問し、各種制度等の情報提供や、相談活動を行う。
- ◆場 所 大津町1丁目9番5号 社会福祉法人大分県聴覚障害者協会(☎ 097-551-2152 FAX 097-556-0556)

(10) 行 事

年 度		元	2	3	4	5
行事名						
障害者福祉の つどい	金 額	2,246千円	新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止	2,761千円	2,878千円
	参加者	2,000人			2,000人	2,000人
	場 所	若 草 公 園			大分いこいの道	大分いこいの道
知的障がい児(者) 交 流 会	金 額	2,794千円			新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止	847千円
	参加者	821人				322人
	場 所	J:COMホルトホール大分				高崎山自然動物園および大分マリンパレス水族館「うみたまご」

(11) 障がい者（児）福祉関係参考資料

・身体障害者手帳所持者数

(単位：人) (令和6年4月1日現在)

障がい者 級	視 覚		聴覚音声等		肢 体		内 部		計		
	成 人	児 童	成 人	児 童	成 人	児 童	成 人	児 童	成 人	児 童	計
1 級	292	9			848	68	3,126	50	4,266	127	4,393
2 級	499	0	467	22	2,024	62	36	0	3,026	84	3,110
3 級	73	0	332	7	2,100	32	1,826	28	4,331	67	4,398
4 級	44	0	395	4	3,165	6	1,233	21	4,837	31	4,868
5 級	141	1	11	0	2,245	5			2,397	6	2,403
6 級	65	0	693	12	405	5			1,163	17	1,180
合 計	1,114	10	1,898	45	10,787	178	6,221	99	20,020	332	20,352
	1,124		1,943		10,965		6,320		20,352		

(18歳未満を児童とする)

・療育手帳所持者数

(単位：人) (令和6年4月1日現在)

区 分	A 1	A 2	B 1	B 2	計
18 歳 未 満	121	205	272	879	1,477
18 歳 以 上	533	546	708	1,593	3,380
計	654	751	980	2,472	4,857

・精神障害者保健福祉手帳所持者

(単位：人) (令和6年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
18 歳 未 満	1	449	67	517
18 歳 以 上	272	3,672	1,795	5,739
計	273	4,121	1,862	6,256

・手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
身体障害者手帳	21,387	21,230	20,945	20,594	20,352
療 育 手 帳	4,121	4,295	4,467	4,664	4,857
精神障害者保健福祉手帳	4,563	5,100	5,474	5,812	6,256
計	30,071	30,625	30,886	31,070	31,465

・身体障がい者補装具等給付状況

(単位：件)

種 類 \ 年 度	元	2	3	4	5
補装具（一般）	1,002	898	978	922	895
補装具（児童）	259	256	256	217	194
更生医療	1,062	950	702	820	903
日常生活用具	10,317	11,649	12,059	12,640	12,246

・自立支援医療費（精神通院）支給認定申請状況

(単位：人)

年度	総 数	疾 患 別						
		総合失調症	てんかん	うつ病	躁うつ病	中毒症	脳器質性	その他
元	9,026	2,232	755	2,831	538	120	143	2,407
2	4,869	1,275	326	1,499	308	78	61	1,322
3	8,934	2,013	755	2,659	574	147	109	2,677
4	9,210	2,018	761	2,865	681	141	129	2,615
5	9,083	2,005	718	2,906	642	120	126	2,566

・障害者医療費助成状況

(単位：人)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
身体障がい者 (1級～3級)	11,706	10,631	10,369	10,026	9,818
知的障がい者 (A1～B2)	2,722	2,713	2,818	2,936	3,066
精神障がい者 (1級)	174	181	180	186	199

・障がい者在宅福祉サービス実施状況

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
居 宅 介 護 等	163,700回	168,473回	164,144回	164,342回	163,037回
移 動 支 援	20,300回	17,916回	19,902回	19,766回	20,616回
入 浴 サ ー ビ ス	30人	25人	24人	23人	26人
手話通訳者派遣	1,488回	968回	1,321回	1,414回	1,554回

・障害者福祉手当支給状況

(単位：人)

年 度 区 分		元	2	3	4	5
18 歳 未 満	1 ・ 2 級	153	155	146	145	129
	3 ・ 4 級	99	91	86	83	93
	5 ・ 6 級	45	40	34	29	30
18 歳 以 上	1 ・ 2 級	12,656	12,485	12,274	11,856	11,528
	3 ・ 4 級	12,426	12,453	12,375	12,231	12,070
	5 ・ 6 級	4,451	4,531	4,577	4,598	4,538
18 歳 未 満	知的障がい者	1,704	1,785	1,898	1,990	2,054
18 歳 以 上	知的障がい者	3,938	3,958	4,025	4,115	4,180

(人数は8月、2月に支給した延人数で算出)

・特別児童扶養手当支給状況

(単位：人)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
特別児童扶養手当	1,295	1,421	1,586	1,655	1,756

・特別障害者手当等支給状況

(単位：人)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
特別障害者手当	746	802	814	838	859
障害児福祉手当	427	450	460	464	449
福祉手当(経過措置)	18	18	17	12	11

(12) 障がい者福祉サービス等の種類

種 類	設 置 目 的
救 護 施 設	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。
身 体 障 が い 者 福 祉 ホ ー ム	身体上の障がいのため家庭において日常生活を営むのに支障のある者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室、その他の設備を利用させる。
点 字 図 書 館	視覚障がいのある人に点字図書の貸し出しやプライベートサービス（代読・代筆・辞書引き等）を行う。
身 体 障 が い 者 福 祉 セ ン タ ー	各種相談、機能回復訓練、スポーツ、レクリエーション等の指導を行うとともにそのために必要な便宜を提供する。
地域活動支援センターⅡ 型	地域における雇用が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等サービスを行う。
地域活動支援センターⅢ 型	地域の障がいのある人等のための援護対策として、通所による援護を行う。
知 的 障 が い 者 福 祉 ホ ー ム	就労（福祉的就労を含む）をしているものの、家庭環境・住宅事情等の理由により、現に住居を求めている者に独立した生活を営むため居住の場を提供する。
共 同 生 活 援 助 (グ ル ー プ ホ ー ム)	地域で共同生活を営む人に、居住における相談や、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
通 勤 ホ ー ム	就労している知的障がい者に対し、居住の場を提供し、独立自活に必要な指導を行う。
療 養 介 護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を行う。
生 活 介 護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。
自 立 訓 練 (機 能 ・ 生 活)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受ける施設。
就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受ける施設。
就 労 継 続 支 援 A 型 ・ B 型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受ける施設。
施 設 入 所 支 援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う。

4 子ども・子育て支援

(1) 手 当

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	支 給 額 (費 用)	条	
				年 齢	所 得 制 限
市・国	児童扶養手当	S37. 7. 1 H10. 8. 1 改正 H14. 8. 1 改正 H22. 8. 1 改正 H24. 8. 1 改正 H26. 12. 1 改正 H28. 8. 1 改正 H30. 8. 1 改正 R元. 9. 1 改正 R6. 11. 1 改正	① 全部支給される人 月額1人 45,500円 2人 56,250円 以下1人増えるごとに 10,750円増 ② 一部支給される人 月額1人 45,490～10,740円 2人 56,230～16,120円 以下1人増えるごとに 10,740～5,380円増 ①、②に共通	18歳に達する日以後の 最初の3月31日まで	請求者本人の所得制限額 0人 690,000円 1人 1,070,000円 2人 1,450,000円 請求者本人の所得制限額 0人 2,080,000円 1人 2,460,000円 2人 2,840,000円 配偶者および扶養義務者の 所得制限額 0人 2,360,000円 1人 2,740,000円 2人 3,120,000円
		H24. 4. 1 R4. 6. 1 改正 R6. 10. 1 改正	【～令和6年9月分手当】 ○所得制限限度額未満 ・0歳～3歳未満（一律） 1人につき月額 15,000円 ・3歳以上～小学校修了前 （第1子・第2子） 1人につき月額 10,000円 ・3歳以上～小学校修了前 （高校卒業までの児童の うち第3子以降） 1人につき月額 15,000円 ・中学生（一律） 1人につき月額 10,000円 ○所得制限限度額以上 1人につき月額一律5,000円 ○所得上限限度額以上 支給無し 【令和6年10月分手当～】 ○0歳～3歳未満 （第1子・第2子） 1人につき月額 15,000円 （第3子以降） 1人につき月額 30,000円 ○3歳以上～高校生年代 （第1子・第2子） 1人につき月額 10,000円 （第3子以降） 1人につき月額 30,000円 ※第3子加算のカウント 大学生年代までの子等 （22歳に達する日以後の 最初の3月31日まで） の中でカウントする	【～令和6年9月分手当】 15歳に達する日以後の 最初の3月31日まで 【令和6年10月分手当～】 18歳に達する日以後の 最初の3月31日まで	【～令和6年9月分手当】 請求者本人の所得制限額(※1) 0人 6,220,000円 1人 6,600,000円 2人 6,980,000円 3人 7,360,000円 請求者本人の所得上限額(※2) 0人 8,580,000円 1人 8,960,000円 2人 9,340,000円 3人 9,720,000円 (注)扶養親族の数が4人以上の場合の限度額は、3人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。 ※1 平成24年6月分の手当より ※2 令和4年6月分の手当より 【令和6年10月分手当～】 所得制限撤廃
国・県・市	児童手当				

件 受けられる人	申 請 等	参 考 事 項	6 年 度 予 算	負 担 率		
				国	県	市
父の死亡、父母の離婚等 何らかの理由により父と 生計を同じくしていない 児童を養育している人等 母の死亡、父母の離婚等 何らかの理由により母と 生計を同じくしていない 児童を養育している人等	子 育 て 支 援 課 ま た は 各 支 所 東 部 ・ 西 部 保 健 福 祉 セ ン タ ー (支給は申請の翌月から)	年 6 回 支 給 (奇 数 月) 1 月 ・ 3 月 ・ 5 月 ・ 7 月 ・ 9 月 ・ 11 月 ※令和元年11月より奇 数月支給 (年 6 回 支 給) へ変更	2,115,000 千円	(新法分) $\frac{1}{3}$		$\frac{2}{3}$
左記の年齢要件を満たす 児童を養育している人	子 育 て 支 援 課 ま た は 各 支 所 東 部 ・ 西 部 保 健 福 祉 セ ン タ ー 本 神 崎 ・ 一 尺 屋 所 連 絡	年 6 回 支 給 (偶 数 月) 4 月 ・ 6 月 ・ 8 月 10 月 ・ 12 月 ・ 2 月 ※令和 6 年度12月より 偶数月支給 (年 6 回) へ変更 ※ただし、令和 6 年度 は制度改正初年度の ため年 4 回支給 (6 月 ・ 10 月 ・ 12 月 ・ 2 月)	8,477,000 千円	・ 0 歳 ～ 3 歳 未 満 被 用 者 $\frac{5}{5}$		(うち、支援納付金が$\frac{3}{5}$、 事業主が$\frac{2}{5}$) ・ 0 歳 ～ 3 歳 未 満 非 被 用 者 $\frac{13}{15}$ $\frac{1}{15}$ $\frac{1}{15}$
						(うち、支援納付金が$\frac{9}{15}$) ・ 上 記 以 外 $\frac{7}{9}$ $\frac{1}{9}$ $\frac{1}{9}$
						(うち、支援納付金が$\frac{3}{9}$)

・児童扶養手当受給者数

年 度 区 分	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
児 童 扶 養 手 当	4,212 人	4,086 人	4,034 人	3,867 人	3,778 人

(2) 子ども医療費助成

実 施 区 分	区 分 施 策	実 施 年 月 日	支 給 額	条
				対 象 範 囲
県・市	子ども医療費助成	S 49. 10. 1 H 18. 10. 1 改正 H 19. 10. 1 改正 H 22. 10. 1 改正 H 25. 10. 1 改正 H 29. 10. 1 改正 R 2. 10. 1 改正 R 4. 10. 1 改正 R 6. 4. 1 改正	保 険 診 療 の 額 自 己 負 担 額	0 歳から高校生年代までの入院・通院・歯科・調剤 ※小・中学生（市町村民税課税世帯）及び高校生年代の通院・歯科については一部自己負担金あり

子ども医療費助成状況

年 度 区 分	元	2	3
登 録 者 数	67,768 人	67,308 人	66,630 人
助 成 件 数	538,656 件	414,538 件	477,824 件
助 成 金 額	1,105,645 千円	875,071 千円	1,070,545 千円

(3) 児童福祉相談

実施区分	区 分	相 談 室 所 在 等
市	中央子ども家庭支援センター（中央こども家庭センター）	城崎町 2 丁目 3 番 4 号 城崎分館 2 階
	東部子ども家庭支援センター（東部こども家庭センター）	東鶴崎 1 丁目 2 番 3 号 鶴崎市民行政センター 1 階
	西部子ども家庭支援センター（西部こども家庭センター）	玉沢743番地の 2 植田市民行政センター 1 階
県	中 央 児 童 相 談 所	荏隈町 2 丁目 3 番 1 号 大分県こども・女性相談支援センター
	中央児童相談所城崎分室	城崎町 2 丁目 3 番 4 号 城崎分館 4 階

・児童家庭相談件数

年 度 区 分	元	2	3	4	5
相 談 件 数	2,766 件	2,681 件	2,692 件	3,452 件	4,082 件

・児童手当受給者数

年 度 区 分	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
児 童 手 当	36,066	35,599	35,198	34,596	33,616

件 そ の 他	申 請 場 所	申請に必要なもの	6 年度予算	負担率	
申請により受給資格者証交付	子 育 て 支 援 課 ま た は 各 支 所 東 部 ・ 西 部 保 健 福 祉 セ ン タ ー 今 市 除 く 連 絡 所	保 険 証 指 定 口 座 など	2,215,000千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$

4	5
66,236 人	64,913 人
596,805 件	987,807 件
1,245,403 千円	2,021,858 千円

業 務	相 談 日	電話番号
育児・児童の養護、児童虐待など家庭内のあらゆる相談 ※令和6年4月より、児童福祉法等に規定される「こども家庭センター」として「母子保健（保健（福祉）センター）」と「児童福祉（子ども家庭支援センター）」とで連携し、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない相談支援を実施	土・日曜日、祝日を除く	537－5688
		527－2140
		541－1440
同 上	電話相談は24時間受付	544－2016
		579－6650

(4) 大分市親子通所事業

事業名	事業の目的	通所日
大分市親子通所事業 「にこにこルーム」	ことばや発達に不安のある児童や、心身に障がいのある児童を受け入れ、保育や生活指導を保護者同伴で行うことにより、児童の健全な社会性の発達を促し情緒の安定を図る。	月～金曜日 土曜日 月2回程度 (ただし、J:COMホルトホール) (大分の休館日及び祝日は除く)

(5) 放課後児童クラブ事業

実施区分	区分	事業の目的
国・県・市	児童育成クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、放課後に児童育成クラブ等で適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 ※民間放課後児童クラブは、平成28年度から制度開始
国・県・市	民間放課後児童クラブ	

放課後児童クラブ利用状況

	区分	元	2
登録児童数	放課後児童クラブ	5,091人	5,406人

(6) 大分市こどもルーム事業

実施区分	事業の目的	負担金
国・県・市	親子での遊びの場を提供し、親や子の交流を図るとともに、育児相談を行うなど子育て中の家庭を支援する。	無料

(7) 大分市子育てファミリー・サポート・センター

実施区分	事業の目的	負担金
国・県・市	一時的に子どもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介することで子育て家庭を支援する。	①月～金の7～19時：600円 ②土・日・祝および①の時間外：700円

負担金	設置場所	備考	5年度利用者数 (延べ)	6年度予算	負担率
無料	J:COMホルトホール大分 子育て交流センター内 (金池南1丁目5番1号)	子育て支援課	1,969人	495千円	市単独

負担金	設置校区数	6年度予算	負担率		
			国	県	市
4,500円	55校区	547,974千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$
4,500円～6,000円	14校区 (16箇所)	155,935千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$

3	4	5
5,254人	5,316人	5,563人

設置個所数	5年度利用者数	6年度予算	負担率		
			国	県	市
11箇所	202,119人	156,453千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$

設置場所	5年度登録者数	6年度予算	負担率		
			国	県	市
J:COMホルトホール大分 子育て交流センター内 (金池南1丁目5番1号)	1,710人	11,164千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$

(8) 保育所等運営事業

実施 区分	区 分		内 容
国・ 県・ 市	保育所及び 認定こども園	保 育 所	日々保護者の委託を受けて、保育を必要とするその乳児（3ヵ月より1歳未満児）又は幼児（満1歳以上小学校就学前児）を保育する。
		認 定 こ ど も 園	保育所（保育部分）と幼稚園（教育部分）の機能をあわせ持ち、幼児教育と保育を一体的に行う。
		（へき地保育所）	交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地・開拓地・離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行い、もってこれらの児童の福祉増進を図る。
	地 域 型 保 育 事 業	小規模保育事業	生後3ヵ月（首がすわっている乳児）から2歳まで（年度途中で3歳に達した場合は、当該年度の末日まで）の健康な児童であって、仕事や病気などにより家庭での保育が困難な保護者に代わり、定員6人以上19人以下の比較的小規模な環境で、きめ細やかな保育を行う。
		家庭的保育事業	生後3ヵ月（首がすわっている乳児）から2歳まで（年度途中で3歳に達した場合は、当該年度の末日まで）の健康な児童であって、仕事や病気などにより家庭での保育が困難な保護者に代わり、家庭的保育者の自宅で家庭的な雰囲気の中、児童を保育する。
		事業所内保育事業	生後3ヵ月（首がすわっている乳児）から2歳まで（年度途中で3歳に達した場合は、当該年度の末日まで）の健康な児童であって、仕事や病気などにより家庭での保育が困難な保護者に代わり、事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒にした保育を行う。

・公立保育施設入所状況（2、3号のみ）

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
施 設 数 （4月1日現在）	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所
定 員 （4月1日現在）	1,106 人	1,106 人	1,108 人	1,105 人	1,106 人
入 所 児 童 数 （各年4月1日現在）	1,107 人	1,076 人	1,082 人	1,106 人	1,051 人
入 所 率 （各年4月1日現在）	100 %	97 %	98 %	100 %	95 %
年間延入所人員 （委託含む、受託除く）	13,620 人	13,126 人	13,391 人	13,521 人	13,360 人
年 間 運 営 費	941,467千円	903,845千円	953,463千円	970,852千円	986,891千円

(9) 病児保育事業

大分県内に住所がある乳児・幼児又は小学校に就学している児童で、入院の必要はないが、集団保育が困難で、保護者の仕事の都合・疾病・冠婚葬祭等で家庭での保育が困難な場合に一時的にお預かりします。※令和3年10月から、県内の病児保育施設がお住まいの市町村に関係なく利用できるようになりました。

市内の実施施設名	定 員	住 所	電話番号	利用時間	負 担 金
大 分 こ ど も 病 院	12	片 島	567-1230	8：30～17：30	1 日 2, 0 0 0 円 （給食費込み） ※生活保護世帯や市町村 民税非課税世帯につ いては減免制度あり
大 分 岡 病 院	12	西鶴崎	522-3187		
西 の 台 医 院	15	椎 迫	090-3734-4228		
へ つ ぎ 病 院	12	中戸次	597-0050		
谷村胃腸科小児科医院	12	大在浜	529-8686		
かわのこどもクリニック	6	田中町	545-0040		

施 設 数		6 年度予算	負 担 率		
			国	県	市
公立	10施設	99,000千円			単独
私立	51施設	5,811,355千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
公立	3 施設	41,000千円			単独
私立	65施設	9,230,766千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
公立	1 施設	1,505千円			単独
私立	16施設	781,195千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
私立	7 施設	63,411千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
私立	4 施設	179,095千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$

・私立保育施設入所状況（2、3号のみ）

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
施 設 数 (4 月 1 日現在)	129ヵ所	134ヵ所	138ヵ所	140ヵ所	142ヵ所
定 員 (4 月 1 日現在)	10,031 人	10,459 人	10,738 人	10,912 人	10,946 人
入 所 児 童 数 (各年4月1日現在)	9,252 人	9,731 人	10,199 人	10,244 人	10,243 人
入 所 率 (各年4月1日現在)	92 %	93 %	93 %	94 %	94 %
年間延入所人員 (委託含む、受託除く)	117,449 人	123,016 人	127,210 人	129,224 人	130,266 人
年 間 運 営 費	10,393,812千円	11,471,990千円	11,931,648千円	12,350,342千円	13,190,386千円

利 用 期 間	利用手続き手順	5 年度延利用者数	6 年度予算	国	県	市
継続して 7 日間が限度	①かかりつけの医療機関で 受診し、利用申請書に診 断結果を記入してもらう。 ②スマートフォン等から病 児保育予約システム「あ ずかるこちゃん」を使っ て予約し、利用申請書を 施設へ提出する。	8,252人	150,609千円	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$

保育所・認定こども園（保育部分）の保育料

令和 6 年度 大分市保育認定保育料基準額表

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				保 育 料 （月額・円）	
階層区分	定 義			3 歳 未 満 児	
				保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯又は里親（※7）の属する世帯			0	0
B 1	A階層を除き市区町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市区町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯（※3）	0	0
B 2			B 1 に該当する世帯以外の世帯	0	0
C		均等割の額のみ世帯 （所得割の額のない世帯）		（ 9,800 4,900 ）	（ 9,600 4,800 ）
D 1		所得割の額 48,600円未満		（ 13,600 6,800 ）	（ 13,300 6,650 ）
D 2		48,600円以上 97,000円未満		（ 22,500 11,250 ）	（ 22,100 11,050 ）
D 3		97,000円以上 169,000円未満		（ 36,000 18,000 ）	（ 35,300 17,650 ）
D 4		169,000円以上 301,000円未満		（ 44,000 22,000 ）	（ 43,200 21,600 ）
D 5		301,000円以上 397,000円未満		（ 46,000 23,000 ）	（ 45,200 22,600 ）
D 6		397,000円以上		（ 59,800 29,900 ）	（ 58,700 29,350 ）

・令和元年10月1日から、3歳児以上の保育料は無料となりました。

(※1) 保育料決定に用いる市区町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除（ふるさと納税含む）・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

(※2) 小学校就学前の範囲において、認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育所を利用する子どもが2人以上いる場合、当該子どものうち最年長児を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子は（ ）内の額、第3子以降は0円となります。このカウントには認可外保育施設（企業主導型保育所を除く）を利用する子どもは含まれません。ただし、年収360万円未満相当世帯では、未就園児、認可外保育施設を利用する子どももカウントに含まれます。
なお、第2子以降の子どもについては、大分にこここ保育支援事業の対象となりますので申請により保育料は0円となります。

(※3) ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯であっても、市区町村民税課税世帯の場合はB1階層に該当しません。

(※4) 8月分までの保育料は令和5年度の市区町村民税額、9月分以降の保育料は令和6年度の市区町村民税額によって決定されますので、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。

(※5) この保育料のほかに、各園によって実費徴収や上乗せ徴収があります。

3歳以上児の保育料は無料となりますが、副食費は引き続き保護者のご負担となります。ただし、以下にあてはまる方は免除となります。

①市区町村民税所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯は77,101円未満）の世帯の子ども

②第3子以降の子ども（「第3子」の考え方は※2と同様）

副食費の徴収額は各施設によって異なります。詳細は各施設にお問い合わせください。

(※6) 平成26年度までは、平成22年度の税制改正により廃止された旧・年少扶養控除があったものとして再計算した所得税額により保育料を決定していましたが、平成27年度からはこの取扱いは行いません。新しい基準額表は、旧・年少扶養控除廃止の影響を考慮して設定しています。

(※7) 「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親を言います。

（注）この表にある「ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯」とは、次に掲げる世帯を言います。

①「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

②「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ. 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ. 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

5 ひとり親家庭支援

(1) 遺族基礎年金

実施 区分	種 類	支 給 の 条 件	年 金 額 (R 6. 4月時点)
国	遺族基礎年金	次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡したときに、その人に生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給 ※子とは、18歳到達年度の末日までにある子 (国民年金法施行令で定める1級・2級の障がいの状態にある場合は20歳未満) (1)国民年金の被保険者 (2)国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していた人 (3)老齢基礎年金の受給権者であった人(※) (4)老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人(※) (※) 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算して25年以上ある人に限る ただし、(1)または(2)に該当する人が死亡した場合、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間に、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要(死亡日が令和8年3月31日までにあるときは、死亡した人が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよい)	1. 子のいる配偶者が受ける場合 子1人のとき 年 1,050,800円 68歳以上は 1,048,500円 2人のとき 年 1,285,600円 68歳以上は 1,283,300円 3人目以降の子 1人につき 78,300円 を加算 2. 子が受ける場合 子1人のとき 年 816,000円 2人のとき 年 1,050,800円 3人目以降の子 1人につき 78,300円 を加算
	寡婦年金	第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間支給 ただし、以下に該当する人は請求できません。 (1)夫が障害基礎年金を受け取っていた場合 (2)夫が老齢基礎年金を受け取っていた場合 (3)妻が繰上げ受給の老齢基礎年金を受け取っている場合	夫が受けるはずの老齢基礎年金額の$\frac{3}{4}$

支 払 期 間	5 年度支給実績		請 求	参 考 事 項
	件数	年金額(千円)		
原則、死亡日の翌月から最後の子が18歳に達する日の属する年度末（3月末）まで（国民年金法施行令で定める1級・2級の障がいの状態にある場合は20歳未満）	778	614,351	国 民 年 金 室 (本庁舎1階10番窓口) または各支所 今市除く連絡所	年6回支給 2・4・6・8・10・12月の15日 支払 郵便局・銀行 (土・日曜日、祝日の場合は前日)
(開始月) 下記のいずれか遅い日の属する月の翌月 ①夫の死亡日 ②妻の60歳の誕生日の前日 (終了月) 下記のいずれかの早い日の属する月 ①妻の65歳の誕生日の前日 ②妻の死亡日 ③再婚日 ④第三者の養子となった日	32	11,109		

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 6年度予算額：54,000千円

実施区分	種類		貸付対象	貸付金額の限度額			
国・市	母子・父子・寡婦資金	就学支度資金	児童・子	小学校	64,300円		
				中学校	81,000円		
				〈高等学校・専修学校（一般課程・高等課程）〉			
				国公立・専修一般	自宅	150,000円	
					宅外	160,000円	
				私立・専修高等	自宅	410,000円	
					宅外	420,000円	
				〈大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校〉			
				国公立	自宅	410,000円	
					宅外	420,000円	
	私立	自宅		580,000円			
		宅外		590,000円			
	〈大学院・修士課程及び博士課程〉						
	国公立			380,000円			
	私立			590,000円			
	〈修業施設〉			自宅	272,000円		
		宅外		282,000円			
	修学資金	修学資金		〈高等学校・専修学校（高等課程）〉（月額）			
				国公立	自宅	27,000円	
					宅外	34,500円	
私立			自宅	45,000円			
			宅外	52,500円			
〈高等専門学校〉（月額）1年生の場合							
国公立			自宅	31,500円			
			宅外	33,750円			
私立			自宅	48,000円			
			宅外	52,500円			
修業資金	修業資金	〈専修学校（専門課程）〉（月額）					
		国公立	自宅	67,500円			
			宅外	78,000円			
		私立	自宅	89,000円			
			宅外	126,500円			
		〈短期大学〉（月額）					
		国公立	自宅	67,500円			
			宅外	96,500円			
		私立	自宅	93,500円			
			宅外	131,000円			
修業資金	修業資金	〈大学〉（月額）					
		国公立	自宅	71,000円			
			宅外	108,500円			
		私立	自宅	108,500円			
			宅外	146,000円			
		〈大学院・国公立及び私立〉（月額）					
	修士課程	132,000円					
	博士課程	183,000円					
〈専修学校（一般課程）〉（月額）		54,000円					
月額		68,000円					
自動車運転免許の取得		460,000円					

据 置 期 間	償還期限(最長) (据置期間経過後)	5 年度貸付実績		利 子	違約金	申請
		件数	金額(千円)			
当該学校卒業後 6 ヶ月	20年以内 (修業は 5 年)	6	1,898	無利子	延滞元利合計金額につき年 3 %	子育て支援課
	20年以内 (専修学校(一般課程)は 5 年)	7	2,862			
	知識技能習得期間満了後 1 年	0	0			

実施区分	種類	貸付対象	貸付金額の限度額
国・市	就職支度資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦・児童	一般 105,000円
			通勤用自動車購入 340,000円
	技能習得資金		月額 68,000円
			自動車運転免許の取得 460,000円
	生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	知識技能習得 月額 141,000円
			医療・介護・失業期間・生活安定 月額 108,000円
			*上記において、母が生計中心者でない、または扶養する子のない寡婦の場合 月額 70,000円
	転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	家計急変者に対する貸付（条件要確認） 児童扶養手当に準拠した額
			260,000円
	住宅資金		一般 1,500,000円
			特別（災害等により住宅が全壊した場合） 2,000,000円
市	事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦等	3,470,000円
	事業継続資金		1,740,000円
	医療介護資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦・児童 （介護については児童を除く）	医療 340,000円
			特別（所得税が課せられていない者） 480,000円
市	結婚資金	児童・子	介護 500,000円
			320,000円

(3) 相談業務

実施区分	種類	相談室所在	相談員数	設置者
市	母子・父子相談 償還相談	子育て支援課 または ひとり親家庭支援プラザ※ (J:COMホルトホール大分 3 階)	4 人	市

(4) ひとり親家庭等医療費助成

実施区分	区分 施策	実施年月日	支給額	条
				対象範囲
県・市	ひとり親家庭等医療費助成	S 49. 7. 1	保険診療の自己負担額 (但し、親には一部自己負担金あり)	大分市内に住所を有し、健康保険に加入している以下の人 ①児童を養育している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する母及び父 ②①に養育されている児童 ③父母のない児童 ※児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

据 置 期 間	償還期限(最長) (据置期間経過後)	5 年度貸付実績		利 子		違約金	申請
		件数	金額(千円)				
貸付けの日から 1 年	6 年以内	0	0	無利子（児童対象分）		延滞元利合計金額につき年 3 %	子 育 て 支 援 課
知識技能習得期間満了後 1 年	20年以内	0	0	保証人			
知識技能習得期間満了後 6 ヶ月	20年以内	0	0	あり	なし		
医療・介護期間満了後 6 ヶ月	5 年以内						
失業貸付期間満了後 6 ヶ月	5 年以内						
生活安定貸付期間満了後 6 ヶ月	8 年以内						
貸付期間終了後 6 ヶ月	10年以内	—	—	無利子	年1.0%		
貸付けの日から 6 ヶ月	3 年以内	0	0				
	一般 6 年以内 特別 7 年以内	0	0				
貸付けの日から 1 年	7 年以内	0	0				
貸付けの日から 6 ヶ月		0	0				
医療・介護期間満了後 6 ヶ月	5 年以内	0	0				
貸付けの日から 6 ヶ月	5 年以内	0	0				

業 務	相 談 日	参 考
母子・父子家庭や寡婦の方に対する 各種の相談	土・日曜日、祝日を除く ※ひとり親家庭支援プラザは 毎週土曜日 午前 9 時～午後 5 時 (12月28日～1月3日は休館)	子 育 て 支 援 課

件		対象者数	申 請	6 年度予算	負担率	
所 得 制 限	そ の 他				県	市
受給者本人の所得制限額	申請により 医療証交付	母子 9,096人 父子等 446人 計 9,542人	子育て支援課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	372,723千円	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$
0 人 2,080,000円						
1 人 2,460,000円						
2 人 2,840,000円						
扶養義務者の所得制限額						
0 人 2,360,000円						
1 人 2,740,000円						
2 人 3,120,000円						

(対象者数は、令和 6 年 5 月 31 日現在)

・ひとり親家庭等医療費助成状況

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
助 成 延 人 員	145,527人	122,885人	127,753人	131,134人	144,966人
金 額	330,332千円	301,903千円	313,564千円	323,276千円	352,894千円

(5) 母子生活支援施設運営事業

実 施 区 分	施 設 名	事 業 の 目 的
国・市	しらゆりハイツ	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

・しらゆりハイツ入所状況（母子生活支援施設）

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
入 所 延 世 帯 数	189世帯	205世帯	183世帯	182世帯	184世帯

負 担 金	6 年度予算	負担率	
		国	市
児童福祉法等に基づく負担金等の徴収に関する規則に規定	176,384千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$

6 生 活 保 護

生活保護法は、国が生活に困窮するすべての国民に対しその困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

最低限度の生活を保障する基準（最低生活費）は、厚生労働大臣が定めることになっており、国民生活の動向に対応し、決定されます。

令和6年度の本市における標準3人世帯（夫33才、妻29才、子4才）の最低生活費（生活扶助）は、154,480円です。自己の資産及び能力その他のあらゆるものを活用してもなお最低生活費に収入が満たない場合のみ、その不足分について扶助を受けることができます。

(1) 保護の種類

- ① 生活扶助 衣食その他、日常生活の需要を満たすために必要な費用
- ② 教育扶助 義務教育に伴って必要な教材、通学用品、学校給食などの費用
- ③ 住宅扶助 家賃、地代、簡単な補修及び維持に必要な費用
- ④ 医療扶助 診療、投薬、入院などの費用
- ⑤ 介護扶助 介護サービス利用に伴う必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産に伴う必要な費用
- ⑦ 生業扶助 小規模の事業に必要な資金、器具、資料及び技能の修得や就労、高校等就学のために必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭を行うために必要な費用

生活保護は、以上8種類の扶助から成っており、それぞれの基準額は次のとおりです。

① 生活扶助

イ. 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用

◎標準3人世帯 ※冬季加算を除く

(単位：円)

	第1類					第2類	第1類＋第2類	生活扶助基準額	児童養育加算	最低生活費
	夫(33才)	妻(29才)	子(4才)	通減率	合計額×通減率			①	②	①＋②
基準額①	43,640	43,640	41,460	0.7500	96,555.0	44,730	141,285.0	144,290	10,190	154,480
特例加算	1,000	1,000	1,000	計	3,000		141,290.0			
生活扶助本体に係る経過的加算	—	—	—	計	—	※10円未満切り上げ				

生活扶助基準額（令和6年度）＝A＋B（左記計算で算出した基準額を1円未満切り捨ての後、10円未満切り上げ）＋C

- A ＝ 第1類 × 第1類通減率 ＋ 第2類
- B ＝ 生活扶助本体に係る経過的加算
- C ＝ 特例加算（世帯員一人当たりにつき加算する。）

ロ. 移送、転居、遺骨（体）の引取り、納骨、施設入所等の費用

② 教育扶助

イ. 学校教育費（基準額、学級費等）

	小学校	各学年とも	3,680円
	中学校	各学年とも	6,100円
ロ. 学習支援費	小学校	各学年とも	16,000円以内／年
	中学校	各学年とも	59,800円以内／年
ハ. 学校給食費	実 費		

③ 住宅扶助

イ. 家賃・間代等（限度額）	単身	29,000円	2 人	35,000円	3 ～ 5 人	38,000円
		6 人	41,000円	7 人以上	45,000円	

※世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる場合や住居等の床面積が、15㎡以下の場合はこの限りではありません。

ロ. 家屋補修その他住宅の維持のため必要な費用	130,000円以内
-------------------------	------------

④ 医療扶助

- イ. 指定医療機関等における診療費、薬剤・治療材料の購入費
- ロ. 施術費
- ハ. 移送費

⑤ 介護扶助

- イ. 居宅又は施設において、介護サービスを受ける費用
- ロ. 福祉用具購入費
- ハ. 住宅改修費
- ニ. 移送費

⑥ 出産扶助

イ. 分娩介助費	施設分娩の場合	311,000円以内
	居宅分娩の場合	311,000円以内
ロ. 衛生材料費	6,100円以内	

⑦ 生業扶助

イ. 生業に必要な資金、器具代又は資料代	47,000円以内
ロ. 生業に必要な技能の修得費	89,000円以内
ハ. 高校等就学費	
ニ. 就職支度金	34,000円以内

⑧ 葬祭扶助

イ．検案料	} 215,000円以内（大人の場合）
ロ．死体の運搬料	
ハ．火葬又は埋葬料	
ニ．納骨その他葬祭に必要な費用	

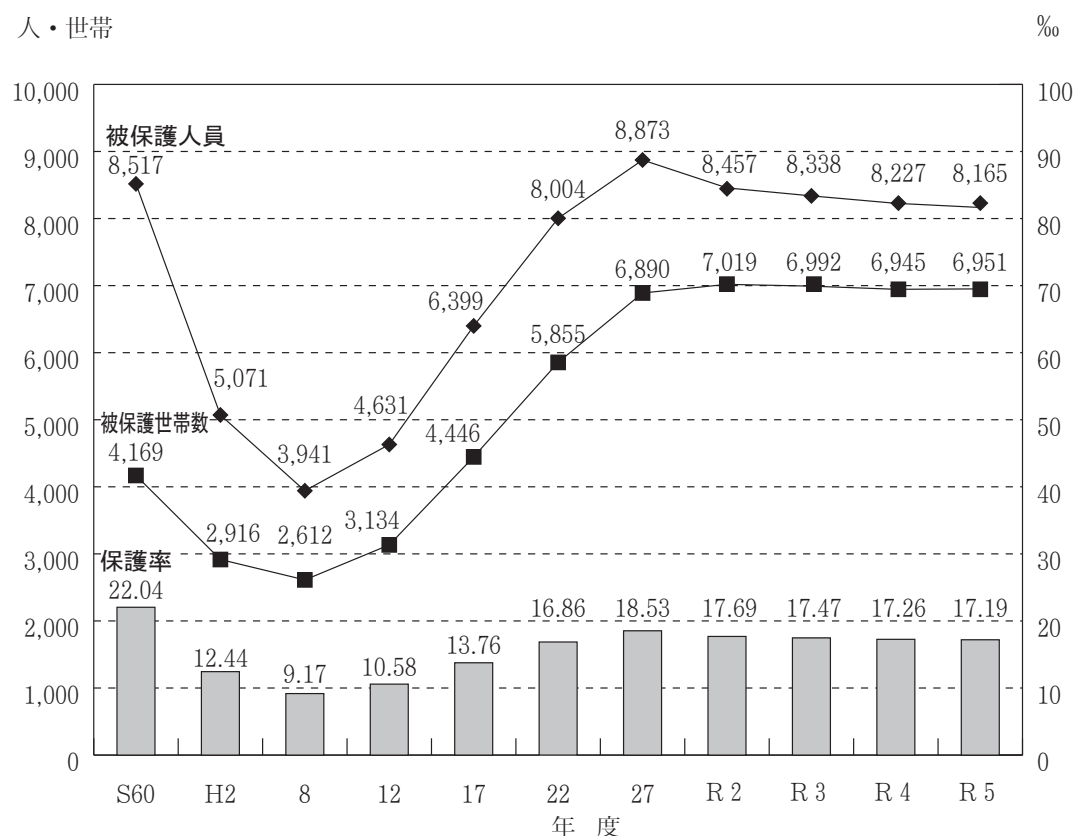
(2) 本市の現況

本市における令和6年3月31日現在の被保護世帯数は6,951世帯、被保護人員は8,165人、保護率は17.19‰（パーミル）となっています。

年度別の推移をみると、昭和51年度に年平均保護率13.37‰と底を打った後増加を続け、昭和60年度には保護率22.04‰でピークに達しました。その後、昭和61年8月からの適正実施の推進及び他法・他施策の活用により減少を続けましたが、平成8年度の保護率9.17‰を境に再び増加に転じました。特に平成20年以降は金融危機による景気悪化の影響を受け、生活保護の相談・申請件数が急激に増加し、被保護人員も増加を続けていましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。（月別の被保護世帯数・被保護人員・保護率の最小値は、平成8年5月の2,568世帯、3,880人、9.05‰です。）

令和6年3月31日現在の世帯類型別構成比では、高齢者世帯（60.5％）の割合が最も高く、次いでその他世帯（14.1％）、障害者世帯（13.1％）となっています。これは保護の要因が多様化していることを反映したものと思われます。

被保護世帯数等の推移（年度平均）



世帯類型別被保護世帯数の推移（年度平均）

年度	被保護世帯数（世帯）							構成比（％）				
	高齢者世帯	傷病者世帯	障害者世帯	母子世帯	その他の世帯	停止世帯	合計	高齢者世帯	傷病者世帯	障害者世帯	母子世帯	その他の世帯
S 60	840	2,147		893	289	0	4,169	20.1	51.5		21.4	7.0
H 2	868	1,291		510	247	0	2,916	29.8	44.3		17.5	8.4
8	1,117	971		272	249	3	2,612	42.8	37.2		10.4	9.6
12	1,400	906	170	304	348	6	3,134	44.8	29.0	5.4	9.7	11.1
17	1,895	1,193	365	354	632	7	4,446	42.7	26.9	8.2	8.0	14.2
22	2,516	1,724	561	370	663	21	5,855	43.1	29.6	9.6	6.3	11.4
27	3,464	904	847	319	1,313	44	6,890	50.6	13.2	12.4	4.7	19.2
R 2	4,102	708	907	230	1,010	62	7,019	59.0	10.2	13.0	3.3	14.5
R 3	4,152	644	924	208	994	71	6,992	60.0	9.3	13.4	3.0	14.4
R 4	4,148	644	911	192	989	61	6,945	59.9	9.3	13.2	2.8	14.3
R 5	4,187	638	906	185	976	59	6,951	60.5	9.4	13.1	2.7	14.1

※構成比は、停止世帯を除いた割合です。また、各世帯数の合計と合計欄は端数処理のため一致しない場合があります。平成12年度より傷病・障害者世帯を傷病者世帯と障害者世帯に区分しています。

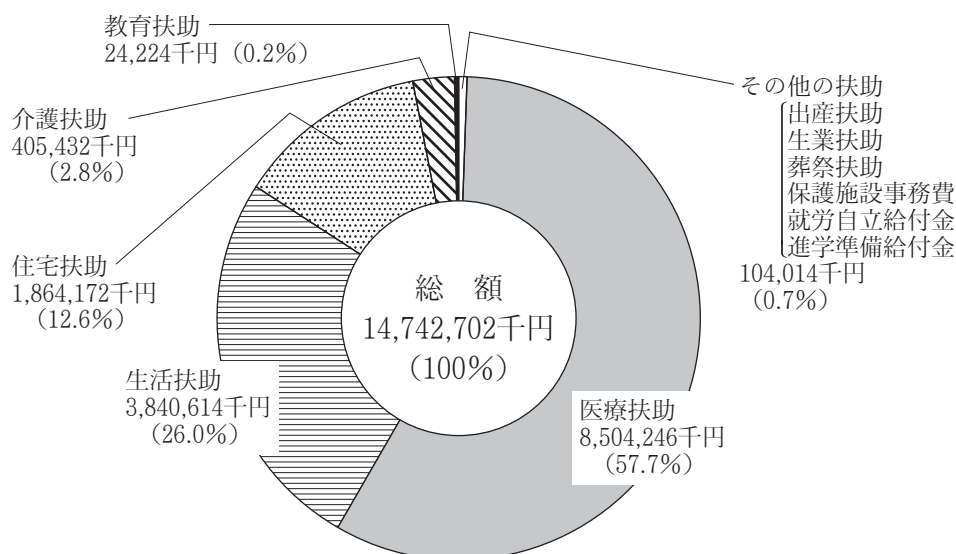
(3) 扶助費別支給状況

〈6年度予算額：14,800,000千円、負担率：国 $\frac{3}{4}$ ，市 $\frac{1}{4}$ 〉

令和5年度生活保護費の扶助費支給総額は、14,742,702千円です。その扶助費別支給状況は下のグラフのとおりです。

このグラフでみるとおり、医療扶助が57.7%と過半数を占め、生活扶助と合わせると全体の83.7%となっています。このことは、世帯類型別被保護世帯数の構成比でみたように高齢者世帯と傷病者世帯で約70%を占めていることに起因しているものと思われます。

また、医療扶助の内訳は、入院費が5,225,779千円、入院外診療が3,235,199千円であり、入院費が医療扶助の61.5%を占めており、扶助費全体の中でも35.5%と大きな比重を占めています。



7 人権・同和行政

(1) 講演会の開催

ア 差別をなくす市民啓発講演会

年 度	場 所	講 師	演 題
令和 5年度（7月）	J:COMホルトホール大分	スマイリーキクチ 氏 （タレント）	「インターネットと人とのかかわり合い」 ～突然、僕は殺人犯にされた～
令和 4年度（8月）	J:COMホルトホール大分	安田 菜津紀 氏 （フォトジャーナリスト）	共に生きるとは何か ～難民の声、家族の歴史から考えた多様性～
令和 3年度（7月）	J:COMホルトホール大分	ちゃんへん. 氏 （プロパフォーマー）	パフォーマンス&講演 「あきらめない心」
令和 2年度（11月）	お部屋ラボ 祝祭の広場	大前 光市 氏 （義足のダンサー）	トーク&ダンスパフォーマンス 「誰にでも輝ける場所がある」
令和 元年度（8月）	J:COMホルトホール大分	谷口 真由美 氏 （法学者）	おばちゃん目線で見える社会の問題 ～みんなハッピーに暮らすには～

イ 人権講演会

年 度	場 所	講 師	演 題
令和 5年度（12月）	野津原公民館	ロバート キャンベル 氏 〔日本文学研究者／ 早稲田大学特命教授〕	『ちがいがい』を持つ人々との素敵な日々 に向けて
令和 4年度（12月）	坂ノ市公民館	三木 幸美 氏 〔（公財）とよなか 国際交流協会職員〕	熱と光をたぐり寄せる ～私たちの社会の作り方～
令和 3年度（12月）	コンパルホール	鎮目 博道 氏 〔映像プロデューサー・ 演出・ライター〕	AbemaTV『Wの悲喜劇』 “部落ってナニ？”で伝えたかったこと
令和 2年度（12月）	大分南部公民館	きむきがん 氏 （劇団石（トル）主宰）	人の値打ち ～たまちゃんとはるちゃん～（一人芝居）
令和 元年度（12月）	大在公民館	劇団希望舞台・ 有馬 理恵 氏	演劇「釈迦内枢唄」と有馬理恵氏による 人権講話

※ 教育委員会においても公民館などで、8月の差別をなくす運動月間、12月の人権週間を中心に人権に関する講演会や講座などを開催。

(2) 人権相談

ア 法務局（職員・人権擁護委員）における相談窓口

名 称	相 談 の 内 容	相談日・時間	相 談 課 名	
みんなの人権110番	人権全般	月～金 8：30～17：15	大分地方法務局 人権擁護課	0570-003-110
女性の人権ホットライン	女性に関する人権問題全般 （特にDV、セクハラ）	月～金 8：30～17：15		0570-070-810
こどもの人権110番	いじめ、児童虐待、体罰など こどもの人権に関する相談	月～金 8：30～17：15		0120-007-110

※ 特設人権相談を年15回程度、人権啓発センター（ヒューレおおいた）、支所及び地区公民館で開設。

イ 市役所他における相談窓口

名 称	相 談 の 内 容	相談日・時間	相 談 課 名	
人権相談	人権全般・同和問題	月～金 8：30～17：15	人権・同和对策課	537－5618
			旭町文化センター	546－2772
			人権・同和教育課	537－5651
		〈職員による相談〉 9：00～17：00 (休館日 第2・4月曜は除く) 〈人権擁護委員による相談〉 第1 水曜日 10：00～15：00 (12：00～13：00は除く)	人権啓発センター (ヒューレおおいた)	576－7593
無料法律相談	弁護士による、暮らしの中 の法律的な問題についての 相談（予約制）	第1・3木曜、第2水曜 及び第4火曜 13：00～15：00	市民相談室	537－5726
教育相談	いじめや不登校など学校生 活に関すること、家庭で の子育てに関すること、発 達、特別支援教育に関す ることなどの教育相談	月～金 9：00～17：30 土曜日 9：00～16：45 ※来所相談は予約制	大分市教育センター 教育相談・特別支援 教育推進室 (エデュ・サポート おおいた)	533－7744
青少年相談	小中学生の非行・問題行動 等小中学生に関する相談	月～金 8：30～17：15	(学校教育課) 児童生徒支援室	537－5998
母子・父子相談	母子・父子家庭や寡婦の方 に対する、生活や就業等の 相談	月～金 8：30～18：00	子育て支援課	537－5721
		土曜日 9：00～17：00 ※年末年始は除く	ひとり親家庭支援プ ラザ	576－8882
児童家庭相談	児童虐待や18歳未満の子ど ものことで、悩んだり困っ たりしていることに関する 相談	月～金 8：30～18：00	(子育て支援課) 中央子ども家庭支援 センター	537－5688
		月～金 8：30～17：15	東部子ども家庭支援 センター	527－2140
		月～金 8：30～17：15	西部子ども家庭支援 センター	541－1440
DV相談	配偶者やパートナーからの 暴力に関する相談	月～金 8：30～18：00	(子育て支援課) 中央子ども家庭支援 センター	537－5666
認知症の悩み電話 相談	認知症に関する相談	月～金 9：00～16：30	保健予防課	537－1165 (専用電話)
日常生活自立支援 事業に関する相談	判断能力に不安のある方の 金銭管理や福祉サービスに 関すること	月～土 (休館日 第2・4月曜は除く) 9：00～18：00	(大分市社会福祉協 議会) あんしんサポートセ ンター大分	547－8320
高齢者相談	高齢者に関する相談	月～金 8：30～17：15	長寿福祉課	537－5679
知的障がい相談	知的障がいがある人に関す る相談	毎週火曜 10：00～15：00	市民相談室(左記の 日時以外は障害福祉 課TEL537－5658)	537－5726
聴覚障がい相談	聴覚障がいがある人に関す る相談	毎月第1・3・5金曜 10：00～15：00		
		毎月第2・4金曜 10：00～15：00	支所出張相談(左記 の日時以外は障害福 祉課TEL537－5658)	537－5785
精神障がい相談	精神障がいがある人に関す る相談(障害福祉サービ ス等の申請については障害福 祉課へ)	月～金 8：30～17：15	保健予防課	536－2852
障がい児(者)相談	障がい児(者)に関する相談	月～金 8：30～17：15	障害福祉課	537－5658
エイズ(HIV) 相談	エイズに関する相談 HIV(エイズ)・性感染 症検査に関すること	月～金 9：00～17：00	保健予防課	537－8190 (専用電話)

(3) 大分市旭町文化センター

〈6年度予算額：30,895千円、負担率：国一部負担，市その他〉

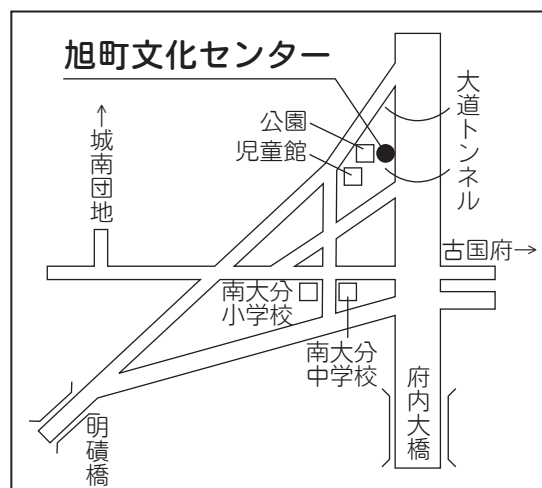
旭町文化センターは、大分市における唯一の隣保館として各種の教養文化教室や暮らしの中の人権講座、人権を考える講演会などさまざまな事業を通じて、同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして活動を展開している。

ア 所在地 大分市旭町1番1号

電話 546-2772

開館時間 午前8時30分から午後10時まで
(問い合わせは午後5時15分まで)

休館日 毎週土・日曜日、国民の祝日
年末年始(12月29日～1月3日)



イ 事業内容

● 相談事業

生活相談、住宅相談、職業相談、人権相談、
年金や税金に関する相談など、生活上の悩みやトラブルに対する支援・助言・指導。

● 啓発・広報事業

人権・同和問題を正しく理解してもらうために、「人権を考える講演会」を年2回、「暮らしの中の人権講座」を年5回開催。また、啓発ビデオの上映会や貸し出しを実施。

さらに、センターの活動案内などを掲載した広報誌「あさひ」を年4回、「あさひ特集号」を年1回発行。

● 保健衛生事業

生活習慣病の予防や健康保持のため「健康づくり教室（体操、料理）」や、認知症に関する理解を深めてもらう「認知症サポーター養成講座」を開催。また、病気の早期発見や予防のため、定期的に「健康相談」や「生活習慣病、がん検診」などを実施。

● 福祉事業

高齢者の交流を促進するため、毎週月・水・金曜日は、60歳以上の方を対象に施設での入浴サービスを実施。また、毎週木曜日は「いこい室」を開放。

● 教養・文化事業

学習や創作活動を通じて、お互いの交流が深められるよう、「料理教室（午前・午後）、生花教室、健康体操教室（昼・夜）、民謡教室、大正琴教室、パッチワーク教室、書写・書道教室、囲碁教室、太極拳教室、ビギナー料理教室、パソコン教室（スマホ・タブレット教室を含む）」を開催。

● その他（貸館事業）

同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、教職員による学習活動や研修の場としての利用。また、周辺地域住民による会議や交流の場としての利用。

ウ 利用状況（延人数）

（単位：人）

区 分		年 度	元	2	3	4	5
主 催 事 業	人権講座		415	286	308	279	364
	人権啓発講演会		227	0	130	103	95
	ビデオ鑑賞		18	0	0	11	24
	各種がん検診等		16	0	0	0	0
	健康相談		29	43	21	42	36
	健康づくり教室		32	33	18	26	28
	認知症サポーター養成講座		8	13	0	11	11
	料理教室（午前）		273	244	276	279	277
	料理教室（午後）		83	78	61	79	70
	健康体操教室（昼）		737	671	508	523	591
	健康体操教室（夜）		335	277	235	205	203
	生花教室		237	161	180	182	178
	民謡教室		122	136	137	130	148
	大正琴教室		369	260	262	195	149
	パッチワーク教室		319	252	228	308	336
	書写・書道教室		355	279	255	302	288
	囲碁教室		515	483	485	472	385
	太極拳教室		734	707	370	526	578
	ビギナー料理教室		162	185	205	213	226
	パソコン教室（昼）		194	156	146	114	92
	パソコン教室（夜）		136	123	139	138	125
	お風呂利用		514	1,171	1,131	956	1,034
	いこい室利用		67	26	0	6	48
	研修会・地域交流活動		800	0	0	780	800
貸 館 事 業	各種会議		735	326	558	446	353
	人権研修会		803	351	698	987	917
	教養・文化・地域交流活動		920	745	559	616	646
合 計			9,155	7,006	6,910	7,929	8,002

(4) 人権啓発センター

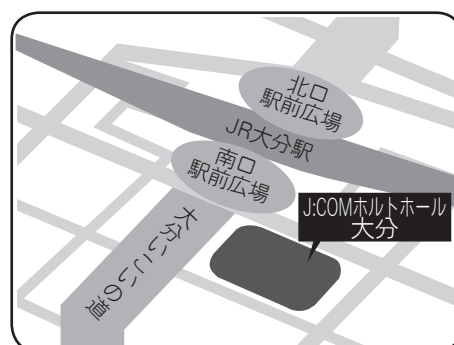
〈5年度利用者数：37,320人、6年度予算額：13,539千円、負担率：市単独〉

市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現をめざし、同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、人権に関する情報の発信、相談・支援、学習・交流の場の提供を行います。

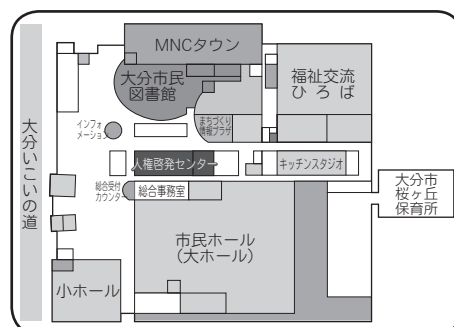
ア 施設の概要

- ① 開設日 平成25年7月20日（土）
- ② 所在地 大分市金池南一丁目5番1号
「J:COMホルトホール大分」1階
電話 576-7593
- ③ 施設内容 展示コーナー、図書・DVD等閲覧コーナー、相談室、福祉総合ミーティングルーム
- ④ 開館時間 午前9時～午後6時
- ⑤ 休館日 第2・4月曜日（ただし、その日が休日に当たる場合は、その後の休日以外の日）、12月28日から1月3日
- ⑥ 愛称 ヒューレおおいた（人権啓発の英語表記 human rights enlightenment〔ヒューマン ライツ エンライトメント〕の頭文字「hure（ヒューレ）」を取った）

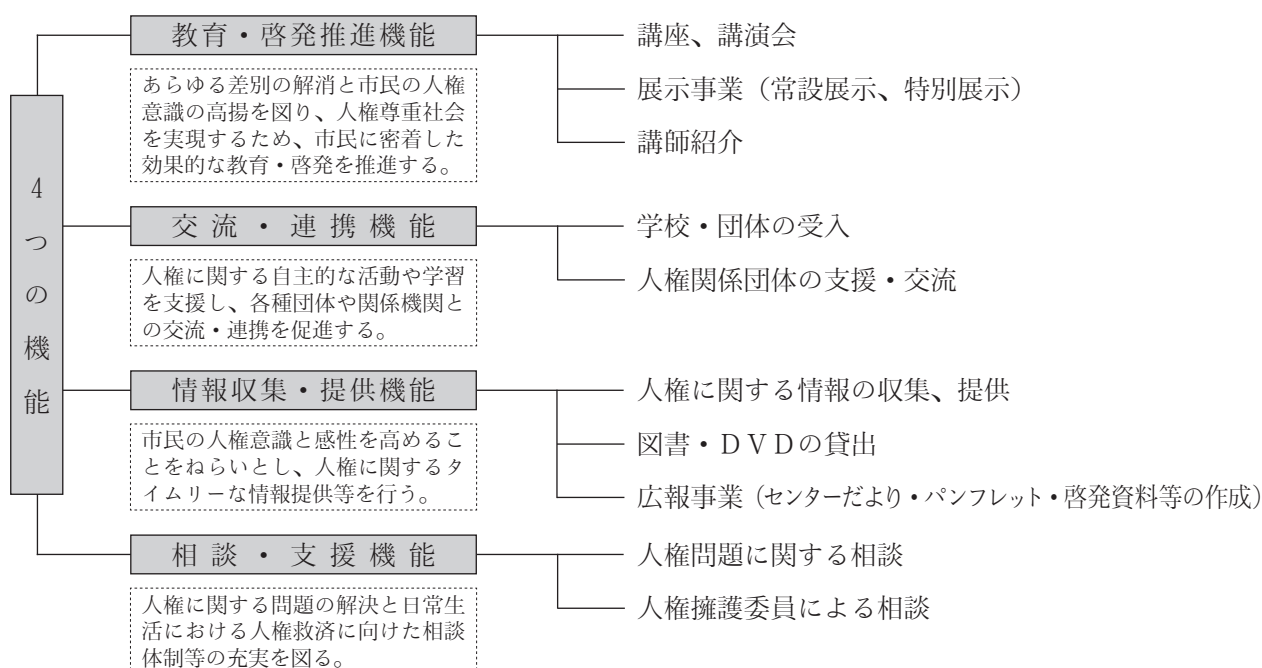
周辺案内図



J:COMホルトホール大分1階部分



イ 機能及び事業



ウ 各機能及び事業内容の概要

機 能	事 業	概 要 等
○教育・啓発推進機能	リーダー養成講座	地域や企業、行政等において人権啓発のリーダーを養成する講座を開催する。
	講演会	人権講演会を実施する。
	常設展示	同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題及び大分市の取組等をパネル化し、センター内の壁面に常時展示する。
	特別展示	あらゆる人権問題について学習する契機を提供を目的として、テーマを設定し、パネル等の展示会を実施する。
	講師紹介事業	人権・同和問題に関する研修会等の講師の紹介を行う。
○交流・連携機能	学校・団体の受入	学校等の人権・同和教育や各種団体の人権・同和問題研修を支援するため、小・中学校及び義務教育学校の児童生徒を対象とした講話や体験学習、大分市作成のDVD等を活用した研修を実施する。
	人権関係団体の支援・交流	団体相互の連携や交流を図ることを目的に、各人権関係団体の活動資料などを掲示する場の提供を行うとともに、団体を対象とした研修会を実施する。
○情報収集・提供機能	図書・DVDの貸出	センターが所蔵する人権に関する図書やDVDを市民・団体・企業等に貸し出す。
	人権に関する情報の収集・提供	国内外の様々な人権に関する情報や資料を収集し、センター内への掲示等により情報発信する。
	センターだよりの発行	人権に関する情報やセンター事業の紹介等を掲載した定期広報紙を発行する。
	パンフレット・資料等の作成	センターのパンフレットの作成や更新、各種の啓発資料等を作成する。
○相談・支援機能	相談事業	毎月第1水曜日（午前10時から正午、午後1時から午後3時）に、人権擁護委員による相談を実施する。なお、開館日の午前9時から午後5時までは職員による相談も行う。

8 そ の 他 の 福 祉

(1) 重層的支援体制整備事業

実 施 区 分	内 容	分 類
市	重層的支援体制整備事業は、既存の高齢、障がい、子ども、生活困窮といった各分野の相談支援等の取り組みを活かしつつ、複雑化かつ複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた支援関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」を一体的に実施する重層的で包括的な支援体制を構築するものです。	包括的相談支援事業
		参加支援事業
		地域づくり事業
		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
		多機関協働事業

※重層的支援体制整備事業は、令和6年度より開始した事業です。

事業	R 6 予算額	備考
地域包括支援センター事業	569,760千円	長寿福祉課
相談支援事業	78,320千円	障害福祉課
利用者支援事業	60,100千円	健康課 子育て支援課 保育・幼児教育課 子ども入園課
自立相談支援事業	61,004千円	生活福祉課
参加支援事業	16,050千円	福祉保健課
地域介護予防活動支援事業	46,566千円	長寿福祉課
生活支援体制整備事業	7,227千円	長寿福祉課
地域活動支援センター事業	13,000千円	障害福祉課
地域子育て支援拠点事業	166,878千円	子育て支援課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	9,100千円	生活福祉課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	15,850千円	福祉保健課
多機関協働事業	2,972千円	福祉保健課

(2) 生活困窮者自立支援制度

実 施 区 分	名 称	内 容
国 ・ 市	自立相談支援事業	①就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者 要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業。 ②生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業の利用についてのあっ ③生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚 その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的 めるものを行う事業。
	住居確保給付金の 支給	生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める 有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居 ものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認めら 【支給期間】 3ヶ月。(ただし、一定の要件を満たす場合には、申請により、3ヶ月ご ことができる。) 【支給限度額】 生活保護の住宅扶助限度額が上限。(1人世帯：29,000円、2人世帯： 41,000円、7人以上：45,000円) 【対象者要件】 ・離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就 喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。 ・申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること(ただし、 ない事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった できなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算さ 又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該 減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状 ・離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持してい る世帯の生計を主として維持していること。 ・申請月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計 ／12)＋家賃額(生活保護の住宅扶助限度額が上限)以下であること。 ・申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産 を超えないものとする。)であること。 ・公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口 込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した活動(以下、①～③) ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。 ②月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。 ③原則週1回以上、求人先への応募を行う又は求人先の面接を受ける ※ただし、「就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会 ないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程 た活動(以下、④～⑥)を行うことが当該者の自立の促進に資する との活動に代えることができる。 ④月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。 ⑤原則月1回以上、経営相談先の面接等の支援を受けること。 ⑥経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1 なお、再延長期間(7か月目～9か月目の支給期間)については、す ・自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の する者が受けていないこと。 ・申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員で [補足] 住居を喪失した人で、住宅を借りる際の敷金・礼金等の「初期費 「生活福祉資金」の利用が可能。

容	R 5 実績	R 6 予算額	負担率		備 考
			国	市	
者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必 せんを行う事業。 生労働省令で定める事項を記載した計画の作成 に行われるための援助として厚生労働省令で定	1,266件	60,799千円	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	
事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所 住する住宅の家賃を支払うことが困難となつた れるものに対し支給する給付金。 とに9ヶ月までの範囲内で支給期間を延長する 35,000円、3～5人世帯：38,000円、6人世帯： 業機会等の減少により、経済的に困窮し、住居 当該期間に疾病、負傷、育児その他のやむを得 場合は、当該事情により求職活動を行うことが れた期間が4年を超えるときは、4年とする。） 個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで 況にあること。 こと又は申請日の属する月において、その属す 額が、基準額（市民税均等割の非課税限度額の1 の合計額が基準額×6以下（ただし、100万円 （以下、公共職業安定所等と表記）に求職の申 を行うこと。 こと。 が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によら 度の状況にある」に該当する者で、自立に向け 認められる場合は、④～⑥を行うことで①～③ 回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。 べての者について①～③の活動が必須。 給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属 ないこと。 用」の捻出が困難な場合は、社会福祉協議会の	15件	10,000千円	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	生活福祉課

実施区分	名 称	内
国・市	就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）や被 要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。
	家計改善支援事業	生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家 生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業。

(3) 子どもの学習支援事業

実施区分	内
市	大分市内に住所を有する生活保護受給世帯又は就学援助受給世帯等に属している中学生を対象 学力を向上するための機会を提供することを目的とし、学習塾にかかる費用を上限1万円の範 また、対象である中学3年生の夏期・冬期講習（7・8、12・1）については、5,000円の増額 助成を行う。

(4) 災害対応

実施区分	支給内容	支給目的	支 給 金 額			
			区分	対象	自然災害	自然災害以外
市	災害見舞	罹災者に見舞金を贈り、一日も早い自立更生に資することを目的としている。	全焼、全壊、流失、埋没	1世帯	50,000円	30,000円
			半焼、半壊、半流失、半埋没	1世帯	20,000円	10,000円
			床上浸水	1世帯	10,000円	
			死亡者	1人につき	50,000円	30,000円

容	R 5 実績	R 6 予算額	負担率		備 考
			国	市	
困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入保護者に対し、一定の期間にわたり、就労に必	29件	22,104千円	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	生活福祉課
計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、	130件	8,400千円	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	

容	R 5 実績	R 6 予算額	備 考
に子育て世帯の負担軽減と子どもたちに 囲内で助成する。	延べ利用者数 6,986人	95,658千円	生 活 福 祉 課

5 年 度 実 績		6 年度予算額	負担率	備 考
自 然 災 害	自然災害以外	700千円	市単独	福祉保健課
0件	7件			

(5) 避難行動要支援者対策事業

実施区分	事業の目的	事業内容
市	災害において、高齢者や障がい者などの犠牲を最小限に抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが重要であることから、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時の避難において支援を必要とする方を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村に義務付けられた。 本市においても避難行動要支援者名簿を作成し、災害時には避難所等へ名簿の提供を行うとともに、平常時より同意を得た方の名簿をあらかじめ避難支援等関係者（地域の方々など）へ提供しておくことで、災害時に地域において実効性のある避難支援が行われることを目的としている。	市で把握している情報を基に、避難行動要支援者の名簿を作成し、大規模災害時には、避難所等へ提供し安否確認等に活用する。 対象者には、災害に備えてあらかじめ避難支援等関係者へ名簿を提供しておくかの意思確認を行い、同意を得られた方については、名簿を提供する。 また、災害時に地域において実効性のある避難支援が行われるよう、地域内での情報共有を進めるとともに、情報伝達や安否確認ができる体制を構築し、個別避難計画の作成支援や防災訓練に取り組むよう自主防災組織に対し働きかけを行っている。 なお、連絡体制表を整備し、それを基にした情報伝達等を試行した自主防災組織に対して補助金を交付している。

(6) 災害時要配慮者支援事業費補助金

実施区分	事業の目的	交付要件
市	要介護高齢者や障がい者などの災害時要配慮者（避難行動要支援者含む）が、災害時に迅速に避難するためには、事前に地域の関係者が対象者を把握し、体制を整えておく事が重要である。 そのため、自主防災組織における災害時要配慮者への避難支援の体制づくりを推進する。	以下の要件を満たした自主防災組織に対し交付 ・災害時要配慮者の連絡体制表を整備すること ・災害時要配慮者に対する情報伝達等を試行すること

避難行動要支援者の要件	対象者数等	6 年度 予算額	負担率	備 考
災害時に自ら避難することが困難な方で、避難のために特に支援を必要とする、以下の要件に該当する方。 なお、有料老人ホーム等の施設入所者は対象外。 ①身体障害者手帳第 1 種を所持する方 ②療育手帳 A 1、A 2 を所持する方 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方 ④障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定者の方 ⑤障害支援区分 4 ～ 6 の認定を受けている障害福祉サービスの支給決定者の方 ⑥要介護認定 3 ～ 5 を受けている方 ⑦「特定医療費（指定難病）受給者証」及び「特定疾患医療受給者証」所持者のうち、業務担当課が指定する疾患の方 ⑧小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち重症認定者の方 ⑨上記以外で自治委員や民生委員等から特に支援が必要とされた方 ⑩上記以外で自ら名簿掲載を希望し、特に支援が必要と認められた方 * ⑨⑩については、一定の基準に該当する方が対象	避難行動 要支援者数 8,121人 避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書の返信率 88.44% ※令和 6 年 6 月末日現在	8,635 千円	市単独 (交付税措置有)	福祉保健課

補助対象経費・補助額	5 年度 実 績	6 年度 予算額	負担率	備 考
補助対象経費 会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費 活動費（1 人あたり 1 日 2 千円を限度） 補助額 補助対象経費の 10/10 ※ただし、1 組織あたり、年 6 万円を限度 連合防災会に対しては、自治区数を乗じた額を限度とする。	203件 12,214 千円	13,800 千円	市単独	福祉保健課

(7) 遺家族援護ならびに軍人恩給に関する業務

実施 区分	項 目	業 務
国・市	戦没者遺家族援護 戦傷病者援護 軍人恩給 戦没者追悼式	戦没者遺家族の年金・特別弔慰金等 戦傷病者手帳交付申請、乗車券引換証交付申請等の進達事務 恩給関係の調査事務 戦没者追悼式式典事務

(8) 基 金

実施 区分	名 称	内 容
市	大分市福祉振興基金 (S56.3.31)	高齢化社会に対応し、福祉活動の促進及び福祉施設の整備その他の市民 また、基金の運用から生じる収益の一部を、次に掲げる高齢者等保健福 (1) 在宅福祉等の普及及び向上 (2) 健康及び生きがいづくりの推進 (3) ボランティア活動の育成 (4) その他高齢者等の保健福祉の増進に関すること
	大分市国際児童年 記念事業基金 (S54.12.24)	大分市国際児童年を記念して設置した基金であり、児童の福祉の増進に の収益金及びその他の寄付金を充てたものである。

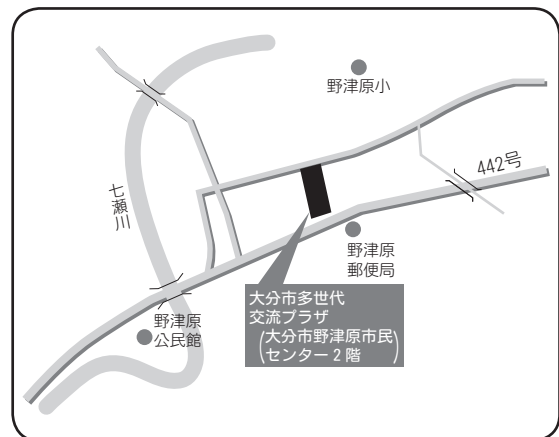
R 5 年度実績	R 6 年度予算額	負 担 率		備 考
		県	市	
戦没者等の妻に対する 特別給付金受付件数 7件	10,370千円	一部負担	その他	【担当課】 福祉保健課

容	備 考
福祉の増進を目的とし、基金利子と指定された寄附金を積立てる。 祉事業に要する経費に充てることができる。	福 祉 保 健 課
資することを目的とし、積立金は「おおいたアドベンチャーフェスティバル」	子 育 て 支 援 課

(9) 大分市多世代交流プラザ

- イ 所在地 大分市大字野津原800番地
(大分市野津原市民センター 2 階)
電話 588-1151
- 開館時間 月～土曜日
午前 9 時から午後 5 時まで
- 休館日 日曜日及び国民の祝日並びに年末
年始 (12月28日から 1 月 4 日)
- ※上記にかかわらず、事前の予約で平日の午後 5
時から午後 9 時までと、日曜・祝日の午前 9 時
から午後 5 時の間にご利用になれます。

所在図



ロ 利用できる人

大分市民

大分市多世代交流プラザの利用については、施設の使用等はすべて無料。

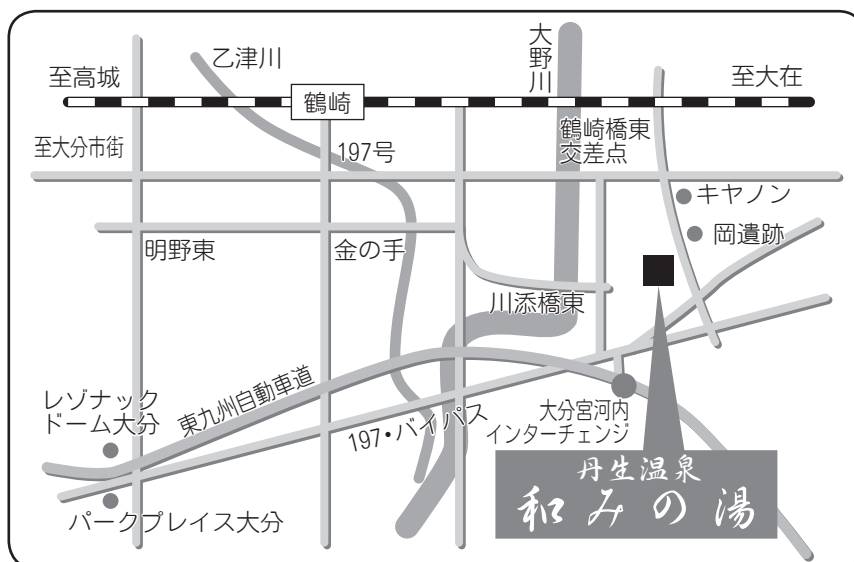
(10) 大分市丹生温泉施設

名 称	丹生温泉 “和みの湯”
所 在 地	大分市大字丹生1189番地
電 話	522-1610
開 館 時 間	正午から午後 9 時まで
休 館 日	毎月第 2 水曜日

料 金 表

区 分	通常料金 (一人 1 回)	回 数 券 (11枚つづり)
12 歳 以 上	310円	3,100円
12 歳 未 満 6 歳 以 上	140円	1,400円
6 歳 未 満	70円	700円

所 在 図



9 民生委員・児童委員

〈6年度予算額：153,509千円、負担率：市単独（交付税措置有）〉

(1) 民生委員・児童委員とは

民生委員法による「民生委員」は、児童福祉法による「児童委員」も兼ねることとなっています。

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域社会の中で社会福祉関係について援助を必要とする人の調査・相談・助言にあたる一方、福祉事務所・児童相談所などの関係行政機関に対する協力活動を行い、社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員・児童委員のうち主任児童委員に指名された者は、区域を担当せず、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する民生委員・児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する民生委員・児童委員に対する援助・協力等を行っています。

イ. 任 期 …… 3 年

令和4年12月1日～令和7年11月30日

ロ. 委 嘱 …… 市の民生委員推薦会が推薦した者を、市長が市社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、主任児童委員は厚生労働大臣が民生委員・児童委員の中から指名する。

ハ. 定 数 …… 899名（内、主任児童委員90名）

(2) 民生委員・児童委員の活動状況（令和5年度）

内容別相談・支援件数（年間）	在 宅 福 祉	783 件
	介 護 保 険	481
	健 康 ・ 保 健 医 療	1,917
	子 育 て ・ 母 子 保 健	701
	子 ど も の 地 域 生 活	1,600
	子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	255
	生 活 費	186
	年 金 ・ 保 険	37
	仕 事	47
	家 族 関 係	591
	住 居	349
	生 活 環 境	860
	日 常 的 な 支 援	4,655
	そ の 他	4,308
	計	16,770

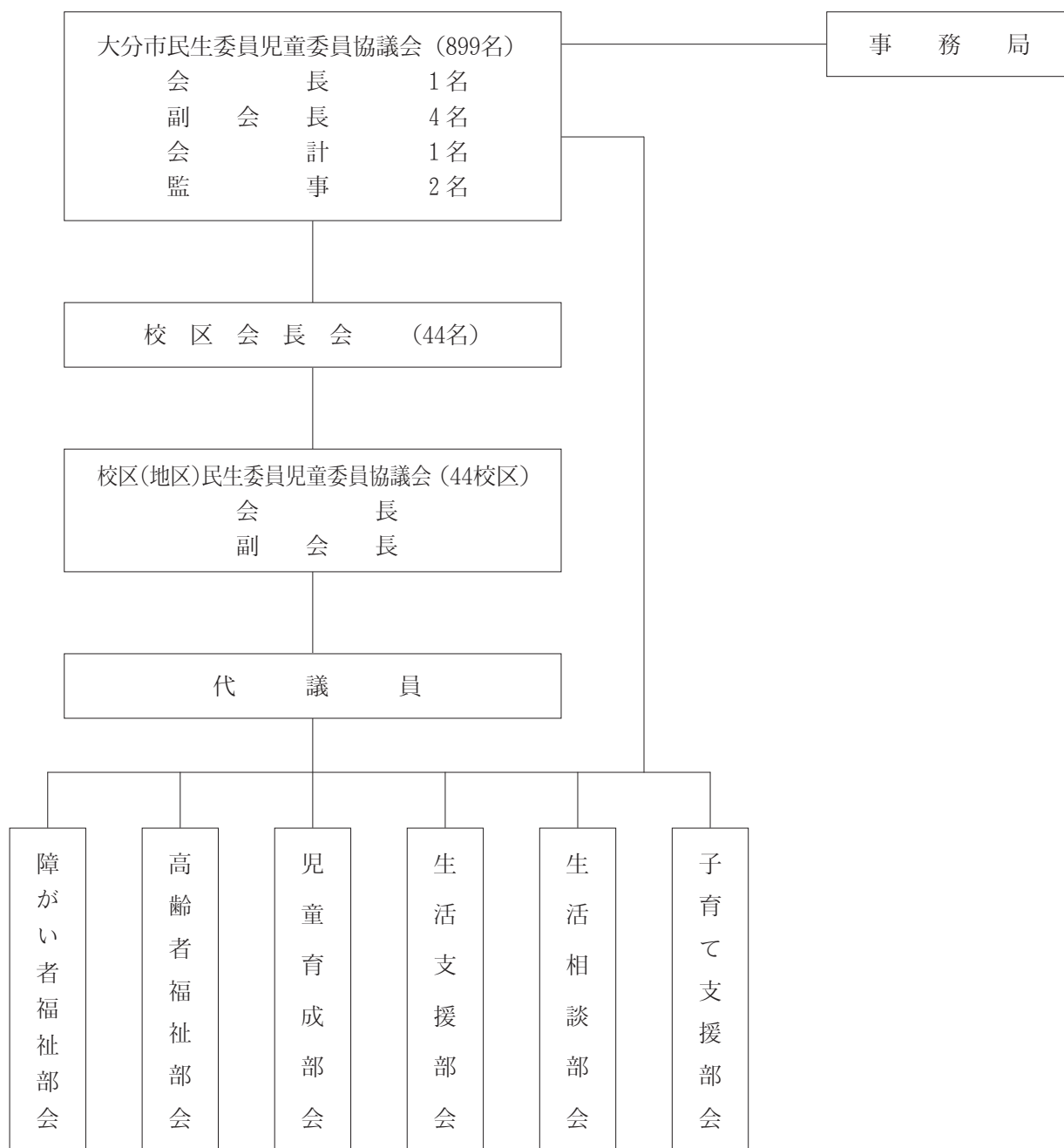
その他の活動件数（年間）	調 査 ・ 実 態 把 握	13,278 件
	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 ・ 協 力	16,601
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	36,664
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	33,869
	証 明 事 務	1,969
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	397
	訪 問 回 数（年間）	226,839 回
	連 絡 調 整 回 数（年間）	87,893 回
	活 動 日 数（年間）	141,845 回

(3) 大分市民生委員児童委員協議会

大分市内の44校区（地区）民生委員児童委員協議会の連合体で、大分市の民生委員・児童委員活動の強化推進のための各種事業の企画・実施や関係行政機関等との連絡調整を行っています。

<大分市民生委員児童委員協議会>組織図

※令和6年4月1日現在



10 社会福祉法人大分市社会福祉協議会

1 社会福祉協議会とは

社会福祉法第109条に基づき設置され、地域の住民組織と公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関係者等により構成される民間の非営利組織。民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面をあわせもつ。

社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

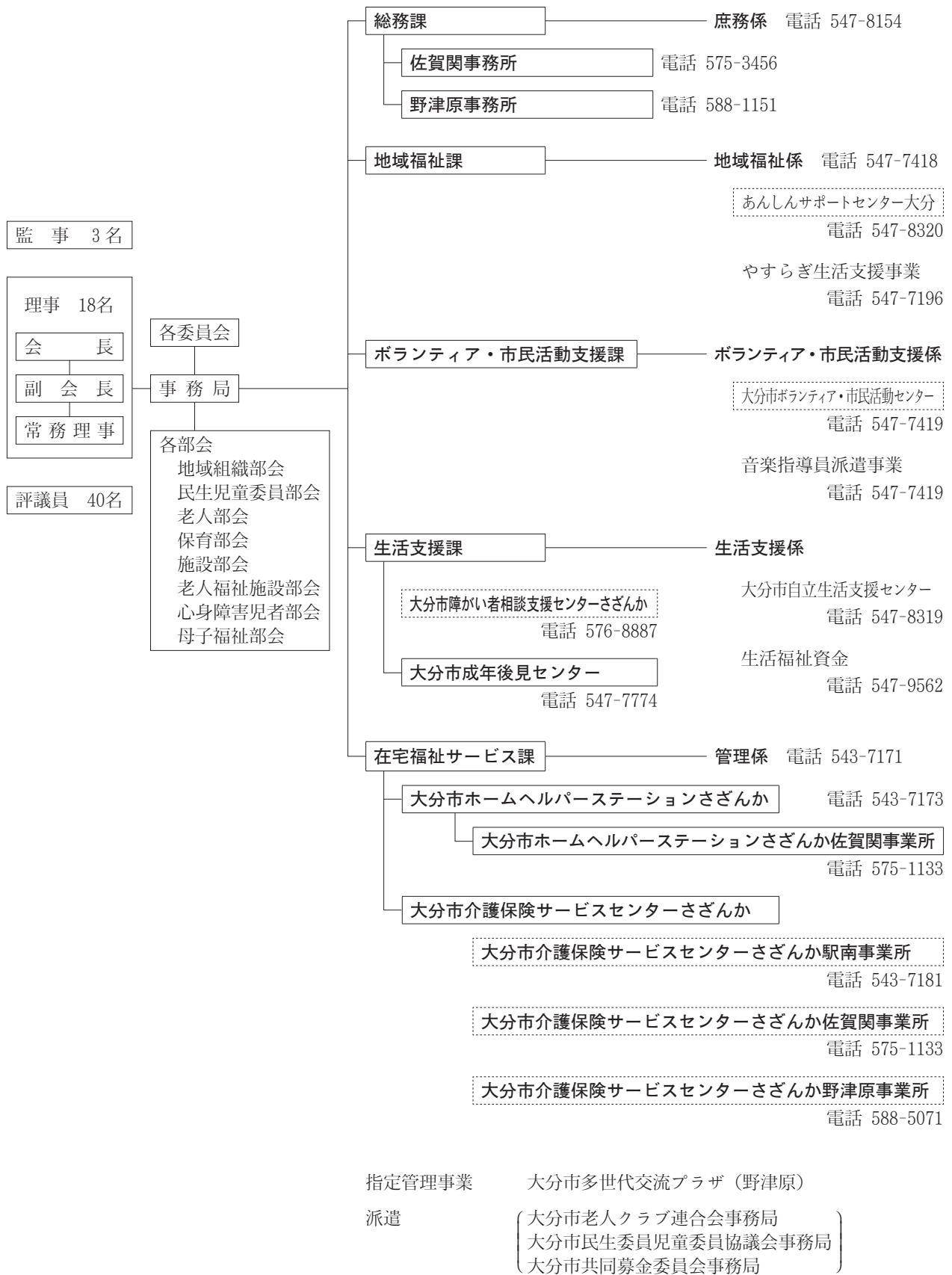
2 設 立 昭和42年3月28日（法人認可）

3 所 在 大分市金池南一丁目5番1号 J:COMホルトホール大分内 電話（097）547－8154 F A X （097）547－9559

4 事 業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 校（地）区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (8) ボランティア活動の振興
- (9) 生活福祉資金貸付事業
- (10) 自立相談支援事業
- (11) 地域福祉総合相談事業
- (12) 居宅介護等事業の経営
- (13) 地域支援事業
- (14) 生活支援体制整備事業
- (15) 障害者生活支援事業
- (16) 障害福祉サービス事業の経営
- (17) 相談支援事業の経営
- (18) 移動支援事業の経営
- (19) 成年後見制度に関する事業
- (20) 福祉サービス利用援助事業
- (21) 大分市多世代交流プラザの経営
- (22) 各種相談事業
- (23) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- (24) 参加支援事業
- (25) その他本会の目的達成のため必要な事業

5 機構図



6 社協の主な事業

(1) 地域福祉活動計画

名 称	内 容
第6次地域福祉活動計画の着実な推進	『第5期大分市地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画』の「支え合って 共に生きる ひとが主役のまちづくり」を基本理念として事業を実施するなか、計画の進捗状況や方策について総合的に検討し、効果的な地域福祉の推進を図る。

(2) 社協基盤の強化

名 称	内 容
校（地）区社協活動支援	地域住民の様々なニーズを把握して、地域に密着した事業を展開する校（地）区社協の活動に対して支援、助成する。

(3) 地域福祉事業への支援

名 称	内 容
小地域福祉ネットワーク活動事業への支援	活動主体である校（地）区社協と連携を図りながら、地域の中で何らかの支援を必要とする人を対象に、安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域住民の参加・協力により、小地域（概ね自治会）ごとに支援体制をつくる。 ・見守りのしくみづくり ・話し合いのしくみづくり ・助け合いのしくみづくり
高齢者生きがい対策事業への補助	校（地）区社協が中心となって開催する地域性を活かした自主的な高齢者の生きがい事業に対して補助する。
地域福祉事業への支援	校（地）区社協が主催する様々な地域福祉事業への支援・助成を行う。

(4) 地域サロン支援事業

名 称	内 容
大分市地域ふれあいサロン事業	介護保険法の規定に基づく地域支援事業として、高齢者を対象にボランティア等の地域住民の協力のもと、身近にある集会所・公民館等を利用しながらレクリエーション・教養講座及び介護予防メニューを取り入れた活動を行い、社会的孤立感の解消、外出意欲の喚起、健康維持を図り、地域において参加者同士の交流を深め、より快適で元気に生活を送ってもらうことを目的とする事業。また、ボランティア育成を目的に、サロン活動を運営するボランティアを対象として、サロン間の交流及びサロン運営に関する研修会等を行う。
ふれあい・いきいきサロン事業	高齢者、障がいのある人、子育て中（就学前の乳幼児）の親子等を対象にボランティア等の地域住民の協力のもと、身近にある集会所・公民館等を利用しながら地域住民がお互いに交流を行うことによって、社会的孤立感の解消、健康維持及び社会参加を図ることにより、住み慣れた地域で生きがいをもって安心していきいきとした生活を行ってもらうことを目的とする事業。

(5) やすらぎ生活支援事業

名 称	内 容
やすらぎ生活支援事業	市内に頼れる身寄りのない方に対し、入院時、施設入所時、また、判断能力低下時などに必要なお手伝いをするこで、地域で安心して暮らしていくことができるよう支援する事業。

(6) 日常生活自立支援事業

名 称	内 容
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が十分でない方々が地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助、日常生活に必要な手続きの援助、日常的な金銭管理の援助、大切な書類等のお預かりの4つのサービスにより支援する事業。

(7) 大分市成年後見センター事業

名 称	内 容
大分市成年後見センター事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が、自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざすため、成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、市民が成年後見業務の新たな担い手として活動できるよう人材育成や活動支援を行う。

(8) ボランティア事業

名 称	内 容
ボランティアだよりの発行	ボランティア登録者や市民向けに年1回発行し、ボランティア事業の紹介やボランティア情報を発信して、ボランティア活動の促進を図る。
ボランティア相談	「ボランティア活動をしてみたい」「ボランティアをお願いしたい」などの要望に対するコーディネート、登録や活動保険などの各種相談、問い合わせ。
活動支援	ボランティア登録の促進を図り、登録団体や個人の活動に各種支援をする。 ・継続的活動の促進のため、団体に活動経費（通信、電話代等）を助成する。 ・安心して活動するために、ボランティア活動保険、大分市市民活動保険の加入を奨励する。 ・ボランティア登録をしている団体・個人で組織する協議会の自主的、創造的な活動を支援する。
養成研修	・点訳ボランティア養成講座を実施し、点訳技術を習得したボランティアを養成する。 ・朗読ボランティア養成講座を実施し、朗読技術を習得したボランティアを養成する。 ・脳トレボランティア養成講座を実施し、脳トレ技術を習得したボランティアを養成する。 ・ボランティア活動が初めての方に、福祉施設等でのボランティア体験の場を提供し、ボランティア活動の振興を図る。
福祉教育支援事業	小中学校での福祉教育を通して、人を思いやる心や誰もが安心して暮らせる社会を創造する力を育むため、福祉副読本、福祉学習の手引きを作成配布するとともに、福祉学習講座を実施する。
災害ボランティア活動支援体制整備事業	「大分市地域防災計画」に基づき、大規模災害に備えて災害ボランティアセンターの設置運営及び災害ボランティア活動のための事前整備に取り組む。 ・災害ボランティアの育成を目的とした「災害ボランティア養成講座」の開催 ・災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施 ・行政、市社協、関係団体で構成された「大分市災害ボランティアセンター運営委員会」の開催
車いすの貸出し	市民や企業等から寄付された車いすを、大分市民で歩行困難な自宅療養者に貸し出す。(最長6ヶ月で使用料は無料。ただし、消毒・維持管理費として200円。)

(9) 普及宣伝事業

名 称	内 容
大分市社会福祉大会	社会福祉の向上への関心を高め、実践活動の地域への浸透を図るため、大分市と共催で社会福祉大会を開催する。
おおいた市社協だより（ぶんぷく）の発行	年2回「おおいた市社協だより（ぶんぷく）」を全世帯に配布し、事業の紹介や地域の福祉活動など地域住民の福祉ニーズに応える情報を提供する。（点字版、音声版、ホームページへの掲載）

(10) 生活福祉資金貸付事業

資 金 種 類	
1 総合支援資金	失業など、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金（原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けていること住居確保給付金の支給要件を満たしている場合は、住居確保給付金も併せて申請すること）
生活支援費	生活再建までに必要な生活費用
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
2 福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸付ける資金
福祉費	日常生活を送るうえで、又は自立するために一時的に必要であると見込まれる費用
	生業を営むために必要な経費
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
	福祉用具等の購入に必要な経費
	障がい者用自動車の購入に必要な経費
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費
	冠婚葬祭に必要な経費
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
	就職、技能習得等の支度に必要な経費
	その他、日常生活上一時的に必要な経費
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の費用（原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けていること） ・医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があり、緊急性、必要性が高いと認められるとき
3 教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸付ける資金
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
就学支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
4 不動産担保型生活資金	
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金（貸付期間中は、保護は停止となる。）

※ 貸付には、この他にいくつかの条件がありますので詳細についてはお問い合わせください。（547-9562）

※ 借入には審査があり、お申し込み者のご希望に添えない場合があります。

貸 付 条 件				
貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内	原則として 3 月以内 (最大で12月以内)	最終貸付日から 6 月以内	10年以内	連帯保証人を立てる 場合は無利子 連帯保証人がいない 場合は据置期間経過 後、年1.5%
40万円以内	—	貸付の日(生活支 援費と合わせて 貸付けている場 合には、生活支 援費の最終貸付 日) から6月以内		
60万円以内	—			
	—			
	—			
460万円以内	—	貸付の日(分割 による交付の場 合には最終貸付 日) から6月以 内	20年以内	連帯保証人を立てる 場合は無利子 連帯保証人がいない 場合は据置期間経過 後、年1.5%
技能を習得する期間が 6 月程度 130万円以内 1 年程度 220万円以内 2 年程度 400万円以内 3 年程度 580万円以内			8 年以内	
250万円以内	—		7 年以内	
170万円以内			8 年以内	
250万円以内	—		8 年以内	
513.6万円以内	—		10年以内	
療養期間が1年を超えないときは170 万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世 帯の自立に必要なときは230万円以内	—		5 年以内	
介護サービスを受ける期間が1年を超 えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世 帯の自立に必要なときは230万円以内	—		5 年以内	
150万円以内	—		7 年以内	
50万円以内	—		3 年以内	
50万円以内	—		3 年以内	
50万円以内	—		3 年以内	
50万円以内	—		3 年以内	
10万円以内 ※保証人不要	—	貸付の日から 2 月以内	12月以内	無利子
(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内		卒業後 6 月以内	20年以内	無利子
50万円以内				
- 土地の評価額の 7 割程度 月30万円以内 - 土地建物評価額の 7 割程度(集合住 宅は 5 割) - 貸付基本額の範囲内(生活扶助額の 1.5倍以内)	借受人の死亡時 までの期間又は 貸付元利金が貸 付限度額に達す るまでの期間	契約の終了後 3 月以内	据置期間終了時	年 3 %又は長期ブラ イムレートのいづれ か低い利率

施 設 一 覧 表

1 高 齢 者 福 祉 関 係 施 設

2 介 護 保 険 関 係 施 設

3 障 が い 者 福 祉 関 係 施 設

4 児 童 福 祉 関 係 施 設

5 大 分 市 総 合 社 会 福 祉
保 健 セ ン タ ー

1 高齢者福祉関係施設

(1) 老人福祉施設（大分市内）

施 設		定 員 (人)	設置主体	所 在 地	開所年月日
種 別	名 称				
養護老人ホーム	ア イ リ ス 清 心 園	65	(福) 虹 の 会	横尾4451-19	H20. 3. 25
軽費老人ホーム	白 寿 苑	50	(福) 松 山 会	下郡山の手2-19	S57.12. 1
	ケアマンション創生の里	50	(福) 若 草 会	野田313-6	H4. 6. 1
	ジョリーメイト清流苑	50	(福) 清流共生会	種具148	H7. 6. 1
	ケアマンションはなぞの	80	(福) 穂 燈 舎	花江川4-28	H8. 3. 1
	ケアマンション清静園	50	(福) 一 志 会	竹中5274-1	H13. 4. 1
	ケアハウス庄の原苑	50	(福) 温 寿 会	荏隈1637-1	H14. 4. 1
	ケアハウス滝尾太陽	50	(福) 報 徳 会	下郡921-42	H16. 4. 1
	ケアハウスアイリス清心園	20	(福) 虹 の 会	横尾4451-19	H20. 4. 1
生活支援ハウス	さ わ や か 荘	20	(福) 西 浜 会	鶴崎2189	H14. 4. 1
	太 平 の 里	20	(福) 若 草 会	南太平寺2-4-15	H15. 4. 1
	憩 い の 館	20	(福) 碓 山 会	津守2547-6	H15. 4. 1
	舞 鶴 清 流 苑	20	(福) 清流共生会	西新地2-5-40	H16. 4. 1
	湯屋すくすく・いきいき館	20	(福) 新 樹 会	横瀬1050	H17. 4. 1

(2) 老人いこいの家

施 設 名	設 置 主 体	所 在 地	開設年月日
シニア交流プラザ	市	金池南1-5-1	H25. 7. 20
大南老人いこいの家		中戸次4433	S48.10. 1
坂ノ市老人いこいの家		坂ノ市南3-2-21	S48.10. 1
鶴崎老人いこいの家		東鶴崎1-1-7	S49. 4. 1
大在老人いこいの家		横田1-14-11	S54. 1.11
植田老人いこいの家		玉沢743-2	S51. 5. 1
佐賀関老人いこいの家		佐賀関1407-27	H17. 1. 1
野津原老人いこいの家		野津原1747-1	H17. 1. 1

電話番号	入 所 の 要 件		
	年 齢	環 境	経 済
535－8030	1. おおむね65歳以上	1. 住宅に困窮している場合等	1. 被保護世帯 2. 属する世帯が市町村民税の所得割を課されていない
568－2366	1. 60歳以上であること。 2. 夫婦の場合は一方が満60歳以上であれば、その配偶者は60歳未満であっても可。 3. 家庭の事情等により、家族との同居が困難であること。 4. 心身が健康であり、独立して日常生活を営むことができること。 5. 利用料が必要。		
549－5525			
528－1881			
521－2718			
597－3184			
544－1161			
503－9555			
535－8030			
521－0555			
514－0015	1. 60歳以上の方 2. ひとり暮らし、または夫婦のみの世帯の方 3. 家族の援助が困難な方 4. 利用料等の支払が可能な方 ※介護保険の認定が要支援2もしくは要介護1～5又は常時医療管理が必要な方は対象外		
504－7521			
573－2088			
542－5581			

電話番号	設 置 目 的
576－8880	高齢者が気軽に交流できる場を提供することにより、高齢者の余暇活動の支援を行うとともに心身の健康の増進を図る。
586－7575	高齢者福祉の増進を図るため、高齢者に娯楽・交友の場を提供する。
593－1588	
521－4041	
592－3141	
541－6977	
575－2488	
588－0602	

2 介護保険関係施設

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

圏 域 名	事 業 所 名	所 在 地	電話番号
上 野 ケ 丘	風雅の里上野＊	三芳288－1	535-8900
碩 田	碩田柞原の里＊	弁天1－2－3	547-8787
王 子	BASARA＊	三芳1305－1	545-8257
大 分 西	柞原の里	八幡320－1	535-2377
南 大 分	Greenガーデン南大分＊	上田町1－12－5	574-9781
城 南 ・ 賀 来	庄の原苑	荏隈1798	544-0888
	創生の里☆	野田306－2	549-0012
滝 尾	リバーサイド桃花苑☆	曲320	504-7666
	緑風苑☆	下郡山の手2－17	567-3733
明 野	アイリスおおいた	横尾4451－8	503-1755
鶴 崎	みなはるの里＊	皆春262－1	522-0808
大 東	白水長久苑	横尾1897－2	520-2711
	明治清流苑＊	猪野729－1	524-3300
東 陽	清流苑	森336	527-6600
大 在	とまとの里＊	城原2600－22	585-5503
坂 ノ 市	百華苑	東上野1800	592-1513
植 田	玉光苑	市459	541-0344
植 田 西	そうりんヴィレッジ＊	横瀬370	574-5718
植 田 南	天領ガーデン＊	田尻784－1	574-7500
植 田 東	アルメイダメモリアルホーム☆	宮崎1509	568-2561
	そうだ藤の森	寒田202	567-8822
竹 中 ・ 判 田	清静園	竹中5268	597-3189
	寿志の里☆	中判田1342－3	548-8201
戸 次 ・ 吉 野	誠寿園☆	中戸次6022－1	597-7007
野 津 原	和泉荘	竹矢1024－1	588-1110
佐賀関・神崎	光明園☆	志生木145－9	574-0634

＊は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）

☆は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護併設

●介護老人保健施設（老人保健施設）

圏 域 名	事 業 所 名	所 在 地	電話番号
上 野 ケ 丘	ふない	府内町1－3－23	533-5511
碩 田	老健おおつか	中島中央1－1－8	529-5166
王 子	サンテラスながとみ	西大道2－2－1	545-1718
城 南 ・ 賀 来	狐兎如庵	野田1085	549-7500
城 東	さくらハウスぜぜ	牧1－25－1	503-1882
滝 尾	リバーサイド百々園	津守2742－1	567-6750
明 野	老健 めいわ	明野北1－2－18	551-0044
鶴 崎	コスモス苑	東鶴崎2－3－22	527-2660
	メディトピアこが	南鶴崎2－6－22	521-6151
	大分豊寿苑	皆春1521－1	521-0110
大 東	やすらぎ苑	松岡1946	520-3535
植 田	わさだケアセンター	市11－2	541-6655
植 田 西	たばる	田原936－1－1	542-4139
	小野鶴養生院	小野鶴1157－1	542-5500
植 田 南	メディケアふじが丘	ふじが丘南1－16－10	568-3338
植 田 東	メディケア山桜花	寒田486－26	578-6866
竹 中 ・ 判 田	親和園	中判田1428－1	597-3635
戸 次 ・ 吉 野	陽光苑	中戸次4525	597-2000
佐賀関・神崎	せきの郷（休止中）	一尺屋2357	575-8800

●介護医療院

圏 域 名	事 業 所 名	所 在 地	電話番号
碩 田	介護医療院おおつか	住吉町1－2－16	535-1122
大 分 西	介護医療院 菜の花	生石2－1－5	535-1884

3 障がい者福祉関係施設

(令和6年4月1日現在)

障害福祉サービス事業所（施設）	
種 類	大分市内事業所（施設）数
居宅介護	108ヶ所
重度訪問介護	91ヶ所
同行援護	52ヶ所
行動援護	20ヶ所
重度障害者等包括支援	1ヶ所
療養介護	0ヶ所
生活介護	45ヶ所
自立訓練（機能訓練）	2ヶ所
自立訓練（生活訓練）	3ヶ所
就労移行支援	11ヶ所
就労継続支援A型	33ヶ所
就労継続支援B型	115ヶ所
短期入所	44ヶ所
共同生活援助	67ヶ所
宿泊型自立訓練	1ヶ所
就労定着支援	8ヶ所
自立生活援助	2ヶ所
施設入所支援	5ヶ所
地域相談支援（地域移行・地域定着支援）	12ヶ所
計画相談支援	65ヶ所

共生型サービス事業所（施設）	
種 類	大分市内事業所（施設）数
共生型生活介護	5所
共生型短期入所	1所

入 所 施 設		
名 称	所 在 地	電話番号
うえの園	東大道2-3-3	546-3551
第一博愛寮	野田759-1	549-1321
ひまわり園	辻911	595-0888
障がい者支援施設ハーモニーの森	中戸次6042	597-8818
第二博愛寮	中戸次2131	597-0204

4 児童福祉関係施設

(1) 保育施設

保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき児童等について保育を必要とする場合、保育所等において保育を行います。

(保 育 施 設 一 覧) (福) 社会福祉法人 (学) 学校法人 (宗) 宗教法人 (有) 有限会社

地区 公民館	認定 こども園	施 設 名	電話番号	所 在 地
大分 西部		生 石 保 育 所	532-4612	王子西町 8-11
	※	しんかすがまち認定こども園	543-4629	新春日町 1 丁目 2-8
	※	明 照 幼 稚 園	534-3512	王子西町 8 番 27 号
		し ら か ば 保 育 園	545-4818	大道町 5 丁目 529-5
	※	や は た こども園	538-1619	大字生石 44 番 4
	※	南 春 日 こども園	544-1831	南春日町 4-31
		愛 保 育 園	545-7272	東大道 1-8-34
		そ ら い ろ 保 育 園	535-7510	大道町 3 丁目 3 番 7 号
		第 二 王 子 町 保 育 園	537-4111	王子中町 1-7
		上 野 の 森 口 保 育 園	576-8592	東大道 1-8-15 カサベルデ駅南 2 階
		王 子 町 保 育 園	578-9966	王子北町 3-7
大分 中 央		浜 町 保 育 所	532-4611	新川西二丁目 3 番 1 号
	※	か な い け 認 定 こども園	532-5506	金池町 3 丁目 1 番 90 号
	※	桜 町 こども園	547-7515	寿町 1-19
		桜 ケ 丘 保 育 所	576-8248	金池南 1 丁目 5-1
		住 吉 保 育 所	534-2924	碩田町 3 丁目 3-4
	※	ゆ め の 泉 こども園	535-0611	新川町 1 丁目 1228-1
		上 野 愛 光 保 育 園	544-5411	六坊北町 6 番 72 号
		上 野 愛 光 第 二 保 育 園	544-5001	六坊北町 6 番 66 号
		中 央 町 保 育 園	532-3716	中央町 2 丁目 5-3 セントポルタビル 2 F
	※	ひ ま わ り 幼 稚 園	532-2506	中島中央 1 丁目 2-18
	※	か が や き の 森 こども園	536-6008	顕徳町二丁目 2 番 41 号
	※	カトリック海星 幼 稚 園	534-4840	中央町 3 丁目 7 番 30 号
		城 南 保 育 園	544-2818	城南南一丁目 6 番 15 号
南大分		府 内 保 育 園	545-4501	畑中 1 丁目 4 番 24 号
		南 大 分 保 育 園	543-6406	羽屋新町 2 丁目 1 番 28 号
	※	コ ス モ ス こども園	547-2011	豊饒 2 丁目 4 番 48 号
	※	ふ た ば こども園	543-2858	広瀬町 1 丁目 1 番 52 号
		こ だ も の 森 す ぷ ら う と	574-6537	古国府三丁目 11 番 10 号

(株) 株式会社 (医) 医療法人 (一社) 一般社団法人

令和6年7月1日現在

開所(園)時間 (延長は除く)	延 長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜 共同	定 員 (2号・3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				90	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		90	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	10:00～18:00				70	2歳～就学前	(学)明照幼稚園
7:00～18:00	～20:00	8:00～16:00				120	0歳～就学前	(福)若草会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				88	0歳～就学前	(福)八幡福祉会
7:15～18:15	～19:15	8:15～16:15				179	0歳～就学前	(福)新樹会
7:30～18:30	～19:30	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(株)ブンゴヤ薬局
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				30	0歳～就学前	合同会社 YTG
7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:30	7:30～15:30				50	0歳～就学前	(株)里美苑
7:00～18:00	～19:00	8:15～16:15				40	0歳～就学前	(株)コープキッズおおい
7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:30	7:30～15:30				60	0歳～就学前	(株)ルージュフィル
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				103	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		91	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00		○		90	0歳～就学前	(福)明治福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30	○	○		90	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		80	1歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				90	0歳～就学前	(福)白菊会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				120	0歳～就学前	(福)愛光会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				120	0歳～就学前	(福)愛光会
7:00～18:00	～20:30	9:00～17:00	○			60	0歳～就学前	(株)愛夢
7:30～18:30		7:30～15:30				70	3歳～就学前	(学)ひまわり学園
7:00～18:00	～20:00	8:00～16:00				90	0歳～就学前	(福)森友会
7:30～18:30	～19:30	9:00～17:00				20	2歳～就学前	(学)大分カトリック学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				60	0歳～就学前	(福)泉福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				90	0歳～就学前	(福)若草会
7:00～18:00	～19:00	9:00～17:00				150	0歳～就学前	(福)守山会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				140	0歳～就学前	(福)なかよし
7:00～18:00	～19:00	8:15～16:15				80	0歳～就学前	(有)大分ふたば
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				70	0歳～就学前	(株)スプラウト

地区 公民館	認定 こども園	施設名	電話番号	所在地
南 大 分		スマイス・キッズ 保育園	543-6100	上田町三丁目3番4-110号 チュリス古国府老番館1F
	※	ごとう幼稚園	543-7898	畑中4丁目7番47号
	※	ゆりかごこども園	544-4776	田中町1丁目16番8号
	※	大分いちごこども園	546-2666	田中町2丁目16番7号
	※	えのくま幼稚園	549-4780	荏隈1227番地
	※	南大分に笑顔咲くえん わらひ	547-0111	畑中1丁目11-4
		田中南保育園	579-6850	田中町3丁目12番3号
	※	愛隣幼稚園	544-6453	南太平寺3丁目8番1号
植 田		小野鶴こぼと保育所	542-2570	大字小野鶴1625-1
	※	富士見ヶ丘あすなろこども園	542-1112	富士見が丘東2丁目18-13
	※	宗方こども園	541-3524	大字上宗方1045-1
	※	宗方東こども園	541-2863	大字上宗方1495
	※	植田こども園	541-0082	大字市445-2
		アソカ保育園	567-1551	大字光吉2109-2
	※	よいこのくにこども園	569-9666	大字光吉1209
	※	スマイスセレソンこども園	574-6010	大字田尻473
		おぎの台保育園	542-0711	雄城台中央1丁目11番9号
		みつよし園	504-7215	大字宮崎937-17
		もみの木保育園	574-4283	賀来北2丁目10-2
		めいりん保育園（田原校）	511-4887	大字田原906
	※	富士見が丘こども園	541-6101	富士見が丘東2丁目8-6
	※	緑が丘こども園	542-3477	緑が丘5丁目23-1
	※	かくこどもえん	549-2786	賀来南2丁目6-35
	※	東植田こども園	541-3769	大字田尻589-2
	※	植田ほまれこども園	541-0111	大字上宗方379番1
		わさだりすの森保育園	529-5557	大字上宗方字四反田424-1
	※	のだ山幼稚園	549-5843	大字野田323-5
大 分 南 部		敷戸南保育所	568-0160	敷戸南町9-2
		寒田ひめやま保育園	568-9655	寒田南町1丁目
	※	敷戸ふない幼稚園	569-2831	敷戸東町6-1
	※	しきどこども園	569-1834	敷戸西町1-8
		下郡保育所	567-0788	下郡北2丁目2-17
		おだやかな森保育園	567-2525	大字下郡3483番地の5
		滝尾保育園	569-3384	大字羽田456
	※	津守あすなろこども園	567-6625	津守12組
		森のさんぽ道	560-3013	下郡南4丁目1-9

開所(園)時間 (延長は除く)	延 長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜 共同	定 員 (2号・3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				40	0歳～就学前	NPO法人 SMIS
7:00～18:00	～19:00 (9月から)	9:00～17:00				80	3歳～就学前(8月末まで) 0歳～就学前(9月から)	(学)後藤学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		90	0歳～就学前	(福)城南福祉会
7:00～18:00	～19:00	9:00～17:00				102	0歳～就学前	(福)とんとん
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				70	2歳～就学前	(学)後藤学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				70	0歳～就学前	(福)玉林会
7:00～18:00	～19:00	8:15～16:15				60	0歳～就学前	(株)コープキッズおおい
7:30～18:30	～19:30	8:30～16:30				40	2歳～就学前	(学)大分愛隣学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				50	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				84	0歳～就学前	(福)あすなろ会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00		○		90	0歳～就学前	(福)若草会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00	○			105	0歳～就学前	(福)若草会
7:00～18:00	～20:00	8:00～16:00				85	0歳～就学前	(福)霊山会
7:30～18:30	～19:00	8:00～16:00				70	0歳～就学前	(宗)眞光寺
7:00～18:00	～19:00	9:00～17:00				90	0歳～就学前	(有)存心会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				90	0歳～就学前	NPO法人スマイスセレソン
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				78	0歳～就学前	(株)リトルメイト
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				44	0歳～就学前	(有)KRME
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00		○		80	0歳～就学前	(株)ナースリーコーポレーション
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				40	0歳～就学前	(医)優路
7:00～18:00	～18:30	8:30～16:30				70	0歳～就学前	(学)渕野学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		170	0歳～就学前	(福)新樹会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				130	0歳～就学前	(福)あゆみ福祉会
7:15～18:15		8:30～16:30				90	0歳～就学前	(福)つくし会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(福)霊山会
7:00～18:00	～20:00	8:30～16:30				100	0歳～就学前	(福)グリーンコープ
7:00～18:00	～19:00	9:00～17:00				92	2歳～就学前	(学)道徳学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				110	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				110	0歳～就学前	(福)姫山会
8:00～18:00		8:00～16:00				30	3歳～就学前	(学)府内学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				79	0歳～就学前	(福)こばと会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30	○			110	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～20:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(福)森友会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		200	0歳～就学前	(福)大分県福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				100	0歳～就学前	(福)あすなろ会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00		○		60	0歳～就学前	(株)TOMORROW COMPANY

地区 公民館	認定 こども園	施設名	電話番号	所在地
大分南部	※	キッドワールド こども園	568-8400	大字片島412-2
	※	キッドワールドセカンド こども園	569-8600	大字片島字長三郎3005番地 3
		テ ス の 木	567-2080	下郡中央 3 丁目 8 番10号
大分南		あ か つ き 保 育 所	597-0043	大字中判田1880-2
	※	旦 の 原 保 育 園	554-3386	高江北 2 丁目 8 - 1
		河 原 内 保 育 所 (へき地)	596-1871	大字河原内3828-1
		さ く ら 保 育 園	597-0087	大字中戸次4226
	※	み の り こども園	597-6869	大字中戸次4536
		キッズアカデミー 保 育 園	597-7775	けやき台 2 丁目3633-170
	※	吉 野 こども園	595-1718	大字辻225-1
		か ん が る - 保 育 園	578-7935	中判田1737-6
野津原	※	の つ は る 認 定 こども園	588-1236	大字野津原1731-3
大分東部		裏 川 保 育 所	568-1708	大字下郡1721-31
	※	じ ょ う と う こども園	558-8248	萩原 3 丁目17-16
		天 心 保 育 園	551-5578	牧 1 丁目 7 - 4
		東 舞 鶴 保 育 園	551-2103	東浜 1 丁目 6 - 30
大分東部		ま い づ る 保 育 園	551-5298	東津留 2 丁目14-11
		め ぐ み 保 育 園	558-9873	花高松 3 丁目 2 - 12
		た ん ぼ ぼ 保 育 園	551-8512	花津留 2 丁目22-9
		き ら き ら 保 育 園	553-5191	岩田町 3 丁目 1 - 4 ハイムエスポワール102
	※	と ぜ ん 幼 稚 園	558-2786	日吉町10-22
	※	し ら と り 子 ども園	551-3359	仲西町 1 丁目14-8
	※	も も ぞ の こども園	551-3554	大字千歳1892-1
		な か つ る 保 育 園	554-2525	中津留一丁目 5 - 27
	※	ア イ リ ス こども園	558-0700	高松東三丁目 6 - 14
		ひ お か 保 育 園	573-0808	日岡二丁目 6 番 1 号
明治・明野		明 野 し い の み 保 育 園	558-2211	明野西 2 丁目25-2
	※	明 野 台 こども園	523-6262	大字猪野360番地の 1
		慶 光 保 育 園	520-0133	大字猪野21-46
	※	明 野 こども園	558-3209	明野西 1 丁目 5 - 4
	※	た か お こども園	520-3048	大字横尾4112-2
	※	た か お 第 二 こども園	574-9159	大字横尾4110番地
	※	こころの森こども園 (本園)	520-8822	横尾東町 3 丁目19-16
	※	こころの森こども園 (分園)	520-3322	横尾東町 1 丁目20-26
		げんきな森中央 保 育 園	528-7890	大字横尾1986-1
	※	カトリック明野 幼 稚 園	558-8941	明野北 2 丁目 8 番16号

開所(園)時間 (延長は除く)	延 長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜 共同	定 員 (2号・3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				220	0歳～就学前	(福)藤本愛育会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00		○		60	0歳～就学前	(福)藤本愛育会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(株)TOMORROW COMPANY
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				60	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～18:30	8:30～16:30		○		135	0歳～就学前	(福)ポプラ会
7:30～17:00						40	3歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				70	0歳～就学前	(福)順徳会
7:00～18:00	～19:00	保護者に応じて		○		120	0歳～就学前	(福)同朋福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				70	0歳～就学前	(福)順徳会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				49	0歳～就学前	(福)松岳会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				40	0歳～就学前	合同会社かんがるー保育園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		47	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				103	0歳～就学前	大分市
7:30～18:30	～19:00	8:30～16:30				100	0歳～就学前	(福)城東保育園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				120	0歳～就学前	(福)天心会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				120	0歳～就学前	(福)友愛会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				105	0歳～就学前	(福)花咲き会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		110	0歳～就学前	(福)九州キリスト教社会福祉事業団
7:00～18:00	～19:30	8:30～16:30				70	0歳～就学前	NPO法人たんぽぽ保育園
7:30～18:30	～19:00	8:00～16:00				27	0歳～就学前	合同会社 MKY
7:30～18:30		8:00～16:00				52	0歳～就学前	(学)渡邊学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		170	0歳～就学前	(福)慈恵福祉会
7:15～18:15	～19:15	8:00～16:00				135	0歳～就学前	(福)若葉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00			東舞鶴 保育園	60	0歳～就学前	(福)友愛会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(学)田中学園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				30	0歳～就学前	(株)ひおか保育園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				152	0歳～就学前	(福)大分県福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				120	0歳～就学前	(福)日吉会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				69	0歳～就学前	(株)美研
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				120	0歳～就学前	(福)若葉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				150	0歳～就学前	(福)明治福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				90	0歳～就学前	(福)明治福祉会
7:00～18:00	～20:00	8:00～16:00				90	0歳～就学前	(福)森友会
7:00～18:00	～20:00	8:00～16:00				40	1歳～就学前	(福)森友会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				60	0歳～就学前	(福)中央福祉会
7:30～18:30 (土曜日は隔週半日)	～19:30	8:00～16:00				72	2歳～就学前	(学)大分カトリック学園

地区 公民館	認定 こども園	施設名	電話番号	所在地
明治・明野	※	ひまわり明野幼稚園	558-1004	明野東1丁目6番41号
鶴 崎		小中島保育園	527-3403	小中島3丁目1-28
		洗心保育園	527-3063	三佐4丁目8-16
		鶴崎保育園	521-1336	大字鶴崎1672
		鶴崎同光園	521-2190	南鶴崎2丁目3-8
	※	松岡保育園	520-2418	大字松岡4758
		龍華保育園	527-2961	大字森町549
		とりい保育園	520-0020	大字松岡8365-1
		七海保育園	535-8191	大字森町479-1
	※	もりまち幼稚園	527-3330	大字森町403-2
	※	みどり幼稚園	520-1814	大字森1039-2
	※	高田のぞみこども園	524-0801	大字関園747
		いえじま保育園	511-5109	大字家島835番
		ほがらか園	574-4779	大字毛井字中村191-3
	※	皆春あけぼのこども園	578-6668	大字皆春383-3
	※	カトリック鶴崎幼稚園	521-3174	大字皆春西小路213
大 在		ひよこのくにランド保育園	560-4192	横田1丁目10番14号
	※	かるがもこども園	592-8815	汐見1丁目7番31号
		たけのこ保育園	593-0207	大字城原639番地の7
	※	よいこの森こども園(本園)	527-6433	花江川4-12
	※	よいこの森こども園(角子原分園)	574-6226	角子原2丁目163
	※	大在こども園	592-0161	横田1丁目14-38
	※	大在愛育こども園	529-7811	大字政所2223-9
	※	なかまの森こども園	521-5550	角子原1丁目9番21号
坂 ノ 市	※	和光こども園	592-3388	里2丁目1-23
	※	みんなの森こども園	574-6200	大字丹川字長福寺415番地
	※	坂ノ市こども園	592-1143	久原中央2丁目8-16
	※	こざいこども園	528-9900	大字屋山1658-6
	※	カトリック坂ノ市幼稚園	593-4231	坂ノ市南3丁目3番30号
佐 賀 関	※	さかのせき認定こども園	575-0058	大字佐賀関1369-1
	※	どうわこども園	576-0111	大字本神崎871
小 規 模		ゆめっこ保育園	545-7045	畑中一丁目11番3号
		遊々舎	574-7904	大字光吉1507-3
		ゆめのほし保育園	574-5263	大手町1-1-34-2F
		中島西保育園	529-8022	中島西1丁目8番34号
		中春日保育園	529-5356	中春日町14番13号

開所(園)時間 (延長は除く)	延 長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜 共同	定 員 (2号・3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:00	7:30～15:30				70	3歳～就学前	(学)ひまわり学園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				80	0歳～就学前	(福)小中島保育園
7:00～18:00	～19:00	9:00～17:00				130	0歳～就学前	(福)洗心保育園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				90	0歳～就学前	(福)西浜会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				120	0歳～就学前	(福)慶円会
7:30～18:30	～19:15	8:30～16:30				110	0歳～就学前	(福)八潮会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				90	0歳～就学前	(福)龍華保育園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(福)和敦会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(福)明治福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				113	0歳～就学前	(学)上東学園
7:30～18:30		8:00～16:00				100	0歳～就学前	(学)大津学園
7:00～18:00	～19:00	9:00～17:00				165	0歳～就学前	(福)清流共生会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				40	0歳～就学前	(株)ハウスアイランド
7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:30	7:30～15:30				48	0歳～就学前	(一社)ほがらか園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(学)河野学園
7:30～18:30	～19:30	9:00～17:00				50	2歳～就学前	(学)大分カトリック学園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				108	0歳～就学前	(株)優和
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				79	0歳～就学前	(株)とりのす
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				40	0歳～就学前	(有)たけのこ保育園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00		○		110	0歳～就学前	(福)森友会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00			よいこの森 こども園 (本園)	40	1歳～就学前	(福)森友会
7:00～18:00	～19:00	8:00～17:00 (内8時間)		○		209	0歳～就学前	(福)大在福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00		○		138	0歳～就学前	(福)大在福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				90	0歳～就学前	(学)立山学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				195	0歳～就学前	(福)和光保育園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00		○		140	0歳～就学前	(学)立山学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		280	0歳～就学前	(福)寿光福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(福)萌葱の郷
7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:00	8:30～16:30				40	2歳～就学前	(学)大分カトリック学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		42	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	登園時より8時間		○		80	0歳～就学前	(福)同和園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				18	0歳～2歳	個人経営
7:00～18:00	～19:00	9:00～17:00			よいこのく にこども園	12	0歳～2歳	(有)存心会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				19	0歳～2歳	NPO法人スマイスセレソン
7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:30	7:30～15:30				19	0歳～2歳	(株)キッズクラブ
7:00～18:00	～19:00	8:15～16:15				18	0歳～2歳	(株)コープキッズおおい

地区 公民館	認定 こども園	施設名	電話番号	所在地
小規模		ニチイキッズ西大分 保育園	554-4381	王子西町13-12 プロスパービル1階
		わくわくの森 保育園	586-0909	大字野田323番地 5
		た か じ ょ う え ん 。	558-8873	新貝 7 番31号
		ゆ め の ね 保育園	511-6724	大字横田46番地の 4
		み ど り 第 二 保育所	535-8661	大字森字浦門268番地
		キッドワールド"サード" 保育園	554-8500	大字片島字下津留439番地の 1
		シ ャ イ ン キ ッ ズ	578-7830	大在浜 1 丁目 8 番32号
		夢 の く に 保育園	529-7593	王ノ瀬 2 - 2 - 3
		ナ ー サ リ ー ロ ペ	560-5088	下郡中央 3 丁目 8 番24号
		へ つ ぎ 保育園	574-8673	中戸次5620番地
		や ま ば と 夢 保育園	080-5790-5396	大字下判田字馬場原3505- 3
保育ママ		な な い ろ 保育室	090-7927-2257	金池町
		ち ゅ う り っ ぷ 保育室	070-4696-8792	金池町
		マ ミ ー 保育室	090-7453-9976	大道町
		ま る も 保育室	546-6768	古国府
		0 1 2 保育室	554-5021	畑中
		青 空 保育室	527-6088	乙津町
		な か よ し 保育室	523-5812	森
事業所内		大 道 に じ い ろ 保育園	511-3302	大道町 3 丁目 2 番 8 号
		湯 屋 す く す く 館	548-7761	大字横瀬1050番地
		大分どんぐりのもり 保育園	503-1363	原新町17-26
		オアシスにじいろ 保育園	527-3020	東鶴崎 3 丁目 1 番 7 号

※認定こども園（幼稚園と保育所の機能をあわせもち、幼児教育と保育を一体的に行うとともに、地域
○延長保育・休日保育・一時預かりについては各施設に直接お申し込みください。

○土曜日の保育・延長保育・休日保育・一時預かりの利用できる年齢や保育時間については、各施設に
「土曜共同」は、該当施設から依頼を受けて、土曜日共同保育を実施している施設です。該当施設に
詳細は直接、各施設にお確かめください。

(2) 児童養護施設

保護者のない児童（乳児を除く）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所さ

施設名	定員	設置主体	所在地
森 の 木	30	(福) 大 分 県 福 祉 会	中尾457- 1
小 百 合 ホ ー ム	28	(福) 小 百 合 愛 児 園	城原2600-10

開所(園)時間 (延長は除く)	延 長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜 共同	定 員 (2号・3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:30～18:30	～19:30	8:30～16:30				19	0歳～2歳	(株)ニチイ学館
7:00～18:00	～19:00	9:00～17:00				19	0歳～2歳	(学)道徳学園
7:30～18:30	～19:30	8:00～16:00				18	0歳～2歳	にこにこ高城園合同会社
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				18	0歳～2歳	合同会社 夢の根
7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:00	8:00～16:00				19	0歳～2歳	(学)大津学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				18	0歳～2歳	(福)藤本愛育会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				19	0歳～2歳	(医)秀恵会
7:00～18:00	～19:00	9:00～17:00				19	0歳～2歳	(一社)夢のくに保育園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00			テスの木	18	0歳～2歳	(株)TOMORROW COMPANY
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				18	0歳～2歳	(福)萌葱の郷
7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:00	8:00～16:00				19	0歳～2歳	(学)三信学園
8:00～16:00	～18:00	8:00～16:00				5	0歳～2歳	個人経営
7:00～18:00		8:00～16:00				5	0歳～2歳	個人経営
8:00～16:00	～18:00	8:00～16:00				3	0歳～2歳	個人経営
8:00～16:00	～18:00	8:00～16:00				3	0歳～2歳	個人経営
8:00～16:00	7:00～8:00 16:00～17:00	8:00～16:00				3	0歳～2歳	個人経営
8:00～16:00		8:00～16:00				3	0歳～2歳	個人経営
8:00～16:00	7:00～8:00 16:00～17:00	8:00～16:00				5	0歳～2歳	個人経営
7:30～18:30	～19:30	8:00～16:00				18	0歳～2歳	(株)ライフステージ大分
7:00～18:00	6:00～7:00 18:00～20:00	8:00～16:00	祝日 のみ			30	0歳～2歳	(福)新樹会
7:30～18:30	6:30～7:30 18:30～19:30	8:30～16:30				7	0歳～2歳	日本製鉄㈱九州製鉄所大分地区
7:30～18:30	～19:30	9:00～17:00				7	0歳～2歳	(医)善昭会

の子育て支援も行う施設です。)

よって異なります。

については、土曜日のみ、実施施設でのお預かりとなります。

せて、これを養護し、あわせて退所した者に対する援助を行う。

設置年月日	電話番号
H17. 9. 1	549-3508
S23. 6. 30	592-0044

(3) 障害児通所支援関係施設

心身に障がいを持つ児童に対して生活能力の向上や、集団生活への適応、社会との交流促進等の療育訓練を行います。（令和6年4月1日現在）

障害児通所支援事業所（施設）	
種 類	大分市内事業所（施設）数
児童発達支援	80ヶ所
医療型児童発達支援	0ヶ所
放課後等デイサービス	138ヶ所
居宅訪問型児童発達支援	2ヶ所
保育所等訪問支援	30ヶ所

(4) 福祉型障がい児入所施設

障がいのある児童のための入所施設で、児童の保護や日常生活の指導、知識技能の付与等を行います。

名 称	所 在 地	電話番号
清明あけぼの学園	東大道2-3-3	546-3771
大分県糸口学園	宇佐市猿渡1030-1	0978-32-0675
木埋学園	由布市庄内町西長宝1426-2	582-1212

(5) 医療型障がい児入所施設

障がいのある児童のための入所施設で、児童の保護や日常生活の指導、知識技能の付与や治療を行います。

名 称	所 在 地	電話番号
別府整肢園	別府市大字鶴見4075番地の10	0977-22-4185
めじろ園	別府市大字鶴見4075番地の10	0977-22-4185
つくし園	中津市三光森山823-2	0979-43-6181
恵の聖母の家	臼杵市野津町都原3601-2	0974-32-7770

(6) 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童を入所させ自立を支援する。

＜問い合わせ先：中央児童相談所城崎分室 579-6650＞

施 設 名	定員	設 置 主 体	所 在 地	設置認可 年 月 日	電話番号
二 豊 学 園	22人	大 分 県	端登5番地	S23.1.1	596-1144

(7) 乳 児 院

乳幼児（おおむね2才未満児）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について援助を行う。

＜問い合わせ先：中央児童相談所城崎分室 579－6650＞

施 設 名	定員	設 置 主 体	所 在 地	設置認可 年 月 日	電話番号
乳幼児総合支援 センター栄光園	15人	(福) 栄 光 園	別府市南荘園町3組	S27. 4. 1	0977－ 21－8085

(8) 児童心理治療施設

様々な環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所または通所させ、必要な心理に関する治療や生活指導を行う。

＜問い合わせ先：中央児童相談所城崎分室 579－6650＞

施 設 名	定員	設 置 主 体	所 在 地	設置認可 年 月 日	電話番号
愛育学園はばたき	30人	(福) 藤 本 愛 育 会	芳河原台11番29号	H27. 4. 1	578－7755

(9) 母子生活支援施設

母子家庭又はこれに準ずる家庭で、児童の福祉に欠けるところがあると認められたときは、その母と子を母子生活支援施設に一時期入所させ、生活の安定と自立を図る。

＜子育て支援課…入所手続＞

施 設 名	定員	設 置 主 体	設置認可 年 月 日	電話番号
しらゆりハイツ	40世帯	大 分 市	S29. 6. 30	545－9502

(10) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦に助産を受けさせる。

＜子育て支援課…入所手続＞

施 設 名	定員	設 置 主 体	所 在 地	設置認可 年 月 日
大分市医師会立 アルメイダ病院	5床	(一社) 大分市医師会	宮崎1509－2	S44. 6. 1

(※R2.3より休止)

(11) 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

施設名	定員	設置主体	所在地	設置認可年月日	電話番号
児童家庭支援センター「ゆずりは」	—	(福)大分県福祉会	顕徳町1-13-17 大分中央ホールディングスビル2階	H28.4.1	574-8525

(12) 児童厚生施設

児童に健全な遊びを与えてその健康を推進し、又は情操をゆたかにする。

施設名	定員	設置主体	所在地	設置認可年月日	電話番号
旭町児童館	自由来館 方式	大分市	旭町6番1号	S58.4.1	546-2316
ラウラ児童館	自由来館 方式	小百合愛児園	城原2600-1	H4.7.1	592-0994

(13) 児童育成クラブ・民間放課後児童クラブ

R5.4.1現在

	施設名	所在地	電話番号
1	明野東校区児童育成クラブ	明野東3丁目2-1 (校舎内)	511-9788
2	明野北校区児童育成クラブ	明野北4丁目10-1 (学校敷地内)	511-9128
3	明野西校区児童育成クラブ	明野南2丁目6-1 (校舎内)	558-5505
4	東大分校区児童育成クラブ	萩原1丁目10-7 (旧東大分幼稚園)	560-8677
5	津留校区児童育成クラブ	東津留1丁目4-1 (校舎内)	552-8346
6	舞鶴校区児童育成クラブ	西浜2-1 (校舎内)	556-4110
7	滝尾校区児童育成クラブ	羽田515番地 (学校敷地内)	567-4232
8	金池校区児童育成クラブ	金池町3丁目1-90 (校舎内)	536-6285
9	春日町校区児童育成クラブ	西春日町1-48 (校舎内)	533-2007
10	大道校区児童育成クラブ	大道町2丁目9-57 (校舎内)	545-7220
11	城南校区児童育成クラブ	永興2丁目5-25 (校舎内)	546-7662
12	敷戸校区児童育成クラブ	敷戸北町12-1 (校舎内)	569-1194
13	東植田校区児童育成クラブ	田尻499番地の1 (校舎内)	542-2299
14	植田校区児童育成クラブ	木ノ上433-1 (学校敷地内)	541-4677
15	横瀬西校区児童育成クラブ	横瀬2469 (校舎内)	542-0460
16	宗方校区児童育成クラブ	松が丘1丁目24番1号 (校舎内)	542-5601
17	豊府校区児童育成クラブ	上田町3-4-1 (学校敷地内)	545-3114
18	寒田校区児童育成クラブ	寒田684-4 (校舎内)	568-0660
19	西の台校区児童育成クラブ	にじが丘3丁目1717-1 (学校敷地内)	546-7022
20	大在校区児童育成クラブ	横田1丁目15-58 (校舎内)	592-2663
21	駕野校区児童育成クラブ	駕野108-1 (学校敷地内)	578-6985
22	三佐校区児童育成クラブ	三佐5丁目6-35 (旧三佐幼稚園)	522-2741
23	判田校区児童育成クラブ	判田台東1-2-1 (旧判田幼稚園)	597-1481

	施 設 名	所 在 地	電話番号
24	鶴 崎校区児童育成クラブ	南鶴崎 3 丁目 3 - 1 (校舎内)	5 2 1 - 4 5 1 2
25	荏 隈校区児童育成クラブ	荏隈1380番地 (学校敷地内)	5 4 9 - 7 7 1 1
26	明 治校区児童育成クラブ	猪野74番地 (学校敷地内)	5 2 0 - 5 6 5 5
27	南大分校区児童育成クラブ	二又町 2 丁目 4 - 1 (校舎内)	5 4 4 - 1 8 1 9
28	下 郡校区児童育成クラブ	下郡北 3 丁目17-23 (学校敷地内)	5 6 8 - 5 1 0 1
29	横 瀬校区児童育成クラブ	横瀬1109番地の 1 (校舎内)	5 4 1 - 7 2 3 9
30	戸 次校区児童育成クラブ	中戸次4280番地 (校舎内)	5 7 9 - 6 1 4 4
31	田 尻校区児童育成クラブ	田尻1250番地 (学校敷地内)	5 4 2 - 5 1 2 3
32	桃 園校区児童育成クラブ	山津町 2 丁目 7 - 1 (校舎内)	5 5 6 - 2 4 0 0
33	吉 野校区児童育成クラブ	辻654番地 (学校敷地内)	5 9 5 - 1 0 6 0
34	坂ノ市校区児童育成クラブ	坂ノ市中央 5 丁目 8 - 1 (学校敷地内)	5 9 2 - 0 5 8 1
35	長 浜校区児童育成クラブ	長浜町 2 丁目 6 - 25 (学校敷地内)	5 3 7 - 8 8 1 1
36	賀 来校区児童育成クラブ	賀来68- 2 (学校敷地内)	5 4 9 - 2 3 6 5
37	別 保校区児童育成クラブ	森町963- 1 (学校敷地内)	5 2 3 - 1 9 2 2
38	高 田校区児童育成クラブ	下徳丸38- 2 (学校敷地内)	5 2 3 - 1 4 0 1
39	日 岡校区児童育成クラブ	日岡 2 丁目 2 - 1 (校舎内)	5 5 6 - 7 6 8 8
40	森 岡校区児童育成クラブ	曲1041- 2 (学校敷地内)	5 6 8 - 6 4 6 6
41	八 幡校区児童育成クラブ	生石82- 1 (旧八幡幼稚園)	5 3 2 - 1 3 4 1
42	小佐井校区児童育成クラブ	小佐井 3 丁目 1 - 18 (学校敷地内)	5 9 2 - 8 2 0 2
43	明治北校区児童育成クラブ	小池原428- 1 (学校敷地内)	5 2 3 - 5 3 7 0
44	大在西校区児童育成クラブ	角子原 1 丁目 4 - 41 (学校敷地内)	5 2 3 - 5 9 2 9
45	松 岡校区児童育成クラブ	松岡5047番地 (学校敷地内)	5 2 0 - 2 7 9 0
46	こうざき校区児童育成クラブ	本神崎945- 2 (学校敷地内)	5 7 6 - 1 1 1 2
47	佐賀関校区児童育成クラブ	佐賀関1104番地 (校舎内)	5 7 5 - 3 9 1 1
48	丹 生校区児童育成クラブ	佐野2662 (旧丹生幼稚園)	5 9 3 - 4 1 1 5
49	川 添校区児童育成クラブ	宮河内4566番地 (校舎内)	5 2 8 - 1 7 7 3
50	神 崎校区児童育成クラブ	田ノ浦 2 組 (学校近隣の空き店舗)	5 3 6 - 6 2 0 8
51	碩田学園児童育成クラブ	碩田町 2 丁目 5 - 60 (校舎内)	5 7 6 - 8 8 5 5
52	上戸次校区児童育成クラブ	端登1792番地 (校舎内)	5 9 6 - 1 3 3 0
53	竹 中校区児童育成クラブ	竹中2821- 1 (校舎内)	5 9 7 - 4 1 5 5
54	野津原校区児童育成クラブ	野津原1774- 1 (学校敷地内)	5 8 8 - 1 8 7 2
55	大在東校区児童育成クラブ	大在浜 2 丁目18- 1 (校舎内)	5 6 0 - 1 4 5 3
56	大在すばる児童クラブ	横田 1 丁目14-38 (大在こども園内)	5 9 2 - 0 1 6 1
57	コープ学童クラブほうふ	上田町 3 - 2 -15 グランモールきたじま 1 階	5 2 9 - 9 1 0 0
58	南大分校区 ぽてとクラブ	三ヶ田町 2 - 4 -14 秦ビル 2 階	5 2 9 - 6 3 0 0
59	あ お い 児 童 ク ラ ブ	横尾3766- 1 (たかおこども園分園内)	5 2 0 - 3 0 4 8
60	シルバー人材センター児童育成クラブ	金池町 3 丁目 2 - 3 (シルバー人材センター内)	5 8 5 - 5 5 4 5
61	滝尾保育園滝尾児童クラブ	羽田456番地 (滝尾保育園内)	5 6 9 - 3 3 8 4
62	コープ学童クラブしもごおり	下郡中央 2 - 1 -21- 1	5 4 7 - 8 2 4 5
63	春日町校区 ぽてとクラブ	西春日町 5 -15	0 8 0 - 9 2 4 6 - 8 0 7 3
64	放課後児童クラブマジカルプレイス	大道町 3 丁目 1 - 3 シティパル大分駅南 2 F	5 4 5 - 5 7 5 7
65	コープ学童クラブまつおか	松岡5182	5 4 7 - 8 0 7 5
66	慶 光 児 童 ク ラ ブ	森1218- 1	5 4 7 - 8 1 1 5
67	ス マ イ ル ク ラ ブ	久原中央 2 - 8 -16	5 9 2 - 1 1 4 3
68	小佐井かるがも児童クラブ	小佐井 2 - 3 -41	0 8 0 - 5 7 9 4 - 1 5 6 3
69	マ リ ア 学 童 ク ラ ブ	城原2600- 1	5 9 2 - 0 0 4 4
70	学童クラブふたばっこ	広瀬町 1 - 1 -52	5 4 3 - 5 6 1 1
71	高田のぞみ学童クラブ	常行266番地の 1	5 0 3 - 5 3 1 5

(14) 大分市こどもルーム

施 設 名	住 所	電話番号
府 内 こ ど も ル ー ム	荷揚町 3 番45号	532-7918
中 央 こ ど も ル ー ム	金池南 1 丁目 5 番 1 号	576-8243
大 分 南 部 こ ど も ル ー ム	曲1113番地	567-4145
明 治 明 野 こ ど も ル ー ム	明野北 4 丁目 7 番 8 号	552-1038
原 新 町 こ ど も ル ー ム	原新町 1 番31号	551-2611
鶴 崎 こ ど も ル ー ム	東鶴崎 1 丁目 2 番 3 号	527-2158
大 南 こ ど も ル ー ム	中戸次5115番地の 1	574-7792
植 田 こ ど も ル ー ム	玉沢743番地の 2	541-1291
大 在 こ ど も ル ー ム	政所 1 丁目 4 番 3 号	574-7682
坂 ノ 市 こ ど も ル ー ム	坂ノ市南 3 丁目 5 番33号	593-1751
佐 賀 関 こ ど も ル ー ム	佐賀関1407番地の27	575-1140

(15) 大分市子育てファミリー・サポート・センター

住 所	電話番号
金池南 1 丁目 5 番 1 号	576-8246

5 大分市総合社会福祉保健センター

◆所在地 大分市金池南一丁目5番1号 J:COMホルトホール大分

◆人権啓発センター（愛称：ヒューレおおいた）（1階）

人権啓発センター（ヒューレおおいた）は、基本的人権尊重の精神に基づき、同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて人権教育・啓発の推進及び人権に関する情報の収集・提供や市民の交流を図るとともに、相談・支援業務を行うことにより、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現に寄与することを目的としています。



「教育・啓発」、「交流・連携」、「情報収集・提供」、「相談・支援」の4つの事業を柱とする中、施設の利便性や特性を生かし、各種団体・学校等の団体受入による人権・同和問題学習の支援や人権パネルの展示、人権相談等、より市民に密着した啓発活動を行っています。

◆子育て交流センター（2階）

中央こどもルームは、木の温もりに包まれ、子どもたちがのびのびと遊び、親子の交流もできる遊び場に、ランチルームや授乳室等を備え、親子で楽しめる季節の行事やイベントなども開催しています。



また、子どもが自ら育ち、親自身も育つための、子育て相談や子育て情報の入手、子育ての応援などの機能も備えることにより、本市における子育て支援の拠点として、中核的な機能を果たしています。さらに、他のこどもルームや地域で行われている子育て支援活動との連携を図ることにより、市内全域の子育て支援の充実強化に繋がっています。

- (1) 中央こどもルーム (2) 地域子育て支援室 (3) 子育てファミリー・サポート・センター
- (4) にこにこルーム

◆ひとり親家庭支援プラザ（3階）

ひとり親（母子・寡婦・父子）家庭に対し、就労支援として、資格取得のための講習会等を実施しています。また、就労情報の提供も行っています。

なお、土曜日には、母子・父子自立支援員による、児童の養育や経済面などひとり親等の生活相談もお受けしています。

◆健康プラザ

○キッチンスタジオ（1階）

キッチンスタジオは、IH仕様の調理台を7台設置した調理実習室で、試食エリアを併設し、調理実習と研修を兼ねた講習会の利用にも適しています。身障者の方にも使用しやすい調理台を2台備えています。この調理台は昇降式になっており、子どもたちの使用の際にも調節できます。通路側は広いガラス張りになっており明るく、利用者が楽しく調理実習する様子もうかがう事ができ、開放感のあるキッチンスタジオです。親子料理教室や若い世代や働く世代にも利用できるよう開催日や開催時間に配慮した講習会も行っています。また、トレーニングルームと連動し健康づくりのための運動と食生活の改善を目的とした講座も開催しています。



○トレーニングルーム・ヘルスアップルーム（1階）



- ・トレーニングルーム 高齢者や女性、障がい者にも配慮したシャワールームを完備し、フィットネス器具をそろえており、どなたでも、自分のペースで健康づくりができます。希望者には、専門のトレーナーが個別にトレーニングプランを作成する等、アドバイスいたします。
- ・ヘルスアップルーム エアロビやダンス等、各種運動ができるスタジオです。子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に合わせて、楽しく運動できる教室を開催しています。また、一般の方も、1時間単位で貸館としてご利用いただけます。

◆大分市桜ヶ丘保育所（1階）

就労形態の多様化による様々な保育ニーズ（延長保育、一時預かり、休日保育等）に対応するとともに、施設は南東向きで日当たりも良く、園庭は子どもたちが裸足で走り回れる芝生や大型遊具を完備しています。

また、子育て交流センターの各機能と緊密な連携を行い、地域の子育て支援拠点としての保育所の役割を担っています。



◆シニア交流プラザ（3階）

高齢者が気軽に交流できる場を提供することにより、高齢者の囲碁や将棋などの余暇活動の支援を行い、心身の健康の増進を図る施設です。広さ40畳の和室で、落ち着いた雰囲気の開放的な空間となっています。



◆障がい者福祉センター（3階）

障がい者福祉センターは、障がい者の交流を促進し、障がい者の自立及び社会参加を図ることを目的としています。日常生活に必要な福祉用具の展示、相談業務を行う福祉用具展示相談室、運動機能の維持を図ることを目的とした機能回復訓練室やウォーキングプールなどの施設を配置し、障がい者向けの総合的支援を行う施設として運営しています。

- | | | |
|-------------------|-----------------|-----------------|
| (1) 障がい者福祉用具展示相談室 | (2) 障がい者機能回復訓練室 | (3) 障がい者福祉用具体験室 |
| (4) ウォーキングプール | (5) 障がい者交流室 | (6) 作品展示コーナー |
| (7) 文化教室（技能習得室） | | |

◆点字文庫「むくどり文庫」（3階）

目の不自由な方の求めに応じて、点字図書の貸出やプライベートサービス（代読・代筆・辞書引き等）を行います。

◆福祉関係団体事務室（4階）

社会福祉に関する団体の事務局が設置され、さまざまな活動を行っています。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 大分市老人クラブ連合会 | (2) 大分市民生委員児童委員協議会 |
| (3) 大分市社会福祉協議会保育部会 | (4) 大分市身体障害者福祉協議会連合会 |
| (5) 大分市遺族会連合会 | |

第 2 章 大 分 市 の 保 健

- 1 人 口 動 態
- 2 母 子 保 健
- 3 歯 科 保 健
- 4 健 康 づ く り
- 5 栄 養 改 善
- 6 精 神 保 健
- 7 難 病 対 策
- 8 感 染 症 対 策
- 9 看護学生、管理栄養士の実習指導
- 10 生 活 衛 生
- 11 墓 地 管 理
- 12 狂 犬 病 予 防
- 13 動 物 愛 護 管 理
- 14 食 品 衛 生
- 15 試 験 ・ 検 査
- 16 医 務 ・ 薬 事 ・ 免 許
- 17 救 急 医 療 体 制
- 18 各 種 協 議 会 等
- 19 大分市保健所調査研究実施状況
- 20 大 分 市 保 健 所 の 概 要

1 人 口 動 態

(1) 人口等の状況

① 人口等の推移

年 次	人 口			世 帯 数	一世帯当たり 人 員	人 口 密 度
	総 数	男	女			
昭和10	144,644	70,803	73,841	26,658	5.4	418
15	146,425	71,021	75,404	27,675	5.3	424
25	186,134	90,580	95,554	36,202	5.1	538
30	200,204	97,779	102,425	39,783	5.0	579
35	207,151	99,535	107,616	46,221	4.5	599
40	226,417	108,180	118,237	55,896	4.0	655
45	260,584	125,145	135,439	71,131	3.7	736
50	320,237	156,548	163,689	94,725	3.4	903
55	360,478	175,971	184,507	117,173	3.1	1,010
60	390,096	189,987	200,109	129,105	3.0	1,087
平成 2	408,501	198,774	209,727	142,170	2.9	1,135
7	426,979	207,662	219,317	158,310	2.7	1,184
12	436,470	210,986	225,484	168,098	2.6	1,210
17	462,317	221,539	240,778	183,458	2.5	922
22	471,865	226,406	245,459	198,686	2.4	941
27	478,151	229,313	248,838	211,037	2.3	952
令和元	477,701	229,762	247,939	211,685	2.3	951
2	477,400	229,639	247,761	214,049	2.2	951
3	474,926	228,238	246,688	215,405	2.2	945
4	474,323	227,949	246,374	213,631	2.2	944
5	472,606	227,222	245,384	215,315	2.2	941

(国勢調査 平成12年以前の数値に、佐賀関・野津原地区は含まない。平成22～令和 5 年は10月 1 日現在大分県の人口推計)

② 男女別・年齢別人口

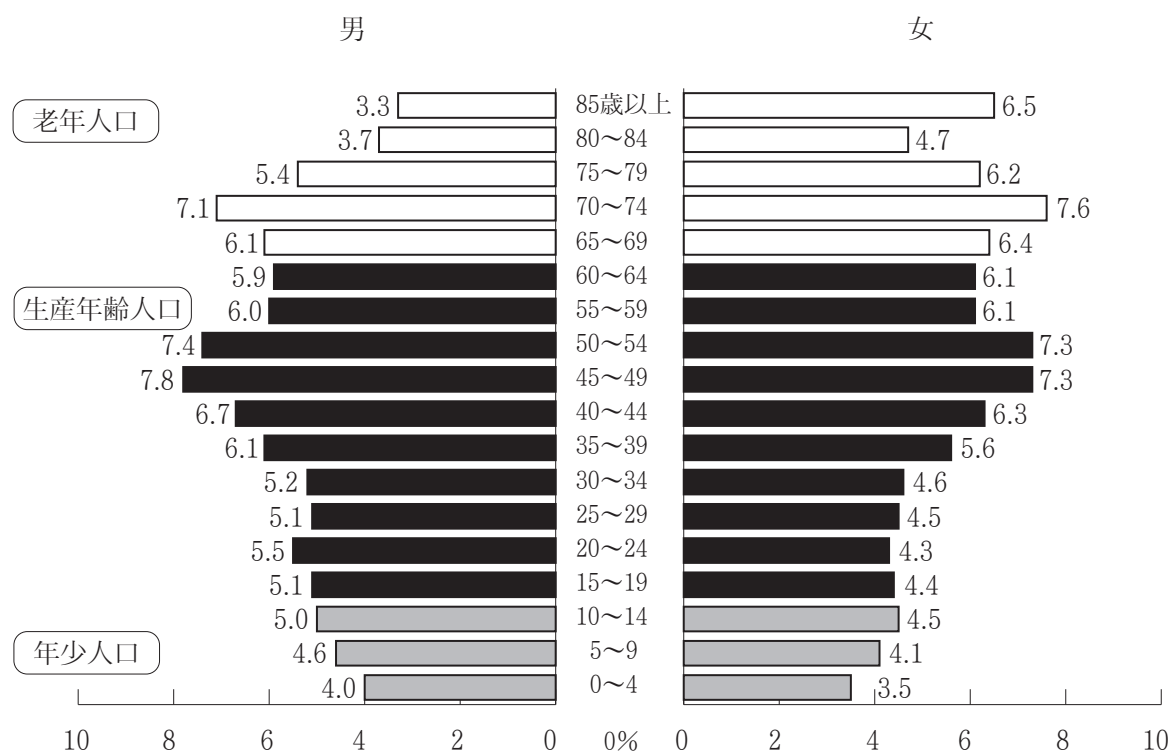
(令和 5 年10月 1 日現在、大分県の人口推計)

年 齢	総 数	男	女	年 齢	総 数	男	女
総 数	472,606	227,222	245,384	55～59	28,556	13,549	15,007
0～4	17,702	9,063	8,639	60～64	28,271	13,366	14,905
5～9	20,729	10,550	10,179	65～69	29,631	13,825	15,806
10～14	22,219	11,271	10,948	70～74	34,871	16,189	18,682
15～19	22,270	11,516	10,754	75～79	27,650	12,368	15,282
20～24	22,874	12,422	10,452	80～84	20,140	8,507	11,633
25～29	22,738	11,674	11,064	85～89	13,377	4,804	8,573
30～34	23,123	11,723	11,400	90～94	7,365	2,216	5,149
35～39	27,412	13,759	13,653	95～99	2,262	448	1,814
40～44	30,575	15,202	15,373	100～	415	41	374
45～49	35,704	17,812	17,892				
50～54	34,722	16,917	17,805				

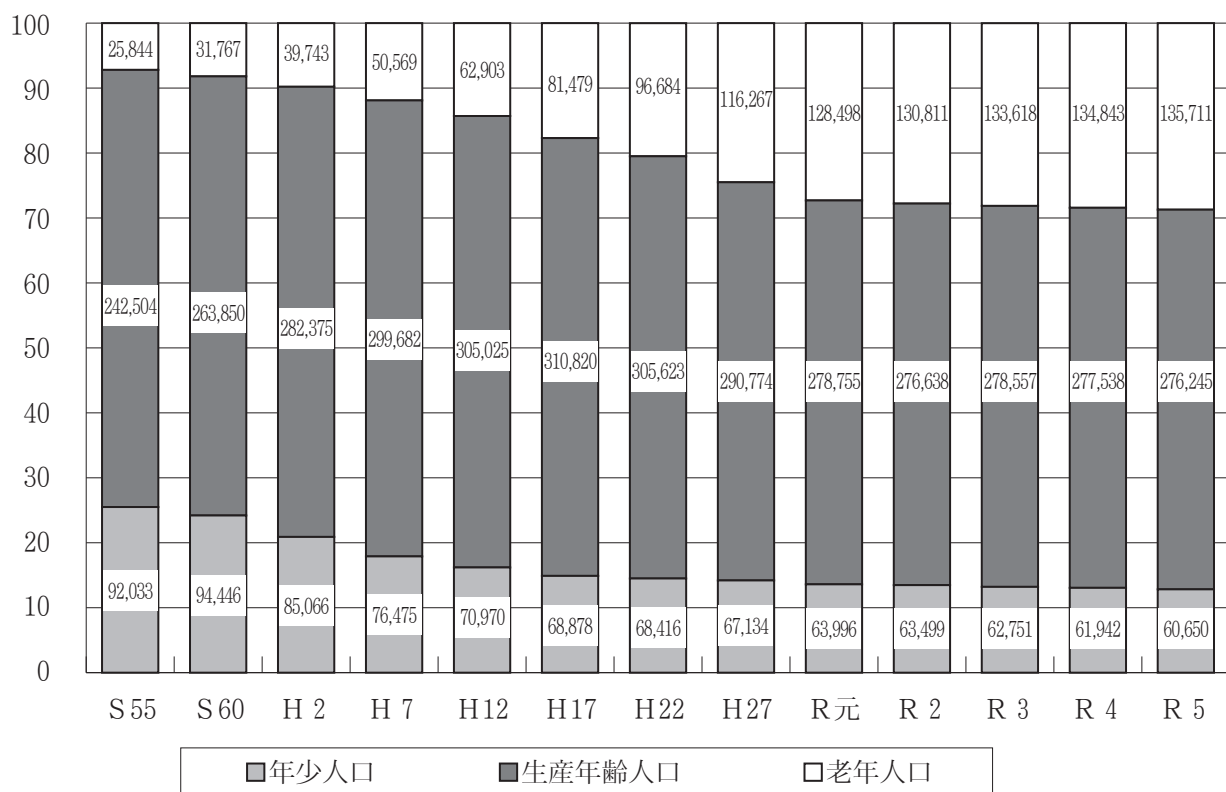
③ 年齢3区分別人口(再掲)

区 分	年 少 人 口		生 産 年 齢 人 口		老 年 人 口	
	0～14歳	構 成 比	15～64歳	構 成 比	65歳以上	構 成 比
計	60,650	12.83%	276,245	58.45%	135,711	28.72%

大分市の人口ピラミッド（令和5年10月1日現在）



大分市の年齢3区分別人口割合の推移
(%)



(2) 人口動態統計

	年 次	人 口	出 生 数	合 計 特 殊 出 生 率	死 亡 数	自然増減数	乳児死亡数	新生児死亡数
			実数 (人口 千対)		実数 (人口 千対)	実数 (人口 千対)	実数 (出生 千対)	実数 (出生 千対)
大 分 市	29	476,387	4,135 8.7	1.58	4,470 9.4	△ 335 △ 0.7	11 2.7	4 1.0
	30	475,963	3,994 8.4	1.57	4,406 9.3	△ 412 △ 0.9	6 1.5	2 0.5
	R 元	475,551	3,811 8.0	1.54	4,578 9.6	△ 767 △ 1.6	5 1.3	3 0.8
	R 2	472,294	3,737 7.9	1.54	4,347 9.2	△ 610 △ 1.3	6 1.6	3 0.8
	R 3	473,392	3,695 7.8	1.52	4,710 9.9	△ 1,015 △ 2.1	8 2.2	5 1.4
	R 4	470,553	3,504 7.4	1.47	5,178 11.0	△ 1,674 △ 3.6	3 0.9	0 0.0
大 分 県	29	1,142,000	8,658 7.6	1.62	14,398 12.6	△ 5,740 △ 5.0	19 2.2	8 0.9
	30	1,132,000	8,200 7.2	1.59	14,492 12.8	△ 6,292 △ 5.6	13 1.6	3 0.4
	R 元	1,123,000	7,624 6.8	1.53	14,614 13.0	△ 6,990 △ 6.2	10 1.3	6 0.8
	R 2	1,111,592	7,582 6.8	1.55	14,444 13.0	△ 6,862 △ 6.2	13 1.7	7 0.9
	R 3	1,102,000	7,327 6.6	1.54	15,104 13.7	△ 7,777 △ 7.1	13 1.8	8 1.1
	R 4	1,092,000	6,798 6.2	1.49	16,266 14.9	△ 9,468 △ 8.7	10 1.5	3 0.4
全 国	29	124,648,471	<u>946,146</u> 7.6	1.43	<u>1,340,567</u> 10.8	<u>△ 394,421</u> △ 3.2	<u>1,762</u> 1.9	<u>833</u> 0.9
	30	124,218,285	918,400 7.4	1.42	1,362,470 11.0	△ 444,070 △ 3.6	1,748 1.9	801 0.9
	R 元	123,731,176	865,239 7.0	1.36	1,381,093 11.2	△ 515,854 △ 4.2	1,654 1.9	755 0.9
	R 2	123,398,962	840,835 6.8	1.33	1,372,755 11.1	△ 531,920 △ 4.3	1,512 1.8	704 0.8
	R 3	122,780,487	811,622 6.6	1.30	1,439,856 11.7	△ 628,234 △ 5.1	1,399 1.7	658 0.8
	R 4	122,030,523	770,759 6.3	1.26	1,569,050 12.9	△ 798,291 △ 6.5	1,356 1.8	609 0.8

※資料：厚生労働省「人口動態統計」人口は各年10月1日現在日本人人口。
市の合計特殊出生率は、大分市保健所保健総務課で算出。死産率は年間出産数（出生数＋死産数）千対。周産期死亡数は、早期新生児死亡数（生後1週未満の死亡）＋妊娠満22週（154日）以後の死産数。周産期死亡率は、年間出産数（出生数＋妊娠満22週以後の死産数）千対。
※平成16・18・21～29年の都道府県からの報告漏れ（平成31年3月29日公表）による再集計を行ったことにより、下線が引かれた数値について修正した。

死 産 数			周 産 期 死 亡 数			婚 姻	離 婚
総 数 実数（ 出産 千対 ）	自 然 実数（ 出産 千対 ）	人 工 実数（ 出産 千対 ）	総 数 実数（ 出産 千対 ）	妊娠満22週 以後の死産 実数（ 出産 千対 ）	早期新生児 実数（ 出生 千対 ）	実数（ 人口 千対 ）	実数（ 人口 千対 ）
73 17.3	28 6.7	45 10.7	12 2.9	9 2.2	3 0.7	2,403 5.0	932 1.96
99 24.2	43 10.5	56 13.7	17 4.2	15 3.7	2 0.5	2,307 4.9	858 1.80
96 24.6	44 11.3	52 13.3	13 3.4	12 3.1	1 0.3	2,389 5.0	904 1.90
75 19.7	43 11.3	32 8.4	19 5.1	17 4.5	2 0.5	2,138 4.5	870 1.84
67 17.8	27 7.2	40 10.6	17 4.6	12 3.2	5 1.3	2,088 4.4	797 1.68
65 18.2	34 9.5	31 8.7	11 3.1	11 3.1	0 0.0	2,050 4.4	777 1.65
196 22.1	86 9.7	110 12.4	33 3.8	27 3.1	6 0.7	<u>5,023</u> 4.4	1,943 1.70
200 23.8	85 10.1	115 13.7	25 3.0	22 2.7	3 0.4	4,804 4.2	1,931 1.71
193 24.7	92 11.8	101 12.9	30 3.9	26 3.4	4 0.5	4,954 4.4	1,944 1.73
159 20.5	91 11.8	68 8.8	36 4.7	30 3.9	6 0.8	4,406 4.0	1,889 1.70
141 18.9	65 8.7	76 10.2	28 3.8	20 2.7	8 1.1	4,118 3.7	1,736 1.58
142 20.5	74 10.7	68 9.8	26 3.8	23 3.4	3 0.4	4,037 3.7	1,635 1.50
<u>20,364</u> 21.1	<u>9,740</u> 10.1	<u>10,624</u> 11.0	<u>3,309</u> 3.5	2,683 2.8	<u>626</u> 0.7	<u>606,952</u> 4.9	<u>212,296</u> 1.70
19,614 20.9	9,252 9.9	10,362 11.0	2,999 3.3	2,385 2.6	614 0.7	586,481 4.7	208,333 1.68
19,454 22.0	8,997 10.2	10,457 11.8	2,955 3.4	2,377 2.7	578 0.7	599,007 4.8	208,496 1.69
17,278 20.1	8,188 9.5	9,090 10.6	2,664 3.2	2,112 2.5	552 0.7	525,507 4.3	193,253 1.57
16,277 19.7	8,082 9.8	8,195 9.9	2,741 3.4	2,235 2.7	506 0.6	501,138 4.1	184,384 1.50
15,179 19.3	7,391 9.4	7,788 9.9	2,527 3.3	2,061 2.7	466 0.6	504,930 4.1	179,099 1.47

(3) 出生の状況

※平成16・18・21～29年の都道府県からの報告漏れ（平成31年3月29日公表）
による再集計を行ったことにより、下線が引かれた数値について修正した。

① 出生数・率・年次推移

資料：厚生労働省「人口動態統計」（率は人口千対）

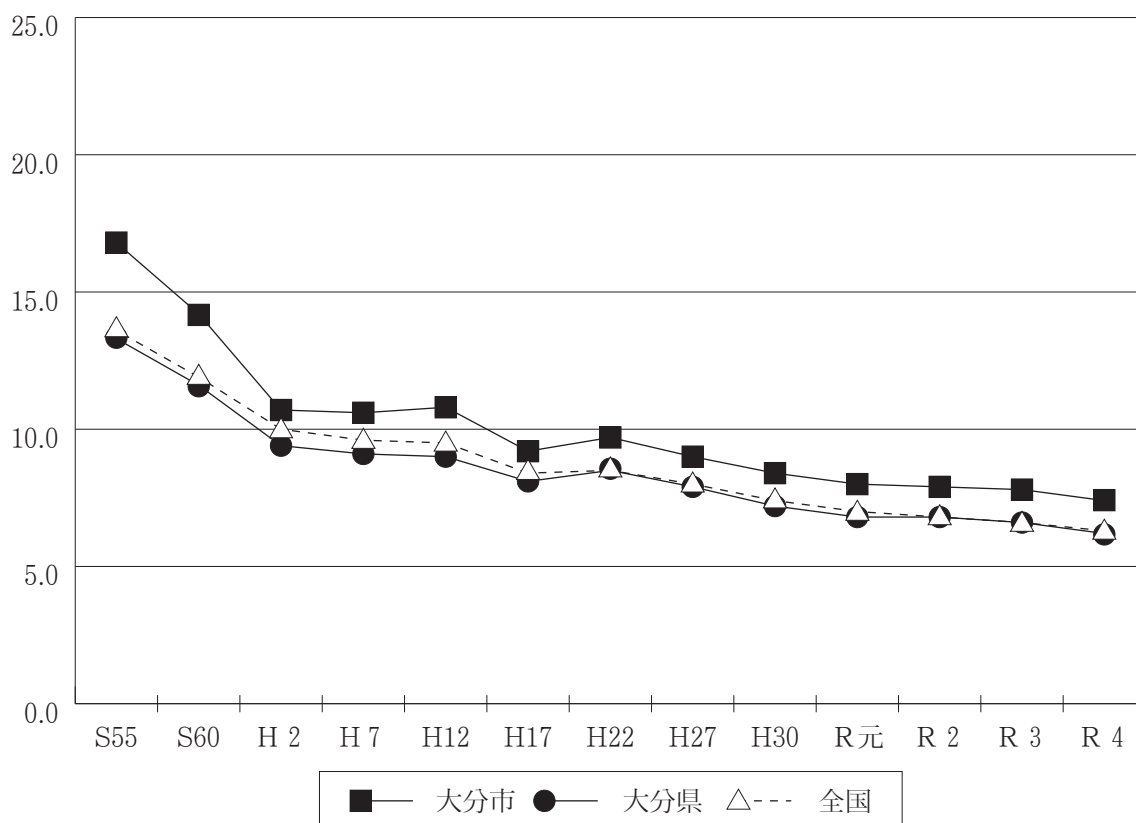
出生数の括弧内の数は低出生体重児の出生数。

出生率の括弧内の数は出生数中の低出生体重児の割合。

年 次	大 分 市		大 分 県		全 国	
	出 生 数	出 生 率	出 生 数	出 生 率	出 生 数	出 生 率
昭和55	6,017	16.8	16,296	13.3	1,576,889	13.6
60	5,516	14.2	14,420	11.6	1,431,577	11.9
平成 2	4,348	10.7	11,631	9.4	1,221,585	10.0
7	4,494	10.6	11,125	9.1	1,187,064	9.6
12	4,682	10.8	10,910	9.0	1,190,547	9.5
17	4,234	9.2	9,780	8.1	1,062,530	8.4
22	4,589	9.7	10,072	8.5	<u>1,071,305</u>	8.5
27	<u>4,281</u> (385)	<u>9.0</u> (9.0)	<u>9,113</u> (862)	<u>7.9</u> (9.5)	<u>1,005,721</u> (95,208)	<u>8.0</u> (9.5)
30	3,994 (366)	8.4 (9.2)	8,200 (787)	7.2 (9.6)	918,400 (86,269)	7.4 (9.4)
令和元	3,811 (376)	8.0 (9.9)	7,624 (767)	6.8 (10.1)	865,239 (81,462)	7.0 (9.4)
2	3,737 (339)	7.9 (9.1)	7,582 (724)	6.8 (9.5)	840,835 (77,539)	6.8 (9.2)
3	3,695 (335)	7.8 (9.1)	7,327 (720)	6.6 (9.8)	811,622 (76,060)	6.6 (9.4)
4	3,504 (274)	7.4 (7.8)	6,798 (594)	6.2 (8.7)	770,759 (72,587)	6.3 (9.4)

出生率の年次推移

出生率



(4) 死亡の状況

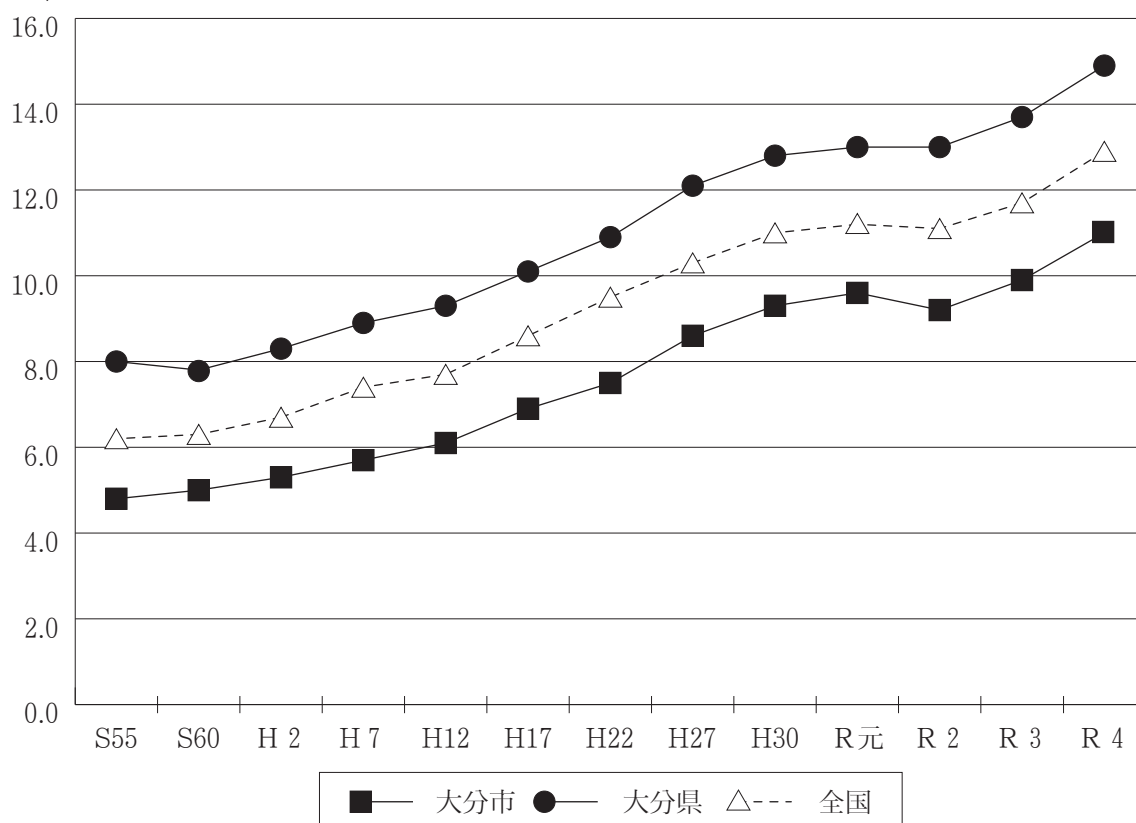
① 死亡数・率・年次推移

※平成16・18・21～29年の都道府県からの報告漏れ(平成31年3月29日公表)
 による再集計を行ったことにより、下線が引かれた数値について修正した。
 資料：厚生労働省「人口動態統計」(率は人口千対)

年 次	大 分 市		大 分 県		全 国	
	死 亡 数	死 亡 率	死 亡 数	死 亡 率	死 亡 数	死 亡 率
昭和55	1,741	4.8	9,744	8.0	722,801	6.2
60	1,952	5.0	9,736	7.8	752,283	6.3
平成 2	2,145	5.3	10,224	8.3	820,305	6.7
7	2,429	5.7	10,937	8.9	922,139	7.4
12	2,659	6.1	11,289	9.3	961,653	7.7
17	3,181	6.9	12,160	10.1	1,083,796	8.6
22	3,530	7.5	12,988	10.9	<u>1,197,014</u>	9.5
27	4,100	8.6	13,958	12.1	<u>1,290,510</u>	10.3
30	4,406	9.3	14,492	12.8	1,362,470	11.0
令和元	4,578	9.6	14,614	13.0	1,381,093	11.2
2	4,347	9.2	14,444	13.0	1,372,755	11.1
3	4,710	9.9	15,104	13.7	1,439,856	11.7
4	5,178	11.0	16,266	14.9	1,569,050	12.9

死亡率の年次推移

死亡率



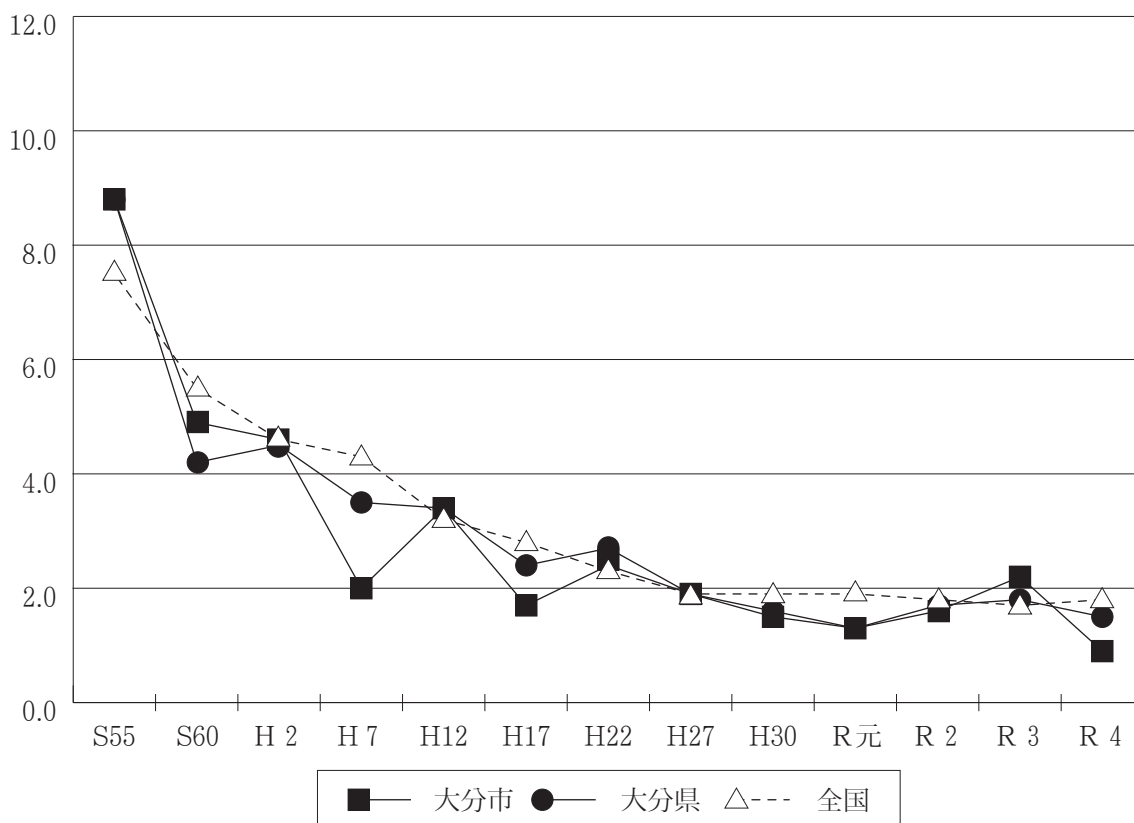
② 乳児死亡数・率・年次推移

資料：厚生労働省「人口動態統計」（率は出生千対）

年 次	大 分 市		大 分 県		全 国	
	死 亡 数	死 亡 率	死 亡 数	死 亡 率	死 亡 数	死 亡 率
昭和55	53	8.8	144	8.8	11,841	7.5
60	27	4.9	61	4.2	7,899	5.5
平成 2	20	4.6	52	4.5	5,616	4.6
7	9	2.0	39	3.5	5,054	4.3
12	16	3.4	37	3.4	3,830	3.2
17	7	1.7	23	2.4	2,958	2.8
22	11	2.4	27	2.7	2,450	2.3
27	8	1.9	17	1.9	1,916	1.9
30	6	1.5	13	1.6	1,748	1.9
令和元	5	1.3	10	1.3	1,654	1.9
2	6	1.6	13	1.7	1,512	1.8
3	8	2.2	13	1.8	1,399	1.7
4	3	0.9	10	1.5	1,356	1.8

乳児死亡率の年次推移

死亡率

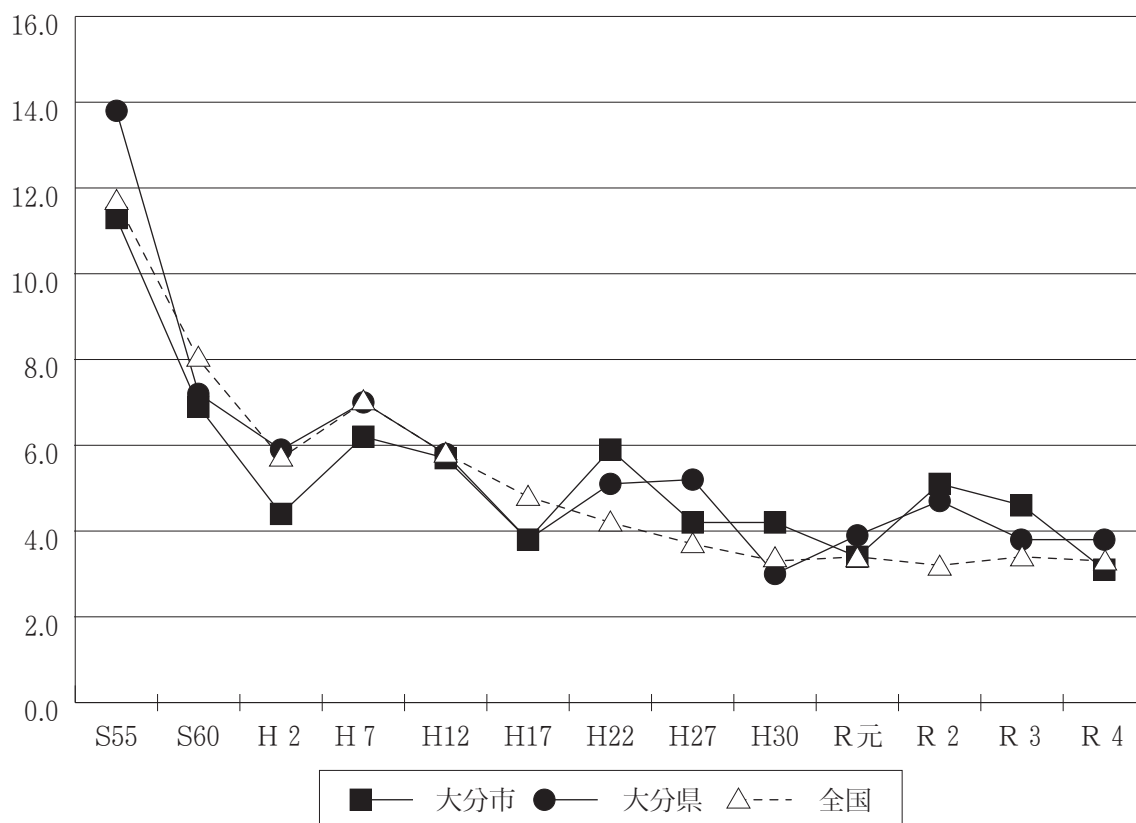


※平成16・18・21～29年の都道府県からの報告漏れ(平成31年3月29日公表)
 ③ 周産期死亡数・率・年次推移 による再集計を行ったことにより、下線が引かれた数値について修正した。
 資料：厚生労働省「人口動態統計」(率は出産千対)

年 次	大 分 市		大 分 県		全 国	
	死 亡 数	死 亡 率	死 亡 数	死 亡 率	死 亡 数	死 亡 率
昭和55	68	11.3	225	13.8	18,385	11.7
60	38	6.9	104	7.2	11,470	8.0
平成 2	19	4.4	69	5.9	7,001	5.7
7	29	6.2	78	7.0	8,412	7.0
12	27	5.7	64	5.8	6,881	5.8
17	16	3.8	37	3.8	5,149	4.8
22	27	5.9	52	5.1	4,515	4.2
27	18	4.2	48	5.2	<u>3,729</u>	3.7
30	17	4.2	25	3.0	2,999	3.3
令和元	13	3.4	30	3.9	2,955	3.4
2	19	5.1	36	4.7	2,664	3.2
3	17	4.6	28	3.8	2,741	3.4
4	11	3.1	26	3.8	2,527	3.3

周産期死亡率の年次推移

死亡率



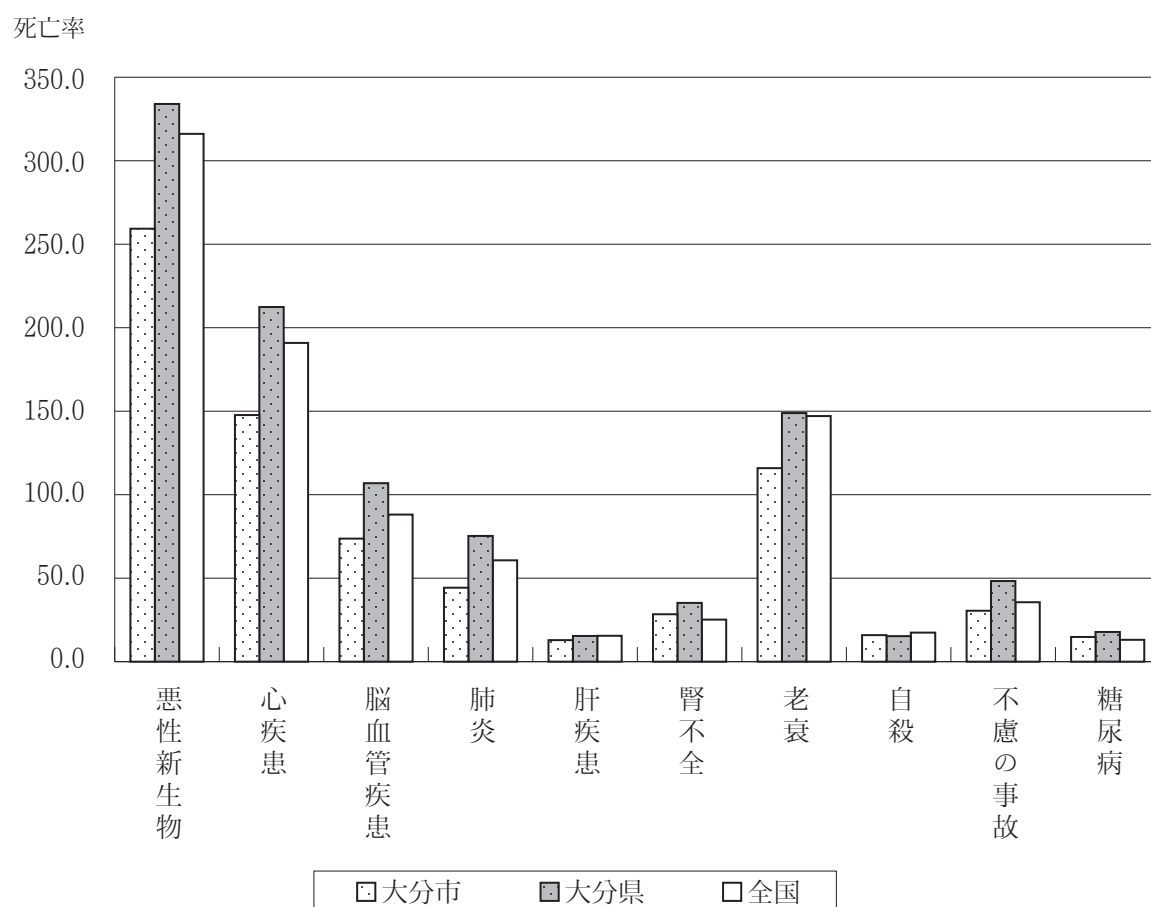
④ 主要死因別死亡数・率

資料：厚生労働省「人口動態統計」（率は人口10万対）

	年 次	総 数		悪性新生物		心 疾 患		脳血管疾患		肺 炎	
		実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率
大分市	平成30	4,406	926.8	1,191	250.5	604	127.1	321	67.5	282	59.3
	令和元	4,578	964.0	1,258	264.9	638	134.3	340	71.6	281	59.2
	2	4,347	920.4	1,252	265.1	622	131.7	333	70.5	206	43.6
	3	4,710	994.9	1,264	267.0	680	143.6	340	71.8	202	42.7
	4	5,178	1,097.0	1,224	259.3	697	147.7	348	73.7	209	44.3
大分県	平成30	14,492	1,280.2	3,663	323.6	2,204	194.7	1,176	103.9	1,050	92.8
	令和元	14,614	1,301.3	3,666	326.4	2,146	191.1	1,186	105.6	1,066	94.9
	2	14,444	1,299.4	3,628	326.4	2,207	198.5	1,200	108.0	876	78.8
	3	15,104	1,370.6	3,789	343.8	2,290	207.8	1,144	103.8	772	70.1
	4	16,266	1,476.0	3,681	334.0	2,341	212.4	1,178	106.9	830	75.3
全国	平成30	1,362,470	1,096.8	373,584	300.7	208,221	167.6	108,186	87.1	94,661	76.2
	令和元	1,381,093	1,116.2	376,425	304.2	207,714	167.9	106,552	86.1	95,518	77.2
	2	1,372,755	1,112.5	378,385	306.6	205,596	166.6	102,978	83.5	78,450	63.6
	3	1,439,856	1,172.7	381,505	310.7	214,710	174.9	104,595	85.2	73,194	59.6
	4	1,569,050	1,285.8	385,797	316.1	232,964	190.9	107,481	88.1	74,013	60.7

	年 次	肝 疾 患		腎 不 全		老 衰		自 殺		不慮の事故		糖 尿 病	
		実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率
大分市	平成30	66	13.9	87	18.3	354	74.5	77	16.2	153	32.2	55	11.6
	令和元	48	10.1	104	21.9	342	72.0	62	13.1	149	31.4	50	10.5
	2	41	8.7	108	22.9	414	87.7	66	14.0	104	22.0	37	7.8
	3	65	13.7	105	22.2	443	93.6	72	15.2	152	32.1	49	10.4
	4	61	12.9	134	28.4	547	115.9	75	15.9	144	30.5	70	14.8
大分県	平成30	151	13.3	306	27.0	1,133	100.1	204	18.0	511	45.1	157	13.9
	令和元	156	13.9	342	30.5	1,212	107.9	170	15.1	467	41.6	145	12.9
	2	149	13.4	338	30.4	1,364	122.7	174	15.7	461	41.5	132	11.9
	3	191	17.3	350	31.8	1,475	133.8	180	16.3	468	42.5	151	13.7
	4	170	15.4	388	35.2	1,641	148.9	169	15.3	532	48.3	196	17.8
全国	平成30	17,275	13.9	26,081	21.0	109,605	88.2	20,031	16.1	41,238	33.2	14,181	11.4
	令和元	17,273	14.0	26,644	21.5	121,863	98.5	19,425	15.7	39,184	31.7	13,846	11.2
	2	17,688	14.3	26,948	21.8	132,440	107.3	20,243	16.4	38,133	30.9	13,902	11.3
	3	18,017	14.7	28,688	23.4	152,027	123.8	20,291	16.5	38,355	31.2	14,356	11.7
	4	18,896	15.5	30,739	25.2	179,529	147.1	21,252	17.4	43,420	35.6	15,927	13.1

主要死因別死亡率の比較（令和４年）

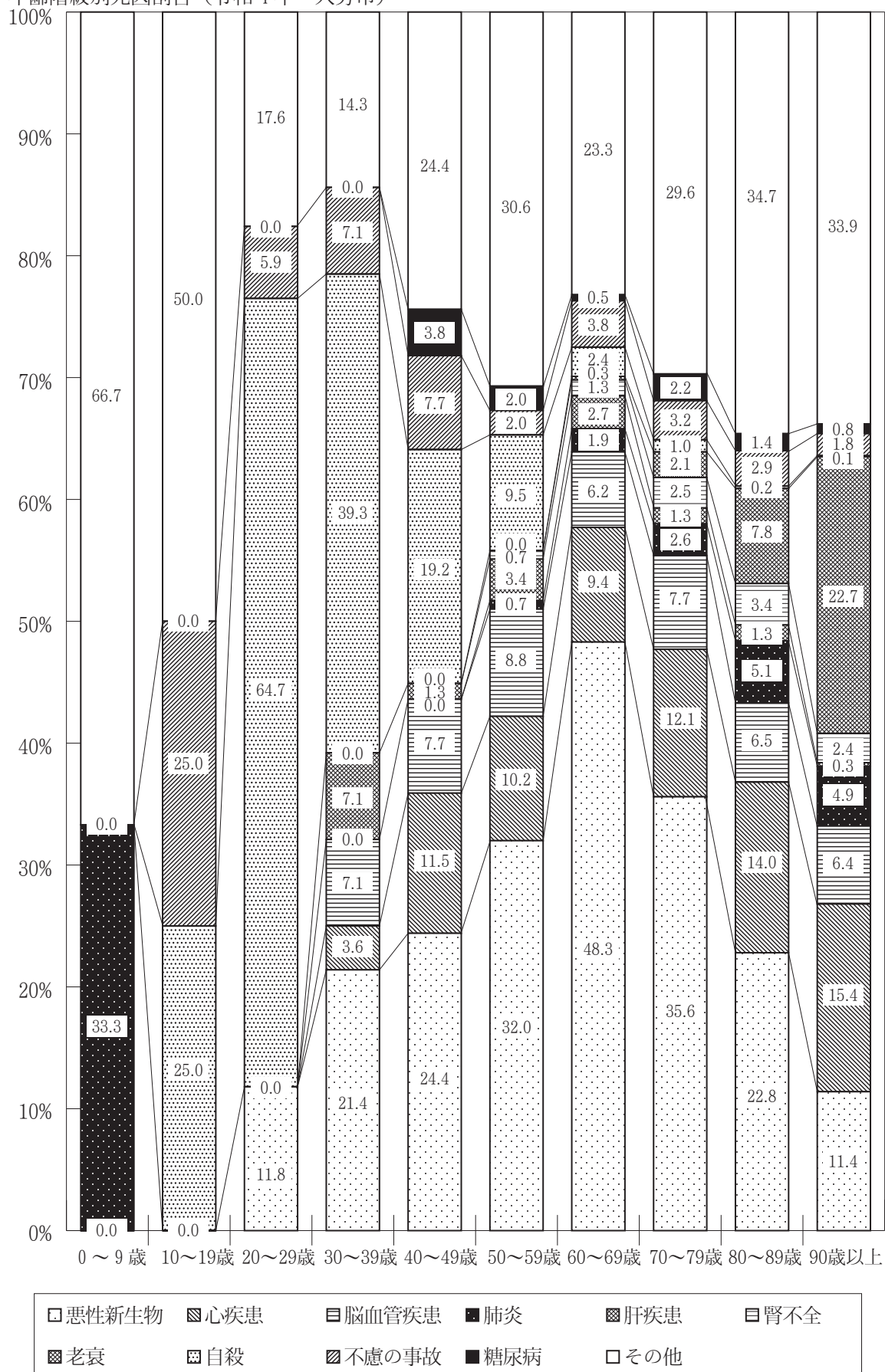


⑤ 主要死因、年齢階級別死亡数（令和４年 大分市）

資料：厚生労働省「人口動態統計」（単位：人）

区 分	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	計
悪性新生物	0	0	2	6	19	47	180	364	413	193	1,224
心 疾 患	0	0	0	1	9	15	35	124	253	260	697
脳血管疾患	0	0	0	2	6	13	23	79	117	108	348
肺 炎	0	0	0	0	0	1	7	27	92	82	209
肝 疾 患	2	0	0	2	1	5	10	13	23	5	61
腎 不 全	0	0	0	0	0	1	5	26	62	40	134
老 衰	0	0	0	0	0	0	1	21	142	383	547
自 殺	0	1	11	11	15	14	9	10	3	1	75
不慮の事故	0	1	1	2	6	3	14	33	53	31	144
糖 尿 病	0	0	0	0	3	3	2	22	26	14	70
そ の 他	4	2	3	4	19	45	87	303	629	573	1,669
計	6	4	17	28	78	147	373	1,022	1,813	1,690	5,178

年齢階級別死因割合（令和4年 大分市）



⑥ 死因順位・死亡割合（百分率）

資料：厚生労働省「人口動態統計」

年次		第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
		疾 病 名	率	疾 病 名	率	疾 病 名	率	疾 病 名	率	疾 病 名	率
平成 29 年	大 分 市	悪性新生物	26.2	心 疾 患	14.3	脳血管疾患	8.0	老 衰	7.0	肺 炎	6.8
	大 分 県	悪性新生物	25.2	心 疾 患	15.1	脳血管疾患	8.2	肺 炎	7.9	老 衰	6.9
	全 国	悪性新生物	27.9	心 疾 患	15.3	脳血管疾患	8.2	老 衰	7.6	肺 炎	7.2
平成 30 年	大 分 市	悪性新生物	27.0	心 疾 患	13.7	老 衰	8.0	脳血管疾患	7.3	肺 炎	6.4
	大 分 県	悪性新生物	25.3	心 疾 患	15.2	脳血管疾患	8.1	老 衰	7.8	肺 炎	7.2
	全 国	悪性新生物	27.4	心 疾 患	15.3	老 衰	8.0	脳血管疾患	7.9	肺 炎	6.9
令和元年	大 分 市	悪性新生物	27.5	心 疾 患	13.9	老 衰	7.5	脳血管疾患	7.4	肺 炎	6.1
	大 分 県	悪性新生物	25.1	心 疾 患	14.7	老 衰	8.3	脳血管疾患	8.1	肺 炎	7.3
	全 国	悪性新生物	27.3	心 疾 患	15.0	老 衰	8.8	脳血管疾患	7.7	肺 炎	6.9
令和 2 年	大 分 市	悪性新生物	28.8	心 疾 患	14.3	老 衰	9.5	脳血管疾患	7.7	肺 炎	4.7
	大 分 県	悪性新生物	25.1	心 疾 患	15.3	老 衰	9.4	脳血管疾患	8.3	肺 炎	6.1
	全 国	悪性新生物	27.6	心 疾 患	15	老 衰	9.6	脳血管疾患	7.5	肺 炎	5.7
令和 3 年	大 分 市	悪性新生物	26.8	心 疾 患	14.4	老 衰	9.4	脳血管疾患	7.2	肺 炎	4.3
	大 分 県	悪性新生物	25.1	心 疾 患	15.2	老 衰	9.8	脳血管疾患	7.6	肺 炎	5.1
	全 国	悪性新生物	26.5	心 疾 患	14.9	老 衰	10.6	脳血管疾患	7.3	肺 炎	5.1
令和 4 年	大 分 市	悪性新生物	23.6	心 疾 患	13.5	老 衰	10.6	脳血管疾患	6.7	肺 炎	4.0
	大 分 県	悪性新生物	22.6	心 疾 患	14.4	老 衰	10.1	脳血管疾患	7.2	肺 炎	5.1
	全 国	悪性新生物	24.6	心 疾 患	14.8	老 衰	11.4	脳血管疾患	6.9	肺 炎	4.7

⑦ 悪性新生物部位別死亡数・率

資料：厚生労働省「人口動態統計」（率は人口10万対）

	年 次	総 数		食 道		胃		大 腸		肝及び肝内胆管	
		実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率
大分市	平成30	1,191	250.5	27	5.7	92	19.3	143	30.0	83	17.4
	令和元	1,258	264.9	24	5.1	126	26.5	134	28.3	88	18.5
	2	1,252	265.1	28	5.9	136	28.8	142	30.1	95	20.1
	3	1,264	267.0	22	4.6	118	24.9	138	29.2	92	19.4
	4	1,224	259.3	26	5.5	109	23.1	151	32.0	97	20.6
大分県	平成30	3,663	323.6	100	8.8	377	33.3	443	39.1	293	25.9
	令和元	3,666	326.4	84	7.5	359	32.0	403	35.9	264	23.5
	2	3,628	326.4	89	8.0	393	35.4	401	36.1	274	24.6
	3	3,789	343.8	87	7.9	389	35.3	426	38.7	294	26.7
	4	3,681	334	95	8.6	353	32.0	457	41.5	293	26.6
全 国	平成30	373,584	300.7	11,345	9.1	44,192	35.6	50,658	40.8	25,925	20.9
	令和元	376,425	304.2	11,619	9.4	42,931	34.7	51,420	41.6	25,264	20.4
	2	378,385	306.6	10,981	8.9	42,319	34.3	51,788	41.9	24,839	20.1
	3	381,505	310.7	10,958	8.9	41,624	33.9	52,418	42.7	24,102	19.6
	4	385,797	316.1	10,918	8.9	40,711	33.4	53,088	43.5	23,620	19.4

	年 次	膵		気管、気管支及び肺		乳 房		子 宮		白 血 病		そ の 他	
		実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率
大分市	平成30	119	25.0	222	46.6	56	11.8	16	6.4	41	8.6	392	82.4
	令和元	112	23.6	275	57.9	52	10.9	31	12.6	37	7.8	379	79.7
	2	141	29.9	257	54.4	35	7.4	18	7.3	34	7.2	366	77.5
	3	139	29.4	252	53.2	49	10.4	26	10.6	55	11.6	373	78.8
	4	129	27.3	244	51.7	42	8.9	27	11.0	28	5.9	371	78.8
大分県	平成30	349	30.8	706	62.4	131	11.6	51	8.6	112	9.9	1,101	97.3
	令和元	376	33.5	737	65.6	134	11.9	77	13.1	130	11.6	1,102	98.1
	2	418	37.6	735	66.1	100	9.0	68	11.6	119	10.7	1,031	92.7
	3	393	35.7	765	69.4	128	11.6	82	14.2	127	11.5	1,098	99.6
	4	391	35.5	753	68.3	135	12.3	68	11.7	103	9.3	1,033	94.6
全 国	平成30	35,390	28.5	74,328	59.8	14,759	11.9	6,800	10.7	8,809	7.1	101,378	81.6
	令和元	36,356	29.4	75,394	60.9	14,935	12.1	6,804	10.7	8,839	7.1	102,863	83.1
	2	37,677	30.5	75,585	61.3	14,779	12.0	6,808	10.7	8,983	7.3	104,626	84.8
	3	38,579	31.4	76,212	62.1	14,908	12.1	6,818	10.8	9,124	7.4	106,762	87.0
	4	39,468	32.3	76,663	62.8	16,021	13.1	7,157	11.4	9,759	8.0	108,392	88.8

（「大腸」は結腸と直腸 S 状結腸移行部及び直腸の合計。「子宮」の率は女性人口10万対）

2 母子保健

※R4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集団を対象とした教室等を一時中止や、個別相談の対応とした。

(1) 母子保健事業の体系

思春期 妊 娠 出 産		0 歳	1 歳	1歳6か月	2歳	3 歳	就学
健康 診 査 等		* 妊娠の届出 ・ 母子健康手帳の交付 ・ 妊婦一般健康診査（14回、追加1回） ・ B型肝炎抗原検査	* 出生の届出 ・ 先天性代謝異常検査 ・ 新生児聴覚検査（生後2か月まで） ・ 産婦健康診査（産後2週間、1か月の2回以内） 3～4か月児健康診査 7～8か月児健康診査 9～11か月児健康診査 ・ 乳児精密健康診査 ・ 1歳児歯科相談（はじめての歯みがき教室）			1歳6か月児健康診査 ・ 1歳6か月児精密健康診査	3歳児健康診査 ・ 3歳児精密健康診査
		・ 子どもと妊産婦の歯の健康チェック					
保 健 指 導 等	思 春 期 健 康 教 育	・ かるがもひろば（多胎児の会） ・ 妊婦健康相談 ・ 育児等保健指導事業 ・ 妊婦訪問指導 ・ パパママほっと相談 ・ 伴走型相談支援	・ 産後ケア事業 ・ 離乳食講習会、とりわけ離乳食講習会				
			・ すこやか育児電話相談 ・ すこやか育児相談窓口 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 新生児訪問指導 ・ 産婦訪問指導 ・ 未熟児訪問指導 ・ 乳幼児訪問指導				
療 育 事 業				・ 発達相談			
			・ 巡回療育相談	・ 長期療育児への支援			
医 療 費 助 成 等		・ 不妊治療費助成事業 ・ 出産応援給付金	・ 未熟児養育医療 ・ <u>小児慢性特定疾病対策</u> ・ <u>自立支援医療（育成医療）</u> ・ <u>子ども医療</u> ・ 子育て応援給付金			(原則18歳未満) (18歳未満) 18歳到達後最初の3月31日まで	

斜体の小児慢性特定疾病対策は保健予防課で、自立支援医療（育成医療）は障害福祉課で、子ども医療は子育て支援課で実施

(2) 普及啓発事業

〈6年度予算額：2,010千円、負担率：市単独〉

① 妊娠届出状況及び母子健康手帳の交付（母子保健法第15条及び16条による）

年 度	届 出 数
3	3,633
4	3,416
5	3,258

② 思春期健康教育

年 度	回 数	出席者数
3	24	1,407
4	48	2,351
5	52	1,875

(3) 保健指導事業

〈6年度予算額：12,022千円、負担率：①については国 $\frac{2}{3}$ ，県 $\frac{1}{6}$ ，市 $\frac{1}{6}$ ，その他は市単独〉

① パパママほっと相談

目 的 妊娠期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊婦・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連絡調整して、切れ目のない支援を行う。

対 象 者 妊産婦、乳幼児の保護者

場 所 中央保健センター、東部保健福祉センター、西部保健福祉センター

実施状況

年度	電話相談件数					来所相談件数				訪問 件数
	計	妊 婦	産 婦	乳幼児	その他	計	妊 婦	産 婦	乳幼児	
3	2,447	307	1,034	1,077	29	533	45	236	252	249
4	2,260	284	1,003	944	29	730	61	275	394	206
5	2,282	242	1,065	950	25	951	111	335	505	240

② すこやか育児電話相談（専用電話・一般電話）及び窓口相談

気軽に育児の悩みが相談できる窓口及び専用電話を設置、また一般電話でも相談に応じている。

窓口相談 中央保健センター、東部・西部保健福祉センター、大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原健康支援室

月～金曜日 8時30分～17時15分

専用電話 保健所 月～金曜日 9時～16時30分 ☎ 5 3 7 - 8 1 8 1

実施状況

年 度	相談窓口	すこやか育児電話相談	一般電話相談
3	2,477	763	5,585
4	2,662	720	5,557
5	3,136	653	5,814

③ 育児等保健指導

目 的 妊産婦の育児不安の解消と、生まれてくる子のかかりつけ医の確保を図る。

対 象 者 育児不安のある妊産婦（原則妊娠28週～産後56日）

内 容 産婦人科医が保健指導が必要と認めた妊産婦に、小児科医への紹介状を交付し、小児科医が保健指導を実施する。

実施状況	年度	産婦人科医紹介数	小児科医保健指導数
	3	436	353
	4	392	316
	5	351	289

④ 離乳食講習会

名 称	離乳食講習会			とりわけ離乳食講習会		
目 的	食生活の基礎となる離乳食の重要性を理解してもらうとともに、子どもの食欲、摂食行動、成長・発育パターン等を考慮し、個々に応じた離乳食の進め方について指導・助言を行い育児支援に繋げる。					
対 象 者	3～5か月児の保護者			9～12か月児の保護者		
会 場	中央保健センター、東部・西部保健福祉センター			中央保健センター（R 4 年度より）、東部・西部保健福祉センター		
実施状況	年 度	回 数	参加者数	年 度	回 数	参加者数
	3	32	212	3	3	32
	4	71	419	4	9	63
	5	72	529	5	9	83

⑤ 多胎児の会（かるがもひろば）

目 的 多胎児の育児は、肉体的にも精神的にも負担が大きく多胎児に関する情報が少ないため、交流の場を設け適切な情報を提供することにより、多胎児の心身の健全な発達を促し、育児不安の解消と精神的支援を行う。

対 象 者 多胎児とその保護者、多胎妊娠の妊婦

内 容 親子同士の交流・情報交換、親子遊びの紹介

会 場 中央保健センター・東部保健福祉センター

年 度	回 数	実出席組数	出席延人数
3	6	19	120
4	8	38	340
5	10	34	501

⑥ その他の健康教育（育児サークル等）

年 度	回 数	出席者数
3	111	1,646
4	154	2,204
5	167	2,169

(4) 訪問指導事業

〈予算は(3)保健指導事業に含まれる〉

母子保健法第11条、第17条、第19条に基づき、妊産婦、新生児、未熟児及び健診等により訪問による指導を行う必要のある乳幼児に対し、保健師、助産師、栄養士等による訪問指導を行う。

年 度	妊 産 婦	新 生 児	未 熟 児	乳 幼 児	そ の 他
3	4,223	412	429	4,546	129
4	4,199	341	456	4,266	158
5	3,909	341	441	4,269	269

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

〈6年度予算額：24,471千円、負担率：国 $\frac{1}{3}$ ，県 $\frac{1}{3}$ ，市 $\frac{1}{3}$ 〉

目 的 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てを行っている養育者の孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供を行い、地域の中でこどもが健やかに育つ環境を整備する。また、支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問指導事業等の適切なサービス提供に結びつける。

対 象 者 生後4か月までの乳児を養育している世帯

内 容 保健師、助産師、看護師による家庭訪問

実 施 状 況 各年度の4月～3月生まれの児に対する訪問実施状況

年度	対象数 (世帯)	従 事 者 別 訪 問 数				訪 問 実施率
		保健師	看護師	助産師	計	
3年度生	3,637	1,154	1,299	1,059	3,512	96.6%
4年度生	3,429	1,034	1,263	1,035	3,332	97.2%
5年度生	3,204	1,095	1,116	952	3,163	98.7%

* 訪問指導事業と兼ねて計上

(6) 健康診査事業

〈6年度予算額：452,729千円、負担率：①の産婦健診については国 $\frac{1}{2}$ ，市 $\frac{1}{2}$ 、その他健診は市単独〉

① 妊産婦健康診査

目 的 母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的として母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査受診票を交付。

対 象 妊産婦

健康診査内容

基本13枚：診察、体重、血圧測定、尿検査、第11回のみ血色素検査を追加

(R 6 年度より)

後期 1 枚：診察、体重、血圧測定、尿検査、血色素、血糖検査

(R 6 年度より)

追 加：診察、体重、血圧測定、尿検査

※追加受診券の対象：出産予定日を超過し、かつ、基本、後期の受診券をすべて使用
した方に 1 回分追加交付、多胎妊婦に基本健診 5 回分追加交付 (R 5 年度より)

受診票 A：血液型、不規則抗体、血糖、C 型肝炎、H I V 抗体、H T L V - 1 抗体、風疹ウイル
ス抗体、クラミジア抗原検査、血色素、H B s 抗原、梅毒血清検査

受診票 B：子宮頸がん検査

受診票 C：B 群溶血性レンサ球菌検査

産婦健診：体重、血圧測定、尿検査、心身の健康状態 (R 3 年度より)

② B 型肝炎母子感染防止事業

B 型肝炎の母子感染をおこすおそれのある妊婦を発見し、その後の予防措置を指導するために、
妊婦に H B s 抗原検査を実施する。

③ 新生児聴覚スクリーニング検査

目 的 適切な時期に聴覚検査を実施し、聴覚障がい早期発見・早期治療を図る。

対 象 原則生後 2 か月までの乳児 (出生後、産科医療機関に入院中に実施)

内 容 自動 A B R または O A E による新生児聴覚スクリーニング検査

実 施 状 況

種 類 年 度	基 本				後 期				追 加	A	B	C	聴 覚			産 婦	
	受 診 者 数	診察所見			受 診 者 数	診察所見			受 診 者 数	受 診 者 数	受 診 者 数	受 診 者 数	受 診 者 数	診 察 所 見 要 精 密	聴 覚 障 が い の 疑 い	産 後 2 週 間	産 後 1 ヵ 月
		要 観 察	要 精 密	要 治 療		要 観 察	要 精 密	要 治 療									
3	41,588	5,308	18	173	3,418	681	3	314	425	3,626	3,605	3,424	3,618	21	12	2,767	3,282
4	39,476	5,360	27	183	3,264	615	4	324	338	3,426	3,351	3,210	3,457	23	16	2,684	3,173
5	36,827	5,035	19	213	3,079	613	2	372	362	3,281	3,172	3,019	3,205	44	23	2,791	3,150

④ 乳児健康診査

母子保健法第13条に基づき、身体及び精神発達上の遅れや疾病を早期に発見し、適切な指導を行うことを目的とする。受診券は事前に個別郵送し、健診は医療機関に委託。

健診名	年 度	対象者数	受診者数	受診率	総 合 判 定			
					要観察	要精密	要治療	既医療
3～4か月児 健 康 診 査	3	3,766	3,584	95.2%	186	35	6	152
	4	3,550	3,504	98.7%	142	29	10	152
	5	3,306	3,242	98.1%	157	38	4	121
7～8か月児 健 康 診 査	3	3,701	3,581	96.8%	253	11	6	131
	4	3,606	3,494	96.9%	204	15	3	162
	5	3,404	3,310	97.2%	237	19	2	100
9～11か月児 健 康 診 査	3	3,768	3,557	94.4%	240	21	9	102
	4	3,633	3,527	97.1%	230	22	5	139
	5	3,448	3,282	95.2%	190	29	5	84

⑤ 1歳6か月児健康診査

目 的 母子保健法第12条に基づき総合的な健康診査を行い、身体及び精神発達上の遅れや疾病を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、健康の保持増進を図る。また、育児不安や悩みに関する相談指導により育児支援を図る。

対 象 者 1歳6か月児～1歳11か月児

内 容 問診・身体計測・診察（内科・歯科）・相談（育児・栄養・心理・歯科）・フッ化物塗布（希望者のみ）

会 場 中央保健センター等、市内6会場での集団健康診査

(ア) 一般健康診査結果

区分 年度	実 施 回 数	対 象 者 数	受 診 者 数	受診率 %	総 合 判 定				
					異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療
3	81	3,863	3,751	97.1	2,494	799	124	1	333
4	82	3,711	3,646	98.2	2,403	784	117	1	341
5	81	3,600	3,533	98.1	2,170	822	156	0	385

(イ) 歯科健康診査結果

区分 年度	対 象 者 数	受 診 者 数	受診率 %	むし歯の ない者	むし歯罹患型			むし歯 人 数	むし歯 保有者率 %	むし歯 総本数	1人あたり むし歯数	軟組織 疾 患	不正 咬 合	その他 の異常
					A型	B型	C型							
3	3,863	3,738	96.8	3,714	19	3	2	24	0.64	71	0.02	419	159	232
4	3,711	3,642	98.1	3,621	20	1	0	21	0.58	49	0.01	303	143	236
5	3,600	3,532	98.1	3,520	10	2	0	12	0.34	31	0.01	341	173	220

⑥ 3歳児健康診査

目 的 母子保健法第12条に基づき、総合的な健康診査を行い、身体及び精神発達上の遅れや疾病を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、健康の保持増進を図る。また、育児不安や悩みに関する相談指導により育児支援を図る。

対 象 者 3歳児

内 容 問診・身体計測・診察（内科・歯科）・視覚検査・聴力検査・尿検査・相談（育児・栄養・心理）

会 場 中央保健センター等、市内6会場での集団健康診査

(ア) 一般健康診査結果

区分 年度	実施回数	対象者数	受診者数	受診率 %	総 合 判 定				
					異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療
3	85	4,084	3,987	97.6	2,058	410	1,059	4	456
4	84	3,862	3,806	98.5	1,890	455	975	0	486
5	84	3,823	3,703	96.9	1,822	416	945	0	520

(イ) 歯科健康診査結果

区分 年度	対 象 者 数	受 診 者 数	受診率 %	むし歯の ない 者	む し 歯 罹 患 型			むし歯 人 数	むし歯 保有率 %	むし歯 総本数	1人あたり むし歯数	軟組織 疾 患	不 正 咬 合	その他 の異常
					A 型	B 型	C 型							
3	4,084	3,947	96.6	3,487	347	98	15	460	11.7	1,378	0.35	124	449	349
4	3,862	3,803	98.5	3,454	256	77	16	349	9.2	1,052	0.28	99	492	316
5	3,823	3,701	96.8	3,386	239	64	12	315	8.5	956	0.26	117	495	291

< 1 歳 6 か月児健康診査結果内訳 >

分類		管理区分	延 べ 人 員				
			計	要観察	要精密	要治療	既医療
計			1,715	908	165	0	642
身体的発育異常	肥満		2	0	0	0	2
	低身長		45	0	20	0	25
	その他		24	0	1	0	23
精神発達障害	精神発達遅滞		165	93	55	0	17
	言語発達遅滞		576	555	15	0	6
四肢骨格系異常			34	1	14	0	19
熱 性 け い れ ん			4	0	0	0	4
運 動 機 能 異 常			46	10	16	0	20
神経系感覚器の異常	視覚		22	1	4	0	17
	聴覚		28	0	1	0	27
	てんかん性疾患		5	0	0	0	5
	その他		44	0	1	0	43
血液疾患	貧血		8	0	0	0	8
	その他		27	0	0	0	27
皮膚疾患	アトピー性皮膚炎		30	0	0	0	30
	その他		66	1	0	0	65
循環器系疾患	心雑音・先天性心疾患		34	2	0	0	32
	その他		10	0	0	0	10
呼吸器系疾患	ぜんそく性疾患		51	1	0	0	50
	その他		12	0	0	0	12
消化器系疾患	そけいヘルニア		6	1	1	0	4
	その他		18	0	0	0	18
泌尿生殖器系疾患	停留睾丸		9	1	0	0	8
	陰嚢水腫		7	0	0	0	7
	その他		49	3	0	0	46
先 天 異 常			23	0	0	0	23
生活習慣上の問題	食生活		1	0	0	0	1
	その他		12	0	0	0	12
情緒行動上の問題	指しゃぶり		0				
	多動		200	173	27	0	0
	不安・恐れ		12	12	0	0	0
	その他		61	51	10	0	0
育児環境上の問題	生活リズム		0	0	0	0	0
	親の心身状態		1	1	0	0	0
	その他		2	2	0	0	0
そ の 他			81	0	0	0	81

＜ 3 歳児健康診査結果内訳＞

分類		管理区分	延 べ 人 員				
			計	要観察	要精密	要治療	既医療
計			2,658	599	1,029	0	1,030
身体的発育異常	肥満		1	0	1	0	0
	低身長		113	1	91	0	21
	その他		8	0	0	0	8
精神発達障害	精神発達遅滞		180	43	37	0	100
	言語発達遅滞		312	159	36	0	117
四肢骨格系異常			16	1	2	0	13
熱 性 け い れ ん			6	0	0	0	6
運 動 機 能 異 常			15	2	0	0	13
神経系感覚器の異常	視覚		778	2	716	0	60
	聴覚		56	0	29	0	27
	てんかん性疾患		8	0	0	0	8
	その他		57	0	5	0	52
血液疾患	貧血		2	0	0	0	2
	その他		58	0	0	0	58
皮膚疾患	アトピー性皮膚炎		78	0	0	0	78
	その他		56	1	1	0	54
循環器系疾患	心雑音・先天性心疾患		37	1	0	0	36
	その他		12	0	1	0	11
呼吸器系疾患	ぜんそく性疾患		98	0	0	0	98
	その他		9	0	0	0	9
消化器系疾患	そけいヘルニア		5	0	0	0	5
	その他		18	0	1	0	17
泌尿生殖器系疾患	停留睾丸		12	0	2	0	10
	陰嚢水腫		4	0	0	0	4
	尿潜血		48	35	13	0	0
	尿蛋白		65	61	4	0	0
	その他（尿糖・包茎等）		53	0	2	0	51
先 天 異 常			28	0	0	0	28
生活習慣上の問題	食生活		2	2	0	0	0
	その他		22	0	0	0	22
情緒行動上の問題	指しゃぶり		1	1			
	多動		239	136	51	0	52
	不安・恐れ		34	31	2	0	1
	その他		173	120	35	0	18
育児環境上の問題	生活リズム		1	1	0	0	0
	親の心身状態		1	1	0	0	0
	その他		1	1	0	0	0
そ の 他			51	0	0	0	51

(7) 産後ケア事業

〈6年度予算額：28,114千円、負担率：国 $\frac{1}{2}$ ，市 $\frac{1}{2}$ 〉

目 的 産後間もない時期の母子に対して、産科医療機関等において、助産師等の専門職が、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力をはぐくみ、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。

対 象 者 生後4か月未満の乳児と市内に住民票があるその母親で、家族等から家事・育児などの援助が受けられない人、または産後の心身の不調や育児不安がある人。

実施状況

年度	区分	宿 泊 型		デイサービス型	
		実人数	延回数	実人数	延回数
3	医療機関	89	160	37	75
	助産所	17	41	58	192
	合 計	106	201	95	267
4	医療機関	115	283	45	89
	助産所	21	68	58	137
	合 計	136	351	103	226
5	医療機関	91	212	31	91
	助産所	24	51	76	180
	合 計	115	263	107	271

(8) 療育相談事業

〈予算は(3)保健指導事業に含まれる〉

① 発達相談

目 的 子どもの成長発達の過程で、幼児期早期の段階での発達上の課題を明確化し適切な助言指導を行い、福祉の向上を図る。

対 象 者 発達上、もしくは情緒・行動上の課題が疑われ、より精密な検査や助言が必要とされる幼児。

内 容 心理相談員による相談・指導

会 場 中央保健センター、東部・西部保健福祉センター、大南・大在・坂ノ市・佐賀関健康支援室

年度	受 診 者 数		判 定 区 分		
	実人員	延人員	助言指導	要 観 察	他機関紹介
3	527	551	49	165	337
4	459	472	33	131	308
5	442	463	27	108	328

② 巡回療育相談

目 的 発達障がい等が疑われる乳幼児や保護者への相談・助言・指導を行い、福祉の向上を図る。

対 象 者 発達障がい等が疑われる乳幼児やその保護者

内 容 大分療育センター・大分こども療育センター職員による相談・指導

会 場 中央保健センター、東部・西部保健福祉センター

年度	区分 実施回数	受 診 者 数		判 定 区 分		
		実人員	延人員	助言指導	要観察	要訓練
3	13	130	142	16	38	88
4	17	183	202	27	42	133
5	17	188	195	22	39	133

③ 親子ふれあい教室

目 的 親子が体を使った遊びを通して、親子関係を深め心身の発達を促す。

対 象 者 言葉や発達の遅れ・行動や情緒などの問題を有し、保育や生活指導を通して社会性の発達や情緒の安定を図ることが必要とされた幼児とその保護者。

会 場 中央保健センター、東部・西部保健福祉センター

年 度	実施回数	出席組数(実)	出席延人数
3	14	21	101
4	14	18	133
5	16	9	93

※R 4・R 5年度は、中央保健センター、東部保健福祉センターで実施。

④ 親子わいわい教室

目 的 子どもへの接し方や子育てについて悩んでいる保護者等に対し、親子遊び等の指導を行い、子どもの心身の健全な発育・発達を促し、親子関係の改善や育児不安の解消を図る。

対 象 者 幼児とその保護者

会 場 中央保健センター

年 度	実施回数	出席組数 (実)	出席延人数
3	6	4	33
4	6	12	63
5	10	9	85

(9) 医療費給付状況等

① 未熟児養育医療

〈6年度予算額：40,154千円、負担率：国 $\frac{1}{2}$ ，県 $\frac{1}{4}$ ，市 $\frac{1}{4}$ 〉

目 的 養育のために入院を必要とする未熟児に対し、必要な医療の給付を行う。

根拠法令 母子保健法

大分市母子保健法施行細則

養育医療給付申請

区分 \ 年度	3 年度	4 年度	5 年度
総 数	96	83	96
1,000 g 以下	11	9	12
1,001～1,500 g	19	11	14
1,501～1,800 g	10	11	13
1,801～2,000 g	13	16	15
2,001 g 以上	43	36	42

医療機関別養育医療実施件数

年 度	総 数	アルメイダ病院	大分大学医学部附属病院	県立病院	そ の 他
3	114	0	15	82	17
4	108	0	18	82	8
5	114	0	17	78	19

② 不妊治療費助成金交付事業

〔6年度予算額：22,879千円、負担率：（不育症検査）国 $\frac{1}{2}$ 、市 $\frac{1}{2}$ 〕
 （不妊治療（先進医療）・不妊検査）県 $\frac{1}{4}$ 、市 $\frac{3}{4}$ 〕

目 的 少子化対策の推進を図るため、先進医療に要する治療費の一部及び不妊検査・不育症検査に要する検査費の一部を助成金として交付する。

対 象 者 助成金申請時に少なくとも夫婦（事実婚も含む）の一方が大分市の住民基本台帳に登録されていて、不妊治療または不妊検査・不育症検査を行った夫婦（不育症検査は夫婦要件なし）。

助成対象治療及び検査

保険診療と併せて行った先進医療に要する治療費。

実施医療機関で受診した、医師が不妊症の診断のために必要と認める検査（夫及び妻の一方または両方で受けた検査で医療保険適用、適用外は問わない）。

保険医療機関で実施された、先進医療として告示されている不育症検査。

助成対象年齢 43歳未満（妻の年齢）で開始した治療、不妊検査は43歳未満（妻の年齢）で開始した検査（検査開始日から1年以内）が助成対象。不育症検査は年齢要件なし。

申請回数

不妊治療（先進医療）	保険適用治療と併用して行う先進医療への助成となるため、保険が適用となった治療回数まで
不妊検査（妊活応援検診）	1回のみ
不育症検査	回数制限なし

（不妊治療）

※助成年度は、助成金の申請を行う日の属する年度

※1回の治療につき1回の申請

（不妊検査）

※夫婦の検査開始日のいずれか早い方から1年以内に受診した検査をまとめて夫婦1回で申請

（不育症検査）1回の対象検査につき1回の申請

申請期限 （不妊治療）治療終了日が属する年度の末日。ただし2月1日から3月31日の間にある場合は、翌年度の5月末日まで。

（不妊検査）「検査終了日」または「検査開始日から1年を経過した日」のどちらか早い日が属する年度の末日。ただし、どちらか早い日が2月1日から3月31日の間にある場合は、翌年度の5月末日まで。

（不育症検査）検査終了日の属する年度の末日。ただし、2月1日から3月31日の間にある場合は、翌年度の5月末日まで。

助成金額

不妊治療（先進医療）	上限10万円／回
不妊検査（妊活応援検診）	上限3万円（1回のみ）
不育症検査	上限6万円／回

実績

年度	申請件数			申請人数			助成金額（円）		
	不妊治療	不妊検査	不育症	不妊治療	不妊検査	不育症	不妊治療	不妊検査	不育症
3	1,085	308	1	588	308	1	274,727,900	8,665,022	48,000
4	288	220	2	252	220	2	75,523,390	6,363,230	92,000
5	194	181	0	122	181	0	5,088,500	5,174,840	0

(10) 出産・子育て応援給付金事業

6年度予算額：357,640千円、負担率：（事務費）国 $\frac{1}{2}$ 、県 $\frac{1}{4}$ 、市 $\frac{1}{4}$
（給付金）国 $\frac{2}{3}$ 、県 $\frac{1}{6}$ 、市 $\frac{1}{6}$

目的 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠及び出生の届出を行った妊産婦等に対し、出産育児関連用品の購入や、子育て支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援（計10万

円)を一体的に実施する。

① 伴走型相談支援（健康課）

内 容 パパママはっと相談窓口及び居宅訪問による対面またはオンライン上での面談やアンケートを実施するとともに、身近で相談に応じ、産後ケア事業や一時預かり等の子育て支援サービスの紹介や必要な支援につなぐ。

対象者及び実施時期

（１回目）妊婦に対し、妊娠届出時等にアンケート・面談を実施。

（２回目）妊娠８か月頃の妊婦に対し、アンケート等を郵送し、希望者に対して面談を実施。

（３回目）養育者に対し、乳児家庭全戸訪問時等（産後４か月頃迄）にアンケート・面談を実施。

実施状況	年度	妊娠届出時		出 産 後	
		妊娠届出数	面談実施率	乳児全戸訪問 対象世帯数	面談実施率
	４	3,416	99.9%	3,247	97.4%
	５	3,258	99.9%	3,163	98.7%

② 経済的支援（子育て支援課）

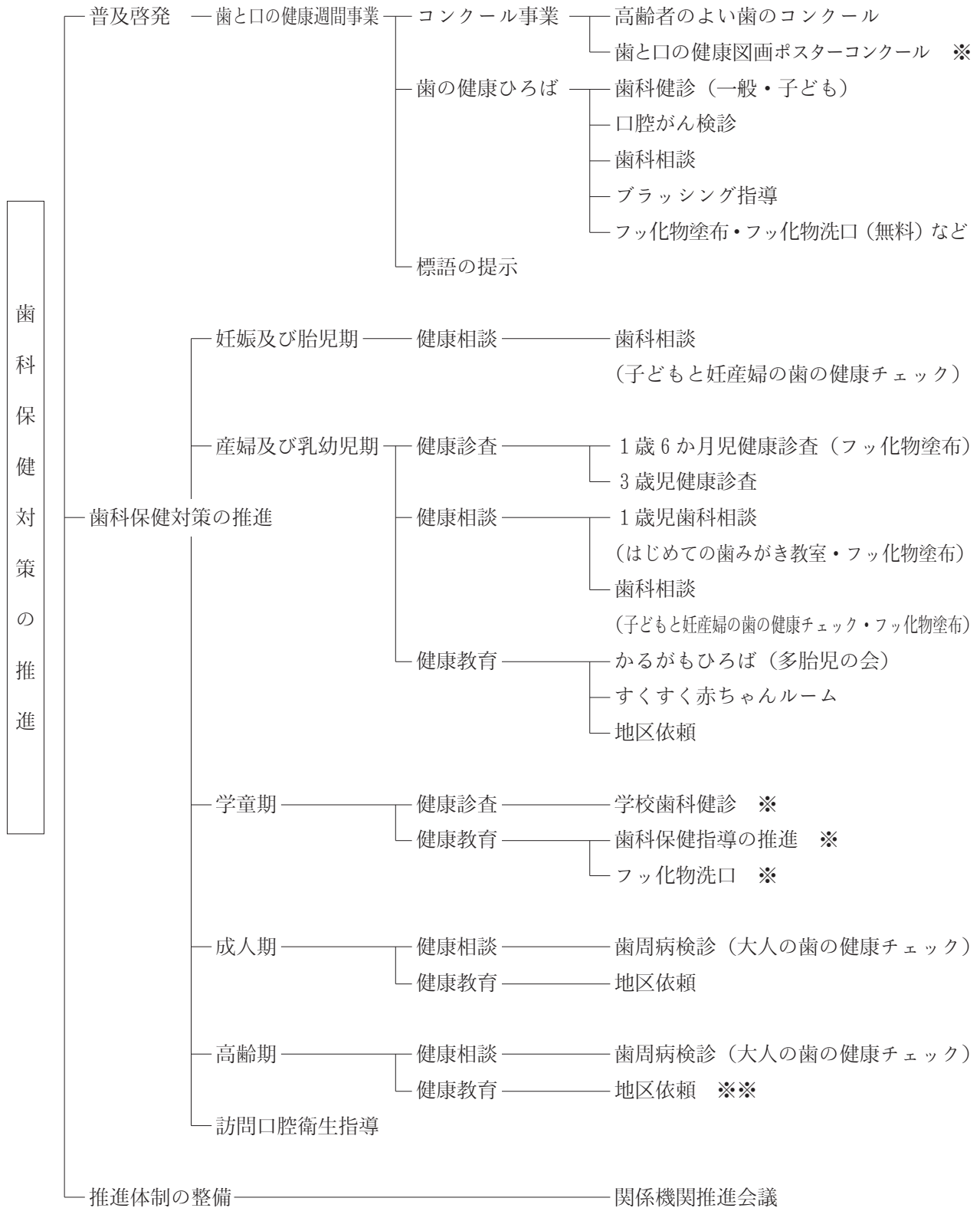
名 称		給 付 額	給 付 対 象 者	
Ⅰ	出産応援給付金	妊娠１回につき ５万円	令和４年４月１日以降に妊娠届出をした妊婦	遡及分
			令和４年４月１日以降に出生した児童の母	
			令和５年４月１日以降に妊娠届出をした妊婦	令和５年度～
Ⅱ	子育て応援給付金	児童１人につき ５万円	令和４年４月１日以降に出生した児童を養育する者	遡及分
			令和５年４月１日以降に出生した児童を養育する者	令和５年度～

※Ⅰは１回目の面談後、Ⅱは３回目の面談後に給付金申請書の提出が必要。

実施状況	年度	出産応援給付金支給者数	子育て応援給付金支給者数
	４（遡及分）	3,691	2,430
	５	2,840	2,740

3 歯 科 保 健

(1) 歯科保健事業の体系



※は、教育委員会で実施
 ※※は、長寿福祉課で実施

(2) 普及啓発事業

〈6年度予算額：7,674千円、負担率：歯科疾患実態調査は国¹⁰/₁₀、市その他〉

歯と口の健康週間事業

目 的 歯と口の健康に関する正しい知識を市民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより、歯の寿命を延ばし、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

標 語 手に入れよう 長生きチケット 歯みがきで

実施状況	会 場	J:COMホルトホール大分	植田市民行政センター
	月 日	R 5 / 6 / 4	R 5 / 6 / 4
	実施内容	歯科相談 ブラッシング指導 インプラントの相談 クイズ・紙芝居コーナー 歯と口の健康図画ポスター展 など	歯科健診・相談 ブラッシング指導 フッ化物塗布・フッ化物洗口 歯周病相談・歯ならび相談 インプラントの相談 など
	来場者数	200人	94人

(3) 歯科相談事業

〈6年度予算額：(2)に含まれる、負担率：歯周病検診は県一部負担、市その他〉

① 歯科相談（子どもと妊産婦の歯の健康チェック） * R 5年度より「歯の健康診査」から改称

目 的 周産期および乳幼児期における市民が、生涯を通じた歯の健康づくりの為、正しい歯みがき方法や食生活の指導を行うことによって歯の健康に対する関心を高め、むし歯や歯周病を予防する。

対 象 未就学児および妊産婦 * 「歯の健康診査」では乳幼児～成人

実施内容 歯科健診、相談、個別ブラッシング指導、フッ化物塗布（有料、希望者乳幼児のみ）

年度	回 数	受 診 数	受 診 者 内 容						フッ化物 塗 布 数
			乳 幼 児	小 学 生	12 ～ 64	65歳以上	妊 婦	産 婦	
3	36	646	497	1	29	8	111		488
	歯周病（再掲）		0	0	12	4	68		
4	36	601	460	5	27	4	105		450
	歯周病（再掲）		0	0	9	3	69		
5	36	457	324				123	10	302
	歯周病（再掲）		0				65	9	

② 2歳児歯科相談（2歳の歯みがき教室） * R6年度より廃止

目 的 むし歯の急増する時期に、正しい歯みがき方法や食生活の指導を行うことによってむし歯を予防し、健全な口腔の育成を図る。

対 象 1歳6か月児健診後から3歳児健診受診前までの児

実施内容 健康教育（エプロンシアター・むし歯予防のポイント・ブラッシング指導）、歯科健診、個別ブラッシング指導、フッ化物塗布（有料、希望者のみ）

※健康教育は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R2年10月より資料配布に変更。R5.5月より上記内容を再開。

年度	実 施 回 数	受診数	むし歯のない者	むし歯のある者(率)	むし歯罹患型※1			むし歯総数 (1人平均)	軟 組 織 疾 患			その 他の異常 ※2	不 咬 正 合	フッ化 物塗布
					A	B	C		上唇小帯	歯肉炎	その他			
3	24	213	213	0	0	0	0	0	2	0	1	25	10	199
4	24	228	227	1 (0.44)	1	0	0	2 (0.01)	4	0	0	17	15	223
5	24	201	201	0	0	0	0	0	2	0	0	19	14	195

③ 1歳児歯科相談（はじめての歯みがき教室）

目 的 歯の萌出期に正しい口腔ケアや食生活の指導を行うことによって、早期からの歯科健康管理及び健全な口腔の育成を図る。

対 象 歯の生え始めから1歳6か月児健診前までの児

実施内容 健康教育（むし歯予防のための口腔ケアのポイント・ブラッシング指導、食習慣指導）、歯科健診、個別ブラッシング指導、栄養相談、フッ化物塗布（有料、希望者のみ）

※健康教育は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R2年10月より資料配布に変更。R5.5月より上記内容を再開。

年度	実 施 回 数	受診数	むし歯のない者	むし歯のある者(率)	むし歯総数 (1人平均)	軟組織疾患			その 他の異常 ※2	不 咬 正 合	フッ化 物塗布
						上唇小帯	歯肉炎	その他			
3	36	608	608	0	0	33	0	1	26	0	516
4	36	559	559	0	0	29	0	0	25	0	463
5	36	493	493	0	0	13	0	0	16	1	389

※1 《むし歯罹患型》

- A型：上顎前歯部のみ、または臼歯部のみむし歯あり
- B型：臼歯部及び上顎前歯部にむし歯あり
- C型：下顎前歯部を含む部位にむし歯あり

※2 《その他の異常》

- ・癒合歯
- ・先天性欠損
- ・形成不全など

④ 歯周病検診（大人の歯の健康チェック）

目 的 生涯にわたって歯・口腔の健康を保つために、歯周組織の健康状態を検査し、結果に基づいた適切な予防活動に努めることができる。

対 象 18歳以上の市民 * R 5 年度より「40～74歳の市民」から対象変更

実 施 内 容 健康教育（むし歯予防のための口腔ケアのポイント、ブラッシング指導、食習慣指導）、歯科健診、個別ブラッシング指導

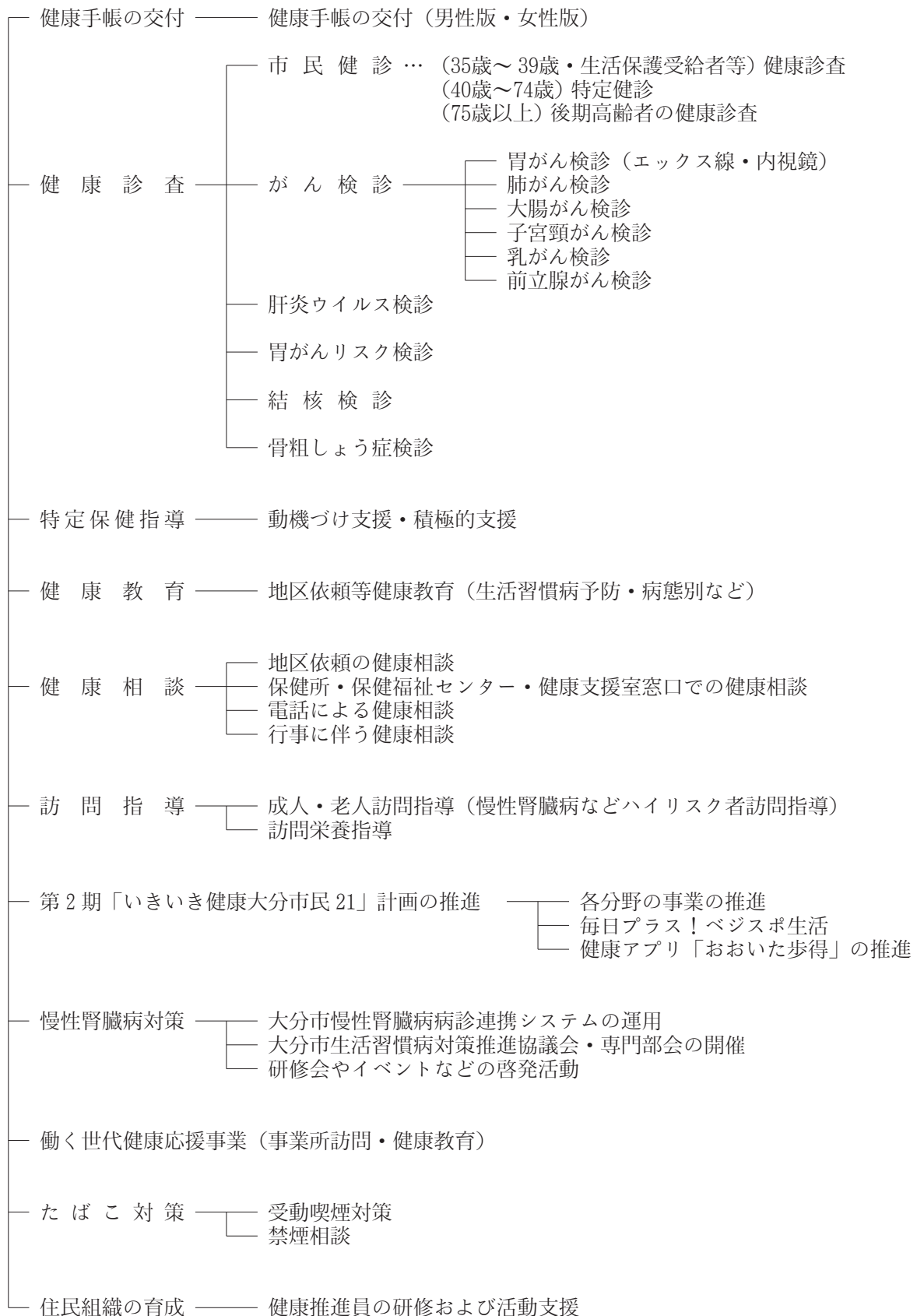
年度	回 数	受診者数	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	その他
3	12	32	2	8	13	8	1
	歯周病（再掲）		0	5	10	6	0
4	12	28	4	9	8	6	1
	歯周病（再掲）		2	5	6	4	1
5	12	23	3	3	2	6	9
	歯周病（再掲）		1	1	0	2	6

(4) 歯科健康教育事業

年 度		3		4		5	
		回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
老成人	地 区 依 頼 等	44	564	38	708	44	691
母 子	地 区 依 頼 等	8	140	14	158	15	261
	多 胎 児 の 会	2	40	2	49	2	80
	すくすく赤ちゃんルーム	18	366	26	538	26	499

4 健康づくり

(1) 健康づくり推進事業の体系



(2) 健康手帳の交付

〈6年度予算額：2,376千円、負担率：市単独〉

●目的：市民自らが健康状況を記入し、健康づくりの基本情報として活用する。

●対象者：市民健診・各種がん検診の受診者等（中学生を除く15歳以上の女性、20歳以上の男性）

年 度	3	4	5
健康手帳交付件数	11,235	10,940	8,160

(3) 市民健診（健康診査）

〈6年度予算額：6,902千円、負担率：35～39歳については市単独、その他の対象者については県一部負担、市その他〉

集団健診、施設健診

※3・4年度は、「1日まるごと“0円”検診キャンペーン」として自己負担を無料化（従来500円）

●目的：生活習慣病を予防する対策の一つとして、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、健康に対する認識を高める。

●対象者：35歳～今年度39歳の市民、今年度40歳以上の生活保護受給者等

●内 容：問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・血糖検査

理学的検査（身体診察）

※医師が必要と判断した者に対しては、詳細な健診として心電図検査・眼底検査・貧血検査を実施

●事後指導：以下の対象者に対して保健師・管理栄養士・看護師等が実施

a) CKDハイリスク者（未受診者、コントロール不良者）

b) その他必要に応じて

●備考：集団健診における休日健診（平成16年度～）を毎月1回、土曜日もしくは日曜日に実施
〈実施状況〉

年 度	集 団 会場数	健 診 施設数	受診者数	詳 細 健 診		
				心電図	眼 底	貧 血
3	183	8	807	73	46	156
4	176	8	773	69	48	171
5	157	8	511	66	31	130

〈詳細健診（心電図・眼底・貧血）〉

下記の基準の下、医師が必要と判断した場合、選択的に実施する。

●対象者：【心電図】

・当該年度の健診結果等において、収縮期血圧140mmHg以上もしくは拡張期血圧90mmHg以上の者または問診等で不整脈が疑われる者

【眼底検査】

・当該年度の健診結果等において、①血圧がa bいずれかの基準または②の血糖値がa

b c いずれかの基準に該当

①血圧：a. 収縮期血圧140mmHg以上、b. 拡張期血圧90mmHg以上

②血糖：a. 空腹時血糖126mg/dl以上、b. HbA1c6.5%以上、c. 随時血糖126mg/dl以上

【貧血検査】

・貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者

(4) 肝炎ウイルス検診

〈予算額は(3)市民健診（健康診査）に含む〉

集団検診、施設検診

●対象者：・年度中に40歳になる者

・または、41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けていない者

年 度	受 診 者 数			B 型 肝 炎			C 型 肝 炎						
		40歳	41歳以上	受診者数	陽性者	陰性者	受診者数	陽性者 ①+②	①	②	③	④	⑤
3	1,130	145	985	1,120	5	1,115	1,128	2	1	1	3	617	506
4	839	123	716	829	1	828	837	1	1	0	1	436	399
5	802	83	719	790	1	789	800	1	1	0	2	473	324

判定結果【C型肝炎】

①②・・・現在、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染している可能性が高い

③④⑤・・・現在、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染している可能性が低い

●事後指導：肝炎ウイルス検診陽性者に、受診の有無の確認

未受診者には受診勧奨を実施（電話相談、訪問指導、随時来所相談）

(5) 特定健康診査（特定健診）

〈国保年金課予算〉

集団健診・施設健診・個別医療機関

●目的：内臓脂肪の蓄積に着目した健診を実施し、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防、早期発見に資することを目的とする。

●対象者：40～74歳の市国民健康保険加入者

●内容：問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・血糖検査

理学的検査（身体診察）

※医師が必要と判断した者に対しては、詳細な健診として心電図検査・眼底検査・貧血検査を実施

●備考：休日健診を毎月1回、土曜日もしくは日曜日に実施

〈詳細健診（心電図・眼底・貧血）〉

下記の基準の下、医師が必要と判断した場合、選択的に実施する。

●基準：【心電図検査】

- ・当該年度の健診結果等において、収縮期血圧140mmHg以上もしくは拡張期血圧90mmHg以上の者または問診等で不整脈が疑われる者

【眼底検査】

- ・当該年度の健診結果等において、①血圧が a b いずれかの基準または②の血糖値が a b c いずれかの基準に該当

①血圧：a. 収縮期血圧140mmHg以上、b. 拡張期血圧90mmHg以上

②血糖：a. 空腹時血糖126mg/dl以上、b. HbA1c6.5%以上、c. 随時血糖126mg/dl以上

【貧血検査】

- ・貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者

〈特定健診実施状況〉

年度	対象者数	受診者数	受診率	詳細健診		
				心電図	眼底	貧血
3	61,575	19,368	31.5%	4,235	2,639	2,796
4	58,166	19,445	33.4%	4,262	2,550	2,928
5	55,646	19,024	34.2%	3,927	2,357	3,159

※5年度は6年6月末暫定値

●事後指導：以下の対象者に対して保健師・管理栄養士・看護師等が実施

- 特定保健指導
- 糖尿病性腎症重症化予防
- CKDハイリスク者（未受診者、コントロール不良者）
- その他必要に応じて

(6) 特定保健指導

〈国保年金課予算〉

- 目的：対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣に係る自主的な取り組みの継続的な実施に資することを目的とする。
- 対象者：40～74歳の大分市国民健康保険特定健診受診者のうち特定保健指導の基準に該当する者
- 内容：特定健診結果やその経年変化から、対象者自身が自らの健康状態を理解し、改善に向けた行動目標を立て、継続できるよう、専門職（保健師・管理栄養士）が、3か月以上支援を行う。

〈特定保健指導実施状況〉

年度	対象者数	実施者数	実 施 率	支援区別実施状況			
				積極的支援		動機付け支援	
				対象者数	実施者数	対象者数	実施者数
3	2,062	472	22.9%	386	55	1,676	417
4	1,922	502	26.1%	344	55	1,578	447
5	1,933	369	19.1%	381	53	1,552	316

※ 5 年度は 6 年 6 月末暫定値

特定健診・特定保健指導進捗・実績管理表より

(7) がん検診

〈6 年度予算額：239,744 千円、負担率：市単独（交付税措置あり）〉

※ 3、4 年度は「1 日まるごと“0 円”検診キャンペーン」として自己負担を無料化

（従来 500 円。胃がん検診内視鏡検査は対象外。）

（受診率算出方法について）

地域保健・健康増進事業報告に基づいて算出。

各がん検診の受診率算出に係る年齢は各表の上部に示したとおりであり、対象者数は当該年齢の市民の総数である。

胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診については下記の計算方法で算出。

受診率＝（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における 2 年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100

① 胃がん検診

集団検診・施設検診

・エックス線検査（対象：40 歳以上）

・内視鏡検査（対象：50 歳以上で偶数年齢になる人）※ 2 年度から 4 検診施設で実施。

年 度	項 目	集 団 検 診 会 場	検 診 施 設 数	総 受 診 者 数	(受診率算出に係る年齢) 50歳～69歳										40～49、 70歳以上 受診者数	
					受 診 者 数	受 診 率	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果					
											異 常 な し	が ん	が ん 疑 い	他 疾 患		未 把 受 握 診
3	エックス線	33	8	6,532	3,046	3.8%	146	4.8%	128	87.7%	19	0	2	107	18	3,486
	内視鏡	—	4	394	250		10	4.0%	10	100%	2	1	0	7	0	144
4	エックス線	20	8	6,647	3,041	4.2%	103	3.4%	95	92.2%	16	2	0	77	8	3,606
	内視鏡	—	4	398	247		12	4.9%	11	91.7%	4	0	0	7	1	151
5	エックス線	40	8	5,355	2,347	3.7%	73	3.1%	59	80.8%	6	0	1	52	14	3,008
	内視鏡	—	4	393	224		4	1.8%	2	50.0%	1	0	0	1	2	169

※ 5 年度は 6 年 6 月末暫定値

② 肺がん検診

集団検診・施設検診

・肺がん検診（エックス線検査）（対象：40歳以上）

年 度	集 団 検 診 会 場	検 診 施 設 数	総 受 診 者 数	(受診率算出に係る年齢) 40歳～69歳											70歳以上
				受 診 者 数	受 診 率	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果					受 診 者 数
										異 常 な し	が ん	がん 疑 い	他 疾 患	未 把 受 握 診	
3	183	8	21,885	10,820	5.7%	205	1.9%	186	90.7%	92	3	4	87	19	11,065
4	176	8	23,204	10,941	5.8%	184	1.7%	165	89.7%	81	3	7	74	19	12,263
5	157	8	22,147	10,210	5.4%	121	1.2%	100	82.6%	41	2	5	52	21	11,937

※5年度は6年6月末暫定値

・肺がん検診（喀痰検査）（対象：50歳以上で喫煙指数600以上の希望者）

年 度	集 団 検 診 会 場	検 診 施 設 数	総 受 診 者 数	(受診率算出に係る年齢) 50歳～69歳										70歳以上
				受 診 者 数	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果					受 診 者 数
									異 常 な し	が ん	が ん 疑 い	他 疾 患	未 把 受 握 診	
3	183	8	160	50	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	110
4	176	8	148	44	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	104
5	157	8	100	34	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	66

※5年度は6年6月末暫定値

③ 大腸がん検診（対象：40歳以上）

集団検診・施設検診

年 度	集 団 検 診 会 場	検 診 施 設 数	総 受 診 者 数	(受診率算出に係る年齢) 40歳～69歳												70歳以上
				受 診 者 数	受 診 率	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果						受 診 者 数
										異 常 な し	が ん	が ん 疑 い	腺 腫	他 疾 患	未 把 受 握 診	
3	183	8	16,314	9,500	5.0%	387	4.1%	312	80.6%	100	13	2	97	100	75	6,814
4	176	8	17,680	9,769	5.2%	412	4.2%	349	84.7%	98	11	3	115	122	63	7,911
5	166	8	17,289	9,216	4.9%	356	3.9%	252	70.8%	71	6	3	84	88	104	8,073

※5年度は6年6月末暫定値

④ 子宮頸がん検診（対象：20歳以上で偶数年齢になる女性）

集団検診・施設検診・個別医療機関・新たなステージに入ったがん検診

年 度	集 団 検 診 会 場	検 診 施 設 数	総 受 診 者 数	(受診率算出に係る年齢) 20歳～69歳												70歳以上 受 診 者 数
				受 診 者 数	受 診 率	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果						
										異 常 な し	が ん	異 形 成	が ん 疑 い	他 疾 患	未 把 受 握 診	
3	45	8	14,079	11,898	13.9%	397	3.3%	368	92.7%	81	3	161	58	65	29	2,181
4	30	8	13,008	10,791	14.9%	274	2.5%	246	89.8%	67	3	92	42	42	28	2,217
5	40	8	11,574	9,335	13.6%	222	2.4%	185	83.3%	39	4	86	19	37	37	2,239

※5年度は6年6月末暫定値

⑤ 乳がん検診（対象：30歳以上で偶数年齢になる女性）

集団検診・施設検診・新たなステージに入ったがん検診

年 度	集 団 検 診 会 場	検 診 施 設 数	総 受 診 者 数	(受診率算出に係る年齢) 40歳～69歳											30～39、 70歳以上
				受 診 者 数	受 診 率	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果					受 診 者 数
										異 常 な し	が ん	が ん 疑 い	他 疾 患	未 把 受 握 診	
3	45	8	13,719	8,593	15.1%	559	6.5%	524	93.7%	265	27	1	231	35	5,126
4	30	8	13,250	8,240	16.3%	514	6.2%	495	96.3%	258	39	8	190	19	5,010
5	40	8	11,621	7,127	15.2%	426	6.0%	374	87.8%	192	17	3	162	52	4,494

※5年度は6年6月末暫定値

⑥ 前立腺がん検診（対象：50歳以上の男性）

集団検診・施設検診

年 度	集 団 検 診 会 場	検 診 施 設 数	総 受 診 者 数	50歳～69歳										70歳以上
				受 診 者 数	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果					受 診 者 数
									異 常 な し	が ん	がん 疑 い	他 疾 患	未 把 受 握 診	
3	183	8	7,115	3,311	147	4.4%	90	61.2%	8	10	24	48	57	3,804
4	176	8	8,105	3,742	136	3.6%	90	66.2%	15	7	19	49	46	4,363
5	157	8	7,032	3,075	114	3.7%	68	59.6%	17	3	20	28	46	3,957

※5年度は6年6月末暫定値

(8) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

〈6年度予算額：9,578千円、負担率：国一部負担、市その他〉

- 目的：本市が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳並びに検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付するとともに、一定の年齢の市民に個別の受診勧奨を行うことにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

●実施主体：大分市

●検診期間：令和5年7月3日～令和6年1月31日

●クーポン券配布対象者

		年齢	生 年 月 日
(1)	子宮頸がん	20歳	平成14（2002）年4月2日～平成15（2003）年4月1日
(2)	乳がん	40歳	昭和57（1982）年4月2日～昭和58（1983）年4月1日

●クーポン券利用実績

		対象者数	受診者数	受診率（％）	要精密者数	要精検率（％）
(1)	子宮頸がん	2,110	154	7.3	4	2.6
(2)	乳がん	3,039	425	14.0	20	4.7

(9) 骨粗しょう症検診

〈6年度予算額：1,822千円、負担率：県一部負担、市その他〉

集団検診・施設検診

- 目的：骨量減少者の早期発見・治療を行うとともに、生涯を通じての健康づくりに対する認識を高める。

●対象者：年度中に40・45・50・55・60・65・70歳になる女性

※3年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う措置として、年度中に41・46・51・56・61・66・71歳になる女性も対象

年 度	集 団 検 診 会 場	検 診 施 設 数	総 受 診 者 数	40、45、50、55、60、65、70歳										措置年齢
				受 診 者 数	異 常 な し	要 指 導	要 精 検	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	精密検査の結果				受 診 者 数
										異 常 な し	骨 粗 鬆 症	骨 粗 鬆 症 以 外	未 未 把 受 握 診	
3	45	8	4,104	2,506	1,639	650	217	8.7%	113	14	52	47	104	1,598
4	30	8	2,251	2,251	1,489	546	216	9.6%	116	17	69	30	100	
5	40	8	1,754	1,754	1,070	475	209	11.9%	107	7	51	49	102	

※5年度は6年6月末暫定値

(10) 胃がんリスク検診

〈予算額は(7)がん検診に含む〉

集団検診・施設検診

●目的：胃がんの発がんリスクを明らかにし、そのリスクに応じて、より効果的に胃がんの予防、早期発見を図る。

●対象者：〈3年度の対象者〉

年度中に40・45・50・55・60歳になる人

※3年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う措置として、年度中に41・46・51・56・61歳になる人も対象

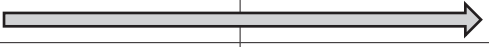
〈4年度からの対象者〉

年度中に20～40歳の偶数年齢になる人または過去に一度も受診したことがない年度年齢42～60歳の偶数年齢になる人

●方法：血液検査による、ピロリ菌感染の有無及び、胃粘膜の萎縮度判定（ペプシノゲン値）

年 度	集 団 検 診 会 場	検 診 施 設 数	総 受 診 者 数	【3年度】40、45、50、55、60歳									【4、5年度】20～60歳							措置年齢
				受 診 者 数	異常なし					要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果						受 診 者 数	
					A	B	C	D	計				異常なし	が ん 疑 い	胃 炎	他 疾 患	未 把 握 診			
3	183	8	2,794	1,734	1,404	221	96	13	330	19.0%	227	68.8%	39	2	1	149	36	103	1,060	
4	176	8	2,484	2,484	2,057	288	126	13	427	17.2%	278	65.1%	64	6	2	160	46	149		
5	157	8	1,577	1,577	1,278	205	84	10	299	19.0%	169	56.5%	41	1	0	104	23	130		

※5年度は6年6月末暫定値

判定	A 異常なし	B 要精検	C 要精検	D 要精検
ピロリ菌抗体	－	＋	＋	－
ペプシノゲン値	－	－	＋	＋
胃がんの危険度	低い			高い
胃粘膜の状態	萎縮なし	萎縮は軽度	萎縮が進んでいる	萎縮が高度

(11) 健康教育

〈6年度予算額：1,483千円、負担率：県一部負担、市その他〉

〈集団健康教育〉

- 目的：生活習慣病の予防・健康増進など健康に関する正しい知識の普及啓発により、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図る。

	3年度		4年度		5年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
地区依頼による健康教育等	55	1,051	71	1,298	99	2,060
健康課独自事業	126	1,412	185	2,476	170	2,628
職域依頼による健康教育	6	172	7	116	7	237
受動喫煙の健康教育	9	636	11	849	25	1,054
計	196	3,271	274	4,739	301	5,979

「大分市総合社会福祉保健センター（J:COMホルトホール大分）」大分市指定事業

	3年度		4年度		5年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
健康づくりサポート教室	8	111	7	103	8	147
親子体操教室	22	390	24	463	24	531
計	30	501	31	566	32	678

(12) 健康相談

〈6年度予算額：3,233千円、負担率：県一部負担、市その他〉

- 目的：保健師・管理栄養士等が心身の健康に関する個別の相談に応じ、健康な生活へ向けて指導及び助言を行う。

事業名 年度	保健所窓口健康相談		健康相談会		計	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
3	6,207	6,907	48	2,080	6,255	8,987
4	5,330	5,485	105	4,307	5,435	9,792
5	5,013	5,092	184	11,353	5,197	16,445

(13) 訪問指導

〈6年度予算額：9,104千円、負担率：県一部負担、市その他〉

- 目的：保健師や管理栄養士等が訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し必要な指導を行う。
- 対象者：以下の対象者に対して保健師・管理栄養士・看護師等が実施
- a) CKDハイリスク者（未受診者、コントロール不良者）
 - b) 肝炎ウイルス検診陽性者

c) その他必要に応じて

区分 年度	市民健診・特定健診要指導者		そ の 他		総 数	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
3	70	75	3	3	73	78
4	73	76	1	1	74	77
5	408	428	0	0	408	428

* R 3～4年度について、訪問は対象者の同意が取れた場合のみ実施。主に電話での保健指導を実施した。

(14) 健康アプリ「おおいた歩得（あるとっく）」

●目 的：日常のウォーキングや健診受診などのミッションを達成することで健康ポイントが付与され、特典が受けられる健康アプリを活用し、無理せず楽しみながら生活習慣の改善を行う。

●対 象 者：大分県内に通勤・在住している人

●登録状況

アプリ登録者数（大分市民）

年度	登録者 目 標	登録者数
3	36,000	37,776
4	41,500	42,529
5	45,000	47,818

ミッション登録数

年度	ミ ッ シ ョ ン 総 数	ミ ッ シ ョ ンの内訳（再掲）		
		社会参加	健康づくり （運動）	健康づくり （運動以外）
3	65	21	32	12
4	99	51	38	10
5	113	51	47	15

●運動促進イベント

目 的：市民の運動に対する意識づけと、継続した運動習慣の獲得を推進する

内 容：目標を達成した人に対して賞品を渡す

対象者：18歳以上の大分市民

年度	イベント名	参加者数 (歩得登録者)	目 標	期 間
3	チャレンジウォーキング	792 (730)	1日5,000歩以上で各自設定した歩数を12日以上歩く	5月1日～ 5月31日
	チャレンジスポーツ	324 (248)	運動の目標を決めて、12日間以上達成する	2月1日～ 2月28日
4	チャレンジウォーキング	536 (495)	1日5,000歩以上で各自設定した歩数を12日以上歩く	5月1日～ 5月31日
5	チャレンジウォーキング	291 (201)	1日5,000歩以上で各自設定した歩数を12日以上歩く	5月1日～ 5月31日

●健康づくり支援イベント

目 的：市民の健（検）診受診・野菜摂取・運動に対する意識づけと、習慣化を推進する

内 容：目標を達成した人に対して賞品を渡す。さらにダブルチャンス抽選で賞品を渡す

対象者：18歳以上の大分市民

年度	イベント名	参加者数 (歩得登録者)	目 標	期 間
3	毎日プラス！ベジスポ生活 2021	292 (179)	健（検）診受診及び野菜摂取・ 運動を継続し100ポイント獲得 する	9月1日～ 10月31日
4	毎日プラス！ベジスポ生活 2022	289 (116)	健（検）診受診及び野菜摂取・ 運動を継続し50ポイント獲得す る	10月1日～ 10月31日
5	毎日プラス！ベジスポ生活 2023	355 (208)	健（検）診受診及び野菜摂取・ 運動を継続し50ポイント獲得す る	10月1日～ 10月31日

(15) 慢性腎臓病対策

〈6年度予算額：1,273千円、負担率：国一部負担、市その他〉

- 目 的：大分市は、国保加入者の人工透析割合が中核市において高い状況にあるため、その原因となる慢性腎臓病（C K D）対策を実施することで、新規人工透析患者の減少を目指す。

●大分市生活習慣病対策推進協議会の開催

生活習慣病の発症及び重症化予防に係る効果的な対策について検討するため、協議会を設置し、協議を行う。また、具体的な生活習慣病対策の検討を専門部会において実施する。

会 議 名	日 程	内 容
協議会	令和5年7月27日	大分市の生活習慣病の現状・対策について 関係団体の取組について
専門部会 (普及啓発)	令和5年7月27日	働く世代を対象とした健康教育について 世界腎臓デーイベントについて
専門部会 (重症化予防)	令和6年2月29日	データから見る大分市について 大分市C K D病診連携システムの運用について

●大分市慢性腎臓病病診連携システム運用状況

慢性腎臓病対策を目的とした、腎臓病専門医とかかりつけ医が情報を共有し相互に役割と機能を分担しながら疾病の段階に応じた適切な医療を提供する。

対象者：C K D紹介基準該当者（e G F R45未満、尿蛋白＋以上）または大分市独自基準該当者（e G F Rが1年間で20以上低下）

年度	郵送数	返信数	紹介数	既連携数
3	1,109	552	26	31
4	1,126	550	37	20
5	1,075	363	20	12

＜病診連携登録医療機関数＞
147医療機関

(R 6. 6 月末現在)

●C K D研修会の開催

C K D及び大分市慢性腎臓病病診連携システム等について知見を深め、大分市におけるC K D対策をさらに推進することを目的に保健・医療関係者に対し研修会を開催する。

日 時：令和 5 年10月12日（木） 19：00～20：00

場 所：オンライン開催

内 容：座長 金田幸司先生（大分赤十字病院 副院長）

講演Ⅰ「C K D診療ガイドライン2023に基づいた糖尿病性腎臓病の治療戦略」

福田顕弘先生（大分大学医学部附属病院 腎臓内科 学内講師）

講演Ⅱ「循環器内科医からみた腎保護を目指す心不全の治療戦略」

岡田憲広先生（大分赤十字病院 循環器内科 部長）

参加者数：165名

●世界腎臓デーイベントの開催

世界腎臓デーの機会を利用しイベントを開催し、広く市民へC K D等生活習慣病予防について普及啓発を行う。

日 時：令和 6 年 2 月24日（土） 13：00～15：00

場 所：コンパルホール 文化ホール・ホワイエ

内 容：座長 柴田洋孝先生（大分大学医学部 内分泌代謝・膠原病・腎臓内科学講座 教授）

講演Ⅰ「静かに忍び寄る慢性腎臓病～あなたの腎臓を守るためにできること～」

福田顕弘先生（大分大学医学部附属病院 腎臓内科 学内講師）

講演Ⅱ「ふせごう糖尿病の合併症～糖尿病と腎臓病の深い関係～」

田中克宏先生（大分県立病院 内分泌・代謝内科 部長）

講演Ⅲ「食べて元気！腎臓を守る食事」

廣田優子先生（大分大学医学部附属病院 臨床栄養管理室 室長）

〔健康啓発ブース〕血糖測定・ベジチェック・血管年齢測定・体組成測定

参加者数：226名

(16) 働く世代健康応援事業

〈予算額は(11)健康教育に含む〉

- 目的：大分市が健康課題として挙げている、慢性腎臓病（CKD）の重症化予防対策は、青壮年期からの生活習慣病対策が重要であり、そのためには、職域の就労年齢層への働きかけが不可欠である。県・協会けんぽと連携を図り、職域での健康づくりを展開し、長期的な「健康寿命の延伸」及び「医療費の削減」を目指す。

●職域における健康教育

全国健康保険協会大分支部（協会けんぽ）に加入している従業員数6人以上50人未満で市内に所在する事業所を対象に健康づくり支援講座として行う他、協会けんぽ以外の事業所からの依頼による健康教育を実施。

年度	健康づくり支援講座		その他	
	件数	人数	件数	人数
3	6	146	1	40
4	6	76	1	27
5	7	88	1	27

健康づくり支援講座の実施状況

内容（5年度）	件数	担 当
生活習慣病予防の秘訣	3	健康課保健師
健診結果から何がわかる？	0	
2人に1人はがんにかかる時代	0	
食生活を見直しましょう	3	健康課栄養士
こころの健康	1	保健予防課保健師

●事業所訪問の実施

職場の健康づくり支援講座や、県や協会けんぽとの知事顕彰調査など、事業所訪問を実施。

年度	健康教育	知事顕彰	セミナー	その他	合 計
3	7	4	—	1	12
4	7	5	—	0	12
5	8	4	1	0	13

(17) たばこ対策

① 「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」における普及啓発活動

- 目的：「世界禁煙デー」（5月31日）及び「禁煙週間」（5月31日～6月6日）にあわせ、街頭キャンペーンやポスターの掲示などを行うことで、たばこの害、受動喫煙防止について正しい知識の普及啓発を図る。

項 目	実 施 内 容
世界禁煙デーにおける 街頭キャンペーン (JR大分駅北口・南口)	日時：令和5年5月31日(水) 内容：キャンペーングッズ配布(ポケットティッシュ1,000個)
ポスターの掲示	支所・公民館など23会場
のぼりの設置	保健福祉センター、健康支援室など8会場 5月下旬～6月下旬まで約1ヶ月間
乳幼児の保護者向け 啓発チラシ配布	禁煙週間前後の3歳児健診・1歳6か月児健診、母子の各種教室・ 相談、母子健康手帳交付窓口、保健福祉センターの事務窓口等で啓 発チラシを配布(1,000枚)
その他	市報、ホームページを活用した啓発活動

② 受動喫煙対策に関する普及啓発

- 受動喫煙対策についてホームページにてPR
- 受動喫煙対策の取り組みについて状況調査・指導
(件)

年度	保健所窓口・電話相談	通報対応
3	30	9
4	35	10
5	47	6

- 受動喫煙防止のためのリーフレットの配布

母子健康手帳発行窓口や健康教育等でリーフレットを配布し受動喫煙の害について普及啓発を図るもの。

(18) 健康推進員地域活動事業

〈6年度予算額：7,558千円(国保年金課予算を含む) 負担率：市単独〉

- 目 的：「市民の健康づくり」を市民の身近な地域で推進するため、各自治区に「大分市健康推進員」を配置し、市民との協働による健康づくりの実現を図る。
- 大分市健康推進員とは

市民の健康づくりを身近な地域で推進するため、自治会長の推薦を受け、市長から委嘱を受けた市民。

地域の関係者や保健師・管理栄養士と連携を図りながら、市民健診受診率向上の取り組みや、健康づくりに関する知識の普及啓発活動、地域と行政のパイプ役等の役割を担う。1自治区に1人(任期2年)

●健康推進員配置人数経過

年度	配置人数	配置自治区数
2	645	646
3	645	646
4	645	649
5	644	648

※配置自治区数：健康推進員が配置されている自治区（兼務自治区あり）

●令和5年度大分市健康推進員研修会

リーダー研修

日 程	内 容	参加者数
令和5年5月23日	講演 「人をつなぎ 地域をつなぐ コミュニケーションの力」 講師 鷹鳥屋神社 宮司 矢野 大和 氏	43

全体研修会

センター	日 程	内 容	参加者数
中 央	令和5年9月28日	講演 「食のナゾに迫る～知らなきゃソンする食事の話～」 講師 別府大学食物栄養科学部 教授 津田 克彦 氏	109
	令和6年1月29日	講演 「言葉は心の食材～福ことば・毒ことば・置き言葉～」 講師 ことの葉クローバー 松本 久美子 氏	94
西 部	令和5年9月12日	講演 「脳卒中教室～脳梗塞の症状・前兆をご存じですか？～」	129
	令和5年9月28日 (大南会場)	講師 医療法人健裕会 永富脳神経外科病院 病院長 湧川 佳幸 氏	48
	令和5年12月1日	講演 「食のナゾに迫る～知らなきゃソンする食事の話～」	101
	令和5年12月13日 (大南会場)	講師 別府大学食物栄養科学部 教授 津田 克彦 氏	53
東 部	令和5年 9月13日、19日	講演 「健康づくりの運動について」 講師 大分市健康づくり運動指導者協議会 小畑 麻理 氏	102
	令和5年9月14日 (佐賀関会場)		48
	令和6年2月21日	講演 「こころの健康について」	88
	令和6年1月29日 (佐賀関会場)	講師 大分市保健所 保健予防課 保健師	44

●地域での学習会・研修会の企画・運営

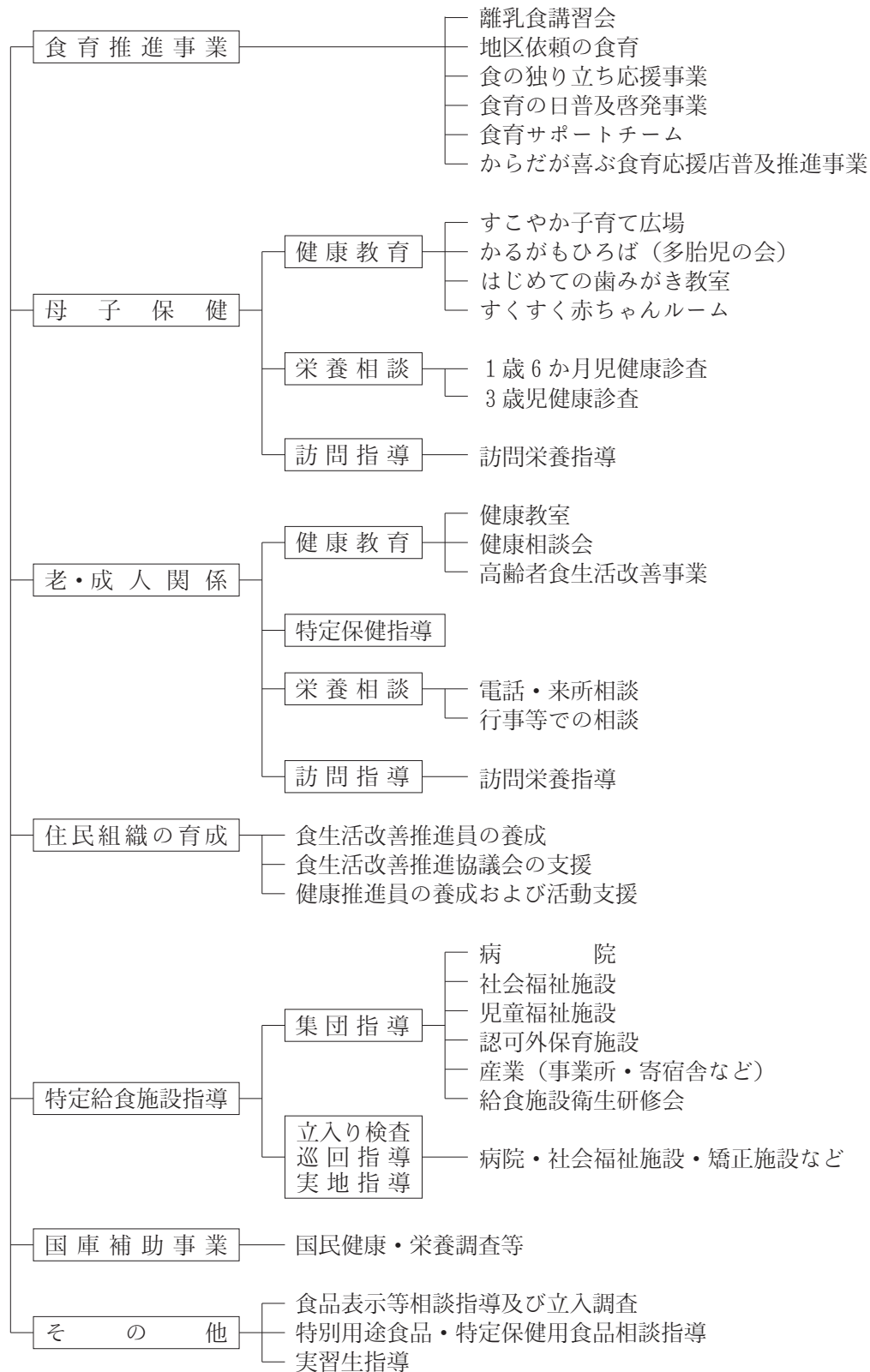
内 容 （５年度）	開催校区	参加延人数
「健康づくり研修会」をはじめとした研修会等	４	154
健康についての学習会への参加	—	1,452
健康推進員交流会に参加	—	1,995

●その他の活動（５年度）

- ・市民健診の受診勧奨
- ・健康づくりの広報
- ・地域のイベントの企画・協力
- ・健康推進員だよりの発行

5 栄 養 改 善

(1) 食生活栄養改善推進事業の体系



(2) 食生活栄養改善推進事業

〈6年度予算 1)～4) 3,408千円、負担率：市単独〉

1) 食育推進事業

① 離乳食講習会

名 称	離乳食講習会			とりわけ離乳食講習会																										
目 的	食生活の基礎となる離乳食の重要性を理解してもらうとともに、子どもの食欲、摂食行動、成長・発育パターン等を考慮し、個々に応じた離乳食の進め方について指導・助言を行い育児支援に繋げる。																													
対 象	3～5 か月児の保護者			9～12か月児の保護者																										
会 場	中央保健センター、東部・西部保健福祉センター			中央保健センター（R 4 年度より）、東部・西部保健福祉センター																										
実 績	<table><tr><td>年 度</td><td>回 数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>3</td><td>32</td><td>212</td></tr><tr><td>4</td><td>71</td><td>419</td></tr><tr><td>5</td><td>72</td><td>529</td></tr></table>			年 度	回 数	参加者数	3	32	212	4	71	419	5	72	529	<table><tr><td>年 度</td><td>回 数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>3</td><td>3</td><td>32</td></tr><tr><td>4</td><td>9</td><td>63</td></tr><tr><td>5</td><td>9</td><td>83</td></tr></table>			年 度	回 数	参加者数	3	3	32	4	9	63	5	9	83
	年 度	回 数	参加者数																											
	3	32	212																											
	4	71	419																											
	5	72	529																											
年 度	回 数	参加者数																												
3	3	32																												
4	9	63																												
5	9	83																												

② 健康教育（食育）

【内容】

●実 績

年度	回数	参加者数
3	56	520
4	59	527
5	77	785

食育テーマの健康教育
食の独り立ち応援事業
地域のイベント
食育サポートチーム支援 等

③ 食育の日普及啓発（食育キャンペーン）

●内 容 毎年6月の食育月間にイベントを開催、料理展示やレシピ、資料配布等を行う。

●実 績

年度	回数	参加者数
3	—	—
4	3	720
5	1	500

* R3年度はポスター掲示及びチラシ配布
で対応：市内54か所

④ 食育サポートチーム活動

- 内 容 保育所・幼稚園・学校などからの要望に応じて「食育」に関する知識や経験を活かした講話や料理教室等を実施する。

●実 績

年度	回数	参加者数
3	7	308
4	5	270
5	8	332

⑤ からだが喜ぶ食育応援店普及推進事業

- 目 的 栄養成分表示、健康情報提供、野菜たっぷりメニュー提供等を実施している飲食店、社員食堂などを「からだが喜ぶ食育応援店」として登録し、食の環境整備を図る。

●実 績 登録店舗数

年度	新規登録店舗数	累計登録店舗数
3	2	249
4	1	250
5	1	251

2) 栄養改善事業

① 母子保健事業

【内容】

●実 績

年度	回数	人数
3	241	856
4	234	797
5	254	1,278

すこやか子育てひろば
かるがもひろば
はじめての歯みがき教室
すくすく赤ちゃんルーム
1歳6か月児健康診査
3歳児健康診査 等

② 成人保健・老人保健事業

【内容】

●実 績

年度	回数	人数
3	61	94
4	76	159
5	106	653

健康教室
看護の日
健康相談会 健康ひろば 等

3) 住民組織の育成

① 食生活改善推進員養成講座

- 目 的 市民の健康づくりおよび食育の推進役として活動する食生活改善推進員の養成を行う。
- 対 象 地区組織活動の趣旨に賛同し、養成講座修了後、食生活改善推進員として、健康づくりの普及啓発活動を実践できる市民
- 内 容 カリキュラムに沿って講話や調理実習、運動等の講座を行う。

●実績

年度	期生	修了者数
3	16期生	11
4	17期生	6
5	18期生	16

② 食生活改善推進協議会 研修会・総会・理事会・活動支援

- 目的 食生活改善推進協議会に対して、研修会の開催や活動支援、事業委託を行うことにより地域に根ざした活動を充実させ、地域住民の栄養改善を図る。

●実績

年度	回数	延参加者数
3	55	822
4	106	1,297
5	80	1,321

- 会員数 令和5年度207人

●委託事業

事業名	回数	参加者数
こども料理教室	5	147
バランス料理教室	20	359
朝ごはん教室	5	96

4) 給食施設指導事業

- 目的 利用者へ栄養効果が十分でかつ安全な給食の提供がなされるよう、栄養・調理・衛生管理に関する知識の向上及びその改善について指導、助言を行う。また、研修会を開催するなかで、情報提供や施設間のネットワークづくりを図る。

- 対象 病院・診療所（有床）・福祉施設・産業等の給食施設の従事者

- 内容 施設指導監査、立入検査に同行し指導を行う。また研修会を開催する。

●実績

年度	回数	延人数
3	73	454
4	107	417
5	110	493

5) 高齢者食生活改善事業

〈6年度予算額：535千円（長寿福祉課予算）〉

① 高齢者食生活指導者講習会

- 目的 地域の高齢者やその家族に対して高齢者の食生活改善や低栄養予防に関する講習会を行う指導者を養成する。
- 対象 大分市食生活改善推進協議会の会員
- 内容 低栄養予防に関する講義及び調理実習

② 高齢者食生活講習会 （食生活改善推進協議会委託）

- 目的 地域の高齢者やその家族に対して、高齢者食生活指導者講習会を受講した食生活改善推進員が各地域において高齢者の食生活改善や低栄養予防に関する講習会を行う。

●実績

年度	回数	参加者数
3	16	488
4	16	369
5	16	253

6) 国民健康・栄養調査

〈6年度予算額：5,125千円、負担率：国 $\frac{10}{10}$ 〉

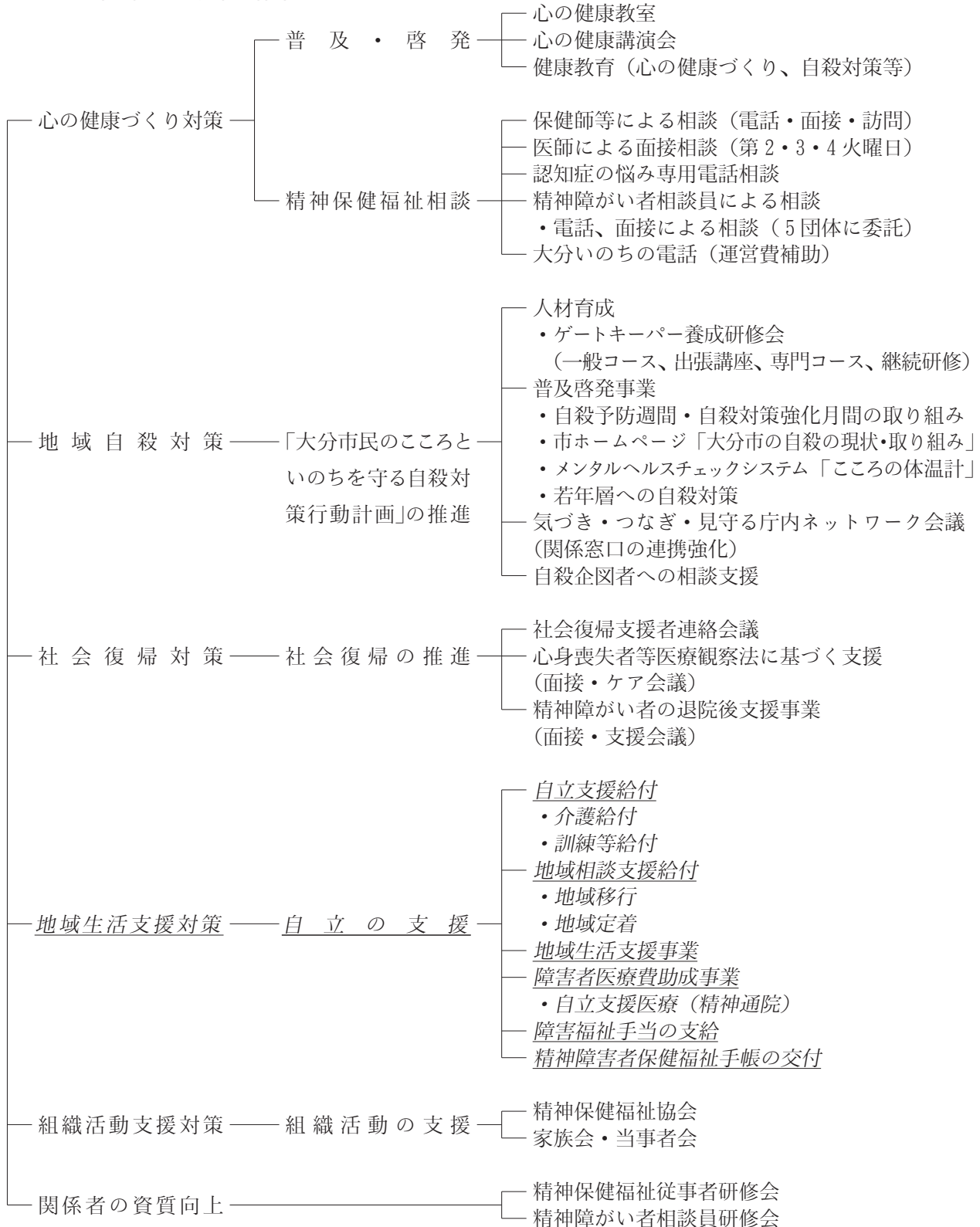
健康増進法に基づき、国民の健康保持増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を調査する。厚生労働省が無作為に対象地区を抽出し11月に調査を実施する。

令和5年度調査対象地区：1地区（田中町）

6 精神保健

〈6年度予算額：9,035千円、負担率：国一部負担、市その他〉

(1) 精神保健福祉事業の体系



斜体は障害福祉課で実施

(2) 心の健康づくり対策

1) 普及・啓発

① 心の健康講演会

市民が心の健康に関心を持ち、精神疾患やその初期症状、前兆に対処することができるよう、また相談や受診等ができるよう、心の健康づくりに関する知識の普及啓発を図る。

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
令和5年11月7日 鶴崎公民館	一般市民及び 保健・福祉の 関係者	講演：「身近にひそむ依存症 ～上手なお酒とのつきあい方～」 講師：大分丘の上病院 医師 塚本 光江 氏 ・適切な飲酒量とは ・アルコールが心身に及ぼす影響 ・アルコール依存症とは ・アルコール依存症の治療について	21
令和5年11月21日 大分市保健所			31

※2会場とも同一内容で実施

② 健康教育

地域住民や職域を対象に、心の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図る。

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
令和5年9月21日 あけの アクロスタウン	明野校区民生 委員・児童委員 協議会	・精神障がいについて ・大分市の自殺の現状とゲートキーパーの役割について 講師：大分市保健所 医師、保健師	28
令和5年9月28日 コンパルホール	大分市介護支援 専門員協議会	・精神保健担当班の業務と関係機関との連携について 講師：大分市保健所 保健師	31
令和5年10月25日 J:COM ホルトホール大分	校（地）区社 会福祉協議会 関係者	・精神障がいについて ・精神障がいを持つ人への関わり方について 講師：大分市保健所 医師、保健師	72
令和5年11月15日 みやざき内科 リウマチクリニック	みやざき内科 リウマチクリニック 職員	・ストレスやうつ病について ・大分市の自殺の現状とゲートキーパーの役割について 講師：大分市保健所 保健師	6
令和6年1月29日 佐賀関支所	佐賀関地区 健康推進員	・いきいき健康大分市民21と心の健康について ・ストレスマネジメント ・適正飲酒について 講師：大分市保健所 保健師	44
令和6年2月21日 大分市保健所	大分市役所 国民年金室 職員	・精神疾患について ・精神障がいを持つ人への話し方のポイント 講師：大分市保健所 保健師	4
令和6年2月21日 鶴崎支所	鶴崎地区 健康推進員	・いきいき健康大分市民21と心の健康について ・ストレスマネジメント ・適正飲酒について 講師：大分市保健所 保健師	88
令和6年3月19日 Zoom配信	原川圏域 居宅介護支援 事業所の介護 支援専門員	・精神疾患について ・精神科の医療について ・事例を通した関わり方の紹介 ・精神保健担当班の業務について 講師：大分市保健所 保健師	10

〈心の健康教室〉

主に中学生を対象に、飲酒・喫煙・心の健康等の問題について、正しい知識の普及を図る。

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
令和5年5月19日 佐賀関中学校	1, 2, 3年生 及び職員	「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師：大分市保健所保健予防課 保健師	24
令和5年12月5日 滝尾中学校	1, 2, 3年生 及び職員	「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師：大分市保健所保健予防課 保健師	732
令和6年2月6日 判田中学校	2年生 及び職員	・「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師：大分市保健所保健予防課 保健師 ・アルコール依存症体験談（断酒会）	109
令和6年2月13日 植田中学校	1, 2年生 及び職員	「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師：大分市保健所保健予防課 保健師	300

2) 精神保健福祉相談

① 保健師等による電話・来所の随時相談及び嘱託精神科医による面接相談（予約制）

◎ 相談件数

年度	相 談 件 数	一 般	社 会 復 帰	老人精神保健	アルコール・薬物・ ギャンブル・ゲーム	思 春 期
R元	7,157 (43)	6,499 (35)	50 (0)	419 (7)	106 (1)	83 (0)
R 2	7,339 (42)	6,078 (36)	412 (0)	338 (6)	397 (0)	114 (0)
R 3	5,761 (16)	4,758 (12)	292 (0)	361 (3)	266 (0)	84 (1)
R 4	5,770 (20)	4,826 (17)	234 (0)	509 (2)	134 (0)	67 (1)
R 5	5,496 (24)	4,648 (22)	107 (0)	578 (2)	92 (0)	71 (1)

() は嘱託医による相談件数：再掲

◎ 認知症の悩み専用電話（再掲）

年度	相 談 件 数	相 談 内 容 （ 重 複 あ り ）			
		保健サービス	性格・行動上の 問題	家庭の問題	そ の 他
R元	123	84	108	81	23
R 2	81	46	38	30	18
R 3	84	53	32	20	17
R 4	84	59	22	38	11
R 5	70	54	29	34	6

◎ 精神障がい者相談員による相談（再掲）

精神障がい相談（毎月第1～4水曜日 市民相談室） ※令和5年度で終了

電話、面接等による相談（5団体に委託）

年度	相談件数	市民相談室	すみれ会	てんかん協会	断 酒 会	認知症の人 と家族の会	ステップの会
R元	280	49	40	64	22	55	50
R 2	252	56	68	53	7	35	33
R 3	211	38	47	50	7	46	23
R 4	215	70	50	36	5	48	6
R 5	232	48	21	58	8	92	5

◎ ひきこもり者支援事業（再掲） ※令和5年度で終了

ひきこもり家族会の相談員による面接相談（予約制、保健所にて面接）

年度	相談件数	10 代	20 代	30 代	40 代
R元	1	0	0	0	1
R 2	0	0	0	0	0
R 3	0	0	0	0	0
R 4	1	0	0	0	1
R 5	0	0	0	0	0

② 精神保健福祉訪問指導

年度	訪 問 件 数		延 人 員 内 訳			
	実 人 員	延 人 員	一 般	社 会 復 帰	老人精神保健	アルコール・薬物等
R元	225 (7)	888 (7)	828 (6)	0 (0)	26 (1)	34 (0)
R 2	173 (5)	766 (5)	583 (5)	71 (0)	28 (0)	84 (0)
R 3	139 (0)	555 (0)	371 (0)	88 (0)	31 (0)	65 (0)
R 4	120 (2)	498 (2)	339 (2)	81 (0)	55 (0)	23 (0)
R 5	134 (1)	627 (1)	492 (1)	36 (0)	72 (0)	27 (0)

（ ）は嘱託医による訪問件数

(3) 地域自殺対策

① 人材育成

ゲートキーパー養成研修会

一般市民や地域で活動する支援者、市職員及び学校の教職員等を対象に、自殺の危険を示すサインに気づき見守り必要な支援につなぐ役割が期待される「ゲートキーパー」を養成する。

◎ 一般コース

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
令和5年10月19日 大分市保健所	一般市民、民生委員・児童委員、健康推進員、市職員等	講義1： 「大分市の自殺の現状とゲートキーパーの役割について」 講師：大分市保健所 保健師	42
令和5年10月26日 鶴崎市民行政センター		講義2： 「地域の住民だからこそできる自殺予防」 講師：大分県立看護科学大学 准教授 関根 剛 氏	37

◎ 出張講座

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
令和5年8月3日 大在市民行政センター	民生委員・児童委員	講義： 「ゲートキーパー養成研修会 出張講座」 講師：大分市保健所 保健師	24
令和6年1月19日 坂ノ市地区公民館			38
令和6年2月19日 J:COM ホルトホール大分			33
令和6年2月6日 大分県立看護科学大学	学生・教員	講義： 「大分市の自殺の現状とゲートキーパーの役割について」 講師：大分市保健所 保健師	5

◎ 専門コース（3回コース）

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
<1回目> 令和5年8月7日 大分市保健所	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、教職員、市職員等	講義1： 「大分市の自殺の現状とゲートキーパーの役割について」 講師：大分市保健所 保健師 講義2： 「臨床現場からみた自殺の背景とその対応」 講師：大分下郡病院 医師 葛城 里美 氏	28
<2回目> 令和5年8月18日 大分市保健所		講義・演習： 「話を聴く事の基礎的事項（基礎編）」 講師：大分産業保健総合支援センター シニア産業カウンセラー 渡嘉敷 新典 氏	24

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
＜ 3 回目＞ 令和 5 年 8 月 22 日 大分市保健所	地域包括支援センター、 居宅介護支援事業所、 訪問介護事業所、教 職員、市職員等	講義・演習： 「何らかの心的問題を持つ人へ積極的に話しか けて話を聴く技法の理解（応用編）」 講師：大分産業保健総合支援センター シニア産業カウンセラー 渡嘉敷 新典 氏	26

◎ 継続研修

・継続研修 専門コースを修了した者のうち希望者に、フォローアップ研修を実施。

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
令和 5 年 9 月 26 日 大分市保健所	専門コース修了者の うち、希望者	講義・演習： 「事例を通して学ぶゲートキーパーの役割（つ なぎ）」 講師：大分産業保健総合支援センター シニア産業カウンセラー 渡嘉敷 新典 氏	8

② 普及啓発事業

◎ 自殺予防週間（9月10日～16日）・自殺対策強化月間（3月）の取組み

- ・大分駅周辺での街頭キャンペーン（9月のみ）
- ・窓口等での啓発グッズ配付（9月のみ）
- ・保健所ガラス面にパネル掲示
- ・市報掲載
- ・啓発パネルの設置
- ・のぼり旗の設置（大分市保健所内）
- ・市民図書館ミニコーナーでの啓発
- ・デジタルサイネージ掲載
- ・大分市公式X（旧Twitter）、Facebook、LINE投稿

◎ 市ホームページに取組みを掲載

◎ メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」による相談窓口の普及啓発（システムアクセス数44,886件）

◎ 若年層への自殺対策

- ・「相談窓口検索キーワード『みまもんきー』印字マーカーペン」を学校（高校・大学・専門学校等）を通じて配布（10,482部）
- ・妊娠うつ・産後うつリーフレットを配付（市内15か所の産婦人科、関係機関等4,880枚）

③ 気づき・つながり・見守る市内ネットワーク会議

自殺の要因となる様々な悩みや不安に対する相談窓口等を持つ市内各課が集まり、自殺の現状について共通認識を持ちながら、情報交換や情報共有を行い、窓口間の連携強化を図る。

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
令和5年11月8日 大分市保健所	気づき・つながり・見守る市内ネットワーク会議委員	・講義： 「大分市の自殺の現状」 「ゲートキーパーの役割について」 - 講師：大分市保健所 保健師 ・グループワーク： 「自殺予防の視点を持った対応についての事例検討」	22

(4) 社会復帰対策

① 社会復帰支援者連絡会議

医療機関や社会復帰施設など関係者相互の情報交換等により、互いの理解を深めるとともに社会復帰のためのネットワークづくりを行う。

日時・場所	内 容	参加者数
令和5年11月22日 大分市保健所	講義：「精神科救急医療機関と地域の連携について」 講師：大分県立病院 精神医療センター 精神保健福祉士 花宮 康介 氏 鳥居 和朝 氏 ・精神保健福祉法改正について ・大分市の自殺の現状と支援について ・事業所紹介、情報交換	36

② 精神障がい者の退院後支援事業

精神障がい者が、退院後も地域で安心した生活を送ることができるように入院中から関わり、本人のニーズに応じた退院後支援計画を保健所が主体となって作成する。退院後は定期的な訪問や電話相談、関係機関との連携を図りながら計画全体の調整を行う。

年度	対象人数	同 意 (取り下げ)	不 同 意	当該年度内 計画を作成した数
R 元	14	11 (4)	3	7
R 2	8	8 (0)	0	7
R 3	12	9 (1)	3	6
R 4	8	5 (1)	3	6
R 5	5	5 (0)	0	2

※対象人数は本人へ事業の説明をした数。

(5) 組織活動支援対策

◎ 家族会・当事者会

家族会、当事者会等に対し、活動の内容等を把握し、必要時助言等を行い活動を支援する。

・おおいたステップの会（ひきこもりの人の家族の会）

年度	支援回数	参加人員	内 容
R 元	7	84	定例会に参加し、情報交換・健康相談・助言等を行う。
R 2	9	89	
R 3	4	35	
R 4	4	34	
R 5	3	24	

・大分すみれ会（精神疾患をもつ人の家族の会）

年度	支援回数	参加人員	内 容
R 元	7	145	定例会に参加し、情報交換・健康相談・助言等を行う。
R 2	8	131	
R 3	6	97	
R 4	5	70	
R 5	9	130	

・あしたば会（アルコールや他アディクション（嗜癖）の問題をもつ人の家族の会）

年度	支援回数	参加人員	内 容
R 元	23	151	定例会に参加し、情報交換・健康相談・助言等を行う。
R 2	1	5	
R 3	2	14	
R 4	2	15	
R 5	2	12	

・断酒会（アルコール依存症の人とその家族の会）

年度	支援回数	参加人員	内 容
R 元	1	13	定例会に参加し、情報交換・健康相談・助言等を行う。
R 2	1	8	
R 3	1	11	
R 4	2	28	
R 5	3	41	

(6) 関係者の資質向上

① 精神保健福祉従事者研修会

精神保健福祉業務に関わる職員や関係者などを対象に、精神疾患や精神障がい者への関わりについて理解を深め、資質の向上を図る。

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
令和6年1月15日 大分市保健所 (会場とZoomの ハイブリッド開催)	相談機関 従事者 市職員	講義：「精神保健福祉場面での相談対応」 講師：大分県こころとからだの相談支援センター 所長 土山 幸之助 氏 ・相談対応について ・精神疾患などについて 情報提供：「大分市保健所 保健予防課 精神保健担 当班の業務紹介」 大分市保健所 保健師	106

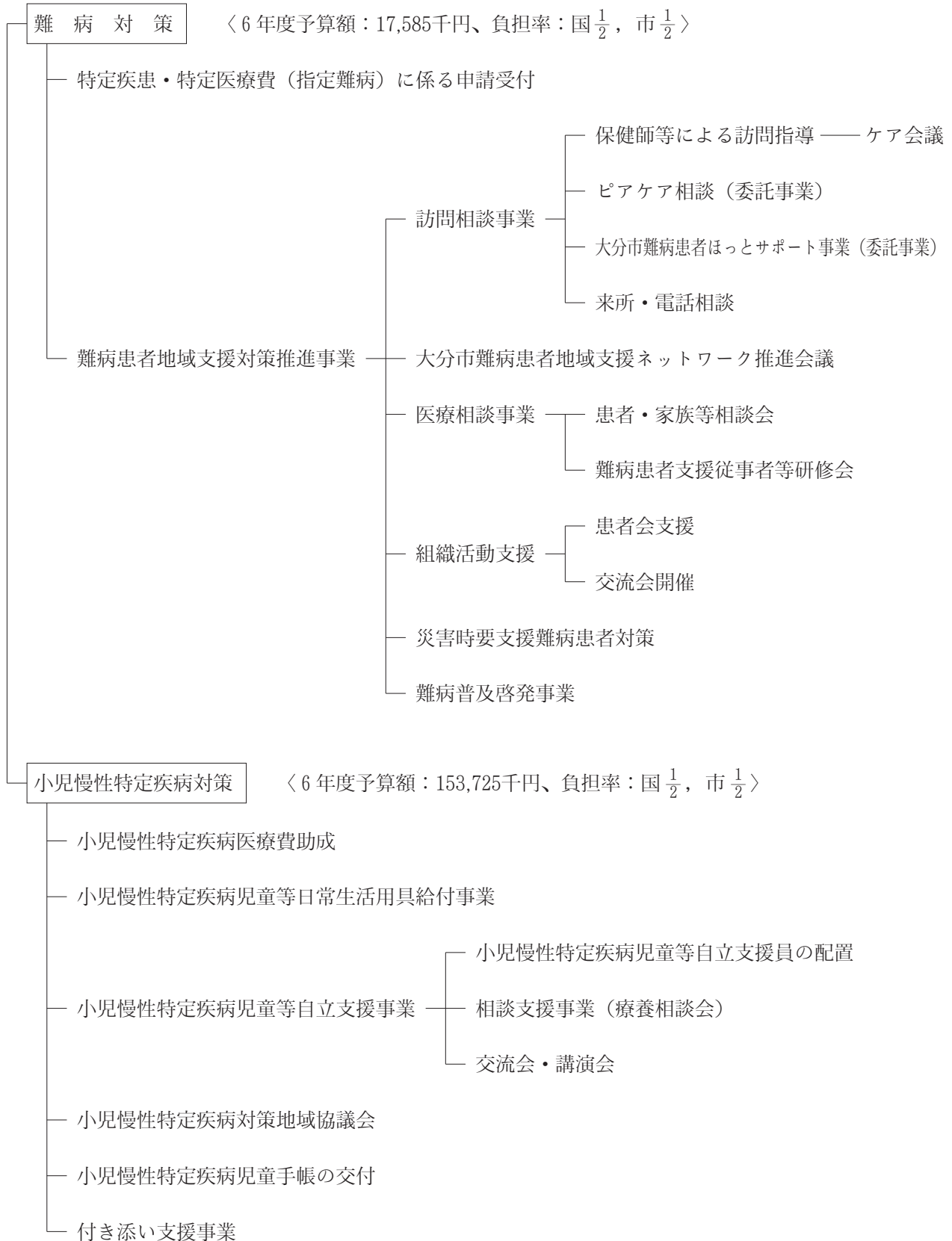
② 精神障がい者相談員連絡会

委託を受けた相談員を対象に、事業の説明を行うと共に相談員同士の情報交換を目的に実施。

日時・場所	内 容	参加者数
令和5年5月30日 大分市役所本庁舎	・令和4年度事業報告 ・令和5年度事業説明 ・相談員交流	10

7 難 病 対 策

(1) 難病対策事業の体系



(2) 特定疾患・特定医療費（指定難病）受給者数（大分市）

年度	特定疾患医療受給者数 （特定疾患治療研究事業による）	特定医療費（指定難病）受給者数
3	10人	4,866人
4	9人	5,010人
5	6人	5,200人

※ 平成27年1月1日から、難病医療法に基づき新たな医療費助成制度が施行され、341疾病（令和6年4月現在）が指定難病として医療費助成の対象となっている。難病医療法へ移行しなかった5疾病は、特定疾患治療研究事業による医療費助成の対象として継続している。

(3) 訪問相談事業

① 保健師等による訪問指導

難病患者（主に神経系の特定医療費（指定難病）新規受給者）及びその家族が安心して療養生活を送れるよう、保健師による訪問を実施し、必要に応じて、制度の紹介や関係機関との連携等を行う。

年 度	実 人 員	延 人 員
3	39	55
4	45	67
5	129	189

② 大分市難病患者訪問相談事業（ピアケア相談）

難病患者及びその家族の精神的負担の軽減や生活の質の向上を図るため、NPO法人大分県難病・疾病団体協議会の訪問相談員による訪問相談を実施。

年 度	実 人 員	延 人 員
3	10	22
4	6	20
5	10	15

③ 大分市難病患者はっとサポート事業

ピアケア相談対象者の継続的な支援として、NPO法人大分県難病・疾病団体協議会の相談員による訪問相談や電話相談を実施。

年 度	訪 問	電 話
3	48	78
4	46	66
5	46	60

(4) 来所・電話相談

難病患者及びその家族が安心して療養生活を送れるよう、医療や生活全般、福祉制度等についての相談を実施。

年 度	実人員	延 件 数									
		申 請	医 療	家族看護	福祉制度	就 労	就 学	食事栄養	歯 科	その他	計
3	407	53	251	61	10	8	0	1	0	245	629
4	456	71	278	80	24	12	1	5	0	191	662
5	420	22	393	163	48	12	0	7	0	100	745

(5) 在宅療養支援対策会議

① ケア会議

在宅難病患者における課題の解決策や療養生活の支援方針等について検討することを目的に、支援関係機関が一堂に会し、在宅療養における調整会議を開催または参加。

参加者：難病患者・家族、主治医、看護師、訪問看護師、ヘルパー、リハビリテーション専門職（PT・OT・ST）、ケアマネジャー、医療機器業者、福祉用具関連事業所、保健所保健師等

年 度	回 数
4	4
5	14

② 難病患者地域支援ネットワーク推進会議

難病患者及びその家族が地域の中で安心して療養することができるよう、支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制を整備することを目的に、会議を開催。

構成メンバー：医療機関（医師・医療ソーシャルワーカー）、訪問看護ステーション、中部圏域大分地域リハビリテーション広域支援センター、ヘルパーステーション、居宅介護支援事業所、障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、大分県難病医療連絡協議会、NPO法人大分県難病・疾病団体協議会（患者団体）、障害福祉課、長寿福祉課、保健所

日時・開催方法	内 容	参加者数
令和5年8月28日 オンライン開催	- 事例検討「家族の負担軽減のためのサービス導入が進まない方」 - アンケートから見える難病患者・家族支援について - 令和5年度従事者研修会について	17
令和6年2月13日 オンライン開催	- 難病対策事業の報告 - 日常生活状況と支援ニーズに関するアンケート調査結果について - 今後の難病患者地域支援ネットワーク推進会議について	15

(6) 難病医療講演会

難病患者及びその家族等が病気に対する理解を深め、療養上の不安の軽減を図るため、医療講演会や相談会を開催。

日時・開催方法	対象疾患および内容	参加者数
令和5年12月17日 大分市保健所 (ハイブリッド形式)	難病医療講演会（パーキンソン病） ・講演「パーキンソン病の最新治療について」 講師：大分県立病院 脳神経内科部長 麻生 泰弘氏 ・講演「パーキンソン病の療養生活の工夫について」 講師：井野辺病院総合リハビリテーションセンター リハビリテーション部 部長 加藤 貴志氏 ・患者会紹介 全国パーキンソン病友の会大分県支部 松本 美代子氏	161

(7) 難病従事者研修会

在宅難病患者を支援する従事者の知識・技術の向上や連携強化のための研修会を開催。

対象：居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所の従事者

日時・開催方法	対象疾患および内容	参加者数
令和5年9月14日 大分市保健所	・行政説明「障害福祉サービスについて」 ・事例発表「筋萎縮性側索硬化症で人工呼吸器装着されている方への支援について」 講師：居宅介護支援事業所風香 ケアマネジャー 富高 将史氏 ・実例の情報提供、患者会紹介 日本ALS協会大分県支部 薬師寺 美津子氏	90

対象：訪問看護事業所、訪問介護支援事業所の従事者

日時・開催方法	対象疾患および内容	参加者数
令和5年10月24日 大分市保健所	・講演「神経難病患者等へのかかわり方と支援者のケア～事例をとおして」 講師：訪問看護ステーションふくろう 看護師 工藤 武子氏 ・グループワーク	22

(8) 難病ガイドブックの配布

難病患者及びその家族等に対し、制度やサービス、相談先について分かりやすく説明するために活用。

配布対象者：特定医療費（指定難病）新規受給者、支援関係機関等

年 度	配布数
5	933

(9) 患者会支援

総会や交流会等に参加し、相談や助言を行うとともに、難病患者及びその家族へ患者会の周知等を図る。

《支援対象患者会》

患 者 会	総 会		交 流 会	
	R 4	R 5	R 4	R 5
大分脊髄小脳変性症・多系統萎縮症友の会	—	1	3	3
日本ALS協会 大分県支部	—	—	—	1
全国パーキンソン病友の会 大分県支部	—	1	5	4
全国膠原病友の会 大分県支部	—	1	—	—
よりみちの会（全身性強皮症・皮膚筋炎／多発性筋炎）	—	—	4	3
日本リウマチ友の会 大分支部	1	1	—	—
大分IBD友の会（潰瘍性大腸炎・クローン病）	—	—	1	2
MGの会（重症筋無力症）	—	—	—	—
MSつくしんぼ（多発性硬化症）	—	—	—	—
大分県網膜色素変性症協会（JRP S大分）	—	1	—	—
日本筋ジストロフィー協会 大分県支部	—	—	—	—
大分県脊柱靱帯骨化症友の会	1	1	1	3
大分県難病・疾病団体協議会	1	1	—	—
計	3	7	14	16

(10) 緊急時対応システム登録の支援

災害等緊急時に、在宅難病患者の緊急搬送を迅速に行うため、人工呼吸器の使用等医療依存度の高い方や寝たきり状態の方等に対して、大分市消防局の事業である「緊急時対応システム」への登録を支援する。

年 度	新規登録者数	登録者総数
3	0	35
4	1	32
5	2	31

* 「緊急時対応システム」登録の申請代行

(11) 災害時要援護難病患者個別支援票の作成

在宅人工呼吸器装着難病患者の災害時を想定した備えの把握や支援体制の構築を目的に、災害時要援護難病患者個別支援票を作成し、患者・家族および関係機関で共有する。

年 度	新規作成者数	作成者総数
3	3	32
4	2	33
5	1	30

(12) 小児慢性特定疾病医療費助成

目 的 小児慢性特定疾病（788疾病）にり患している児童について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成。

根拠法令 児童福祉法（一部法改正：平成27年1月施行）

大分市小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要領

小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況および医療費助成状況

	3 年度		4 年度		5 年度	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続
悪性新生物	11	62	9	63	9	69
慢性腎疾患	9	48	8	48	3	50
慢性呼吸器疾患	1	7	0	7	1	8
慢性心疾患	23	95	17	101	12	110
内分泌疾患	28	86	23	92	20	84
膠原病	5	16	3	14	6	14
糖尿病	8	39	6	47	8	47
先天性代謝異常	6	15	1	20	2	17
血液疾患	5	16	1	15	2	15
免疫疾患	0	5	0	4	0	3
神経・筋疾患	9	44	5	39	5	48
慢性消化器疾患	15	43	8	51	11	48
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	5	12	4	11	1	14
皮膚疾患	1	4	2	4	2	6
骨系統疾患	1	6	1	8	1	8
脈管系疾患	0	5	0	3	0	0
医療受給者証交付総数	127	503	88	527	83	541
公費負担医療費支払金額	121,878千円		116,910千円		150,808千円	

(13) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

目 的 小児慢性特定疾病に係る医療費の支給認定を受けた児童等に対し、日常生活用具を給付することにより、児童等の健全育成及び日常生活の便宜を図る。

根拠法令 大分市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

対象用具 ①便器 ②特殊マット ③特殊便器 ④特殊寝台 ⑤歩行支援用具 ⑥入浴補助用具
⑦特殊尿器 ⑧体位変換器 ⑨車いす ⑩頭部保護帽 ⑪電気式たん吸引器
⑫クールベスト ⑬紫外線カットクリーム ⑭ネブライザー（吸入器）
⑮パルスオキシメーター ⑯ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋） ⑰人工鼻

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付状況

年 度	件 数	用 具
3	4	ストーマ装具（2件）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター
4	2	電気式たん吸引器（2件）
5	7	パルスオキシメーター（2件）、電気式たん吸引器（4件）、吸入吸引両対応機

(14) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

概要：慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。

① 小児慢性特定疾病児童等自立支援員の配置

概要：関係機関との連絡調整及び利用者との橋渡しや、患児個人に対し地域における各種支援策の活用を提案等を行う自立支援員を配置する。（大分県と合同配置）

② 小児慢性特定疾病児童等療養相談会

概要：小児慢性特定疾病に罹患し、長期にわたる療養生活を送っている児童等とその家族に対して、療養相談会を実施することにより、日常生活上での悩みや不安等の解消及び小児慢性特定疾病児等の健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

日時・開催方法	内 容	参加者数
令和5年8月6日 大分市保健所	筋ジストロフィー保護者交流会 ・交流会 ・先輩ママの経験談	16
令和5年9月29日 大分市保健所 (ハイブリッド形式)	小児慢性特定疾病児童等療養相談会 演題 教えて！就学準備・学校生活 講師 大分市教育センター 指導主事 小倉 伸江 氏 大分県立病院 地域医療連携室 品川 陽子 氏 全国心臓病の子どもを守る会大分県支部 佐藤 利香 氏	21

日時・開催方法	内 容	参加者数
令和5年11月7日 オンライン開催	小児慢性特定疾病児童等関係者研修会 演題 小児患者の成人移行支援の進め方 ー慢性疾病をもつ子どもに必要な自律（自立）支援とはー 講師 東京大学医学部附属病院 犬塚 亮 氏	50

(15) 小児慢性特定疾病対策地域協議会

概要：専門医療機関、教育機関、就労支援機関、NPO法人やボランティア、患者会・家族会、行政関係者等により構成された協議会を開催し、地域における慢性疾病児童等の支援に係る施策等について協議する。

日時・開催方法	内 容	参加者数
令和6年2月9日 オンライン開催	・小児慢性特定疾病に係る制度改正等について ・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者の状況及び更新アンケート結果 ・令和5年度小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施報告 ・小児慢性特定疾病児童等自立支援員の活動報告 ・移行期医療支援について	28

(16) 小児慢性特定疾病児童手帳の交付

概要：小児慢性特定疾病児童等の症状が急変した場合に、その場にいる周囲の者による医療機関等への連絡等が速やかに行われ、また、学校生活等において関係者が小児慢性特定疾病児童等の症状を正しく理解し適切な対応が図られるよう、本人の健康状態の記録やかかりつけ医療機関の連絡先等の記入をするものであり、一貫した治療経過を記録するなど、自らの疾病の状態を記載することにより、自身の疾病の状態の理解及び自己肯定力の強化を図り、小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進及び自立の支援を図るための手帳を交付する。

令和5年度交付実績：81件

(17) 付き添い支援事業（令和5年度新規事業）

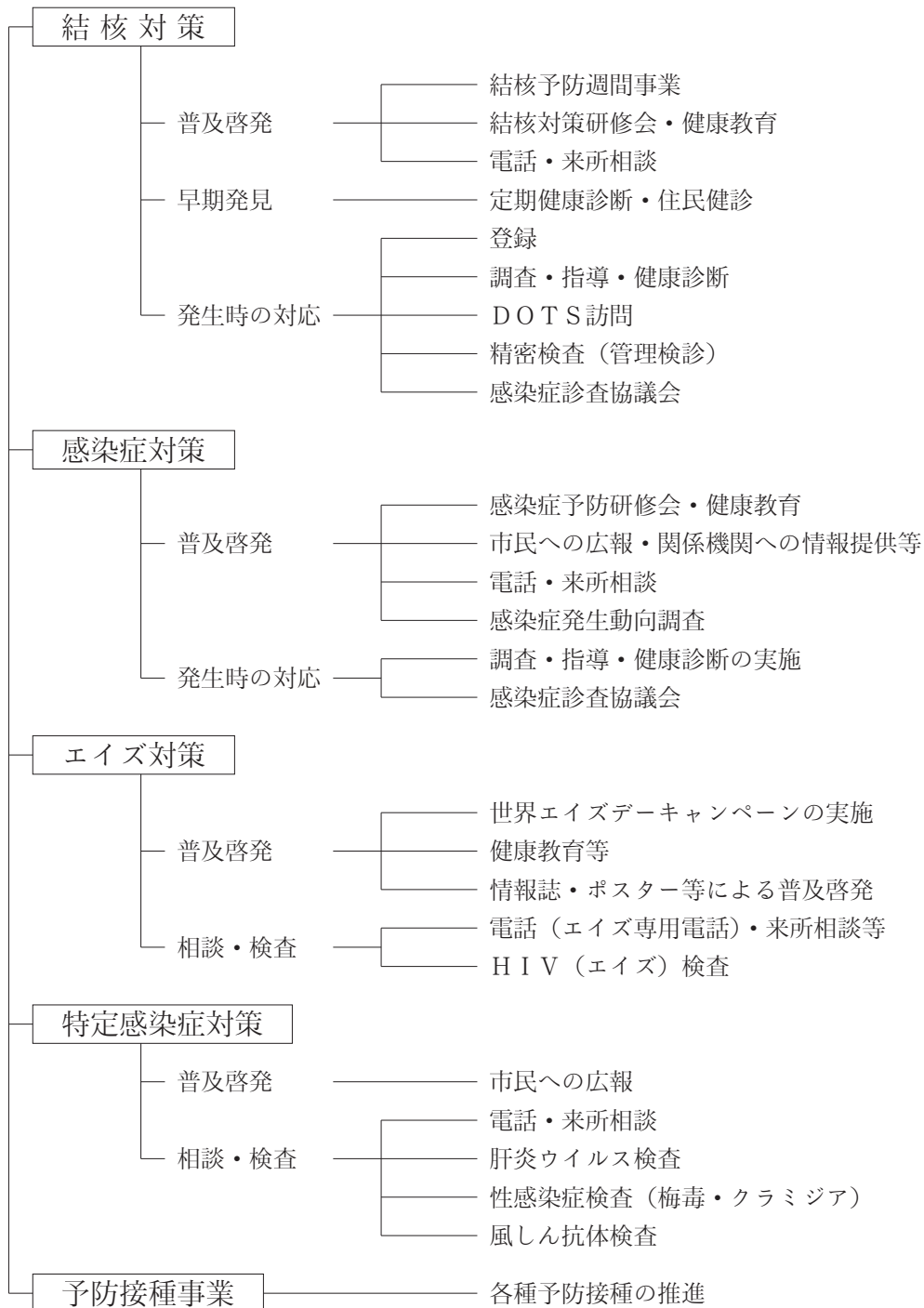
概要：小児慢性特定疾病の医療費受給者が長期入院（7日以上）し、家族が付き添いのため宿泊施設を利用した場合、費用の一部（対象経費の1／2 上限額は2,000円／日）を補助する。

令和5年度実績：3件

8 感染症対策

〈6年度予算額：1,954,387千円、負担率：国・県一部負担、市その他〉

(1) 予防接種・感染症対策事業体系



(2) 結核対策

ア 事業目的

感染症の発生を予防し、及びその蔓延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る。

イ 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年4月1日施行）

ウ 事業実績

① 年末時登録結核患者数

年 次	元	2	3	4	5
全 国	34,523	31,551	27,754	24,555	22,426
県	333	272	242	218	232
市	112	92	76	68	64

② 年末時登録活動性結核患者数及び有病率

（有病率は人口10万対）

年 次		元	2	3	4	5
全 国	患 者 数	9,695	8,640	7,744	6,782	6,794
	有 病 率	7.7	6.8	6.2	5.4	5.5
県	患 者 数	93	76	84	78	87
	有 病 率	8.2	6.8	7.5	7.0	7.9
市	患 者 数	30	20	28	20	27
	有 病 率	6.3	4.2	5.9	4.2	5.7

③ 新登録結核患者数及び罹患率

（罹患率は人口10万対）

年 次		元	2	3	4	5
全 国	患 者 数	14,460	12,739	11,519	10,235	10,096
	罹 患 率	11.5	10.1	9.2	8.2	8.1
県	患 者 数	151	107	117	119	134
	罹 患 率	13.3	9.5	10.5	10.8	12.2
市	患 者 数	43	32	36	33	31
	罹 患 率	9.0	6.7	7.6	7.0	6.6

④ 結核死亡者数及び死亡率

（死亡率は人口10万対）

年 次		元	2	3	4	5
全 国	死亡者数	2,088	1,909	1,844	1,664	1,587
	死 亡 率	1.7	1.5	1.5	1.4	1.3
県	死亡者数	20	18	13	25	30
	死 亡 率	1.8	1.6	1.2	2.3	2.7
市	死亡者数	1	4	1	3	3
	死 亡 率	0.2	0.8	0.2	0.6	0.6

⑤ 大分市の患者の内訳

1. 年齢別年末時登録結核患者数

年齢 年次	総 数	0 歳～ 4 歳	5 歳～ 9 歳	10歳～ 14歳	15歳～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 69歳	70歳 以上
元	112					9	8	6	8	10	71
2	92					5	6	5	6	7	63
3	76					2	5	5	3	6	55
4	68	1				2	3	5	1	10	46
5	64	1					5	6	3	9	40

2. 年齢別新登録結核患者数

年齢 年次	総 数	0 歳～ 4 歳	5 歳～ 9 歳	10歳～ 14歳	15歳～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 69歳	70歳 以上
元	43					5	3	3	2	4	26
2	32					1			1	4	26
3	36					1	2	4	2	3	24
4	33	1			1					4	27
5	31						3	1	1	2	24

3. 年齢別結核死亡者数

年齢 年次	総 数	0 歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
元	1		1		
2	4				4
3	1				1
4	3				3
5	3				3

⑥ 結核患者等検（健）診実施状況

1. 精密検査（患者管理検診）実施状況

区分 年度	対 象 者 数 (A)	受 診 者 数			受 診 率 (B) / (A)	受 診 者 内 訳		要 医 療 率 (C) / (B)
		総 数 (B)	保 健 所 実 施 分	医 療 機 関 委 託 分		要 医 療 者 (C)	発病の恐れ がある者	
元	205	198	17	181	96.6%	0	1	0.0%
2	201	191	27	164	95.0%	2	0	1.0%
3	151	140	17	123	92.7%	2	0	1.4%
4	119	115	5	110	96.6%	0	0	0.0%
5	117	108	11	97	92.3%	0	0	0.0%

※R 5 年次 未受診者 9 名（連絡つかず 2 名、死亡 6 名、拒否 1 名）

2. 患者家族・接触者健診実施状況

区分 年度	対 象 者 数 (A)	受 診 者 数			受 診 率 (B) / (A)	受 診 者 内 訳		要 医 療 率 (C) / (B)
		総 数 (B)	保 健 所 実 施 分	医 療 機 関 委 託 分		要 医 療 者 (C)	発病の恐れ がある者	
元	924	913	647	266	98.8%	24	95	2.6%
2	883	882	480	402	99.9%	18	83	2.0%
3	930	924	611	313	99.4%	17	102	1.8%
4	504	500	304	196	99.2%	7	65	1.4%
5	477	472	295	177	99.0%	11	43	2.3%

⑦ 一般住民結核健診実施状況

区分 年度	集団検診 会 場 数	施設検診 機 関	対象者数	受診者数		受診率 (%)	精 密 検 査				
							対象者数	受診者数	異常なし	肺結核	他の疾患
元	332	8	127,201	18,951		14.9	298	223	81	0	142
				新規	676						
2	134	7	129,177	12,575		9.7	151	130	34	0	96
				新規	535						
3	183	8	131,717	14,434		11.0	156	136	42	0	94
				新規	623						
4	176	8	133,435	15,745		11.8	211	189	74	0	115
				新規	605						
5	157	8	134,169	15,282		11.4	169	113	37	0	76
				新規	570						

⑧ B C G接種実施状況

区分 年度		B C G 接 種		
		対象者数	接種者数	接 種 率
元	乳 幼 児	3,782	3,804	100.6%
2		3,708	3,863	104.2%
3		3,658	3,626	99.1%
4		3,598	3,441	95.6%
5		3,586	3,223	89.9%

※ツベルクリン反応検査は16年度末をもって廃止されました。

⑨ 結核医療費

事業目的 結核患者の医療費を公費で負担することにより、結核の蔓延を防止する。

1. 感染症診査協議会開催状況

- ・開催回数 13回
- ・診査件数

年度	区分	入 院 勧 告	入院期間の 延 長	医 療 費 の 公 費 負 担
3		13	83	106
4		18	61	93
5		13	37	95

2. 公費負担医療費支払い状況

	一 般 患 者（法37条の2）				一 般 患 者（法37条）			
	被 用 者 保 険		国民健康保険		被 用 者 保 険		国民健康保険	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
令和3年3月～ 令和4年2月 診 療 分	239	1,224,802	368	374,062	7	809,115	63	4,048,770
令和4年3月～ 令和5年2月 診 療 分	139	745,755	379	366,605	24	4,583,069	54	3,021,674
令和5年3月～ 令和6年2月 診 療 分	224	847,970	340	352,179	0	0	59	3,464,509

3. 結核予防普及啓発事業……結核予防標語の横断幕設置

各種メディアを利用した普及啓発

結核予防標語入りサージカルマスクの配布

結核読本の配布及び保健指導

(3) 感染症対策

① 感染症発生動向調査事業

- ・全数把握

一類感染症患者届出数

疾 患 名	令和元年～令和5年
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ熱、ラッサ熱	なし

二類感染症患者届出数（結核を除く）

疾 患 名	令和元年～令和5年
急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、 * 中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、 * 鳥インフルエンザ（H7N9）	なし

三類～五類感染症患者届出数

（単位：人）

区 分		年 次	元	2	3	4	5
三類感染症	コレラ		0	0	0	0	0
	細菌性赤痢		0	0	0	0	0
	腸管出血性大腸菌		3	10	2	8	8
	腸チフス		0	0	0	0	0
	パラチフス		1	0	0	0	0
四類感染症	E型肝炎		1	1	0	0	0
	A型肝炎		0	0	0	0	0
	重症熱性血小板減少症候群		3	5	1	3	3
	つつが虫病		1	2	4	5	3
	デング熱		2	0	0	0	1
	日本紅斑熱		1	1	3	2	6
	レジオネラ症		6	7	7	10	7
五類感染症	アメーバ赤痢		3	3	3	1	3
	ウイルス性肝炎		0	0	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症		4	5	11	11	17
	急性脳炎		25	7	1	0	3
	クロイツフェルト・ヤコブ病		1	1	0	1	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		5	6	6	0	2
	後天性免疫不全症候群		1	4	6	2	3
	侵襲性インフルエンザ菌感染症		4	1	0	1	1
	侵襲性髄膜炎菌感染症		1	0	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症		23	2	3	2	4
	水痘（入院例に限る。）		6	4	3	1	1
	梅毒		26	13	32	58	60
	播種性クリプトコックス症		0	0	1	1	1
	破傷風		2	0	0	1	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症		0	0	1	4	8
	I 百日咳		168	76	5	0	0
	風疹		5	0	0	0	0
	麻疹		0	0	0	1	0

※四類感染症及び五類感染症は、主に届出のあった疾患を掲載

I 百日咳は、平成30年1月1日に定点把握疾患から五類全数把握疾患に変更された。

三類～五類感染症患者届出数

区 分		年 次	元	2	3	4	5	
五 類 感 染 症	インフルエンザ/ COVID-19定点	イ ン フ ル エ ン ザ	9,660	2,219	7	102	14,975	
		COVID-19（新型コロナウイルス感染症）	—	—	—	—	6,008	
	小児科定点	咽 頭 結 膜 熱	718	167	261	239	1,403	
		A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	992	488	255	353	1,097	
		感 染 性 胃 腸 炎	7,612	4,237	4,580	6,422	8,619	
		水 痘	232	172	137	50	74	
		手 足 口 病	1,063	51	975	595	463	
		伝 染 性 紅 斑	440	118	8	5	7	
		突 発 性 発 疹	273	332	350	316	351	
		へ ル パ ン ギ ー ナ	426	284	237	123	957	
		流 行 性 耳 下 腺 炎	174	43	34	17	23	
		R S ウ イ ル ス 感 染 症	524	53	870	1,099	1,519	
		マ イ コ プ ラ ズ マ 肺 炎	300	52	4	0	1	
		眼 科 定 点	急 性 出 血 性 結 膜 炎	0	1	2	0	0
			流 行 性 角 結 膜 炎	168	75	59	59	154
	基 幹 定 点 （週 報）	マ イ コ プ ラ ズ マ 肺 炎	1	1	1	0	1	
		細 菌 性 髄 膜 炎	0	0	0	0	0	
		無 菌 性 髄 膜 炎	2	0	0	0	0	
		クラミジア肺炎（オウム病を除く）	0	0	0	0	0	
		感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る）	0	0	0	0	0	
	性感染症定点	性 器 ク ラ ミ ジ ア 感 染 症	95	119	117	104	144	
		性器ヘルペスウイルス感染症	40	41	39	38	43	
		尖 形 コ ン ジ ロ ー マ	11	21	20	22	29	
		淋 菌 感 染 症	61	75	54	47	71	
	基 幹 定 点 （月 報）	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	264	170	200	180	170	
		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	17	16	4	0	0	
		薬 剤 耐 性 緑 膿 菌 感 染 症	2	3	1	0	0	

週 報	インフルエンザ/COVID-19定点	17定点	眼科定点	3 定点
	小児科定点	11定点	基幹定点	2 定点
月 報	性感染症定点	4 定点	基幹定点	2 定点

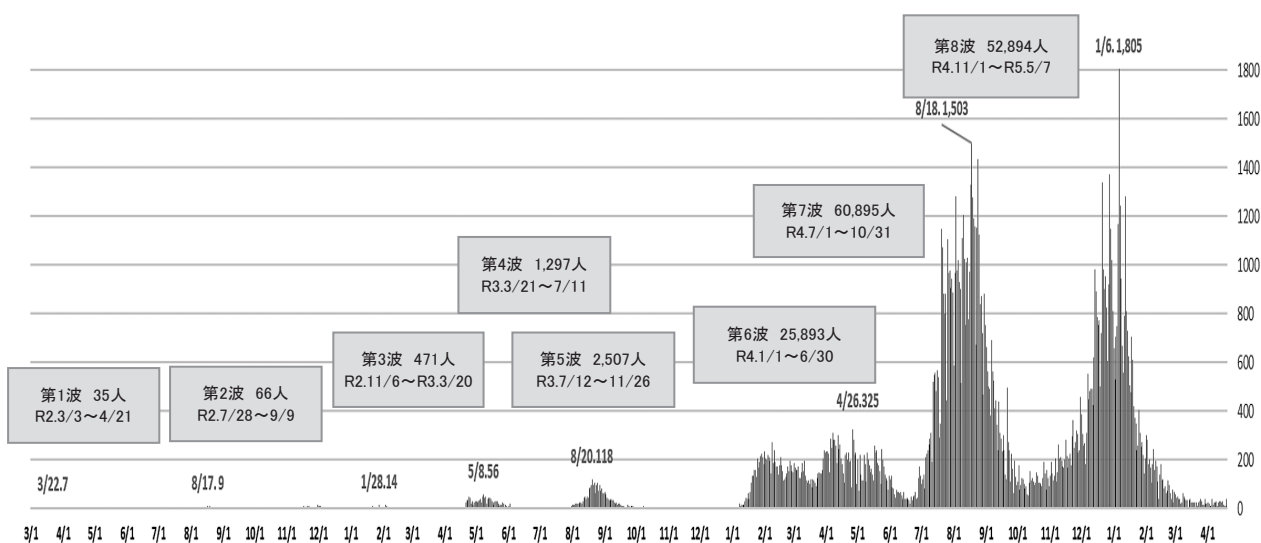
・COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の状況について

(a) 5類感染症移行前の感染者の発生状況

※R 5年 5月 8日時点（5月8日以降の患者数は定点把握に移行する）

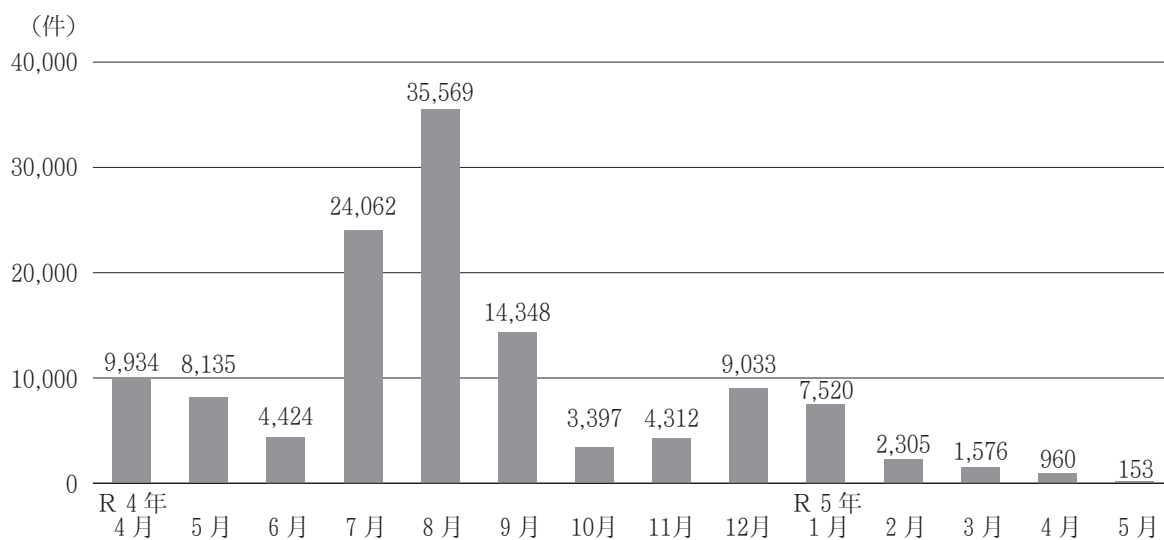
	陽性者	死 亡
大分県（大分市を含む）	305,642	786
大分市	144,058	329

(b) 第1波から5類感染症移行前までの陽性者数について



(c) 5類感染症移行前の累計相談件数

累計相談件数：199,766件



(d) 5類感染症移行後の相談件数（R 5年 5月 8日～R 6年 3月31日）

相談件数：3,392件

(4) エイズ対策

エイズを引き起こすH I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染者の早期発見のためのH I V抗体検査、エイズに関する不安や悩みの相談（エイズ専用電話）、また感染予防のための正しい知識の普及とエイズ患者及びH I V感染者の理解のための世界エイズデー関連のイベント、各種機会におけるパンフレット配布やポスター掲示等の事業を実施している。

① 保健所におけるエイズ相談・H I V抗体検査件数

(ア) 検査件数

年 度	30	元	2	3	4	5
総 数	426	448	236	249	380	435
男	288	284	146	154	272	295
女	138	164	90	95	108	140

(イ) 相談件数

年 度	総 数	来 所	電 話
30	847	14	833
元	1,159	21	1,138
2	662	2	660
3	766	14	752
4	1,112	9	1,103
5	949	6	943

② 啓発活動

(ア) 世界エイズデーキャンペーン（11月～12月）

- ・公共施設において中高生より寄せられたレッドリボンの展示
- ・F M放送の番組に出演及びC M放送

(イ) 他課主催のイベントに参加

- ・おおいた人権フェスティバルでのパネル展示、パンフレット配布等の実施（6月、11月）
- ・トリニータホームゲームでの大型ビジョンによるH I V検査P R（6月）

(ウ) その他

- ・高校生へパンフレットを送付（1学年分）
- ・情報誌やデジタルサイネージによる啓発
- ・エイズ予防啓発ポスターの掲示依頼
（公共施設、中学校、高校、大学、大型商業施設等）

(5) 特定感染症対策

クラミジア・梅毒といった性感染症や肝炎ウイルスの検査を実施することで、感染の早期発見・早期治療につなげる一方、検査に来た人には、性感染症や肝炎への正しい知識をもってもらうため、パンフレット等で保健指導をしている。

① 性感染症検査・肝炎ウイルス検査件数

(単位：件)

年度	クラミジア	梅 毒	B 型 肝 炎		C 型 肝 炎		HTLV-1
			保 健 所	医療機関委託 ウイルス検査	保 健 所	医療機関委託 ウイルス検査	保健所
元	397	428	452	796	457	798	2
2	215	229	236	711	238	710	0
3	226	242	247	677	249	678	0
4	351	376	379	477	379	477	0
5	384	424	429	595	430	595	1

② 風しんの感染予防対策

予防接種が必要である者を抽出するための抗体検査を行うことにより、効果的な予防接種を実施し、風しんの感染を予防し、蔓延を防止する。また、先天性風しん症候群の発症を予防する。

(ア) 風しん抗体検査実施件数

妊娠を希望する女性等に対し、風しんの抗体検査を無料で実施。

(単位：件)

年度	受 診 者	妊娠希望する女性	配偶者など同居者等
3	835	503	332
4	695	392	303
5	739	421	318

(イ) 予防接種費用の一部助成

検査の結果、抗体価が十分でないと判明した妊娠を希望する女性や妊娠中の女性の配偶者が予防接種を行う場合に、費用の一部を助成。

(単位：件)

ワクチン	MR (麻しん・風しん)		風しん単独		計	
年 度	4	5	4	5	4	5
妊娠を希望する女性	534	511	25	31	559	542
妊婦の配偶者	52	51	1	0	53	51
合 計	586	562	26	31	612	593

(6) 予防接種事業

ア 事業目的

疾病に対する免疫をつくることにより、市民の健康保持に資するとともに、集団の免疫水準を維持し、感染症の流行から守る。

イ 根拠法令

予防接種法

ウ 実施方法

医師会に委託して個別接種等を実施。

① 予防接種の種類及び実施時期（６年度）

◎法定接種

	種 類	対 象 者	接種方法（ ）内は標準的な接種時期	時期	料金
①	DPT-IPV-Hib (D T) ボ リ オ D(ジフテリア)P(百日せき) T(破傷風)IPV(ポリオ) Hib(ヒブ)	生後２月～生後90月に至る までの間にある者 (D Tは生後３～90月) ※百日せきにかかったこと のある人は、D Tトキン イドでの接種も可能	初回（生後２月～生後12月、D Tは生後３月～生後12月） 20日以上の間隔を置いて３回 追加（初回終了後12～18月） 初回終了後６月以上の間隔を置いて１回	年間	無料
②	D P T - I P V (D T) ボ リ オ D(ジフテリア)P(百日せき) T(破傷風)IPV(ポリオ)	生後２月～生後90月に至る までの間にある者 (D Tは生後３～90月) ※百日せきにかかったこと のある人は、D Tトキン イドでの接種も可能	初回（生後２月～生後12月、D Tは生後３月～生後12月） 20日以上の間隔を置いて３回 追加（初回終了後12～18月） 初回終了後６月以上の間隔を置いて１回		
③	D T ２ 期	11歳～13歳未満	１回（11歳）		
④	B C G	１歳に至るまでの間にある者	１回（生後５月～生後８月）		
⑤	M R (麻しん・風しん) 麻 し ん 風 し ん	第１期：生後12月～生後24 月に至るまでの間にある者	１回（生後12月～生後15月）		
		第２期：５歳～７歳未満で、 小学校就学前１年間	１回		
⑥	日 本 脳 炎	生後６月～生後90月に至る までの間にある者	初回（３歳） ６日以上、標準的には６日から28日までの間隔を置いて２回 追加（４歳） 初回接種終了後６月以上、標準的にはおおむね１年の間隔を置いて１回		
		９歳～13歳未満	２期として１回（９歳）		
⑦	H i b (ヒブワクチン)	生後２月～生後60月に至る までの間にある者	初回接種開始時期が生後２月～生後７月に至るまでの間にある者 初回 生後12月までに27日以上、標準的には56日までの間隔を置いて３回 追加 初回終了後７月以上、標準的には13月までの間隔を置いて１回 ★機会を逃した者 初回接種開始時期が生後７月～生後12月に至るまでの間にある者 初回 生後12月までに27日以上、標準的には56日までの間隔を置いて２回 追加 初回終了後７月以上、標準的には13月までの間隔を置いて１回 初回接種開始時期が生後12月～生後60月に至るまでの間にある者 １回		
⑧	小 児 用 肺 炎 球 菌 ワ ク チ ン	生後２月～生後60月に至る までの間にある者	初回接種開始時期が生後２月～生後７月に至るまでの間にある者 初回 生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔を置いて３回(生後12月までに) ２回目の接種が生後12月を超えた場合は３回目の接種は行わないこと。 追加 １回 ただし、初回接種終了後60日以上の間隔を置いて生後12月に至った 日以降に行う（生後12月～生後15月） ★機会を逃した者 初回接種開始時期が生後７月～生後12月に至るまでの間にある者 初回 生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔を置いて２回 追加 １回 ただし、初回接種終了後60日以上の間隔を置いて生後12月に至った 日以降に行う 初回接種開始時期が生後12月～生後24月に至るまでの間にある者 60日以上の間隔を置いて ２回 初回接種開始時期が生後24月～生後60月に至るまでの間にある者 １回		
⑨	H P V ワ ク チ ン (サーバリックス)	小学校６年生～高校１年生 相当の年齢の女子	標準として １月以上の間隔を置いて２回、初回から６月以上の間隔を置いて１回（中１）		
⑩	H P V ワ ク チ ン (ガーダシル)	小学校６年生～高校１年生 相当の年齢の女子	標準として ２月以上の間隔を置いて２回、初回から６月以上の間隔を置いて１回（中１）		
⑪	H P V ワ ク チ ン (シルガード９)	小学校６年生～高校１年生 相当の年齢の女子	標準として ２月以上の間隔を置いて２回、初回から６月以上の間隔を置いて１回（中１）		
⑫	水 痘 (水ぼうそう)	生後12月～生後36月に至る までの間にある者	３月以上の間隔を置いて２回 (生後12月から生後15月に至るまでの間に初回接種を行い、追加接種は初回終了後 ６月から12月までの間隔を置いて１回)		
⑬	B 型 肝 炎	１歳に至るまでの間にある者	27日以上の間隔を置いて２回、初回から139日以上の間隔を置いて１回（生後２月 ～生後９月）		
⑭	ロタウイルスワクチン ロ タ リ ッ ク ス	生後６週～24週までの者	27日以上の間隔を置いて２回		
⑮	ロタウイルスワクチン ロ タ テ ッ ク	生後６週～32週までの者	27日以上の間隔を置いて３回		
⑯	風 し ん 第 ５ 期	昭和37年４月２日～昭和54年 ４月１日生まれの男性（2019 年～2024年度末の６年間）	風しんの抗体検査を受けた検査結果により、十分な風しんの抗体があることが判明 したものを除いた対象者へ１回（原則MR）		
⑰	高 齢 者 インフルエンザ	接種日に65歳以上の者（60 歳以上の法定接種者を含む）	10月１日から翌年３月31日に１回 1,500円		
⑱	高齢者肺炎球菌	接種日に65歳の者（60歳以 上の法定接種者を含む）	対象 年度に１回 3,500円 (過去に23価ワクチンの接種を受けたことがあるものを除く)		
⑲	新型コロナウイルス	接種日に65歳以上の者（60 歳以上の法定接種者を含む）	10月１日から翌年３月31日に１回 2,000円		

◎任意接種

種 類	対 象 者	時期	料 金
おたふくかぜ	生後12月から生後24月に至るまでの間にあり、おたふくかぜの予防接種を受けたことがなく、おたふくかぜにかかったことがない者	年間	3,000円を一回助成する
P209①～⑮ のワクチン	骨髄移植等により、再接種を受けることが適当であると医師に認められた者・再接種日に大分市に住民登録されている者（年齢制限あり）	年間	全額または一部

② 年度別予防接種実施状況

◎法定接種

(単位：人)

種 別 年 度	ポ リ オ (急性灰白髄炎)		四種混合DPT-IPV ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ		三種混合DPT ジフテリア・百日せき・破傷風		二種混合D T 第 2 期		日 本 脳 炎		M R		麻 し ん	
	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員
30	147	51	16,725	16,110	0	0	2,335	2,543	24,001	26,965	8,868	8,363	0	0
元	133	7	14,771	15,422	0	0	2,391	2,603	24,821	25,157	8,747	8,069	0	1
2	30	0	15,596	15,655	0	0	2,692	3,740	26,859	23,167	8,029	7,812	0	0
3	0	0	15,355	14,544	0	0	3,712	3,216	22,895	14,859	7,736	7,670	0	0
4	0	0	14,824	13,760	0	0	3,771	2,963	19,845	16,538	7,413	7,253	0	0
5	0	0	14,550	13,901	0	0	2,989	3,101	15,636	15,091	7,242	7,145	0	0

種 別 年 度	風 し ん		ヒブワクチン		小児用肺炎球菌		H P V ワクチン		水 痘 (水ぼうそう)		B 型 肝 炎		ロタリックス	
	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員
30	0	0	16,349	15,950	16,367	15,911	41	74	7,899	7,911	12,477	11,908		
元	0	1	15,968	14,842	16,018	15,248	42	195	7,993	7,388	12,485	11,369		
2	0	0	15,520	15,713	15,518	15,327	96	1,069	7,636	7,772	11,640	11,453	2,000	1,745
3	0	0	15,353	14,526	14,972	14,478	1,058	2,006	7,675	6,927	11,349	10,817	4,300	3,918
4	0	0	15,353	13,796	14,528	13,806	2,021	2,064	7,041	6,386	10,863	10,375	3,895	3,548
5	0	0	14,326	12,933	14,149	13,008	5,646	2,837	6,868	6,306	10,713	9,739	3,739	3,126

種 別 年 度	ロ タ テ ッ ク		高 齢 者 インフルエンザ		高 齢 者 肺 炎 球 菌	
	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員
30			68,655	66,980	13,728	11,964
元			68,655	71,776	7,000	6,644
2	3,000	1,930	70,687	86,900	8,900	6,060
3	4,800	4,830	79,878	75,492	7,000	5,185
4	4,419	4,899	67,450	76,352	5,550	4,075
5	4,907	4,746	134,732	73,884	5,897	4,759

種 別 年 度	風 し ん 第 5 期	
	抗体検査	予防接種
元	5,036	967
2	9,889	582
3	2,215	521
4	1,192	451
5	2,756	579

③ 任意の予防接種費用の助成

1. おたふくかぜ

おたふくかぜの感染予防及びまん延防止のため、ワクチンの接種を行う場合に、費用の一部を1回（3,000円）助成する。（単位：人）

対 象 者	年 度		
生後12月から生後24月に至るまでの間に、おたふくかぜの予防接種を受けたことがなく、おたふくかぜにかかったことがない者	3	4	5
	3,071	3,168	2,996

2. 骨髄移植後等におけるワクチン再接種

骨髄移植等により、それ以前に予防接種法に定められた接種済みの予防接種で得た免疫がなくなり、ワクチンの効果が期待できないと医師に診断され、任意で改めて予防接種を受ける場合に費用を助成する。（単位：人）

対 象 者	年 度		
骨髄移植等により、再接種を受けることが適当であると医師に認められた者・再接種日に大分市に住民登録されている者(年齢制限あり)	3	4	5
	3	2	2

9 学生実習指導

(1) 令和5年度実習生受け入れ状況

看護学生他

	学 校 名	人 数	時 期
1	大分大学医学部 看護学科	6	5月8日～26日
		7	11月27日～12月15日
2	大分県立看護科学大学 大学院	1	6月～2月
		10	10月31日
3	大分県立看護科学大学 看護学科	4	5月15日～26日
		4	5月29日～6月9日
4	大分市医師会看護専門学校	9	6月5日～9日
		10	6月12日～16日
		10	6月19日～23日
		10	6月26日～30日
		8	7月3日～7日
5	大分中央看護学校	2	9月4日～5日
		1	9月7日～8日
		2	10月2日～3日
		2	10月5日～6日
6	藤華医療技術専門学校 看護学科	2	10月30日～11月2日
7	藤華医療技術専門学校 助産学科	4	9月25日～29日
		4	11月20日～24日
8	大分大学 医学部 医学科	6	9月11・25日、10月23日
9	大分歯科専門学校	26	8月29日、9月12日、 10月11・31日、11月9日

管理栄養士

	学 校 名	人 数	時 期
1	別府大学	5	9月25日～29日
		3	9月25日、10月10日～13日
		4	9月25日、10月17日～20日
		3	9月25日、10月24日～27日
		4	9月25日、10月17日～20日
2	中村学園大学	2	9月25日～29日

10 生 活 衛 生

〈6年度予算額：813千円、負担率：市単独〉

市民の日常生活に密着した理容・美容、旅館・ホテル、公衆浴場等の営業施設に関してはエイズ、COVID-19、レジオネラ症等の新たな感染症が大きな社会問題となっており、営業者の適切な衛生管理が強く求められていることから、条例等を制定するとともに、立入検査・指導を強化している。また、多くの市民が利用する大型店舗・事務所等の建築物や水道施設は、市民生活の基盤をなすものであり、管理基準に基づいた衛生確保が図られるよう立入検査・指導を実施している。

また、その他衛生に関する様々な問題についての相談、苦情への対応、あるいは情報提供を行うことで快適な生活環境の確保に努めている。

(1) 生活衛生営業施設数及び立入検査

(令和6年3月31日現在)

業 種 \ 年 度		R 3	R 4	R 5	
				施 設 数	立入検査
理 容 所		398	395	395	6
美 容 所		1,120	1,164	1,216	97
ク リ ー ニ ン グ	工 場	57	55	54	0
	取 次 所	203	191	185	11
	無店舗取次店	4	4	4	0
	計	264	250	243	11
興 行 場		12	12	12	0
旅 館	旅館・ホテル	106	103	97	17
	簡 易 宿 所	8	10	11	1
	下 宿	9	9	8	0
	計	123	122	116	18
公 衆 浴 場	一 般	19	19	19	9
	そ の 他	41	43	50	11
	計	60	62	69	20
総 数		1,977	2,005	2,051	152

① レジオネラ症防止対策

レジオネラ症防止対策として「大分市公衆浴場法施行条例」及び「大分市旅館業法施行条例」が制定されており、レジオネラ属菌の水質検査を行うこと、検査結果を掲示すること、検査結果を市長に報告すること等を含む営業者の管理体制の強化が義務付けられている。

条例に基づき対象となる施設から報告のあったレジオネラ属菌の自主検査結果については、全施設においてレジオネラ属菌未検出であった。

② 遊泳用プール

遊泳用プール23施設（市営：10、私営その他：13）中6施設の衛生管理状況について調査した。

(2) 温泉利用許可施設数

温泉法に基づき、温泉を公共の浴用・飲用に利用する場合は許可が必要となっている。

（令和6年3月31日現在）

用途 \ 年度等	R 3	R 4	R 5	総 数
浴 用	2	2	3	116
飲 用	0	0	0	7

(3) 特定建築物・登録営業所の施設数及び立入検査

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」では、特定用途に供される部分の延べ面積が3,000㎡以上の建築物を特定建築物とし、適切な維持管理をするよう定めている。

立入検査及び書類検査では、空気環境、給・排水設備等の維持管理状況、建築物環境衛生管理技術者の選任状況等について調査を行い、書類の整備、貯水槽の管理、水質検査の実施等について指導した。

① 特定建築物の施設数及び立入検査件数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

用途 \ 年度	R 3	R 4	R 5		
			施設数	立入検査	書類検査
興行場	2	2	2	0	0
百貨店	11	11	11	0	0
店舗	36	36	37	7	0
事務所	84	84	83	13	9
学校	5	6	6	0	0
旅館	21	21	21	4	0
その他	9	10	10	0	0
総数	168	170	170	24	9

② 県知事登録営業所数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

業種 \ 年度	R 3	R 4	R 5		
			総数	再登録	新規登録
建築物清掃業	29	32	30	3	2
建築物空気環境測定業	5	5	5	1	1
建築物飲料水水質検査業	2	2	2	1	0
建築物飲料水貯水槽清掃業	46	47	44	14	3
建築物ねずみ・こん虫等防除業	15	15	14	5	0
建築物環境衛生総合管理業	11	11	10	5	0
建築物排水管清掃業	3	3	3	1	0
総数	111	115	108	30	6

* ビルの清掃、貯水槽の清掃などの営業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2による県知事の登録を受けることができる。同登録には、機械器具その他の設備、並びに厚生労働大臣が定めた資格者が必要である。

(4) 水道等施設数及び立入検査

水道法では、給水対象人口が5,001人以上のものを「上水道」、101人以上5,000人以下のものを「簡易水道」、居住者が101人以上又は一日最大給水量が20m³を超える自家用の水道を「専用水道」として区分している。さらに、居住者が50人以上100人以下の施設は、大分県給水施設条例で「給水施設」に区分される。

また、水道事業者から供給される水のみを受水槽に受け利用している施設で、槽の有効容量が10m³を超える施設は「簡易専用水道」として水道法の適用を受ける。受水槽の有効容量が、10m³未満の施設は、「小規模貯水槽水道」として「大分市小規模貯水槽水道維持管理指導要綱」に基づいた管理が求められる。

① 水道施設数及び立入検査件数

(令和6年3月31日現在)

年度 \ 項目	上水道	簡易水道(公)	簡易水道(組)	専用水道		給水施設	
				施設数	立入検査	施設数	立入検査
R 3	1	0	2	54	4	2	0
R 4	1	0	1	53	4	2	0
R 5	1	0	1	52	1	2	0

② 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道立入検査件数

(令和6年3月31日現在)

年度	総数	共同住宅	旅館	店舗	学校	その他
R 3	13	0	2	3	0	8
R 4	17	0	2	1	0	14
R 5	16	0	2	2	0	12

11 墓 地 管 理

〈6年度予算額：63,346千円、負担率：市単独〉

墓地の管理及び設置が公衆衛生や公共福祉の観点から支障なく行われるよう、墓地・埋葬等に関する法律に基づき、墓地開発や埋葬方法等について許可や指導、また、市営墓地及び市営納骨堂の適正な管理を行う。

① 市営墓地の管理

名 称	所 在 地	面 積	区 画 数	開 設 年
丸 山 墓 地 公 園	大字永興1425番地	33,024.83㎡	1,023	昭和40年
上 野 墓 地	大字上野985番地の2	5,292.00㎡	404	明治20年
西 浜 墓 地	大字鶴崎1603番地の2	3,219.00㎡	385	明治44年
駄 原 墓 地	大字駄原1348番地の1	5,246.30㎡	1,273	大正10年

② 市営墓地に関する各種申請

(令和6年3月31日現在)

年 度	新規使用許可	記載事項変更	新設等承認	承 継 届	返 還 届
R 3	14	4	37	34	13
R 4	12	8	33	30	14
R 5	7	3	28	30	12

③ 市営納骨堂の管理

(令和6年3月31日現在)

名 称	所 在 地	区 画 数	開 設 年
大分市営納骨堂	大字永興1440番地	652区画及び合葬式収蔵施設	平成26年

④ 市営納骨堂に関する各種申請

(令和6年3月31日現在)

年 度	新規使用許可	記載事項変更	承 継 届	返 還 届
R 3	125	14	8	1
R 4	155	3	8	4
R 5	208	2	9	1

※合葬式収蔵施設への使用許可申請を含む。

⑤ 墓地・納骨堂の経営及び改葬許可

(令和6年3月31日現在)

年 度	墓 地	納 骨 堂	改 葬
R 3	4	4	336
R 4	4	6	269
R 5	5	4	237

※変更許可を含む。

12 狂 犬 病 予 防

〈6年度予算額：11,846千円、負担率：市単独〉

狂犬病の海外からの侵入に対する予防対策の強化が求められている中、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射を実施した。

予防注射は、公園・公民館など67会場での集合注射及び契約動物病院での個別注射により実施した。

犬に関する相談件数は、飼い犬がいなくなったという相談が依然として多く、犬の鳴き声の相談など、飼い犬の管理に関するものや、飼い犬のふんの放置や放し飼いなどの県条例違反に関するものなどさまざまで、年間400件前後ある。係留されていない犬の捕獲については、捕獲数は減少傾向である。これに加え、捕獲後飼い主に返還できた犬の割合が9割前後まで増えた。このため、攻撃性がある犬であるなどのやむを得ない場合を除き、犬の殺処分頭数を減らすことができた。

① 登録及び注射頭数 (令和6年3月31日現在)

年 度 \ 区 分	年度末登録頭数	新規登録頭数	予防注射頭数
R 3	21,757	2,066	14,345
R 4	21,701	1,927	15,256
R 5	21,907	2,126	15,653

② 犬に関する相談件数 (令和6年3月31日現在)

区 分 \ 年 度	R 3	R 4	R 5
総 数	393	400	334
捕 獲 依 頼	20	14	11
引 き 取 り 依 頼	37	39	45
放し飼い取り締まり依頼	26	24	26
鳴 き 声	28	41	29
糞 尿 汚 物 悪 臭	24	31	29
行 方 不 明	73	77	95
糞・放し飼い看板交付	74	74	48
そ の 他	110	100	51

③ 野犬捕獲等の状況 (令和6年3月31日現在)

年 度 \ 区 分	捕 獲 頭 数	引 取 犬	返 還 頭 数	譲 渡 頭 数	処 分 頭 数	咬傷事故件数
R 3	102	9	87	18	3	15
R 4	111	13	97	21	8	20
R 5	97	23	89	26	4	23

注：捕獲頭数と引取犬の合計から返還・譲渡を差し引いた頭数と処分頭数が一致しないのは、処分が年度をまたがることによる。

13 動物愛護管理

〈6年度予算額：6,320千円、負担率：市単独〉

ペットの飼い主のマナーの向上と動物由来感染症の予防啓発を行い「人と動物が共生するまち」の実現を目指した取り組みを行っている。

「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」並びに「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」に基づき、夕暮れマナーアップ事業として、飼い犬の散歩時に糞を持ち帰ることを啓発するために、市内の公園などにおいてチラシなどの回覧や広報車による啓発を行った。

平成26年9月1日より開始した「人と猫が共生するまちづくり事業」により、地域に住む飼い主のいない猫の飼養管理・不妊去勢手術実施と地域の美化を行う「地域猫活動グループ」の募集を継続して行っている。

毎年9月20日から9月26日の動物愛護週間行事としては9月18日（月）おおいた動物愛護センターで「親子ふれあい動物フェスタ」を開催し、親子連れなど多くの来場者があった。

動物愛護教育活動「いのちの教育プログラム」では、市内の小学生を主な対象とし、動物の命に対する共感と責任及び一人ひとりの命の大切さを学ばせる授業をおおいた動物愛護センターと小学校で実施した。

大分県と共同運営しているおおいた動物愛護センターは、様々な動物愛護イベント、譲渡講習会などを開催することにより、動物の愛護と管理、動物福祉などの考え方を普及啓発している。

また、第1・3日曜日に開催した猫の譲渡会及び第2・4日曜日に開催した犬の譲渡会では、より良い譲渡を推進するために、展示方法など様々な工夫をして譲渡の推進を図った。

① 「いのちの教室」プログラム

（令和6年3月31日現在）

年 度	区 分	学 級 数	人 数
R	3	65	2,209
R	4	114	3,979
R	5	115	4,384

② 猫の引き取り頭数及び譲渡・処分頭数

（令和6年3月31日現在）

年 度	区 分	総 数	飼 え な く な っ た 猫	所 有 者 の い な い 猫	譲 渡 し た 猫	処 分 し た 猫
R	3	382	136	246	174	175
R	4	320	88	232	162	139
R	5	297	177	86	140	145

③ 猫に関する相談件数

(令和6年3月31日現在)

区 分 \ 年 度	R 3	R 4	R 5
総 数	1,068	1,033	1,037
放し飼い取り締まり依頼	8	8	11
鳴 き 声	4	6	4
糞 尿 汚 物 悪 臭	86	88	78
行 方 不 明	178	193	146
負 傷 猫	24	28	26
野 良 猫 へ の 餌 や り	55	76	86
そ の 他	713	634	686

④ 犬の譲渡

(令和6年3月31日現在)

年 度 \ 区 分	譲 渡 会 (子犬)	一般譲渡 (成犬)	合 計
R 3	4	14	18
R 4	0	21	21
R 5	5	21	26

⑤ 動物取扱業の登録状況

(令和6年3月31日現在)

年度 \ 区分	総施設数	業 種 別 内 訳					計
		販 売	保 管	貸出し	訓 練	展 示	
R 3	165	89	110	3	12	18	232
R 4	167	89	109	2	11	14	225
R 5	169	87	107	1	12	14	221

注：1 施設で複数業種の届出があるので、総施設数と業種別内訳計は一致しない。

又、総施設数は施設無しを含む。

14 食 品 衛 生

〈6年度予算額：9,972千円、負担率：市単独〉

食中毒事件の発生や、食品の規格基準の改正、食品表示の問題、市民の健康意識の高まりなどを背景として、本市は、大分県や九州農政局大分県拠点などと連携を図りながら、食品の安全を確保するために各般の取組みを行った。また、食品衛生法の定めにより毎年度、「食品衛生監視指導計画」を定め、食品関連施設への監視指導や、流通食品の収去検査、講習会等を実施することにより食品による危害防止対策に努めている。

食中毒については令和5年に3件の発生があり、病因物質はクドア・セブテンブクタータ、腸管出血性大腸菌O157及びノロウイルスがそれぞれ1件であった。

(1) 食品関連事業者に対する監視指導

ア 年間計画に基づく監視指導

(別表1、別表2)

食品衛生法に基づく営業許可を要する施設（食品の製造、加工、調理及び販売施設等）と、営業届出を要する施設（学校、病院、福祉施設等の集団給食施設や食品の販売店等）に対して監視指導を実施した。令和5年度における監視率は、営業許可を要する施設が104%、営業届出を要する施設が61%であった。

イ カンピロバクターによる食中毒防止対策

カンピロバクターによる食中毒は毎年全国で発生していることから、夏期における食中毒発生防止対策の一環として、焼肉店や主に鶏料理を扱う飲食店（320施設）及び食肉事業者（88施設）、合計408施設に対しカンピロバクターによる食中毒防止に関するチラシを送付した。

また、生又は加熱不十分な食肉の喫食による食中毒を防止するため、各種講習会において啓発を行った。

ウ ふぐによる食中毒発生防止の徹底

ふぐ毒による食中毒については、発生件数は多くないものの、毎年のように全国各地で重症事例や死亡事例が報告されている。ふぐ食中毒の発生防止のため、食品衛生法及び大分県食の安全・安心推進条例に基づき、ふぐを取り扱う飲食店及び魚介類販売業等に対する監視指導を行った。なお、令和3年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）が施行され、ふぐを処理する施設の要件が食品衛生法施行規則で定められるところとなった。

令和5年度	ふぐ処理施設	146施設	内訳	飲食店営業	97
				魚介類販売業	47
				水産製品製造業	2
				複合型そうざい製造業	0
				複合型冷凍食品製造業	0

(令和6年3月末)

(2) 収去検査

(別表 3)

小売店や公設市場などで流通している食品を収去検査し、食品衛生法の定めによる「規格基準」(超過すると食品衛生法違反になる。)や「大分県食品衛生指導基準」の適合状況を確認した。

検査項目は食中毒菌などの「微生物検査」や、食品添加物、残留農薬などの「理化学検査」である。

(3) 食中毒発生状況

(別表 4)

令和 5 年(国の統計に合わせ食中毒件数は暦年で集計している)の大分市内での食中毒件数は 3 件(患者数計 68 人)であり、病因物質はクドア・セプトエンピクタータ、腸管出血性大腸菌 O157 及びノロウイルスがそれぞれ 1 件であった。

大分市保健所は食中毒を発生させた施設に対して、行政処分(営業停止命令や施設整備改善命令)を行ったほか、施設従事者への衛生講習等を行うことにより再発防止対策を講じた。

食中毒発生状況(全国)

発生前	発生件数(件)	患者数(人)	死亡者数(人)
令和元年	1,061	13,018	4
令和 2 年	887	14,613	3
令和 3 年	717	11,080	2
令和 4 年	962	6,856	5
令和 5 年	1,021	11,803	4

食中毒発生状況(大分県)

発生前	発生件数(件)	患者数(人)	死亡者数(人)
令和元年	6 (4)	126 (102)	0
令和 2 年	5 (0)	72 (0)	0
令和 3 年	4 (0)	20 (0)	0
令和 4 年	9 (3)	392 (318)	0
令和 5 年	12 (3)	146 (68)	0

() 内は、大分市内の数

(4) 食品の苦情・相談

令和 5 年度の食品に関する苦情・相談は、99 件あった。苦情内容別では「有症苦情」、「異物混入」の件数が多かった。また、保健所は苦情のあった原因施設に対して立ち入り調査を行い、原因究明と再発防止の衛生指導を行った。なお製造業者が市外である場合は、所管する関係自治体に調査、指導を依頼した。

苦情相談の内訳

年 度 項 目	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	件数	%	件数	%	件数	%
総 数	80	100.0	90	100.0	99	100.0
腐敗・変敗・カビ等	7	8.8	8	8.9	9	9.1
異 物 混 入	10	12.5	16	17.8	21	21.2
営 業 施 設 の 衛 生	14	17.5	7	7.8	2	2.0
従 業 員 の 衛 生	10	12.5	4	4.4	5	5.1
騒 音 ・ 汚 水 等	1	1.3	0	0.0	1	1.0
表 示	6	7.5	14	15.6	4	4.0
有 症 苦 情	15	18.8	19	21.1	45	45.5
そ の 他	17	21.3	22	24.4	12	12.1

(苦情内容の重複を含む)

(5) 食品衛生思想の普及・啓発

ア 市民に対して

市民に対して、下記のとおり計3回（参加者数計40名）の講習会や啓発イベントの開催等を行い、情報提供と啓発を行った。

a 市民食品衛生講座

市内居住者に対して家庭での食品衛生についての講習会を2回行い、参加者35名に啓発を行った。

b 一日食品衛生監視員

一日食品衛生監視員を委嘱した報道関係者5名に食品衛生に関する講習を行い、市民に対して街頭啓発を行った。

イ 食品関係事業者に対して

食品関係事業者に対して、下記のとおり計22回（参加者数計1,634名）の食品衛生講習を行い、情報提供と啓発を行った。

a 食品衛生責任者養成講習会

食品営業をするにあたって必要な食品衛生責任者を養成するための講習会。4回開催し、計392名が受講した。

b 食品衛生責任者実務講習会

食品営業許可の更新を迎えた食品衛生責任者が受講する講習会。4回開催し、計312名が受講した。

c 食品衛生指導員研修会

食品衛生協会会員への指導的立場である食品衛生指導員に対して行う講習会。2回開催し、延

べ計77名が受講した。

d 衛生講習会

食品事業者や他の部署からの依頼により出向き、従事者に対して行う講習会。8回開催し、計307名が受講した。

e 集団給食担当者講習会

大規模な給食施設である学校や福祉施設の給食担当者に対して講習会を開催した。4回開催し、計546名が受講した。

ウ 各種団体及びその他関係者に対して

各種団体及びその他関係者を対象に、食品衛生講習会を計11回（参加者数計338名）実施した。

令和5年度食品衛生講習会（令和6年3月末）

	対 象 者 別 分 類					
	一般消費者	食品営業関係	集団給食関係	各種団体	そ の 他	合 計
回 数	3	18	4	4	7	36
参加人数（名）	40	1,088	546	150	188	2,012

(6) その他

「令和6年度大分市食品衛生監視指導計画」の策定について

本計画の策定にあたっては、市民から広く意見を聴取し、市民から寄せられた意見を整理及び検討後、監視指導計画を定めて公表している。「令和6年度大分市食品衛生監視指導計画（案）」に対する市民意見公募では、1件の意見が寄せられた。

大分市保健所では、「令和6年度大分市食品衛生監視指導計画」を策定し、保健所衛生課の窓口及びホームページで公表している。

（計画策定にあたっての市民意見公募の概要）

募 集 案 内：ホームページ、市報、報道機関への情報提供

意見募集期間：令和6年2月7日から3月7日まで

公 表 資 料：令和6年度大分市食品衛生監視指導計画（案）

用語集

資料入手方法：大分市ホームページから

各支所、情報公開室、保健所衛生課窓口での配布

意見提出件数：1件

営業許可を要する施設に対する監視指導状況（令和5年度）

（別表1）

（令和6年3月末現在）

※再掲 ※再掲 ※再掲 ※再掲	ランク		業種	施設数	R 5 予定	監視 件数	不利益処分件数			措置件数 始末書	
							営業 停止	改善 命令	廃棄 命令		
	B		前年度「行政処分」施設(食中毒、規格基準違反)	1	1	1	0	0	0	0	
	B		前年度収去「不良」製造施設	4	4	3	0	0	0	0	
	B	HACCP	「HACCPに基づく衛生管理」実施施設	6	6	15	0	0	0	0	
	C	輸出	対中・対ベトナム輸出水産食品取扱登録施設	2	1	3	0	0	0	0	
	C	畜調 理 護 (旧法)	① 飲食店営業	17	9	10	0	0	0	0	
	C		飲食店営業（一般食堂・レストラン）	24	12	1	0	0	0	0	
	C		飲食店営業（仕出し屋・弁当屋）	7	4	3	0	0	0	0	
	D	飲 食 (旧法)	① 飲食店営業 ※大量調理除く	2,063	413	1,151	0	0	0	0	
	D		飲食店営業（一般食堂・レストラン） ※	1,249	250	23	2	0	0	0	
	D		飲食店営業（仕出し屋、弁当屋） ※	127	25	19	0	0	0	0	
	D		飲食店営業（旅館）	15	3	0	0	0	0	0	
	D		飲食店営業（その他）	1,460	292	46	0	0	0	0	
	D	自販機	② 調理機能を有する自動販売機(要許可)	382	76	7	0	0	0	0	
	D	販 売 業	③ 食肉販売業	152	30	52	0	0	0	0	
	D		④ 魚介類販売業（市場内を除く）	171	34	57	0	0	0	0	
	A		④ 魚介類販売業（市場内）	12	24	26	0	0	0	0	
	A	製 造 業 等	⑤ 魚介類競り売り営業	3	6	8	0	0	0	0	
	C		⑦ 乳処理業	2	1	6	0	0	0	0	
	B		⑨ 食肉処理業（食鳥、ジビエ）	6	6	10	0	0	0	0	
	C		⑨ 食肉処理業（食鳥、ジビエを除く）	22	11	21	0	0	0	0	
	C		⑪ 菓子製造業	582	291	93	0	0	0	0	
	C		⑫ アイスクリーム類製造業	11	6	19	0	0	0	0	
	C		⑬ 乳製品製造業	4	2	4	0	0	0	0	
	C		⑭ 清涼飲料水製造業	10	5	3	0	0	0	0	
	C		⑮ 食肉製品製造業	5	3	6	0	0	0	0	
	C		⑯ 水産製品製造業	4	2	3	0	0	0	0	
	C		⑰ 氷雪製造業	2	1	0	0	0	0	0	
	C		⑱ 液卵製造業	0	0	1	0	0	0	0	
	C		⑲ 食用油脂製造業	1	1	0	0	0	0	0	
	C		⑳ みそ又はしょうゆ製造業	7	4	2	0	0	0	0	
	C		㉑ 酒類製造業	3	2	2	0	0	0	0	
	C		㉒ 豆腐製造業	7	4	8	0	0	0	0	
	C		㉓ 納豆製造業	1	1	0	0	0	0	0	
	C		㉔ 麺類製造業	16	8	3	0	0	0	0	
	C		㉕ そうざい製造業	108	54	50	0	0	0	0	
	B		㉖ 複合型そうざい製造業	0	0	1	0	0	0	0	
	C		㉗ 冷凍食品製造業	17	9	9	0	0	0	0	
	B		㉘ 複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	
	C		㉙ 漬物製造業	48	24	15	0	0	0	0	
	C		㉚ 密封包装食品製造業	1	1	2	0	0	0	0	
	C		㉛ 食品の小分け業	3	2	5	0	0	0	0	
	C		㉜ 添加物製造業	8	4	5	0	0	0	0	
	C		(旧法)	魚肉ねり製品製造業	1	1	1	0	0	0	0
	C			乳酸菌飲料製造業	1	1	1	0	0	0	0
	C			ソース類製造業	3	2	2	0	0	0	0
	C			缶詰又は瓶詰食品製造業	2	1	0	0	0	0	0
	C			⑥集乳業、⑧特別牛乳搾取処理業、⑩食品の放射線業	0	0	0	0	0	0	0
	A ランク合計			施設数	15	30	34	0	0	0	
				達成率		113%					
	B ランク合計			施設数	17	17	30	0	0	0	
				達成率		176%					
	C ランク合計			施設数	919	460	278	0	0	0	
				達成率		61%					
	D ランク合計			施設数	5,619	1,124	1,355	2	0	0	
				達成率		121%					
	合計			施設数	6,570	1,630	1,697	2	0	0	
				達成率		104%					

注）監視ランク分類（年間標準立入検査回数） A 年2回 B 年1回 C 2年1回 D 5年1回

施設数は令和5年3月末現在の数値

営業届出を要する施設に対する監視指導状況（令和５年度）

（別表２）

（令和６年３月末現在）

ランク	業 種	施設数	R 5 予定	監視件数	不利益処分件数			措置件数
					営業停止	改善命令	廃棄命令	始末書
D	① 魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	235	47	29	0	0	0	0
D	② 食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	322	64	33	0	0	0	0
D	③ 乳類販売業	549	110	29	0	0	0	0
D	④ 氷雪販売業	11	2	0	0	0	0	0
D	⑤ コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	173	35	2	0	0	0	0
D	⑥ 弁当販売業	16	3	2	0	0	0	0
D	⑦ 野菜果物販売業	124	25	44	0	0	0	0
D	⑧ 米穀類販売業	37	7	4	0	0	0	0
D	⑨ 通信販売・訪問販売による販売業	4	1	2	0	0	0	0
D	⑩ コンビニエンスストア	163	33	30	0	0	0	0
D	⑪ 百貨店、総合スーパー	126	25	66	0	0	0	0
D	⑫ 自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く)	128	26	12	0	0	0	0
D	⑬ その他の食料・飲料販売業	243	49	20	0	0	0	0
D	⑭ 添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	2	0	0	0	0	0	0
D	⑮ いわゆる健康食品の製造・加工業	3	1	0	0	0	0	0
D	⑯ コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	22	4	0	0	0	0	0
D	⑰ 農産保存食料品製造・加工業	18	4	2	0	0	0	0
D	⑱ 調味料製造・加工業	3	1	0	0	0	0	0
D	⑲ 糖類製造・加工業	0	0	1	0	0	0	0
D	⑳ 精穀・製粉業	6	1	0	0	0	0	0
D	㉑ 製茶業	4	1	0	0	0	0	0
D	㉒ 海藻製造・加工業	4	1	0	0	0	0	0
D	㉓ 卵選別包装業	1	0	2	0	0	0	0
D	㉔ その他の食料品製造・加工業	17	3	0	0	0	0	0
D	㉕ 行商	2	0	0	0	0	0	0
D	㉖ 集団給食施設	195	39	18	0	0	0	0
D	㉗ 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	3	1	0	0	0	0	0
D	㉘ 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	2	0	0	0	0	0	0
D	㉙ その他	11	2	1	0	0	0	0
合 計		施設数	2,424	484	297	0	0	0
		達成率			61%			

注）監視ランク分類（年間標準立入検査回数） A 年２回 B 年１回 C ２年１回 D ５年１回

施設数は令和５年３月末現在の数値

収去検査結果（令和５年度）

(別表３)
(令和６年３月末現在)

		収去検査			微生物検査									理化学検査					
		R 3	R 4	R 5	R 3			R 4			R 5			R 3		R 4		R 5	
		検体数	検体数	検体数	良	不良		良	不良		良	不良		良	不良	良	不良	良	不良
						成分規格	県指導基準等		成分規格	県指導基準等		成分規格	県指導基準等						
総数		124	120	158	67		6	112	1	7	103		5	60		12		71	
魚介類		8	10	12	8			8		2	12								
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	1	4	1	1			4			1								
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	3	1	3	3			1			3								
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品			2														2	
	生食用冷凍鮮魚介類																		
魚介類加工品 (かん詰・びん詰食品を除く)		8	8	8	8		2	8			8								
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰食品を除く)		11	27	32	11			26		1	31		1	3		6		15	
アイスクリーム類・氷菓		4	3	4	4			2	1		4								
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰食品を除く)				10							6		1					3	
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰食品を除く)		69	54	65	22		2	53		1	26		1	47		6		38	
菓子類		16	13	10	10		2	10		3	6		2	6				2	
清涼飲料水		1												1					
酒精飲料		2		2										2				2	
水																			
かん詰・びん詰食品				3														3	
その他の食品		1												1					
器具及び容器包装																			
牛乳及び乳製品				6							6							6	

○食中毒発生状況

(別表 4)

○大分市内 (令和 5 年)

(令和 5 年12月末現在)

No.	発生場所	発生年月日	摂食者数	患者数	死者	病因物質	原因食品	原因施設
1	大分市	2月25日	13名	8名	0名	クダア・セブテン パンクタータ	ヒラメ刺身 (推定)	飲食店
2	大分市	10月22日	14名	7名	0名	腸管出血性 大腸菌O157	飲食店提供 料理(推定)	飲食店
3	大分市	12月16日	125名	53名	0名	ノロウイルス	飲食店提供 料理(推定)	飲食店
合 計			152名	68名	0名			

○大分市を除く大分県内 (令和 5 年)

(令和 5 年12月末現在)

No.	発生場所	発生年月日	摂食者数	患者数	死者	病因物質	原因食品	原因施設
1	九重町	3月1日	8名	8名	0名	ノロウイルス	飲食店提供 料理	飲食店 (旅館)
2	豊後大野市	3月27日	4名	2名	0名	カンピロバク ター・ジェジュニ	飲食店提供 料理	飲食店 (一般)
3	別府市	4月22日	3名	3名	0名	カンピロバク ター・ジェジュニ	飲食店提供 料理	飲食店 (一般)
4	国東市	5月20日	50名	25名	0名	ノロウイルス	弁当	飲食店 (旅館)
5	佐伯市	5月30日	3名	1名	0名	アニサキス	イワシの 酢漬け	家庭
6	中津市	7月6日	16名	9名	0名	黄色ブドウ 球菌	給食(三食 そばろ丼)	介護福祉 施設
7	杵築市	9月17日	59名	27名	0名	クダア・セブテン パンクタータ	ヒラメの 刺身(推定)	飲食店 (旅館)
8	別府市	10月12日	2名	1名	0名	アニサキス	しめさばの 寿司(推定)	飲食店 (寿司)
9	中津市	12月5日	2名	2名	0名	カンピロバク ター・ジェジュニ	飲食店提供 料理	飲食店 (一般)
合 計			147名	78名	0名			

大分県・大分市合計 件数 12件 患者数 146人

15 試 験 ・ 検 査

〈6年度予算額：15,783千円、負担率：市単独〉

試験検査業務は、主に行政検査として食品衛生に係る検査、感染症対策に係る検査を実施している。

また、市民や事業者からの依頼による検査も実施している。これらの検査を実施するにあたっては、検査の精度を確保するため外部機関による精度管理を行っている。

検査実施状況は以下のとおり。

(1) 食品衛生に係る検査

① 食品の収去検査

食品衛生法に基づき収去した食品について微生物検査、理化学検査を実施した。

また、スタンプ培地等による収去先の施設調査を実施した。(単位は件数)

区 分	検 査 項 目		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
微生物検査	(検体数)		(59)	(120)	(146)
	細菌数		56	105	131
	大腸菌群		17	18	22
	大腸菌 (E.coli)		31	82	101
	腸管出血性大腸菌O157等		0	0	0
	黄色ブドウ球菌		40	86	106
	サルモネラ属菌		0	0	3
	腸炎ビブリオ		8	16	11
	カンピロバクター属菌		0	0	0
	クロストリジウム属菌		0	0	1
	抗生物質 (簡易法)		3	9	13
	合 計		155	316	388
理化学検査	(検体数)		(21)	(16)	(48)
	シアン		2	0	2
	牛乳 (4項目)		0	0	6
	動物用医薬品 (45成分)		3	10	15
	添 加 物	保存料 3 成分	6	6	17
		酸化防止剤 5 成分	0	0	0
		甘味料	0	6	8
		亜硫酸塩	6	0	6
		亜硝酸根	0	0	3
	アレルギー物 質	小麦	7	0	7
		落花生	7	0	7
	合 計		31	22	71
施 設 調 査	スタンプ培 地	細菌数	53	42	56
		大腸菌群	52	42	56
		大腸菌	52	42	56
		黄色ブドウ球菌	53	42	56
	合 計		210	168	224

② 食中毒・有症苦情等に関する検査

食中毒や苦情等に際して原因を明らかにするため、便・食品等について検査を実施した。

微生物検査

(単位は検体数)

検 体	検 査 項 目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
便・吐物等	食中毒菌検索	1	10	16
	ノロウイルス	42	19	36
	その他のウイルス	0	0	0
	クドア・セプトエンピクタータ	0	7	0
食 品	食中毒菌検索	0	0	2
	ノロウイルス	0	0	7
	粘液胞子虫	0	4	0
ふき取り	食中毒菌検索	0	0	10
	ノロウイルス	0	0	20
合 計		43	40	91

理化学検査

検 体	検 査 項 目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
尿	テトロドトキシン	0	0	0
食 品	ヒスタミン	0	0	0
合 計		0	0	0

(2) 感染症対策に係る検査

① 特定感染症検査及び結核対策に関する検査

エイズやウイルス性肝炎の相談者や、結核患者の接触者について、血液、尿等の検査を実施した。

(単位は検体数)

区 分	検 査 項 目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
特定感染症	H I V抗体 (エイズ迅速検査)	249	380	435
	H B s 抗原	247	379	429
	H C V抗体	249	379	430
	梅毒血清反応	242	376	424
	クラミジア P C R	226	351	384
結 核	Q F T検査	608	300	292
合 計		1,821	2,165	2,394

② 感染症対策に関する検査

感染症発生時の患者、接触者等の健康調査に伴う便、咽頭ぬぐい液等の検査を実施した。

また、令和2年3月17日より新型コロナウイルス感染症の P C R 検査を開始した。

(単位は検体数)

区 分	検 査 項 目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
ウイルス検査	ノロウイルス（PCR）	3	0	34
	その他のウイルス	0	0	16
	新型コロナウイルス	45,994	31,915	104
細菌検査	腸管出血性大腸菌O157等	13	45	56
	赤痢菌	0	0	0
	チフス菌・パラチフスA菌	0	0	0
	コレラ菌	0	0	1
	レジオネラ属菌	0	0	1
合 計		46,010	31,960	212

(3) その他の検査

(単位は検体数)

区 分	検 査 項 目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
家庭用品 ※1	乳幼児用衣類（ホルムアルデヒド）	10	10	5
水質検査	浴用水等（レジオネラ属菌）	0	16	7
疫学調査 ※2	鼻咽頭拭い液等(新型コロナウイルスPCR)	0	0	227

※1 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく検査

※2 「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株PCR検査について（要請）」に基づく検査

(4) 依頼による検査

事業者や市民からの依頼により、検査を実施した。食品細菌検査については、食品衛生監視員から改善指導を受けた事業者を対象にしている。

(単位は件数)

区 分	検 査 項 目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
食品細菌検査	(検体数)	(0)	(0)	(0)
	細菌数	0	0	0
	大腸菌群	0	0	0
	大腸菌（E.coli）	0	0	0
	腸管出血性大腸菌O157等	0	0	0
	黄色ブドウ球菌	0	0	0
	サルモネラ属菌	0	0	0
	腸炎ビブリオ	0	0	0
	セレウス菌	0	0	0
	合 計	0	0	0
検便(保菌検査)	赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌・ その他のサルモネラ属菌	1,962	1,902	2,069
	腸管出血性大腸菌O157	1,962	1,902	2,038
	合 計	3,924	3,804	4,107

(5) 精度管理

試験検査の信頼性を確保するため、外部機関による精度管理に参加した。

主 催	精度管理事業名	項 目
(財)食品薬品安全センター 秦野研究所	2023年度食品衛生外部精度管理調査	サルモネラ属菌測定検査
(財)食品薬品安全センター 秦野研究所	2023年度食品衛生外部精度管理調査	残留動物用医薬品検査
(財)食品薬品安全センター 秦野研究所	2023年度食品表示に関する外部精度管理調査	アレルギー物質(卵)検査
厚生労働省	新型コロナウイルス感染症のPCR検査等にかかる精度管理調査	新型コロナウイルス核酸検査
特定非営利活動法人 結核感染診断研究会	2023年度第7回QFT検査外部精度管理	QFT検査（結核）

16 医務・薬事・免許

- 医務 …… 病院・診療所への立入検査、診療所・助産所の開設・変更許可等、衛生検査所の登録等、
 施術所・歯科技工所の開設届の受理等
- 薬事 …… 薬局・医薬品販売業者・医療機器販売業貸与業者・毒物及び劇物販売業者等の開設許可・
 登録及び各種申請の受理、医薬品医療機器等法・毒物及び劇物取締法に基づき対象業者に
 対しての指導・取締り
- 免許 …… 医療従事者免許申請等の受付、交付

(1) 医 務

① 病院・診療所等の施設数（令和6年3月31日現在）

	病 院	一般診療所	歯科診療所	助 産 所	施 術 所	歯科技工所	衛生検査所
施 設 数	53	395	220	44	459	98	4

病院・診療所の病床数（令和6年3月31日現在）

	病 院						一般診療所	合 計
	一 般	療 養	精 神	結 核	感染症	小 計		
病 床 数	4,312	400	2,733	0	12	7,457	1,305	8,762

② 病院・診療所等の開設・廃止状況

病 院	開設許可	2	歯科診療所	開設許可	4	施 術 所	開設届	43
	使用許可	16		使用許可	0		廃止休止届	23
	開設届	1		開設届	6		変更届	88
	廃止休止届	1		廃止休止届	12		計	154
そ の 他		109	そ の 他		103	衛生検査所	変更届	3
	計	129		計	125		廃止休止届	0
							計	3
医 療 法 人	設立認可	7	助 産 所	開設許可	0	歯科技工所	開設届	4
	解散認可	3		使用許可	0		廃止休止届	1
	そ の 他	150		開設届	4		変更届	4
	計	160		廃止休止届	3		計	9
診 療 所			医 療 法 人 (診療所のみ)	変更届	0			
	開設許可	13		計	7			
	使用許可	5						
	開設届	12		変更認可	12			
廃止休止届		16	そ の 他		561			
	そ の 他	171		計	573			
	計	217						

③ 医療施設数の推移

(各年10月1日現在)

		30	R元	R 2	R 3	R 4
病 院	大 分 市	53	53	53	54	53
	大 分 県	157	155	153	153	151
	全 国	8,372	8,300	8,238	8,205	8,156
一 般 診 療 所 (有床・再掲)	大 分 市	(93) 385	(94) 382	(92) 380	(91) 387	(91) 394
	大 分 県	(238) 955	(234) 949	(224) 939	(223) 960	(221) 962
	全 国	(6,934) 102,105	(6,644) 102,616	(6,303) 102,612	(6,169) 104,292	(5,958) 105,182
歯 科 診 療 所	大 分 市	227	229	228	232	227
	大 分 県	541	542	535	530	524
	全 国	68,613	68,500	67,874	67,899	67,755

④ 医療施設人口10万対数の推移

(各年10月1日現在)

		30	R元	R 2	R 3	R 4
病 院	大 分 市	11.1	11.1	11.1	11.4	11.2
	大 分 県	13.7	13.7	13.6	13.7	13.6
	全 国	6.6	6.6	6.5	6.5	6.5
一 般 診 療 所	大 分 市	80.5	79.9	79.9	81.5	83.1
	大 分 県	83.5	83.6	83.6	86.2	86.9
	全 国	80.8	81.3	81.3	83.1	84.2
歯 科 診 療 所	大 分 市	47.5	47.9	47.9	48.8	47.9
	大 分 県	47.3	47.8	47.6	47.6	47.3
	全 国	54.3	54.3	53.8	54.1	54.2

⑤ 病床数の推移

(各年10月1日現在)

		30	R 元	R 2	R 3	R 4
病 院 総 数	大 分 市	7,473	7,482	7,463	7,531	7,512
	大 分 県	20,030	19,838	19,633	19,588	19,458
	全 国	1,546,554	1,529,215	1,507,526	1,500,057	1,492,957
	精 神 病 床					
	大 分 市	2,697	2,695	2,695	2,731	2,731
	大 分 県	5,244	5,238	5,238	5,274	5,274
	全 国	329,692	326,666	324,481	323,502	321,828
	感 染 症 病 床					
	大 分 市	12	12	12	12	12
感 染 症 病 床	大 分 県	40	40	40	40	40
	全 国	1,882	1,888	1,904	1,893	1,909
	結 核 病 床					
結 核 病 床	大 分 市	0	0	0	0	0
	大 分 県	50	50	50	50	12
	全 国	4,762	4,370	4,107	3,944	3,863
療 養 病 床	大 分 市	436	436	500	500	440
	大 分 県	2,759	2,618	2,474	2,447	2,365
	全 国	319,506	308,444	289,114	284,662	278,694
一 般 病 床	大 分 市	4,328	4,339	4,768	4,288	4,329
	大 分 県	11,937	11,892	11,831	11,777	11,767
	全 国	890,712	887,847	887,920	886,056	886,663
一 般 診 療 所	大 分 市	1,438	1,439	1,397	1,365	1,365
	大 分 県	3,674	3,636	3,457	3,425	3,345
	全 国	94,853	90,825	86,046	83,668	80,436
歯 科 診 療 所	大 分 市	0	0	0	0	0
	大 分 県	1	0	0	0	0
	全 国	61	57	61	58	58

⑥ 病床数10万対数の推移

(各年10月1日現在)

		30	R 元	R 2	R 3	R 4
病 院 総 数	大 分 市	1,563.4	1,565.3	1,569.1	1,585.5	1,584.8
	大 分 県	1,750.9	1,747.8	1,746.9	1,758.3	1,757.7
	全 国	1,223.1	1,212.1	1,195.1	1,195.2	1,194.9
	精 神 病 床					
	大 分 市	564.2	563.8	566.6	574.9	576.2
	大 分 県	458.4	461.5	466.1	473.4	476.4
	全 国	260.7	258.9	257.2	257.8	257.6
	感 染 症 病 床					
	大 分 市	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	大 分 県	3.5	3.5	3.6	3.6	3.6
	全 国	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
結 核 病 床	大 分 市	—	—	—	—	—
	大 分 県	4.4	4.4	4.4	4.5	1.1
	全 国	3.8	3.5	3.3	3.1	3.1
療 養 病 床	大 分 市	91.2	91.2	105.1	105.3	92.8
	大 分 県	241.2	230.7	220.1	219.7	213.6
	全 国	252.7	244.5	229.2	226.8	223.0
一 般 病 床	大 分 市	905.4	907.7	894.8	902.7	913.3
	大 分 県	1,043.4	1,047.8	1,052.7	1,057.2	1,063.0
	全 国	704.4	703.7	703.9	706.0	709.6
一 般 診 療 所	大 分 市	300.8	301.0	293.7	287.4	288.0
	大 分 県	321.2	320.4	307.6	307.5	302.2
	全 国	75.0	72.0	68.2	66.7	64.4
歯 科 診 療 所	大 分 市	—	—	—	—	—
	大 分 県	—	—	—	—	—
	全 国	—	—	—	—	—

⑦ 医療関係従事者数の推移

(各年12月末現在)

区分 年度	医 師	歯科医師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准看護師	歯 科 技 工 士	歯 科 衛 生 士
20	1,116	304	919	173	134	4,088	2,116	327	597
22	1,152	317	949	158	154	4,618	2,213	344	637
24	1,214	323	968	197	196	4,975	2,169	335	641
26	1,229	313	1,018	198	194	5,323	2,132	353	650
28	1,237	321	1,044	209	186	5,552	2,023	320	682
30	1,281	316	1,053	215	184	5,736	1,940	334	712
R 2	1,341	319	1,111	239	208	6,064	1,832	339	718
R 4	1,409	339	1,131	306	202	6,543	1,693	327	808

⑧ 病院・診療所の立入検査状況

市民に適切な医療が提供されるよう、市内の病院・一般診療所（歯科含む）に対し、立入検査要綱及び下記項目に重点を置いて立入検査を実施した。

- ・医療安全管理対策 ・院内感染対策 ・防火、防災対策
- ・職員の健康管理 ・エックス線室の管理 ・医療広告 等

ア 立入検査件数（病院は毎年、診療所（歯科含む）は原則5年に1度、立入検査を実施している。）

病院…49施設 一般診療所（有床）…19施設 一般診療所（無床）…64施設

歯科診療所…51施設 計183施設

イ 立入検査結果

法的な不適合事項等があり、早急及び確実に対応いただきたい内容については「指摘事項」として、文書での改善報告を求めた。その他の事項については文書・口頭での指導を行った。

(ア) 病院に対する指摘事項について（49施設中）

項 目	施 設 数	指摘割合
消火訓練・避難訓練未実施	2施設	4.1%

(イ) 一般診療所（有床）に対する指摘事項について（19施設中）

項 目	施 設 数	指摘割合
医療の安全管理のための体制確保および院内感染対策のための体制確保の不備	3施設	15.8%

(ウ) 一般診療所（無床）に対する指摘事項について（64施設中）

項 目	施 設 数	指摘割合
職員の定期健康診断の未実施	3施設	4.7%
医療広告（ホームページ）の改善	2施設	3.1%
院内掲示の未実施	1施設	1.6%
医療に係る安全管理のための指針、院内感染対策のための指針、医薬品の安全使用のための業務手順書の未整備	1施設	1.6%

(エ) 歯科診療所に対する指摘事項について（51施設中）

項 目	施 設 数	指摘割合
医療広告（ホームページ）の改善	6施設	11.8%
エックス線室の漏洩放射線量測定の実施	4施設	7.8%

⑨ 衛生検査所立入検査状況

市内4ヵ所の衛生検査所のうち、1ヵ所に対し、衛生検査精度管理専門委員の指導のもとに、下記項目に重点を置いて立入検査を実施した。

- | | |
|-----------|------------|
| ア 前回の指摘事項 | イ 検査業務 |
| ウ 検査精度の向上 | エ 管理組織 |
| オ 職員の健康管理 | カ 問合せや苦情処理 |

立入検査結果

検査精度の向上や職員の研修等について不十分なものや、不適正なものについて文書にて指摘し改善を指示した。

指摘・改善指示事項	件 数
管 理 組 織 の 基 準	1
検 査 業 務	1
合 計	2

(2) 薬 事

① 薬局・医薬品販売業・医療機器販売業等の施設数（令和6年3月31日現在）

	薬 局	薬 局 製 剤 製 造 業	薬 局 製 剤 製 造 販 売 業	店 舗 販 売 業	高度管理医療機器等販売業貸与業	管理医療機器販売業貸与業	計
件 数	251	15	15	118	339	1,160	1,898

② 薬局・医薬品販売業・医療機器販売業等の開設・廃止状況

	開 設	更 新	廃 止	計
薬 局	11	61	8	80
薬 局 製 剤 製 造 業	0	4	2	6
薬 局 製 剤 製 造 販 売 業	0	4	2	6
店 舗 販 売 業	6	23	8	37
高度管理医療機器等販売業・貸与業	30	62	15	107
管理医療機器販売業・貸与業	42		37	79

③ 毒物劇物販売業の施設数（令和6年3月31日現在）

	一 般 販 売 業	農業用品目販売業	特 定 品 目 販 売 業	計
件 数	222	25	13	260

④ 毒物劇物販売業の登録・廃止状況

	登 録	更 新	廃 止	計
一 般 販 売 業	11	38	11	60
農 業 用 品 目 販 売 業	1	2	3	6
特 定 品 目 販 売 業	0	2	1	3

⑤ 薬事監視等の状況

ア 薬事監視

医薬品の安全性の確保を図るため、薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業貸与業者等に対して、監視指導を行った。特に、改正法の遵守について重点的に監視指導した。

（薬事監視結果）

	対象施設	立入検査施設 (延べ件数)	違反施設 (延べ件数)	違 反 内 容				計
				虚 偽 ・ 誇大広告	構造設備	販売体制	そ の 他	
総 数	1,898	432	149	5	13	52	171	241
薬 局	251	154	75	3	6	36	86	131
薬 局 製 剤 製 造 業	15	13	0	0	0	0	0	0
薬 局 製 剤 製 造 販 売 業	15	13	0	0	0	0	0	0
店 舗 販 売 業	118	92	32	2	7	16	25	50
高度管理医療機器等販売業・貸与業	339	160	42	0	0	0	60	60
管理医療機器販売業・貸与業	1,160	0	0	0	0	0	0	0

* 対象施設については、令和6年3月31日現在、立入検査は令和5年4月～令和6年3月

イ 毒物劇物販売業監視

平成12年4月から毒物劇物販売業者の登録事務や監視業務を行っているが、令和5年度も立入検査により、毒物劇物の取扱い等について周知徹底を図った。

(毒物劇物監視結果)

	対象施設	立入検査 施設 (延べ件数)	違反施設 (延べ件数)	違 反 内 容							
				無登録	取 扱 責任者	取 扱	表 示	譲渡手続	販売品目 制 限	その他	計
総 数	260	101	12	0	0	1	0	11	0	0	12
一 般 販 売 業	222	86	10	0	0	1	0	9	0	0	10
農業用品目販売業	25	9	2	0	0	0	0	2	0	0	2
特定品目販売業	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* 対象施設については、令和6年3月31日現在、立入検査は令和5年4月～令和6年3月

ウ 薬物乱用防止啓発事業

薬物乱用防止啓発事業として、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に協力し、街頭キャンペーンに参加し、市民に薬物乱用防止を啓発した。

(3) 免 許

① 医療従事者免許申請等数 () 内は新規申請数

	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師
件 数	67 (34)	7 (3)	73 (20)	66 (21)	23 (6)
	看 護 師	准 看 護 師	診療放射線技師	臨床検査技師	理 学 療 法 士
件 数	418 (189)	93 (45)	13 (10)	39 (22)	72 (47)
	作 業 療 法 士	視 能 訓 練 士	管 理 栄 養 士	栄 養 士	計
件 数	55 (25)	16 (15)	41 (10)	49 (9)	1,032 (456)

② その他の免許申請等数 () 内は新規申請数

	調 理 師	計
件 数	195 (152)	195 (152)

③ 各種試験受験申込者数

	毒物劇物取扱者試験	登録販売者試験	計
件 数	122	253	375

17 救急医療体制

〈6年度予算額：178,363千円、負担率：県一部負担 市その他〉

本市では医師会の協力により昭和53年から休日、夜間当番医制度を設け救急患者に対応している。

(1) 初期救急医療体制

休日及び夜間の診療を行う在宅当番医の調整及び在宅当番医の実施事業

1. 在宅当番医制事業

大分市医師会 530人

大分郡市医師会 350人

大分東医師会 80人

2. 休日在宅当番医制事業 9施設 8：30～17：00

内科（大分6、鶴崎・明野・大在・坂ノ市1、大南・植田・野津原1、佐賀関1）

歯科 2施設 大分県委託事業

3. 夜間在宅当番医制事業 5施設 17：00～22：00

内科（大分1、鶴崎・明野・大在・坂ノ市1、大南・植田・野津原1、佐賀関1、小児科）

4. 大分市小児夜間急患センター 20：00～22：00

概要：準夜帯における小児初期救急医療の拠点となる診療所であり、運営は公益財団法人大分県地域成人病検診協会が行っている。また、大分市小児科医会や大分大学医学部小児科学講座、大分市薬剤師会など多くの関係者の協力で運営体制が構築されている。

診療日数：366日

診療科目：小児科

診療体制：医師1名、看護師2名、事務職1名

診療医師：大分市小児科医会と大分大学医学部小児科学講座の医師

住所：大分市大字宮崎1415番地（おおいた健診センター敷地内）

(2) 第二次救急医療体制

1. 病院群輪番制病院運営事業

① 休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保する

② 実施医療機関

大分市医師会立アルメイダ病院、大分岡病院、大分三愛メディカルセンター、天心堂へつぎ病院、永富脳神経外科病院、大分赤十字病院、大分中村病院、河野脳神経外科病院、大分県立病院、大分医療センター

③ 診療日数 439日（休日73日、夜間366日）

2. 小児救急医療体制整備事業

① 休日及び夜間における小児救急医療を確保する

② 実施医療機関

大分こども病院

③ 診療日数 439日（休日73日、夜間366日）

18 各種協議会等

(1) 大分市地域保健委員会

設 立 昭和48年 1 月24日

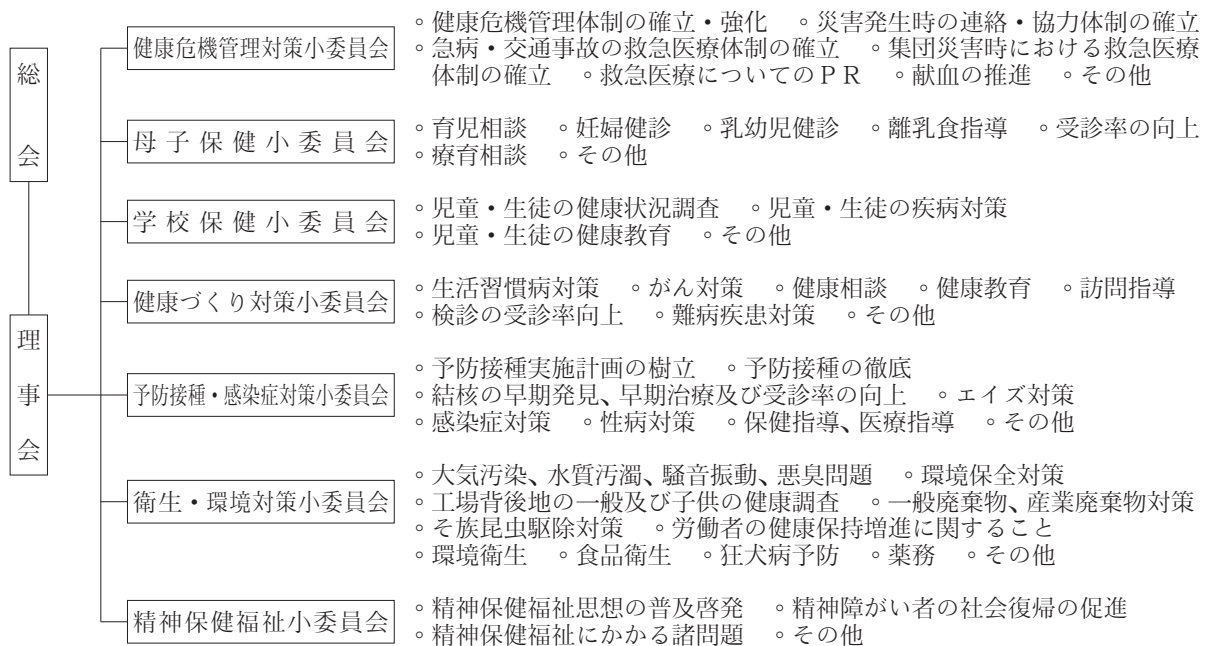
目 的 大分市地域社会における医療と公衆衛生に関するすべての問題を調査研究し、市民の健康保持増進のための事業を推進し、もって大分市地域社会の発展を図ること。

事 業

- ・大分市地域社会における医学的要請事項の調査研究
- ・大分市地域社会における医療と公衆衛生の開発に関する調査研究
- ・研究会及び講習会の開催
- ・各種予防接種、健康診断及びその他保健事業の推進
- ・衛生思想普及のための広報活動
- ・その他、目的達成のため必要と認める事項

構 成 医療有識者代表、学識経験者、住民代表、行政代表

会 議



※大分市地域保健委員会の目的を達成するため上記の小委員会を設置し、各部門別に専門の立場から調査研究し対策を検討して推進を図る。

(2) 大分市地域献血推進連合協議会

1. 目 的 地域住民の献血思想の普及を図り、献血者の組織化と献血制度の適正な運営を確保する。
2. 構 成 会長、副会長、理事、監事、支部長いずれも保健衛生組合連合会役員が兼任
3. 事 業
 - ・献血意識高揚のための啓発活動
 - ・目標達成のための広報活動
 - ・令和5年度の献血目標

33,098人（200ml：182人 400ml：21,221人 成分：11,695人）

4. 献血者（採血）数の推移

年度	大 分 県 下			大 分 市 内		
	目 標 数	実 績 数	対 比	目 標 数	実 績 数	対 比
28	46,912 人	45,384 人	96.7 %	33,677 人	32,280 人	95.9 %
29	45,571	45,416	99.7	31,971	31,520	98.6
30	46,533	46,105	99.1	32,968	31,942	96.9
元	45,882	48,391	105.47	31,913	34,528	108.19
2	48,494	49,659	102.4	34,998	36,118	103.2
3	48,339	48,449	100.2	34,537	35,109	101.7
4	47,370	46,659	98.5	34,510	34,009	98.5
5	46,323	47,744	103.1	33,098	34,519	104.3

(3) 公益財団法人 大分県地域成人病検診協会（R 6 . 3 . 31現在）

1. 目 的 生活習慣病予防を中心とした健診、健康指導、健康教育及び小児初期救急における診療を行い、地域住民の健康の向上に寄与する。
2. 組 織 等
 - 理 事 長（医療） 1 人
 - 常務理事（行政、協会職員） 2 人
 - 理 事（医療、住民代表、経済、行政、学識経験者等） 11人
 - 監 事（医療、行政） 2 人
 - 評 議 員（医療、住民代表、経済、行政、学識経験者等） 19人
3. 建 設 状 況
 - 総 工 費 16億7千万円
 - 着 工 平成30年6月
 - 竣 工 令和元年9月
 - 建築面積 1,263.81㎡
 - 延床面積 4,691.28㎡
 - 敷地面積 4,836.02㎡
4. 事 業 開 始 昭和53年9月
5. 事 業
 - 健診（脳ドック・人間ドック・日帰りドック・一般健診・移動健診・健康診断・市民健診・特定保健指導・結核検診・肺がん検診・胃がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・トレーニング・学童健診）
 - 健康教育
 - 健康増進
 - 小児初期救急診療 20：00～22：00

19 大分市保健所調査研究実施状況

新型コロナウイルスの影響により令和5年度は開催していません。

20 大分市保健所の概要

(1) 沿 革

平成7年5月9日	大分市生活環境部保健衛生課内に保健所開設準備室を設置
平成8年9月26日	中核市の指定に関する政令が公布され、保健所設置が承認される
平成9年4月1日	中核市移行に伴い、大分市保健所を設置 長浜町2丁目13番29号において県の旧大分保健所施設を借用し、保健所業務を開始 生活環境部大分市保健所に保健総務課、衛生課、健康課の3課を置く
平成10年4月1日	機構改革により福祉保健部となる
7月9日	大分県医薬品卸業協会、大分県医科機器協同組合と「集団災害時における医薬品、医療用具等の調達に関する協定書」締結
平成11年4月1日	食品衛生検査施設における検査等の業務管理（GLP）の導入
平成12年2月2日	「大分市栄養業務推進計画」策定
11月28日	大分市医師会、大分郡市医師会、大分東医師会と「重大な健康危機が発生した場合の技術支援に関する協定書」締結
平成14年3月15日	「第2次大分市母子保健計画」策定
平成15年2月19日	「いきいき健康大分市民21」策定
4月10日	「いきいき健康館」開館
平成17年1月1日	市町村合併により旧佐賀関町、旧野津原町が大分市保健所の所管となる 「大分市健康センターひまわり」設置
11月7日	東部・西部保健福祉センター開設
平成19年2月11日	「いきいき健康大分市民21」中間評価
平成20年4月1日	新保健所供用開始 中央保健センター開設
6月5日	「大分市食育推進計画」策定
11月28日	「大分市新型インフルエンザ対応計画」策定
平成21年4月1日	佐賀関保健指導室、野津原保健指導室開設
平成23年4月1日	大在健康支援室、坂ノ市健康支援室、大南健康支援室開設 佐賀関健康支援室、野津原健康支援室に名称変更
平成24年4月1日	大分市小児夜間急患センターを開設
平成25年1月8日	「第2期大分市食育推進計画」策定
3月29日	「第2期いきいき健康大分市民21」策定
12月24日	「大分市新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成26年3月24日	医療関係4団体（一般社団法人大分市連合医師会、大分市歯科医療関係協議会、

公益社団法人大分市薬剤師会、公益社団法人大分県看護協会）と「災害時の医療
救護活動に関する協定書」締結

4月1日	保健予防課を新設
7月1日	大分市営納骨堂供用開始
平成28年12月13日	「大分市民のころといのちを守る自殺対策行動計画」策定
平成30年3月20日	「第2期いきいき健康大分市民21」の中間評価
平成30年3月31日	「第3期大分市食育推進計画」策定
令和4年3月9日	「大分市民のころといのちを守る自殺対策行動計画延長計画」策定
令和6年4月1日	「大分市感染症予防計画」策定

(2) 施設の概要

○大分市保健所

所在地	大分市荷揚町6番1号
敷地面積	1,086.70㎡
延床面積	5,146.98㎡
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建
	6階 理化学検査室、大会議室
	5階 微生物検査フロア
	4階 X線室、中会議室
	3階 健診フロア（1歳6か月健診・3歳児健診）
	2階 保健総務課、保健予防課、衛生課、相談室、大分市食品衛生協会
	1階 健康課、総合案内
	地下1階 駐車場（身体障がい者、妊婦の方専用）

○その他の保健施設

名 称	所 在 地
中央保健センター	大分市荷揚町6番1号
東部保健福祉センター	大分市東鶴崎1丁目2番3号（鶴崎市民行政センター内）
大在健康支援室	大分市政所1丁目4番3号（大在市民センター内）
坂ノ市健康支援室	大分市坂ノ市南3丁目5番33号（坂ノ市市民センター内）
佐賀関健康支援室	大分市佐賀関1407番地の27（佐賀関市民センター内）
西部保健福祉センター	大分市玉沢743番地の2（植田市民行政センター内）
大南健康支援室	大分市中戸次5115番地の1（大南市民センター内）
野津原健康支援室	大分市野津原800番地（野津原市民センター内）
いきいき健康館	大分市大手町3丁目6番15号
大分市健康センターひまわり	大分市佐賀関880番地1

裏表紙
2023大分市人権フォトコンテスト入選作品

上段	優良賞	「願いをこめて」	内 田 由起子	さん
中段	優良賞	「大ばあば、またね。」	光来出	修 さん
下段	優良賞	「大好き」	ゆ っ ち ゃ ん	さん

大分市の福祉と保健

(令和6年度)

編集・発行／大分市福祉保健部
福 祉 保 健 課

